

平成16年第3回（9月）定例会

東伊豆町議会会議録

平成16年 9月13日 開会

平成16年 9月24日 閉会

東伊豆町議会

平成16年第3回東伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（9月13日）

議事日程	6
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
職務のため出席した者の職氏名	7
開会の宣告	8
議会運営委員長の報告	8
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	10
諸般の報告	10
町長の行政報告	10
一般質問	15
八代善行君	15
西村弘佐君	20
山本鉄太郎君	26
鈴木勉君	30
山田直志君	43
散会の宣告	63

第2号（9月14日）

議事日程	65
出席議員	65
欠席議員	65
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	65
職務のため出席した者の職氏名	66
開議の宣告	67
議事日程の報告	67
一般質問	67
居山信子君	67
飯田龍一君	80
専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 「平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）」について	96
同意案第2号 東伊豆町教育委員会委員の任命について	98
議案第42号 東伊豆町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条	

例について.....	99
議案第43号 財産の取得について.....	101
議案第44号 平成16年度東伊豆町一般会計補正予算(第3号)について.....	104
議案第45号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)に ついて.....	118
議案第46号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第2号) について.....	120
議案第47号 平成16年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)につい て.....	123
散会の宣告.....	126

第3号(9月15日)

議事日程.....	127
出席議員.....	127
欠席議員.....	127
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	127
職務のため出席した者の職氏名.....	128
開議の宣告.....	129
議事日程の報告.....	129
議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について.....	129
議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について.....	129
議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定 について.....	129
議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて.....	129
議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定に ついて.....	129
議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定 について.....	129
議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定について.....	129
散会の宣告.....	147

第4号(9月16日)

議事日程.....	148
出席議員.....	148
欠席議員.....	148
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	148
職務のため出席した者の職氏名.....	149
開議の宣告.....	150

議事日程の報告.....	1 5 0
議案第 4 8 号 平成 1 5 年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について.....	1 5 0
議案第 4 9 号 平成 1 5 年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について.....	1 5 0
議案第 5 0 号 平成 1 5 年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定 について.....	1 5 0
議案第 5 1 号 平成 1 5 年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて.....	1 5 0
議案第 5 2 号 平成 1 5 年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定に ついて.....	1 5 0
議案第 5 3 号 平成 1 5 年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定 について.....	1 5 0
議案第 5 4 号 平成 1 5 年度東伊豆町水道事業会計決算認定について.....	1 5 0
散会の宣告.....	1 6 7

第 5 号 (9 月 2 4 日)

議事日程.....	1 6 8
出席議員.....	1 6 8
欠席議員.....	1 6 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 6 8
職務のため出席した者の職氏名.....	1 6 9
開議の宣告.....	1 7 0
議事日程の報告.....	1 7 0
議案第 4 8 号 平成 1 5 年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について.....	1 7 0
議案第 4 9 号 平成 1 5 年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について.....	1 7 8
議案第 5 0 号 平成 1 5 年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定 について.....	1 7 8
議案第 5 1 号 平成 1 5 年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて.....	1 7 8
議案第 5 2 号 平成 1 5 年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定に ついて.....	1 7 8
議案第 5 3 号 平成 1 5 年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定 について.....	1 7 8
議案第 5 4 号 平成 1 5 年度東伊豆町水道事業会計決算認定について.....	1 7 8
議案第 5 5 号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約につ いて.....	1 8 6
議案第 5 6 号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更す る規約について.....	1 8 6
各常任委員会の研修計画について.....	1 8 8

南伊豆総合計算センター組合議会議員の選挙について.....	1 8 8
議会運営委員会所管事務調査について.....	1 8 9
日程の追加について.....	1 8 9
同意案第 3 号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について.....	1 9 0
発議第 3 号 救急医療問題等調査特別委員会の設置について.....	1 9 1
閉会の宣告.....	1 9 2
署名議員.....	1 9 3

平成16年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成16年9月13日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問
1. 8番 八代善行君
 - 1) 風力発電の実績と今後の計画について
 2. 3番 西村弘佐君
 - 1) 風車基地周辺の整備について
 3. 7番 山本鉄太郎君
 - 1) 東伊豆町の文化財等について
 4. 6番 鈴木勉君
 - 1) 国民健康保険について
 - 2) 稲取地区への図書館について
 5. 13番 山田直志君
 - 1) 政治姿勢について
 - 2) 医療の充実について
 - 3) 入札について

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 飯田龍一君 | 2番 | 森田礼治君 |
| 3番 | 西村弘佐君 | 6番 | 鈴木勉君 |
| 7番 | 山本鉄太郎君 | 8番 | 八代善行君 |
| 10番 | 太田長八君 | 11番 | 居山信子君 |
| 12番 | 定居利子君 | 13番 | 山田直志君 |
| 14番 | 内山恒昭君 | | |

欠席議員(1名)

- 5番 関野博君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|------|-------|----------------|--------|
| 町長 | 片野武君 | 助役 | 太田俊彦君 |
| 収入役 | 渡辺富夫君 | 教育長 | 石井建三郎君 |
| 総務課長 | 村木脩君 | 企画調整課長
兼防災監 | 太田英明君 |

税務課長	西川真人君	収納課長	楠山節雄君
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木新一君	建設課長	村木重男君
観光商工課長	山本幸雄君	消防長	金田弘道君
教育委員会 事務局長	稲葉忠明君	住民課長兼 熱川支所長	山田嘉之君
福祉介護課長	鈴木清司君	健康づくり 課長	鈴木希美雄君
水道課長	田中輝知君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤悟君	書記	石井尚徳君
書記	山田よし子君		

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（太田長八君） 平成16年東伊豆町議会第3回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

残暑も大分和らいで過ごしやすくなってまいりましたが、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中御出席を賜り、暑く御礼を申し上げます。

本年の7月、8月は猛暑により、宿泊人員、海水浴客、観光施設利用人等大幅な伸びを期待していたところではありますが、海水浴客以外は減少しており、観光産業を中心とした当町の関連産業には大きな利益をもたらさなかったと聞き及んでおります。

当町におきましては、これからが本格的な秋の観光シーズンでありますので、従来以上の観光客等の来遊に大きな期待をいたすところであります。

また、本年は世界的に異常気象による災害が多く、日本にも台風、地震等により多くの被害をもたらしておりますが、当町においても訓練等の教訓を生かし、あらゆる災害に対する防災体制に万全を期すよう願うものであります。

さて、本定例会に上程される平成15年度一般会計決算及び特別会計決算が、議会が議決した予算で公平かつ適切に執行されたか、また、その行政効果や事業の成果はどうであったかを審議し、後年度の予算編成や行財政運営に役立てる重要な審査であります。

議員各位におかれましては、諸議案とともに十分ご審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成16年東伊豆町議会第3回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

議会運営委員長の報告

議長（太田長八君） 議会運営委員長より報告を求めます。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 議会運営委員会より、平成16年第3回定例会の運営について御報告いたします。

まず、本定例会は7名の議員の方々より一般質問が通告されております。一般質問の趣旨をよく御理解され、円滑に質疑・答弁がなされますよう御協力をお願いいたします。

次に、当局より、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成15年度風力発電事業継続費精算報告書が提出され、お手元に配付してございますので、内容を御確認ください。

本定例会の提出案件といたしましては、専決処分に関する承認案が1件、人事に関する同意案1件、条例の一部改正案1件、財産の取得に関する案件1件、補正予算4件、一部事務組合規約の一部を変更する規約についてが2件、平成15年度一般会計決算認定について外6特別会計決算認定についてが上程されており、決算認定については2つの特別委員会を設置し、付託案件の御審議をいただくこととなります。

また、各常任委員会の研修計画の承認について、南伊豆総合計算センター組合議会議員の選挙についての御審議が日程に組み入れられる予定であります。

なお、決算の大綱質疑につきましては、一括上程後、町長より提案理由の説明を受け、収入役並びに水道課長の概要説明が終了した後に、第1常任委員会所属の議員が一般会計、第2常任委員会所属の議員が6つの特別会計に関する通告書を提出していただき質問することとし、持ち時間は1人30分以内で、質問は1問につき2回までとさせていただきます。

以上の内容を踏まえて、本定例会の会期につきましては、予備日を含め本日より9月27日までの15日間とさせていただきます。

次に、先般の全員協議会で質問のありました、定例議会前の一般質問の通告書の発送日や締め切り日についての法的根拠は、調査の結果ございませんでした。また、定例会前の議会運営委員会について、郡下各市町村を調査いたしましたが、ともに内容は異なっており、基本的には議会運営委員会の開催日を基本に、一般質問の通告書の発送や締め切り日を決定しているようであり、特別な事情がない限り、申し合わせ事項により統一して定例会を運営しているようですので、今後、当町におきましてもよりよい議会運営を図るべく、議会運営委員会で協議・検討した上で結論を出していくと御報告申し上げます。

最後になりますが、議会運営委員会の所管事務調査につきましては、議会運営に関すること、会議規則・委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上3点を閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

各議員には活発なる御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

開議の宣告

議長（太田長八君） これより直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。議事日程に従い、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（太田長八君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定によって、議長において1番、飯田龍一さん、2番、森田礼治さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（太田長八君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、予備日を含め本日から9月27日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（太田長八君） 日程第3 諸般の報告を行います。

当局より、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成15年度風力発電事業継続費精算報告書が提出され、お手元に配付いたしてありますので、御確認願います。

次に、賀茂郡下1市5町1村で、仮称ではありますが、南国伊豆横断道路整備促進期成同盟会の設立に関する会議が7月9日に行われ、これについては、賀茂郡の発展に寄与すると感じますが、当町には直接的に大きな関係がない観点や、郡下の市町村の合併に伴う組織的なことも今後流動性があることから、設立については慎重に対応しなければと考えているところであります。

また、8月2日に、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会の促進大会が静岡市で開催され、町長と同行し、「河津下田市区間の調査を推進し整備計画への格上げと事業着手を図ること」、「伊豆市河津町区間の整備計画への格上げと事業着手を図ること」、「道路特定財源は一般財源化することなく、全額を道路整備へ充当すること」などを決議してまいりました。

さらに、当日の会議終了後、森県議会議員の案内のもと石川県知事に面談し、ドクターヘリの充実を図っていただくためのお願いをしてきたところであり、御案内のように県でも予算化が決定し、実現に向けて大きな期待をしているところであります。

最後になりますが、8月10日、11日と、東京の全国町村会館で開催された県町村議会議長会臨時総会と議長研修会に出席いたしました。研修内容等につきましては、議員控室に備えてありますのでごらんいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の行政報告

議長（太田長八君） 日程第4 町長より行政報告をいたします。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） おはようございます。

平成16年第3回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとお忙しい中を御参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。次第でございます。

定例会の開催に当たりまして、ごあいさつを兼ね行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、厳しい経済状況にある国内経済は、内閣府が去る8月13日に発表いたしました4月から6月期の国内総生産、いわゆるGDPは年率換算で実質1.7%増と、前期の6.6%増から大幅に減速をいたしました。ここへ来て株価は低迷いたしまして、個人消費、設備投資、輸出の伸びの減少傾向が顕著になりました。その上、先行きには原油高などの波乱要因もございまして、回復基調の景気に陰りが見え始め憂慮しているところでございます。

このような状況の中、当町の今年の夏は、冷害や冷夏に見舞われました昨年とは打って変わってまして、梅雨明けも早く、かつ連日の記録的猛暑が続くなど、久しぶりに夏らしい夏を迎えることができましたが、先ほどの議長の報告にもございましたように、7、8月の海水浴客は前年対比で93%増の7万350人と大幅に伸びた反面、旅館組合加盟の宿泊施設の入り込み客数は前年対比、8月31日現在で3.1%減の20万1,271人となっておりますところでございます。昨年の天候不順な夏より宿泊客が減少している事実を真摯に受けとめ、今後の当町の観光にとって、その動向の分析が必要であろうと思っておりますところでございます。

このように、宿泊客も減少という町内の観光経済にも厳しい状況が続いており、諸施策の有効的な展開や活用によりまして、一層の配意をしまいたいと考えておりますところでございます。

このような状況下で、今議会で御審議をいただきます平成15年度決算における税の収納でございますが、現年課税分全体で調定総額約24億5,800万円、収納率で91.33%と、2年間続きました90%を下回る最悪の状況は解消されました。また、全体の収納率でも前年対比0.2%、金額にいたしまして約900万円上回ることができました。一部ホテルの再開等、明るい兆しも見え始めてきておりますが、町内経済を取り巻く環境は非常に厳しく、収納には苦慮しておりますが、税の公平性または自主財源確保のために、今後も毅然たる態度でさらなる取り組みを続ける所存でございます。

それでは、施策の進捗状況について御報告をさせていただきます。

ここ近年は地球規模での環境変化による異常気象が続き、我が国でも新潟・福井及び四国・九州、さらには北海道地方に、台風による水害により犠牲者を伴う甚大な被害を与えました。また、町民の皆様やよさこい踊りチームのよいさかどっ恋、さらには港の朝市の皆様から寄せられました義援金18万6,757円を新潟・福井の両県へ均等に送らせていただきましたが、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、早期復旧をお祈り申し上げます次第でございます。

当町においても、今後は予測困難な災害が懸念され、従来の概念を取り払った対応を防災全般にわたり配意していく必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、6月23日には水防訓練を、7月3日には津波避難訓練を、さらには9月1日の総合防災訓練では自衛隊に派遣要請を行い、稲取小学校グラウンドを会場に多彩な訓練を実施するなど、防災活動の強化に努めたところでございます。東海地震等の切迫感に変化はなく、油断をすることなくぜひこの機会に、日常の防災対策の重要性を改めて認識していただきたいと思っておりますところでございます。

次に、風力発電事業の状況であります。7月6日未明及び9月4日夕方からの激しい雷雨により風車付近に落雷があり、7月の被災では2号機に支障が生じ、復旧に4日間余りを要し

ました。雷による影響はある程度予測をしておりましたが、初めてのケースでありましたので、他の2基への風車の影響などについても調査を行い、必要な措置を講じ、6日間で完全復旧をいたしました。復旧費用は保険による対応が可能であります。早期に発電を再開させるために復旧予算を専決処分させていただきましたので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

なお、9月被災分につきましては、この補正予算で措置をさせていただいておりますが、同様に保険が全額適用となります。また、風車の見学希望が多く、照会のあった遠足や各種団体のみでも既に700人以上が現地を訪れており、今後も予約が続いております。

環境対策への理解を得るためにも大変よいことですので、風車に通ずる工事中の安全施設整備及び施設案内板、雷への注意看板など安全対策を実施いたしまして、近日中に開放し、より身近に風車と親しんでいただきたいと思いますと考えておりますが、自然環境の保全を目的とした施設として多くの方々を訪れる公共の場所となりますので、くれぐれもマナーの遵守をお願いするものでございます。

次に、第1常任委員会で検討をいただいております仮称熱川コミュニティセンター整備計画であります。リニューアル計画及び建てかえ新築計画などの調査を実施し、御意見を伺っております。それぞれ長所・短所がありますので、委員の皆さんには御苦勞をおかけしますが、今後も御検討をお願いいたします。

次に、観光関係でございますが、冒頭でも申し上げましたが、宿泊客の減という状況の中でありましたが、町内各温泉場恒例の夏の誘客イベントが例年以上のにぎわいを見ることができました。特に今年は、7月の熱川海上花火大会と稲取温泉夏休み花火大会が4日連続のイベントとなり、両大会とも前年を大きく上回る大変にぎやかな大会となりました。このほか、片瀬温泉夏祭りや白田温泉ナイト・サマー・フェスタ、北川温泉夏休みの納涼船運航等のイベントも、訪れた多くの観光客から好評をいただくことができました。

去る7月5日には、誘客イベントとして定着いたしました第5回日本一争奪全国地域交流対抗ゴルフ大会に、挑戦者として埼玉県志木市から穂坂市長を初め70名余の市民の皆さんの御来町をいただき、交流を深めることができました。今後も引き続き地域間交流の輪を広げていくとともに、新たな挑戦者を募り、町の活性化に結びつけてまいりたいと考えているところであります。

次に、本年度の主要施策であります観光施設整備事業に係る入札会を、去る7月26日に稲取・竜宮岬公園整備工事を、8月30日には片瀬海岸観光施設整備工事と熱川桜山整備工事を執行し、いずれも工期内完成を図っているところでございます。

さて、最近全国の温泉地において不当表示事件等が発生し、観光客等に温泉に対する不信感を与えていることはまことに残念でなりません。当町では、町旅館組合連合会が加盟をいたしております67軒のホテル・旅館等を対象に、早々に温泉利用形態に関するアンケート調査を実施したところ、温泉を使用している施設が63軒で、温泉を使用していない施設は4軒との公表がありました。その後、4軒のうちの1軒に温泉不当表示があったとの新聞報道があり、観光立町である我が東伊豆町温泉郷全体が大きなダメージを受けました。

今後、このような不当表示のない正しい情報開示を徹底し、信頼ある観光地として、お客様の受け入れ態勢の充実を図っていただきたいと思います。強く願っております。行政といたしましても、来る秋の観光シーズンに向け、町内観光産業のさらなる活性化を推進してまいり所存でございます。

次に、健康づくり関係でございますが、全国的に高齢化が進んでおり、当町におきましても65歳以上の高齢者が25%を超え、高齢化に拍車がかかっております。高齢化に伴い心臓病、がん、脳卒中や糖尿病などの生活習慣病が増加し、医療費も年々大幅な伸びを見せており、当町の国保会計における医療費実績は15年度で13億3,300万円強、1人当たり20万8,412円、対前年比では18%を超えている状況でございます。

このように増大する医療費を抑制するために、町民の皆さんがみずから健康に関心を持ち、健康づくりに積極的に取り組むことが大切であり、町でもアスト会館や白田保健福祉センターなどを拠点といたしまして、さまざまな健康づくり事業を展開しておりますので、ぜひとも参加をお願いするものでございます。

その対策の一つを御紹介いたしますと、介護費用適正化事業であります。この事業は昨年度に引き続き実施するもので、介護認定を受けている要支援、要介護1・2の認定者で、介護サービスの通所介護、通所リハビリ利用者の100人を対象に実態把握調査並びに受動的運動を活用した事業を実施することにより、介護サービス事業の資質向上、介護費用の節減及び適正化に資するものでございます。

事業は、介護予防保健施設である保健福祉センターの温泉浴室及びアスト会館のアリーナ、温泉プールを活用し、水中や陸上における受動的運動プログラムで行い、参加者が無理なく楽しく快適に、運動効果を継続的に得ることができるものであります。

昨年度参加者の運動効果の聞き取り調査では、大変効果があったという方が22.7%、効果があったという方が54.6%の結果が出ておりますので、今後も多くの皆様に御参加をいただき、セルフケア手法を取得することによりまして身体機能・精神機能が改善され、介護費用・医療費用の適正化はもとより、健康で生きがいのある生活を送っていただきたいと考えているところでございます。

次に、福祉関係であります。本年12月1日には静岡県の乳幼児医療費助成制度が改正となります。この制度改正に伴い、町といたしまして、保護者の経済的負担の軽減を図り乳幼児疾病の早期発見・早期治療ができるよう、現在の制度でも行っております町独自の上乘せ助成につきましても検討させていただき、子育て支援に対する積極的な施策を図っていきたく考えております。なお、今議会に県の改正に合わせ、東伊豆町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を上程してございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、農林水産関係ですが、本年度から事業実施に入りました中山間地域総合整備事業につきましては、本事業の目玉であります入谷地区の農地開発事業の防災施設工が、10月には発注を予定しておるところでございます。また、県営事業として施行されております通称奈良本農村公園事業につきましては、本年度が事業最終年度であり、あずま屋及びトイレの整備や花木の植栽等が計画をされておるところでございます。

稲取漁港の整備につきましては、広域漁港整備事業により、延長62メートルにわたる新堤防の護岸かさ上げ工が実施をされております。この事業によりまして、元東海汽船事務所前の道路に上がった波も解消されることと思われまます。

次に、消防関係につきましては、本年度消防団の活性化と予防消防に取り組むため女性消防団の募集を行いましたところ、14名の応募者があり、そのうち7名の女性の方に入団をしていただきました。今後、消防団員としての教育訓練を行った後、高齢者宅への防火訪問や災害時の後方支援などに従事していただくこととなります。消防団活動も多様化してきておりますの

で、女性の担う活動分野に大いに期待するところであります。なお、募集につきましてはこれから継続していきますので、御協力をお願いをいたすところでございます。

次に、教育関係におきましては、来年は東伊豆町と岡谷市との姉妹都市提携20周年を迎える大きな節目の年になりますが、児童交流でも今年で13年目を迎え、お互いに海と山の子供たちの交流が続いているところでございます。今年は7月29、30日の2日間、姉妹都市児童交流が行われ、町内各小学校5年生が岡谷市を訪問いたしました。岡谷市の児童とスケートや氷上綱引きなど、東伊豆町では経験できない体験交流や諏訪湖畔でのキャンプファイアーなど、お互いに力を合わせて頑張ったことは大きな思い出になったことと思います。

また蚕糸博物館では、岡谷市の文化である蚕の歴史の説明を北澤教育長にいただき、蚕の飼育や養蚕の歴史など、大変よい勉強になったことと思います。

さらに、8月25日から27日までの3日間、小・中の2名の教員により岡谷小学校、岡谷西部中学校にて授業を通じての職員研修が行われ、児童、先生ともにより一層の交流が深められました。

次に、水道事業の状況であります。上水道において第1期から第3期の検針結果を前年度分に対比いたしますと、使用水量及び金額も若干減少しており、水道事業を取り巻く環境は昨年度同様に大変厳しい状況が続いております。しかし、8月の検針結果が前年度に比べまして収益で約3.1%増加しておりますので、これからの秋のシーズンに期待をしているところでございます。

また、風力発電と同様、9月4日の夜間の落雷によりまして、水道施設の新稲取系のかなめであります稲取配水池が大きな被害を受け、仮復旧にて断水を回避いたしました。熱川系におきましても自動回線が被害を受け、赤川ポンプ室、熱川配水池及び配水支管を手動により送水を行いました。落雷対策も水道事業の今後の大きな課題として位置づけ、検討していきたいと考えております。

次に、行政改革の一つとして町単独事業の設計仕様標準を、町の特色を生かした町独自の内容に合わせることを検討してまいりまして、8月の入札から導入いたしました。このことにつきましては、昨年行われました職員1人1アイデアによる提案を、技術職員によるプロジェクトを立ち上げ検討してまいりました。8月初めに、町内の指名業者45社に集まっただき説明会を開催し、御理解をしていただいたところでございます。

今後も、行政改革につきましてはまだまだ道半ばでございますので、御協力・御提案をお願いするところでございます。

なお、今定例会には平成15年度各会計に当たりましての決算認定、補正予算のほか、条例改正などについて御審議していただくことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、今年は台風の上陸も観測史上最も多く、また地震・雷・噴火などさまざまな災害が各地で発生しておりますが、町民並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意されまして御活躍くださいますよう祈念いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

日程第5 一般質問

議長（太田長八君） 日程第5 一般質問を行います。

この場合、質問には1問ごとに答弁いたします。なお、全問にわたって質問をするか、全問にわたって答弁を求めるかは質問者の意向によるものといたしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、持ち時間は質問・答弁を含め90分以内で、質問回数は1問につき3回までとなっておりますので、御協力ください。

八代善行君

議長（太田長八君） 8番、八代善行さんの第1問 風力発電の実績と今後の計画についてを許します。

8番、八代善行さん。

（8番 八代善行君登壇）

8番（八代善行君） おはようございます。

風力発電の実績と今後の計画について質問いたします。

日本の風力発電は130万キロワットまでのアップは見えているが、2010年の300万キロワットの目標に向け、さらに170万キロワット増強を図る数値は、現状の延長線では実現困難な情勢にあると言われております。このような状況下にあつて、風力発電協会はさらなる普及へ向けての検討に入っていると聞かすが、東伊豆町の風力発電においては予想以上の発電実績を上げています。

そこで町長に質問いたします。

1、東伊豆町の風力発電の実績は今日現在までどのような数値で推移しているのか、月別に伺います。

2点目、今後の計画においてどの程度の増設計画があるのか、また計画実施について具体的な考えを町長に伺います。

よろしく願いいたします。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、八代議員の風力発電の実績と今後の計画について、2点から成る御質問にお答えいたします。

まず、発電実績を現在まで、今日までと言っておりますが、8月末ということで御理解をお願いしたいと思います。

現在までの実績について月別にどの御質問でございますので、運用を開始した12月13日からの実績について月別に売電金額を申し上げます。まず、昨年の12月は218万7,360円、1月が421万9,205円、2月が532万3,892円。これから今年度のカウントになりますが、3月が523万6,398円、4月が596万61円、5月が554万652円、6月が373万6,575円、7月が336万6,840円、8月が414万1,024円となっております。

運用開始後、合計で351万4,109キロワットアワーを発電いたしました。そのうち、337万3,186キロワットアワーを売電いたしました。売電収入は合計で3,971万2,007円に達したところでございます。

また、今年度に限って見ますと、3月から8月末現在までの6カ月間で、先ほど行政報告で申しました7月の落雷による稼働不能期間があったものの、予算見込みと比較いたしましておよそ260万円のプラスとなっております。事前の風況観測データから試算した発電予想量と比較しますと、およそ97%の発電量となっております。

なお、予算の見込みにつきましては、事前風況調査の結果から、毎年の気候の変動や故障などの不確定要素等を考慮いたしまして、安全率として15%をさらに留保しておりますので、御承知をお願いしたいと思います。

次に、2点目の今後の計画ということでございます。

現在、稲取地区三筋山周辺地域4地点におきまして民間事業者が風況調査を実施中であり、その結果が出て内容の分析が終了するまでは、具体的な設備容量の規模や事業実施の枠組みについて結論を出すことは困難であると考えております。

なお、9月末には現時点の状況等を取りまとめ町に報告したいとのことでございますので、その内容につきまして、既に稼働済みの風車の運用実績などもあわせて参考とし、今後、環境政策、まちづくり、自主財源の確保などさまざまな観点から、議会の皆様を初め関係各方面と慎重に検討をさせていただき、当町にとって有益であるとの結論が得られれば積極的に取り組みたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 8番、八代善行さん。

（8番 八代善行君登壇）

8番（八代善行君） 町長は今、東伊豆町の風力発電については大変実績もよく、260万円のプラス、90何%の稼働実績ということで、その中で安全率も15%見ていると、これは風力発電としては本当に上というか、ランクとしたら一番いい方ではないかと思っています。東伊豆町の風力発電はこのようないい実績でありますけれども、新聞や雑誌等の報道による風力発電の将来、また北海道や東北で行われている風力発電については、計画に合っていない自治体が多い、そういうことが新聞報道等にあります。

その中で、東伊豆町の風力発電の契約売電については前回も聞いておりますけれども、北海道の江差町の風力発電が大きく新聞で取り上げられていました。これをちょっと紹介しますけれども、「全国最大規模の施設として稼働するはずだったこの江差町の風力発電は、風車は2002年4月から稼働しているが、2003年度決算は679万円の赤字を計上、累積赤字は1億5,312万円に達している。赤字の要因は風車の設備利用率が目標値に届かず低迷している」、このようなことが出ていました。

これについて、「江差町の議会では風力発電の問題を深刻に受けとめ、昨年6月に百条委員会を設置したが、あたかも町の責任問題に発展することを回避するかのよう真相が究明されることはなかった」、こういうようにマイナスというか、計画どおりにうまく風力発電事業が進んでいない自治体が北海道では多数見受けられております。

こういう中で、日本の風力発電事業について風力発電協会が普及に向けて発表している計画があります。「日本風力発電協会（東京都千代田区）は、日本での風力発電のさらなる普及を目指して、系統連携、新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）、規制緩和に関

する検討・提言と、2005年度から中間法人となるための準備委員会の合計4委員会を設置した」、こういうように北海道の事例とは対照的に、積極的に委員会の設置ということも新聞では報道されております。

この風力発電協会は、会員数が110社を超える風力発電最大の産業団体であり、このため協会は、風力発電の一層の強化に向けた対応はこの一、二年が最重要時期と判断、協会員の知識を結集し具体的なテーマを定めた調査・検討を行い、提言をするための4委員会を設置しております。こういう中で、風力発電のさらなる普及を目指して規制緩和の検討、その中では自然公園法や森林法、海上風車設置に関する規制緩和等、手続の簡素化などをまとめております。

また、国土交通省におきましてはこの風力発電の300万キロワットに向けた実施として、風況調査に基づく科学的また物理的根拠、建設に伴うコストの計算や必要な手続、電力会社への売電の仕組み、または接触事故や振動・騒音・景観などの環境対策、議会・住民・山の管理者への配慮、また森林組合入会者に関する設置用地の地形・地質の歴史的把握も重要な項目であるとして、大変風力事業に力を入れている報道もあります。

こういう中で町長に伺いたいんですけれども、東北電力や北海道電力においては、先ほど申しました新聞紙上によって大変不幸な自治体が多いという中で、東伊豆町の実績を踏まえて今後増設計画等もあると思いますけれども、本州においてやはり国交省は今言ったような風力発電協会というものをバックアップしている、そういう対照的な動きがありますけれども、その中で今後の東伊豆町の風力発電に関する計画について、どのような考えでどのようにしていくのか、その辺を聞きたいと思いますのでよろしく願いいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 先ほど議員がおっしゃいました北海道江差町の問題、これはかなり大きな規模の問題で、当初の計画より大きく狂って累積赤字が出ていると、こういう新聞報道もありました。これは承知しております。原因を突きとめますと、やはり風況調査の不確定さに尽きるかなと。

私どもの町は、今現在3基が建っている浅間山の山頂の風況は平均5.6メートル、5メートル以上あれば大体ペイラインに乗っていくと、こういうようなことを言われておりますが、それを上回っているということがやはり今現在、雷の被害は別といたしまして、通常の状態では黒字になっているのかなと、こんなことを考えておるところであります。

やはり一にも二にも風況調査、要するに基礎調査が大事だということが一番言われているところでございまして、私ども先ほど、民間の会社が1年半以上、三筋山を中心に大峰の方からずっと鉢の山を含めた風況調査をしておるといのは、4カ所ですけれども、これはやはりさらなる調査をして本当に採算点に乗るのかどうかということを、当初はやはり採算を重要視しますものですから、そういったことの綿密な調査をしてみると、こういう結果でございます。

結局、私も先ほど申しましたように、まだまだ計画自体何も出ておりませんし、町としてもやはり今後交付税が減っていく、あるいは国からの補助金等の大幅なカットがある、そういう中で税以外の財源を確保しなければならないということは重々承知しておりますので、改めて議会の皆さんとも御相談を申し上げますが、いかんせんまだ基礎的な資料が出ておりません。今の段階であたこうだという方向づけがまだできないというのが現状ですから、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

漏れ聞きますと、1年半も風況調査をやっておりますから、現在の建設費よりはるかにこちらの西側の方が風況的にはいいということを知っておりますが、まだまだ数値として年間を通したものが私の手元に来ておりません。そういうものが来まして、改めて議会の皆さんとどうするのかということも相談をさせていただきたいと思っております。

今、国は2010年までに1日300万キロワットアワーの発電を目指しております。というのは、この背景には京都議定書の問題があります。やはり地球規模でCO₂の削減というものに取り組まなければならない、そのためには化石燃料に頼らない第3の代替燃料ということで、RPS法も出てきております。そういう中での国の政策ということでございます。ここの一、二年がやはり勝負だというふうに先ほど議員もおっしゃいましたが、私もそう思っております。というのは、NEDOの補助が手厚く行われるのはここ一、二年であろうと。

今、風力発電協会の会合に私も何回も出ておりますし、市町村の発電協議会の方にも出ております。今年の8月の半ばには東京でも行われました。その中で、やはり300万キロワットの目標というものは今の時点では大変難しい、130万キロワットぐらいだろうというふうに言われていますが、やはり適地を探せばまだまだある。今までは山岳あるいは北海道などは丘の上、浜辺、そういうもの、今後は洋上発電というものを大きな視野に入れて、そういったことの規制緩和もしていきたいというようなことも先ほど議員が申されたとおりであります。

そういったもろもろのことを考えますと、代替エネルギーで地球の温暖化防止という大きな観点から見たときに、この風力発電というのは相当自治体としては魅力のある事業であるというように思っております。

しかし、江差町の例で申しますように、やはり風況調査の失敗が後の営業実績に響く、売電成績に響くということも事実としてありますもので、そういったことを慎重に検討しながら、もしさらなる増設が可能であればそういったことで検討してまいりたいと、かように考えておるところであります。

議長（太田長八君） 8番、八代善行さん。

（8番 八代善行君登壇）

8番（八代善行君） 本当に、北海道等の例をとりながら慎重にやっていただきたいと思います。

今、町長からRPS法についての国の風力に関する法律のことを聞きましたけれども、新聞や雑誌等の報道でいろいろありますからもう知っていると思いますが北海道に2つの例があります。函館から車で2時間ほど行ったところの小さな町ですけれども、そこは600キロワットを2基つくったと、そうしたら北電の契約が3.3円である。3.3円の売り値では年間1,000万円以上の赤字がどうしても見込めると。北海道電力側に言わせれば、北海道電力の風力発電の設備量は既に5%で国の推進の基準にもう合っている、電力供給量は2%弱になり目標値は達成している、だから風力発電は要らない、このようなことも言われており、この町ではRPS法にのっとって買っていただく会社というものを探している状態で、今はとにかく赤字運営を強いられているということもありました。

また、議員も苫前町の風力発電等に行っていました。ここでは風力発電事業に着手したのは早く、RPS法がまだ十分生きていたときにやっていたので、売電契約というものは11円95銭、約12円程度で、昨年4月RPS法施行と同時期に北電は10万キロワットを、にもかかわらず募集をしています。自治体枠というものを少なく、また民間の枠を多くとっていると

いう、こういう前向きに風力発電を募集しているにもかかわらず、電気は買うけれどもR P S環境付加価値分は買わないと、それで3.3円だという値が北電側から言ってあるようですけれども、このR P S法につきましては、本州の東京電力、中部電力または関西電力の電力御三家と言われる地域についてはまだまだ北海道のように数値目標に全然達していない。

こういう現実の中で東伊豆町の風量発電は今稼働しているんですけども、この一、二年をめどにまた国の政策等も徐々に変わるとは思いますが、できるだけ風況調査というものをそっちの会社側と町当局とで十分精査・研究した中で、早く計画というものを町民に見える形でやっていただいた方が、今の自治体としても一番の収入源になるのではないかと思いますので、慎重の中にも急いで事業実施というものをやっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） R P S法の北電の場合は、もう飽和状態に達しているんですね。ですからキロワットアワー当たり3円30銭、こういったこともあるんですが、今議員も御案内のように、東京電力はキャパシティーそのものが大きいですから、首都圏も抱えておりますから、とてもまだR P S法の目標値には達しておりません。

そういう中で、今現在、東伊豆町が東京電力に11円20銭で売電をしております。今後、西側の方の三筋山を中心とした、例えばそういったところにやる場合にはかなり大規模になると思います。2基や3基という問題ではないと思うんですね。そうなってきますと、今東京電力が風況調査をしております。そういうった中で、やはりこれは1町だけでできるものかなと。途中で河津町の鉢ノ山のところもありますものですから、河津町長にもそういった話が非公式には打診をしてあります。もしそういったときには一緒になってやりませんかという投げかけだけはしてあるんですが、まだまだ結論とか方向性をきちっと出すというような状況にはありません。

ただし、あそこは大規模になりますから、当然そうなりますと隣町が入るあるいは民間が入るということになる、第三セクターの会社という形になるのかなと。2基や3基でしたら単独でも町だけで管理ができますが、例えば20基だとかそういうウインドファンのものになりますと、やはり管理会社ということが必要になる。そういうものはやはり今後その土地の雇用の対策にもなりますし、そういったことである意味では、第三セクターといえども法人税が入ってくるというようなこともある。

そういういろいろなことを検討しながら、そういった問題提起を議会の皆さんにしまして御意見をいただきながら、そこでやるのかやらないのかという方向というものを決めていきたいと、私自身はこういうふうを考えております。

東京電力はもう既に本社の取締役会から議決をもらって、東伊豆町のこの風力事業というのは非常に有望であるということでぜひ参画したいということをお申しておりますが、私の方では今まだ3基の実績が年半ばでございます、多少予算よりはいいということは先ほど申しましたけれども、まだまだこれから慎重に検討しなければならない問題が幾らもありますものですから、そういうもののデータがすべて出たときに改めて議会の皆さんに御提示をしまして、そして検討して、その中から一つの方向性というものを出していきたいと、かように考えておりますので、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

ちなみに東電が最終的に、もし安くなってもR P S法で7円50銭、これは火力発電よりちょ

っと高いくらいですから、それで競争ができるような体質なものでない今後やはり事業展開をするときにも心配だと、こういうようなことも言われております。まだまだデータが出ておりませんから、先ほど申しましたように、今後の課題としてしばらく検討させていただきまして、そのデータが出ました暁にはやはり議会の皆さんに全員協議会等をお願いいたしまして提示をしたいと、かように考えておるところであります。

議長（太田長八君） 以上で、8番、八代善行さんの一般質問を終結いたします。

ここで午前11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

西村弘佐君

議長（太田長八君） 次に、3番、西村弘佐さんの第1問 風車基地周辺の整備についてを許します。

3番、西村弘佐さん。

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） 私は今定例会で、風車建設に伴い新たなる観光スポットとして注目される3基の風車を支える山頂の整備について質問させていただきます。

昨年12月に稼動し売電収入という直接経済効果のあるこの場所も、工事車両の仮設道路補修のために閉鎖されておりまして、質問いたします私も、この山頂を十分知っておりません。そこでの質問は早きに過ぎるかと思いましたが、この場所は整備によりましてはこれからの観光地として多くの要素を含んでおります。

伊東市が管理する城ヶ崎海岸を訪れ、南へ下る方々を今までも多く見ております。ここを海としましたら、当町が管理するこの地は身近に立ち寄れる山の眺望と、一段空気清浄なところとして絶対生かしておきたいところであります。また、ここを訪れたり目標としたりする伊豆への観光客の範囲は広域にわたると予測され、貢献の度合いも大いなるものと感じます。

そこで整備には、風車建設のときから今日まで、晴れた日も雨天の悩みも風の流れも熟知の当局の関係者を中心に、時には外部の目も取り入れプロジェクトしていただき、当町に残された将来の財産として整備されることを望みます。

また、酒の席のある観光地には修学旅行は似合わず、学校関係者からはとかく敬遠され、また受ける関係者も別のものであると思っておりますが、今回風車の出現によりまして風の仕組みなどなど、教材をもとに教室でできるものではありませんが、天城の山々を指呼のこの地で開国の歴史、火山などを加味されるならば、一般の観光客とは離れた場所にある点からも誘致に一考できるのではないかと考え、観光面からの視点と、学究面からの視点として修学旅行等の誘致はいかがかと、この辺を質問させていただきます。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、西村議員の風車基地周辺の整備について、2点から成る御質問にお答えいたします。

まず、観光面からの視点についてお答えいたします。

昨年12月25日から本稼働されております3基の風力発電施設の周辺は、御質問にありましており、眺望を含みすばらしい自然環境に恵まれておるところでございます。この風力発電施設の位置は、浅間山山頂から花の咲く丘に通ずるいわゆる観光遊歩道のほぼ中間点にありまして、この観光遊歩道の要所要所にはベンチやあずま屋等を設置し、長年この遊歩道利用者の利便を図っておるところであります。特に、浅間山の山頂にある展望台からは風光明媚な東伊豆町を360度見渡せるなど、立地条件に恵まれたすばらしいところでもございます。

私も質問者と同様、この恵まれた自然環境の中に完成した風力発電施設を観光の核として整備していく考えを持っておりまして、既に今年度の観光政策審議会へ諮問をいたしております。そして、今年度末までに風力発電所周辺の整備計画に関する答申をいただけるものと期待しているところでございます。

次に、学究面からの視点としての修学旅行等の誘致はどうかということについてお答えいたします。

風力発電施設の導入は、二酸化炭素を削減し環境に優しく地球温暖化防止に結びつき、また売電によって財源確保が図れる等、大きな成果があることは先ほども述べたとおりでございます。修学旅行を通じまして風力発電施設に対する理解を深めていただけることは、大変意義があることだと思っておるところであります。

しかしながら、修学旅行生の受け入れで10年以上の実績のある下田市やあるいは南伊豆町の民宿のほか、最近では松崎町でも民宿が受け入れ先で、いずれもサンドスキーや地びき網、いかだづくり等の体験学習が中心となっております。よって、風力発電施設の単なる見学だけではなく、当町独自の学習メニューの作成が必要と考えております。

新たに修学旅行生を誘致することにつきましては、民宿組合等の受け入れ態勢が重要となっておりますので、今後組合との協議を進めてまいりたいと、このように考えておるところであります。

議長（太田長八君） 3番、西村弘佐さん。

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） ありがとうございます。

私も実はこの修学旅行を含めまして観光ということは、なかなか1足す1は2というわけにいきませんで、やはりそのときの状況、もろもろの要因によって変わってまいりますが、町長の御見解のとおり、また本日拝聴いたしました行政報告にも、環境ということについて非常に力点を置かれております。また、知らなかったんですが、700人ぐらいの子供さん方が見に来られると、こんなようなことにおきまして、やはり姿勢がそちらに向かっていただいて大変ありがたいと、このように思っております。

ただ、私がこの質問を出しましたその後で回覧板が来て、9月17日からここに入れるようになりましてよということになっておりました。これは私は町民が対象ですから多分よろしいと

と思いますが、一般観光客を対象にしてまいりますと、旅の恥はかき捨てという感覚からごみを捨てていったり、いろいろ表示されるものだけではなかなかお客様が理解されないと思います。全員ではないんですが、不届きな方のためにやはりいろいろなことを考えなければならないのが観光地の宿命でもございます。

そこで私は、極端ですけれども、この空気清浄をするために前もっていろいろなことを考えました。あそこからできれば下に全部車は置いていただいて、電気自動車みたいのに乗り換えていただいて、いわゆる合併をしない私どもの町としては幾ばくかかかります施設はいただかなければいけませんから、それをバスで上へ行っていただきまして、と申しますのは、ちょっと工事の方に聞きましたら、あそこは歩く方が30分はかかるなど、こんなふうに言われました。そうしますと、登りの30分大変きつところを、片方はマイカーで来た者はごりごり上へ上がっていく、歩かれています方は何かその排気ガスを吸いながら上がる、これではいけないから、せっかく時間がかかってここへ来ました。

平成元年に出されました町誌という、各家庭に1冊ずついただいた本の中に、東西の海岸線より南北、山の方が1.2キロほど多いように書いてありました。つまり南北が15.02キロくらいある、それから東西が13.幾つかとなっております、ほんのわずかですけれども、まともに見ればやはり山の方が広いんだと。そして、その海岸線は民間がかなり開発しておりますが、山の方はなかなかお客様がお見えいただく観光施設もございません。そんなことをもろもろ考えているときに、この出現は副産物として非常にいいものを感じた次第でございます。

ですから、ここでいろいろなことも勘案できるのではないかと思います。そのためにプロジェクトを申し上げたんですけれども、いろいろと1問、2問学究的な、修学旅行と重なり合わせまして 私が申し上げることはあっちに行ったりこっちに行ったりで大変恐縮ではございますけれども、布製のデッキチェアなどに、スポンサーを求めてこのぐらいのスペースの中に、あなたのところのPRを入れていいから、そのかわりその1脚ずつを寄贈してほしいと言えばすぐ50脚や100脚集まる。もちろん、先ほども申し上げておりますとおり南へ下るところも、そして西海岸の方に行く人も利用して行こうと思えばできるわけでございます。そういうものを置いて1時間半なり2時間、漫画の本でも何でもいい、それをゆっくり読むことによって子供さん方がいわゆる活字に生きていく、そういうこともできるのではないかと、いろいろと想像させていただきました。

これはやがて、御賢明でいらっしゃる皆様方に考えていただけることでございますが、県内では寸又峡がやはり駐車場から先を歩くようになっております。あれは約2キロくらい歩くのでちょっと歩くと大変だなどと思っておりますが、いわゆる排ガスの問題なんだろうか、そこら辺は詰めておりませんが、ただ電気自動車ではあの坂は当然上がれないと思います。

これはもう燃料等につきましては町長の方が十分御存じの問題でございます。いろいろなものをニュース等で拝見します。例えば廃油を使ってディーゼルを少し勘案する、これはトヨタのマイクロバスか何かでテストしているのをテレビで見ましたが、そういう点になると、廃油は旅館街だからたくさんあるなど、こんなふうにも思ったりいたしました。

ただいま申し上げましたとおり、いろいろございます。それから、脱線してしまいますけれども、修学旅行につきましては近くにやはりアスト会館がございます。修学旅行というのは必ずしも小中学生の修学旅行ではなくて、やはり専門学校の生徒もあるわけです。そうしますと、オープンキッチンなどという言葉が出てまいりますと、あのアスト会館で実習をされて、それ

からああいう風車を見て帰られる。必ずしも私どもへ泊まらなくても、ここを見ていただくことによって東伊豆町というのはこういう町だなというのを理解していただけるのではないかと思います。もちろん宿泊していただければそれに伴って最高でございますけれども、まずは見ていただいて、その方々が社会人になったときに、印象に残っておれば必ず頭の中に出てくる問題でございます。

そういうのを含みますと、修学旅行というのを余り限定されずに専門学校の修学旅行、強いて言うならば、飛躍してしまいますけれども、今中国では大変海外の旅行が発展しております。中国では丸いまないたの上で細長い包丁でつくる料理、日本料理は細いまないたに細長い刺身包丁でつくる、こういうようなものを実地研修する場があったりしたら、そういうことになれば非常に誘客面でもいいのではないかと思います。

今回はあっちに行きこっちに行きして大変申しわけないんですが、先ほど申し上げましたとおり、あれを中心にプロジェクトしていただいて、これからの観光を考えていただく一つとして大変いい場所ができたことと、そしてその空気清浄をこれから売っていくのではないかと思います。今回申し上げた次第でございます。よろしくお願いいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず第1点目の観光面からの視点ということで提案がございました、電気自動車とかそういったいろいろなことがあります。まず議員も御案内のように、あその道は作業道でありますので、途中で45度ぐらい鋭角で曲がっているところが1カ所ございます。バスはとても無理ということになります。もう一つの方は、浅間山の裏側のゴルフ場側の栄分譲地の方から上がる道路もあります。これは普通車なら上がれますし、マイクロバス程度でしたら一方通行にすれば上がれるということです。

その中で、先ほど申しましたように、花の咲く丘遊歩道というのが昔からありまして、その中間にちょうど3基は出ていますから、こういったことを活用すれば上からも徒歩では行ける。しかし、下側から修学旅行でバスということになりますと構造上とても無理だと。これは、まず一つは地形の構造からいっても非常に無理だということで御認識していただきたい。

2点目に、アスド会館を使って実習というのがございました。今現在アスド会館は、御案内のように耐震補強をどうするかということで県当局といろいろな折衝をしている段階でありまして、県の杉山防災局長は非常に好意的に、何とかしたいと言っていておるところでございます。こういう中で、やはり耐震補強をきちっとしないとそういう受け入れができない。アスド会館の運営委員会の皆さんにもこれからまたお世話になるんですが、こういうものが前提ということがありますので、そこをどういうふうクリアするかということがまず大事なことです。

もう一つは、風の小道と風の広場という言葉は私は何回も使っております。風の小道というのは、アスド会館から今の風車の広場まで通じる、昔あった遊歩道のリニューアル整備をしていきたいということを考えておりまして、先月の郡町村会でも、来年度に伊豆新世紀創造祭から5年を経過したときに、今度新しい事業展開を県域全体でしていこうという中で、遊歩道の各市町村を結ぶネットワーク化ということがありまして、東伊豆町は今、シラヌタの池に通ずる大川からの林道あるいは国有林の管理道路、こういうものを含めた中での遊歩道のウォーキングコースというものも設定しております。

もう一つは、今申しましたようにアスド会館のところからトンネルの上を通りまして、あの

風の広場までを風の小道という形で、県の事業採択に向けて今担当課で、南伊豆広域市町村圏と町村会が中心になってそういったこともやっているということ。さらには、風の広場という言葉は私は何回も使っておりますが、あそこを学習の場にしたいというのは、地球環境に対する負荷がこれだけ小さいものですよということを学習してもらいたい。

そういうものだけでしたら、修学旅行も何回かに分けて山頂まで運べば可能かなと思っておりますが、要するに、そういったことだけで果たして修学旅行が誘致できるのかと。やはりそこには宿泊受け入れ施設あるいは観光協会、旅館組合、民宿組合、こういうところが一丸になって、町が幾ら音頭をとりましたが、そういう皆さんが後ろ向きでは何にもならないわけですから、そういったことの誘致もするんだということになれば、いろいろなノウハウがそこに出てくると思うんですね。

そういう中での風車だとかあるいは細野の湿原であるとか、いろいろまだまだ埋もれた資源はあります。つい最近も奈良本で、7,000年前の縄文前期の遺跡も発掘されたと、こういうふうなニュースもありますから、そういったことで先人の文化、それから今後つくっていく文化、そういうものの学習ということになれば、いろいろなネットワークができると思うんです。

だから、そういったことをやはり受け入れ側としての皆さんがどれだけ真剣に考えていただけるかということにかかっている。私は別にあそこの開放はやぶさかではありませんし、そういったことの学習の場にしたいということをお初めから言っておりますから、その中で修学旅行の誘致というものをそういった皆さんの熱意があって受け入れる、その一環として学習させるんだということになれば、当然全面的な協力をするに対してはやぶさかではありません。我々が幾ら音頭をとってラッパを吹いても、笛を鳴らしても、後で踊らなければ何にもならないわけですから、そこらはやはり議員は観光関係のお仕事をされていますから、ぜひそこの足固めをしていただきたい。

そういったことも、申し入れがあれば私は決して拒むものではありませんし、むしろ全面的な協力をしてバックアップしていきたいと、かように考えておるところでございます。

議長（太田長八君） 3番、西村弘佐さん。

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） 御丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

確かに受け入れる側はつい目の前だけを見ていて、今日とはれる、あすはだめと、こんなふうにやっていますけれども、そういうことでは営業は続けられないことは必至でございます。行政報告にもございまして、お客様はお見えいただくけれども宿泊していかないと、こういうあたりはやはり細かく検討していかなければいけないわけですし、これはそれぞれの個人がおとりになって、そしてうまくやっていくかどうか、これは営業の基本でございます。

私が修学旅行についてちょっと申し上げたのは、余分ではございますけれども、来年の秋、秋葉原からつくばのところまでつくばエクスプレスというのが開通いたします。45分でつくばへ行くそうでございます。この間NHKでも、すぐつくば市が修学旅行の誘客に走っていると言うものですから、私なりにちょっと調べてみたんですけれども、大変申しわけないんですが、職員の中では余りそういうことについて興味もなかったのか知っている方が少なく、商工会でも余りなかったんですね。あれは第三セクターですから本部が東京にございますので、そちらへもしてみたんですけれども、こういうものは私が調べるようなところではどうしても限界が出てまいります。

どうしてそうなるかというのは、やはり今町長のお話のとおり、いろいろなものを細分して考えておられるというのは、やはりある程度広範囲に物を見られる方が多いのではないかと、つくば市でもそんなふうではなかったのかなと思っております。やはり職員1人1人のアイデア、そしてトップ、今回そのまま上がれるようになっているのは企画調整課ということで出ておりますけれども、やはり私どもが前向きに進んでいただくには総合で調べていただきたいというのは、これが基本にあったからです。

それからもう一つお願いしておきたいと思っているのは、あそこは浅間山（せんげんさん）という山でございますので、あれをネーミングするときは多分それをとらなくてはいけないとか、いろいろと地域の方の御意見が出てくるでしょうけれども、あのまま漢字であらわすと今大変人気のあります浅間山（あさまやま）と同じように読まれてしまいます。私どもの北川が、「ほっかわ」と言っているもいつまでも「きたがわ」と言われるようなものでございますので、そんな折には平仮名を使っていただくとか、そんなことを申し上げて今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 浅間山の文字はそういったことでルビを振るとかあるいは平仮名にするとか、これは対応できるんですが、風車そのものにネーミングをするということになりますといろいろな問題があるんです。あの土地は白田の財産区から借りているところもありますし、白田という名称を使ってくれというような要望もあります。そういった中では、やはり1カ所に偏るわけにはいきませんから、そういうことをぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、あれだけのものが町民の一つのシンボルになっているわけですね。今、雷でとまっています、うまくすれば今日のうちに1号機と2号機は再稼働するという報告を担当からさっき受けておりますけれども、3号機は、23カ所ぐらいの部品が雷でやられてもうちょっと時間がかかると。1号機、2号機は早ければ今日じゅうに復旧ができると、こんなことです。

あれが回っているとほっとするわけですね。私も毎朝通勤のときに片瀬のお寺のところからあれを見上げます。ああ今日は順調に回っている、町が稼いでくれているなというような、町民の皆さんもそういうふうにしていらっしゃるんですね。そういうことで一つのシンボルになっておりまして、観光的な資源としても十分活用できるものであるということは議員も私も全く同じ考え方を持っておりますから、今後、そういったことであれを大きく活用できるかということもいろいろな角度から検討していきたいし、観光政策審議会の中で今年は、あそこをどうするかということをご諮問してありますから、その結果ももう間もなく出てくると思います。

そういうものを含めた中で、また議会の皆さんとも多角的な検討をしまして、今後どうしていくのか。先ほど八代議員からもありましたように、今後増設をどうするのかということも含めまして、やはり西側の細野高原の尾根の上に何十基かできるということになると一つの壮観な眺めになると、こういうようなことももしできた場合にはありますし、そういったことの連携をどうするかというのはやはり広範囲に見ていかなければいけないというように思いますし、むしろそれがもしできたらそっちの方がいいのではないかと。細野湿原もありますし、あそこの大きな原野というものも貴重なものでございますから、そういったことも考えながら今後やはり総合的に検討してまいりたいと思っておりますので、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

います。

議長（太田長八君） 以上で、3番、西村弘佐さんの一般質問を終結いたします。

山本鉄太郎君

議長（太田長八君） 次に、7番、山本鉄太郎さんの第1問 東伊豆町の文化財等についてを許します。

7番、山本鉄太郎さん。

（7番 山本鉄太郎君登壇）

7番（山本鉄太郎君） おはようございます。

私は通告に基づき、第1問 東伊豆町の文化財等についてを3点から御質問させていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします。

1点目、稲取地区子供三番叟の指導者育成を当局はどのように配慮されていますか。

2点目、北川鹿島踊りの現状はどのようになっていますか。

3点目、黒根地先の「はさみ石」を今後どのように活用していくのか、当局のお考えをお聞かせください。

以上です。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 山本議員の東伊豆町の文化財等についてということで3点から成る質問にお答えいたします。「等」という名前を入れたということははさみ石の問題かなと、こういうふうに思っています。

それはそれとして、第1点目は稲取地区子供三番叟の指導者育成を当局はどのように考えているかと、こういうことの御質問ですからお答えいたします。

稲取地区三番叟につきましては、本年度は東区町内会長を代表に、町指定文化財保護保存事業の無形民俗芸能として、三番叟の伝承を目的とした補助団体といたしまして事業が実施されました。

三番叟につきましては、伝統芸能継承保存の中で指導者育成の重要性は十分承知しておりますが、町といたしましては、政教分離の原則もございますので、今後も主催者である各町内会に三番叟の保存・継承をお願いしていきたいと考えているところでございます。

2点目の北川鹿島踊りの現状はどのようになっているか。

北川地区の鹿島踊りにつきましては、町指定文化財保護保存事業の無形民俗芸能といたしまして町の指定文化財となっております。現在、常盤昭夫氏を保存会代表としまして約40名にて組織をされまして、毎年秋祭り前の10月20日の仕組みから、21日より24日まで練習日、25日は総練習として神具を持たない手踊りを行い、26日夜の宵祭りの踊り、27日の本祭りの踊りが会員25名によって奉納されておるところでございます。

鹿島踊り保存会につきましては、町指定文化財保護保存に努めていただいておりますが、会員年齢は20歳より65歳までとのことでありますが、50歳から60歳までの年齢層が多く、地域の

産業形態から見て若年層の就労の場が少なく、労働力の他市町村への流出等により若者の加入が少ない状況であるため、地域芸能としての必要性があるものの、存続につきましては大変苦慮しているところでございます。

3点目の「はさみ石」を今後どのように活用していくのかということで、初めに、先ほども「等」ということがありましたが、これはまだ文化財には指定されておりませんが、それはぜひこれからお願いしたいと思います。

このはさみ石は太古の時代からトモ口岬の稲取寄り約100メートルの浜にあって、高さ11.7メートルからの巨岩が相對し、その間に50センチ角で長さ1.5メートルの石を挟み、まさに自然がつくった彫刻で、今日まで不動のその姿を保っており、その石の前に立つと圧倒されるほどの存在感を漂わせております。

このはさみ石は、昭和53年1月の伊豆大島近海地震の際、旧国道ののり面や山の崩土によって、現在ははさみ石の周辺に行く道はなく、今日では通行どめの状態となっております。

私は昨年度、東伊豆町観光政策審議会に観光資源の掘り起こしについて諮問したところ、審議会から、このはさみ石を新たな観光スポットの一つとして活用すべきとの答申をいただいております。私自身も以前から、伊豆の七不思議の一つと言われておりますこのはさみ石には大変な関心を持っておりまして、ぜひ当町の新たな観光スポットにしたいと考えております。

よって、現在実施中の各種観光施設整備工事の進捗状況を見ながら、できるだけ早い機会にはさみ石まで行ける観光遊歩道等の整備に着手してまいりたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

（7番 山本鉄太郎君登壇）

7番（山本鉄太郎君） 3点からの答弁ありがとうございます。

まず1点目の三番叟ですけれども、後継者育成は大変な問題であろうと思いますけれども、町長が言う政教分離の関係はございますが、これは一応町として補助金を出しています。そうですね。2万7,000円ですか、少ないんだか多いんだかわかりませんが。

三番叟の内容について鈴木さんにお伺いしてきましたら、育成も私もお願いしたいんですけども、当番町に当たる年で1回やっても、3年に一遍という形のものでしたらどうしてもうる覚えになると。どうかこれはもしあれでしたらという形で、もう私もという形のものがありますので、鈴木さんが御存命のときに中心となる人物を行政の方が少しぐらいやはり補助金を出しているんですから、そういうような区と鈴木さんと行政とで話し合いを持たれたような経緯はございますか。

要するに、町で文化財として指定されて補助金を出しているんですから、多少なりともやはり力を入れて後継者の関係をやっていただかないと、これから合併合併でいってだんだんと文化というのが薄れていくと思うんです。やはりしんになるものを小さくてもいいからつくってもらいたい、私はそのように思いますけれども、御当局のお考えを再度お伺いします。

それから、2番目の鹿島踊りの関係です。これは町長が今ずっと全部おっしゃられました。そのとおりでございます。

それで、今我が町で人口が一番少ないのは北川なんですね。北川が一番少ないと思います、300人弱。鹿島踊りの対象になる方をざっと20代から60代ぐらいまでいくと、男性で約70名ぐ

らいではないか。このような問題はどうかと保存会の常盤さんに聞こうと思って行きましたら、ちょうどお留守で、山十のお父さんに聞きました。そうしたら会員は約46名いるよ、だから大体大丈夫だと。一踊りが大体25名ですか。踊り手が20人に太鼓が1人外に出ますけれども、それで丸になったり三角になったり、「さ踊り」「ま踊り」といって歌によって踊るらしいです。

これもやはり大漁祈願の関係で町で文化財に指定してありますけれども、この金額を言いますとまた困らせると思いますけれども、この25人に対して2万7,000円はどうかと。多いか少ないか。その辺、これからどういうふうにこの鹿島踊りを継承していくのかという形のものを私はいつも思うんですけれども、行ってきますと大変な踊りなんですね。

だから、町がそういうように区長とか保存会の皆様とかと先ほど言われたように多少なりとも御意見を、やはり町は多少こういうようなことがあればそうしてやってくださいとか、人口を増やしますということは言えないと思いますけれども、何らかの施策があつていいのではないかと。やはりそういうところへも何度となく足を運んで、担当者が行くべきであろうと私は思いますので、その辺のお考えがありましたら再度お願いいたします。

それから3点目になりますけれども、はさみ石の件ですね。町長も言われたごとく文化財にはなっていませんもので、議運の関係で皆さんにおいおいなっていないぞという形で、「等」という字を入れさせていただきました。

でも、この「東伊豆町の我がふるさと」という、「東伊豆町文化財散歩マップ」というものにははさみ石というものが記載されております。やはりこういうものにあるというのはすばらしいと思うし、今現在ふるさと学級に入っている子供たちは知っていると思うんです、たしか行くと思いますから。でも、そのほかの入っていない人はどんな石があるのかという形のものがあるかと思うんです。

それで、この間私がテレビを見ましたら、たまたま10チャンネルをかけたら女優の藤田弓子さん、あの方は10数年前から韮山町に住んでいるそうですね。それで稲取が出たもので、お、稲取が出るな、どこが出るのかなと思っていたら、かの立派な笛の横田先生が出ました。それで、あそここのところで稲取灯台の復元をちょっと映してくれたらまたいいななんて思ったけれども、何か笛を吹くのに漁船で たしかあれは正宝丸でしたね。はさみ石の沖合まで行って吹きました。彼女いわく、こんなすばらしいところがあるんですかと。それで映像を見ていたら、最後はやはりプロですね、はさみ石から朝日が上がって、はさみ石の岩を映す、なかなか神秘的なそういうプログラムを組んで終結しました。

ああいうすばらしいものをまた観光資源に生かしたらなという形のものもありましたが、これはやはり相当お金のかかる問題ですから、町長、国・県を利用してできる限りのことをして、町財政が苦しいですからすぐにやれということは言いませんので、その辺はどういう構想を持ってこれから行政は行かれるのかということ、再度御答弁をお願いいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 1点目、2点目の三番叟と鹿島踊り、2万7,000円の補助が適正かどうか、こういう問題の御提起がありました。

教育委員会等がその担当の皆さんとよく話し合いをしまして、一つの方向性というものを、ざっくばらんな意見の交換をしていきたいと、かように考えておりますからもうしばらく時間をいただきたいと思います。

3点目のはさみ石は、私が先ほども申しましたように現在進捗中の観光施設の整備工事のある程度の進捗状況を見ながら、次はあそこだなというようには私自身は思っているんです。ということは、あれだけのものを埋もらせておくのは非常にもったいないし、今は海からしか見えないわけですね。ですから、今現在考えているのは県の補助事業採択をお願いして、2分の1以上が補助になってくると。

来年は新世紀創造祭から5年が経過したということで、前はソフト事業でしたが今度はハード事業をやろうということで、賀茂郡町村会としてきっちりと話してあります。それで、補助率を3分の2にしてくれというお願いもしてありますし、この秋以降に再度、今後予定されております、議長の先ほどの行政報告にもありました南国伊豆横断道路の期成同盟会の関係、そういったことも含めた中で3分の2の補助というものの推進をしていきたいと、その中のターゲットとしてこのはさみ石というものも当然考えていると、こういうことでできるだけ早い時期にあの調査に着手して、どういう形の遊歩道が安全につくれるのかという調査というものもしてみたいと、こういうふうに考えておりますから、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

（7番 山本鉄太郎君登壇）

7番（山本鉄太郎君） わかりました。それでは、3度目の質問ですので簡単にいききたいと思います。

三番叟については、鈴木さんと話しているうちに、田町では2人、西町では1人、東町では2人、この中に役場の職員が2名いると。やはり後継者を育成するには各部落で責任的になる人をつくってもらった方がいいんじゃないかという形のものがあります。1年やって、2年たつとやはりうる覚えで忘れるんじゃないかと思うんです。振りつけから何から、もう40日以上子供たちも練習するらしいですから大変なようです。ですから、この辺を何とか町の方がという形のもの、これは先ほど政教分離の関係でと言われましたけれども、要するに担当課と鈴木さんとそれから区長と、どこかでひとつひざを交えて話をして、やはり後継者育成のことを真剣に議論してもらいたい。それをお願いしたいです。

それから鹿島踊りについては、何年か前に一遍衣装を安く買ったという形、この鹿島踊りも衣装が大変らしいですね。その辺のときが来たら町の方へ相談したらどうでしょうかという形で私は切り抜けてきましたけれども、少し面倒を見るというのではなくて、はっきり言って話を聞くだけでも聞いてもらいたいんです。補助金を出しているんですから。少ないか多いかわからないですけどもね。

その点と、3点目のはさみ石です。

町長はいろいろと町内で活躍なされているそうでございます。でも、この問題についてはなかなか難しいという形で、私どもの先輩議員である鈴木議員も再三この問題を指摘していました。一般質問で取り上げていました。なかなかできない。でも、私もその当時から思っていました。これからの小さくても輝けるまちづくりであれば、何らのものを有効に利用しなければならぬと、これは多少金がかかるかと思いますがけれども、やはり金のかからないようにもう少し頭を使ってやっていただければと思います。

この3問目の答弁はもうもらっていますのでいいですから、1・2問目の答弁をお願いします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 先ほども答弁いたしましたように、教育委員会と鈴木さんとかあるいは常盤さんとか、そういう皆さんとの話し合いというものはさせていただきたい。

稲取地区の三番叟ですと、先ほど議員がおっしゃいましたように3年に一遍の当番町しかやらないと。そうなってくるとどうしてもうる覚えで、この稲取地区全体の保存会の立ち上げというのも一つの方向としてはあるのではないかと、こんなことを私自身は考えておりますもので、そういうものを含めた中で、やはり当番町が東だから東の子供たちだけという今までの形からいきますと、先ほどのように3年に一遍ということで新たに1からやり直さなければならぬと。

しかし、入谷を除く田町、西町、東町のこの3町内会を1つの保存会の単位として、それで指導者をきちっと鈴木さん等をお願いして、そういうものをやるということも一つのまた方法

これがいいか悪いかは別として、話し合いの一つの材料にはなるだろうと思っておりますし、北川の鹿島踊りの衣装の問題とかいろいろありますけれども、政教分離に抵触しない範囲の中で検討はさせていただきたいと、かように考えております。

それからさみ石は、やはりいい知恵があったらぜひひとつお願いをしたいと思っておりますし、私はちょっと長くなっても、黒根の昔のレストハウスの向こうからずっと勾配の緩やかな遊歩道をつくって、それからトモ口岬を回ってはさみ石のところへ行く、波がどうかという問題が一つあるんですが、そういうものも今後検討しながらやっていきたいと思っております。

議長（太田長八君） 以上で、7番、山本鉄太郎さんの一般質問を終結いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 0時59分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

鈴木 勉 君

議長（太田長八君） 6番、鈴木 勉さんの第1問 国民健康保険についてを許します。

6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） それでは、1問ずつ質問いたしますので御答弁のほどよろしくお願いたします。

第1問 国民健康保険について。

平成16年度に行われました保険税率改正につきましては、私も国民健康保険審議委員会の委員でもありますし、第2委員会の委員長として値上げにつきまして質疑いたしてまいりました。国民健康保険会計の厳しい状況は、平成14年に医療費の制度改正が行われました。この制度は、

今まで老人保健に加入しておりました70歳から74歳までの年齢の人たちが老人保健から国民健康保険に移行される制度でございます。しかし、移行されました70歳から74歳までの支払う医療費負担割合は今までどおりの1割から2割であります。残り1割から2割は国民健康保険より支払う制度でございます。

老人保健の制度改正や乳幼児医療費の軽減分も、国民健康保険税の引き上げの要因の一つになっております。国民健康保険会計は相互扶助で成り立っております。医療費の増加に対応するために保険税の値上げはやむを得ないと思ひ、断腸の思いで賛成させていただきました。

しかし、議員の責務といたしまして、町民の理解と今後の対策について努力していかなければならないと思ひまして、1点目、値上げの理由説明と町民の理解を得る努力はどのようになされましたか。

2点目、今後の国民健康保険事業の運営に当たり医療費の軽減対策はいかようにしていくのかについてお伺いします。

よろしく申し上げます。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、鈴木議員の1問目の国民健康保険について、2点から成る質問にお答えいたします。

税率改正の理由説明と町民の理解を得る努力はとの質問でございます。

国民健康保険制度は、議員御案内のように被用者保険、いわゆる社会保険や共済組合などの加入者を除くすべての国民が加入する公的保険制度であります。そして、国民健康保険税はこの国民健康保険制度を支える大切な財源で、その年度に必要と予想される医療費をもとに推計しまして決められる基礎課税額、いわゆる医療費分と、介護に要する費用をもとに決められる介護納付金税額の合計額となっております。

この基礎課税額は、国民健康保険に加入している8,300人、4,059世帯の相互扶助に基づき所得割課税標準額等で算出いたしますが、前年度対比1億8,200万円の落ち込みとなっております、少子高齢化の進展や町内経済の長引く景気の低迷により、国民健康保険会計は大変厳しい状況に置かれておるところでございます。

行政報告でも申しましたように、全国的に高齢化が進んでおり、当町におきましても、65歳以上の高齢者が占める高齢化比率が25%を超えるなど、高齢化に拍車がかかっているところがございます。これに伴いまして、心臓病・がん・脳卒中や糖尿病等という生活習慣病が増加をいたしまして、医療費も年々大幅な伸びを見せており、当町の国保会計における医療費実績は15年度で13億3,300万円強、1人当たり20万8,412円、前年対比で実に18%の増加をしている状況でございます。

この増加の要因の一つといたしまして、議員が先ほども申しましたように、本来老人保健に移行すべき対象者が段階的に75歳になるまで医療費は国保会計からの支出となりますので、負担増が余儀なくされている状況でございます。このような状況の中で、医療費の適正化を通じた給付と負担の標準化を図る必要がありますので、医療費と相殺できる最低の負担をお願いしたところでございます。

先般、議員御案内のように、6月23日に行われました国民健康保険運営協議会に諮問をいた

しまして、医療分・介護分とも大幅な改正をお願いいたしましたので了承をいただいたところでございます。

次に、町民の理解を得る努力はどのようにされたのかとの質問でございますが、国民健康保険運営協議会の委員からも同様な意見が出ましたので、広報ひがしいず8月号で特集を組みまして、わかりやすく掲載いたしましたので議員もごらんになったかと思えます。今後は、折に触れまして国保会計の現状等を啓蒙・啓発していきたいと考えておりますので、ぜひ御理解をお願いいたします。

続きまして、2点目の今後の国民健康保険事業の運営に当たり医療費の軽減対策はという御質問ですが、国民健康保険財政は景気の動向に左右されやすいという問題を抱えております。特に近年は、加入者の所得の落ち込みで保険税収入が低迷をいたしまして、年々の医療費の増大とあわせて国保財政は危機的状況が続いており、医療費適正化が大きな課題となっております。さきにも申し上げましたが、病院にかかる割合が多い70歳から75歳までの年代が老人保健から国保会計の被保険者となりますので、国保会計は危機的状況が続いております。

こうしたことから、平成16年度を健康づくり元年と位置づけ、町民がみずから健康に関心を持ち、健康づくりに積極的に取り組んでいただくことが大切であります。町でも介護予防拠点施設、アスト会館や白田保健福祉センターなどを拠点といたしまして、さまざまな健康づくり事業を展開しているところでございます。まだ1年目ということで具体的な成果は見えてまいりませんが、3年先かあるいは5年先には確実に医療費の軽減があるものと確信しているところでございます。

町といたしましては、健康づくり課が、町民の健康づくりにあらゆる方策を模索しながら全力でバックアップしていきたいと考えておりますので、健康に関する相談や各健康教室への誘導と、個々の健康状態に合ったお試し教室等を開催いたしまして、多くの町民が積極的に参加でき、利用しやすいメニューを考えながら、多数の参加者が利用できる環境づくりをしていきたいと考えておるところでございます。

議長（太田長八君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 2回目の再質問に先駆けましてちょっとお話をさせていただきたいんですが、6月の定例会におきまして、私の一般質問の再質問の答弁に対しまして町長より、答弁書の内容に沿って質問をしていただきたいという、私にそのような旨のお話があったんですけれども、やはり私たち議員は通告書を先に出してそれに伴って質問をさせていただき、当局側は私たちが出しました通告書に基づいて内容を書いてくる、私たちにはその町長の答弁書の内容がこの壇上でなければわからない、そういう状況がありますものですから、今回の質問も、私の再質問と町長の1回目の答弁がかみ合うかかみ合わないかが出てくると思いますけれども、ぜひそのような一つの運びという形の中で御理解をしていただきたいと思っております。

それで、1回目の再質問をさせていただくわけですが、町民の皆さんのもとにも届いていると思うんですが、広報ひがしいずの8月号を見ますと医療費の流れ、国保の状況、改正された国保の税率、医療費の推移、介護・老人保健への拠出金、2点目の質問にあります軽減対策についてはどのような形かという中では、医療費を大切にするポイント、基本健診の受診のすすめと、町長の答弁にもありましたけれども、きめ細かくお知らせが来ております。

しかし、こういう一つのお知らせを見まして、果たして町民がこの健康保険税の値上げについて納得できて、そっだよなという理解がいただけたかどうか、これは本当に当局側も私たちも難しい問題だろうと思っております。

東伊豆町の町民の方の、「国保に対する若年層の負担」という新聞への投稿を読ませてもらいました。その内容を少し抜粋してみますと、「働き盛り世代の保険料負担の重圧に耐えかねています」の書き出しに始まりまして、「ぜいたくをしているわけでもないのに子供を育てる余裕すらありません」。最後に「何の通知も承認もなく、医療費がかさんでいるからと大幅に税率が上がリ、今後も下がる見込みがない」、このような締めになっております。

やるせない憤りの内容でありましたけれども、これを読ませていただきまして、今私の手元に16年度の国民健康保険税の試算表があります。これは町民の方に行っているかどうかちょっとわかりませんが、この試算表を見ましても、所得税課税額を見ますと平成15年度より16年度の方が少なくなっているわけでございます。これはわかりやすく言えば、町民の所得が15年度よりも16年度の方が落ち込んでいますよと、町はその落ち込んでいる課税額を見ますと、税率を上げなければ前年と同じような金額もしくはそれ以上の保険税が集まりませんから税率の改正をさせてもらいますと、そういう内容だろうと思うわけでございます。

この1世帯当たりの平均値上げ額が1万152円ですという数字になっておるわけでございますけれども、町民の方たちの所得金額、財産の有無、その金額によっては非常に大きな値上げ幅の差があるのでないかと思っております。この保険税の値上げの説明にいたしましても、広報ひがしいずが間違っているわけではございません。しかし、もう一工夫して、大きな値上げ幅についても御理解がいただけるような方法がないかと私は提案しているわけでございます。

2点目の軽減対策といたしまして、私もいろいろと考えまして、私なりの提案をしていきたいと思ひましてこの壇上に立っております。

最初に、各地にありますウォーキング道路の整備をしていただきたいと思っております。その内容は夜間照明の充実、公園安全対策などが急務ではないかと思っております。このウォーキング道路の場所につきましては、それぞれの地区の人たちに問いかければ場所だとかこういう状況にありますとかというのはすぐにわかるのではないかと思っております。健康管理の第一歩は私はウォーキングだろうと思っております。町が企画遂行している各種の教室には多くの町民が参加することが望ましいのでございますけれども、町がする教室は非常に健康づくりの効果がすばらしいと私も思っておりますから、多くの人たちに参加していただく、これが本当の健康づくりのまちづくりだと思っております。

しかし、このような町が管理をしていただける教室として遂行していくという形についても、町民が参加してくるといのが数字的には結構あるんですけども、町全体の中の対象者にしてみるとまだまだ限度まで行っていないのではないかと思っております。その要因についてよく話をしますと、やはり町がつくったものに縛られて自分たちがやっていくという、個人的に言えば、稲取で言えば面倒くさいな、煩わしいな、そういう時間ではなくして自分が自由にできる時間に最初にできるものは何かといったら歩くことなんだと。自分の近所を歩く、そういう道の夜間照明を充実してもらいたいというのを私は町民の声として聞いております。

次に、町と町民がともに考える啓蒙運動が必要ではないだろうかと思っております。町民が主催して健康づくりができるように、その町民の声を聞いて保健師がどうしていくのかということを探索していく、町民の自主的な健康づくり活動に保健師が手を携えて一緒にやっていく、

このように高齢者が自分で企画した健康づくり教室の開催をしていくのもいいのではないかと
思っております。

現在も、健康づくり課の課長に聞きますと一生懸命教室をやっております。それについては
私も非常に理解するわけでございます。それを踏まえて、町主導型よりもやはり町民にひとつ
主導権を譲って、皆さんが考えたどういう教室がいいのかというものについてはどうなのかと
思っております。

私、課長に非常に申しわけないんですけれども、住民が自分たちの健康についてどのように
考えているのかという意識調査をしたことがありますかと、そのことについて伺っていきたく
と思っております。

それから、前回の6月の一般質問でもさせていただきましたけれども、広く町民に健康づく
り元年における標語づくりをしたらどうかというのも、また今回も提案をさせていただきたく
思っております。園児や児童生徒から老人会まで、本当に幅広く町民の方たちに健康づく
りの町をどうアピールしていくかという標語を募集して、町民の意識革命をしたらどうかと、
そういうことも提案していきたいと思っております。

それから、医療費の軽減対策といたしまして、町長も一生懸命アスド会館のアリーナとプー
ルの活用をしておるわけでございますけれども、その活用について、今このようにちょっと考
え直していただきたいという点がありますので、それを質問させていただきたいと思いま
す。

このアスド会館に行くにはバスがございませう。バスの発着時間を少し変えることができな
いと思っております。そのバスの運行時間の時刻表を見ますと、アスド会館着というのが稲取
の方から行きますと大川行きに乗りますが、その大川行きの第4便が1時にアスド会館に着き
ます。第5便が4時9分に着きます。城東地区民がアスド会館を利用するには志津摩行きとい
うのがありまして、3便が12時2分、4便が3時27分、このような運行表になっております。
私は、各教室に参加する人たちでない町民が利用できる時間帯に少し直していただきたいと思
って質問するわけでございますので、よろしく願います。月曜日から金曜日までの午後3
時から8時30分、土曜日が午前10時から8時30分、これが教室に入っていない一般の方たちが
プール・アリーナを利用できる時間帯になっておるわけでございます。それを見ますと、先ほ
どのは着いた時間ですけれども、帰る時間のバスの時刻表を見ますと、城東地区に帰る人は大
川行きの4時9分が最終バスでございませう。稲取地区に帰る人は志津摩行きの最終バスが5時
17分、これが終わりでございませう。

この着いて帰るといふ時間を見ますと、稲取地区の人は1時に着いて3時の自由開放まで待
つか、4時9分に着いて5時17分発の最終に乗るか。城東地区の人は12時2分に着いて3時ま
で待つか、3時27分に着いて4時9分の最終に乗るか。バスを利用する人たちはこのような短
い時間の中で活用していかなければならない、そういう状況になっておるわけでございま
す。果たしてこの時間の中で何分間プールを活用したりアリーナを活用して健康づくりが
できるのかなと、ちょっと疑問を持つ点でございませう。

今アスド会館のプールは、町民の間ではひざの痛みや腰の痛みがよくなったとか、いろいろ
と病状の回復に効果がありますという声があつて、これは町長も言うとおりでございま
す。多くの町民に聞こえておるのではないかと思っておりますが、アスド会館の利用には確かに自
家用車で来る人もあります。しかし、私たちと同じような年代、もう少し若く言えば50歳代
の女性の方たちが自家用車で来るという率がどれぐらいのものなのか。昨日もある町の中
で70そこ

その人に聞きましたけれども、この人たちはみんな車は運転できないと。そういう人たちが非常に多いわけでございます。

こういう人たちにやはりアスド会館のプールを使って健康づくりをしていただきたいというのが、町長を初め僕たちの一つの願いでもあろうかと思っておりますので、バスの運行時間についても、もし考え直す点がございましたらひとつよろしく願いいたします。

それと、アリーナとプールの今度は使用料と休日についてお願いしたいと思います。

まず、日曜日に使用できないかと、現状は土曜日まで使えるようになっております。しかし、町の現状を見ますと、町民の多くが日曜日が休日というのが非常に目立ってきております。日曜日に使用できるプール・アリーナが非常に望まれるわけでございます。このように日曜日についても、もしできるならばプール・アリーナの利用が可能かどうか、そういう点も聞いておきたいと思っております。

そしてもう一点は、施設の利用料金についてでございます。

現行の使用料金は大人が1日500円、月額4,000円、中高生が1日400円、月額3,000円、小学生が200円、月額1,500円、75歳以上の町民は無料となっております。この介護予防センターの趣旨は、やはりプール・アリーナの施設を使って、町が主催する教室や自主的にする健康づくりに多くの人たちが利用して、健康づくりをしていただきたいというのが目的だろうと思っております。

そこで、医療費が一番かかる年代でございます70歳以上の方たち、要するに今75歳以上になっておりますこの年齢を70歳まで引き下げることができないのか、それもお聞きしたいと思います。

それから、一日料金が500円になっております。これを回数券つづりにさせていただくことはできないか。

それから3つ目には、月額の4,000円の料金が、現在は申し込んだ本人だけが使えるようになっていたわけでございます。これをできれば一家族で、お父さんもお母さんも1つの券で今日はお父さん、あしたはお母さんという、そういう使い回しができないかと……

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時28分

議長（太田長八君） 休憩前を閉じ再開いたします。

6番（鈴木 勉君） 法的な問題といたしまして、最初にプール・アリーナ等を使う料金の改正について申し上げました70歳からを無料にという形については、取り下げさせていただきたいと思っております。

次の一日料金500円を回数券にできないかと、これは通告内でいいですか、大丈夫ですか。質問していいですね。

（「それは違うよ」の声あり）

議長（太田長八君） やってください。大丈夫です。

6番（鈴木 勉君） これは私は、いかにして町民の大勢の人にアスド会館を使っていただく

かと、それを前提として質問しておりますから、答弁がもしなければなくても結構でございます。一応私としたら町民の声を代表して質問しているつもりでございますから、それが通告外になるという形があればまた指摘していただければ、次の議会までに勉強させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

続けさせてもらいます。

月額料金の4,000円が今現状は本人だけという使用になっておるわけでございますけれども、これが家族で使い回しができないかと、その点を聞かせていただきたいと思います。

それから毎回使えば、普通に勘定すると10回使うと5,000円になるわけですがけれども、こういう非常に多く使った人たちが健康になっていくという実績が、ここに認めるほどの功績があるならば、やはりこの人たちに今まで使った料金の割り返しぐらいの何か御褒美がないのかなと、その点をお聞きしたいと思っております。将来、大勢の町民がプールを利用して健康になりまして、医療費の削減が数字の上でも証明できるようになったならば、私はすばらしいなと思っております。

今、国民健康保険、介護料、老人保健分を合わせると32億2,700万円ぐらいの医療費がかかっているのではないかと推定されます。このように大きな数字が推定されるわけでございますけれども、町民の健康づくりが進みまして10%の軽減で3億2,000万円ぐらい、5%で1億6,000万円ぐらい、1%で3,200万円ぐらいの医療費が軽減できるというのが、これが帳面の上で計算できる数字でございます。

今まで一生懸命やってきております健康づくり教室の企画を見直しまして、新しい健康づくりを模索したらどうかと、これを提案したいわけでございます。私が提案したいのは健康づくり教室ではなくして、この1つの施設を使うプール・アリーナをどのように町民の方たちに使いやすく利用しやすくしていただくかと、そのような提案をしておるわけでございますから、ぜひよろしく御答弁のほどをお願いいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 余りに多岐にわたりますもので飛ぶかもしれませんが、まず順番にお答えしていきたいと思えます。

国保の会計が18%増加をしているということは、2億円以上が前年対比でも増加をしているわけですね。これは議員も御案内だと思います。担当委員会の委員長でありますし、それから国保運営協議会の委員でもございます。そういったことで、ぜひひとつ御理解をしていただきたいと思えます。

意識調査はしたのかということは、健康づくり課長の方から、そういったことはどういう形でやっているのかということをお答えさせていただきます。

2点目の軽減対策としてウォーキング道路の夜間照明ということですが、ほとんど今照明してあるんです。どこがしていないのかということもぜひひとつ御指摘いただければ、現地調査をして対応をしていきたい。

今るいろいろなことを言いましたけれども、私は行政報告でも先ほどの答弁でも、今年が健康づくり元年ということで、医療費の軽減は3年ないし5年先ではないと形が出ないということを再三言っているわけですね。ですから、短兵急にそういったことを言われまして、やはりトータルとして考えていきたいと思っております。

通告外ですがけれども自主運行バスの時間表の問題は、確かにおっしゃるとおりの発着をして

いますが、あれは朝夕の大川志津摩間の通学・通勤のバスを、日中をアスト会館に振り向けたということですので、多少時刻表には無理がある。しかし、これは教室へ通っている生徒を対象にしております。ですから、多少一般の方が使うには無理があるプログラムかもしれませんが、これはバス会社と協議しながら検討していきたいとは考えておるところでございます。

しかし、アスト会館のアリーナとプールはもともとが10分の10の国庫補助をいただいて改修した施設でございます。元来、健康づくりのものは40歳以上の介護保険適用者を対象にしているわけです。しかし、我々は町民の大勢の皆さんからの御希望に沿うようにして、その教室が終わった後、月曜日から金曜日までは3時から夜の8時半までは一般開放をしている。土曜日は教室がないですから朝の10時から8時半までで、先ほど日曜日とも言いましたけれども、やはりここになりますと人件費の問題をどうするかという問題も大きいのしかかってくるわけでございます。こういうことをもろもろ検討しなければならない。

提案は提案として受けとめておきますが、やはりそういったことで、あそこでやるアリーナあるいはプールの教室を主体にして、あるいは健康づくり、筋力アップトレーニング教室、こういうものを視野に入れた中でのバスの運行表でございますので、多少そういったことで御要望に沿えない場合もありますし、時刻表は時刻表として、自主運行バスの限られた時間内で割り振りをしているということではぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。またその中で微調整ができるものであれば、これは先ほど申しましたようにバス会社と協議しながら改善できるものは改善していきたい。

回数券の問題がありますけれども、回数券というのは考えないことはないんですが、やはりその本人以外の者に使わせるということになりますと、それでは仲間で買って今回はあなたが使いなさい、この次はあなたが使いなさいということがやはりあると思うんです。そういったことの歯どめをどういうふうにかけていくかという問題も新たな問題としてありますので、それはまたいろいろな形のものを検討したいと思います。

それから、利用料金の引き下げの問題ですが、やはりもともとが介護予防拠点施設としてスタートしてまして、一般開放というのは、県の見解も国の見解もだめだという話があったんですが、そこを政治的決着で何とかという形をお願いしたと。500円が高いか安いということになると、近隣のところと比べたら決して高くはない。健康というものは、やはり無料で何もかもうる時代ではないと思うんですね。そういったことの意識もやはり町民の皆さんにもある程度持っていただきたい。議員にもそういったことをお願いしたいと思っております。

そういうことで、抜けていましたら後でまた答弁いたします。

(「標語の募集は」の声あり)

町長(片野 武君) 標語の募集のことがありますけれども、それはまたいろいろな関係機関とも話し合いながら検討してまいりたいと思っております。ここで即答はいたしかねます。

意識調査は、先ほど言いましたように健康づくり課長の方から、そういったことをやっているのかどうか。やっていなかったら今後どうするのかということも、私の方から後ほどまた答弁いたします。

議長(太田長八君) 健康づくり課長。

健康づくり課長(鈴木希美雄君) それでは、私の方から意識調査についてお答えさせていた

だきます。

健康づくり課の方も、各教室に参加される方のアンケートはとってございます。その中である一部の方は、腰が痛くて運転もままならなかった方が実際の教室に参加して遠方まで運転ができたという、そういったアンケートの結果も出ております。それともう一点につきましては、プールの方に参加された方ですが、実際に腰が痛くてひざ等もかなり痛みがあって、プールの教室に参加することによって痛みを軽減されたのでアスト会館から自宅まで歩いていった、そういった事例もございます。

ですから、いろいろな教室等もアンケートの中で出ておりますので、それも随時教室という形で立ち上げていきたいと考えております。

議長（太田長八君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 今、答弁を聞きまして、幾つかの点について再質問していかなければならないかと思うんですけれども、最後に健康づくり課長が言いました、プールの教室に入っている人たちがひざの痛みだとか腰の痛みが回復されたという、こういう声が町の中にも非常にあるわけですね。私たちもある年齢層の、自分たちと同じような年齢から上の人たちについては、母ちゃんそんなにひざが痛いんだったらアスト会館がいいから行きなさいよというのを、第一番目のあいさつみたいな形で使わせてもらっているわけです。

そういう中で、この教室に参加する人たちの人数、恐らく募集する人数というのは、この町でそういう腰が痛い、ひざが痛いという人の何分の1だろうかと。教室に参加できる人数というのはそんなものだろうと思うわけです。それ以外の人たちにも、教室に入っているか入っていないかということを知る前に、お母さんアスト会館に行ってひざを直しなさいよと。

先ほど町長が3年たたないと数字が出てこないと言うんですけれども、いやそんなことはないです。現状でひざが治ったという人はいるわけです。その人たちは昨日まで行った、悪いけれども駅前のおそこの接骨院には行かなくなったよ、いやこれだけ助かったよ、そういう話がすぐあるわけです。だから、3年先に出てくる数字というものは本当に大きなものがあると思う。しかしながら、今すぐにこれだけの効果が出ているという実情だって町民の間にあるわけなんですね。僕はそういう教室に入れなかった人たちにやはり1人でも多くこのアリーナ・プールを使っただいて、せめて最初に難儀をするひざが痛いというのを解消していただきたいと思うわけでございます。

そういう中で、通告外だと言われるかもわかりませんがバスの時間の変更、通勤・通学のためにアスト会館に行くんだよ、教室に参加するためにアスト会館を使っているんだよ、そのためのバスの運行だよ、それをもう少しできれば変更していただきまして、一般の人たちが参加できる3時に合わせる、せめて2時間そこでプールを使って、帰るときに5時ごろにあそこを出るという、そういうバスの運行変更ができないかと再度望むわけでございます。

それから、標語につきましてはまた後日考えると言うんですけれども、これほどお金のかけられない意識の盛り上げ方はないと私は思っております。ですからそのうちになどと言わずに、できれば教育長などと相談して、早い時期にこの標語の募集を町民におろしていただきたいと思っております。

それから、ウォーキング道路の整備については、どこがどうだか指摘してくれと、それによっては現地調査をするよという形を今私もしっかりと聞きましたから、あえて今ここではどこ

の地区、どこの地区と私も言えません。大川から入谷水下までございます。その中でどこがという指摘を私もできませんもので、できればこれを調査させていただきまして、しかるべきこれは担当課はどちらですか。ウォーキングの照明については建設課ですか、企画調整課ですか。

(「企画調整課でもいいし建設課でもいい」の声あり)

6番(鈴木 勉君) わかりました。これは私も自分の足で調査させてもらいまして、地区の要望として皆さんに聞いてみます。夜どこがどれぐらいの照明で困っているのかというのを、はっきりとまた町の方へと要望したいと思います。

それから、先ほど、月額4,000円を本人だけではなくその家族で使い回しできないかとお願したわけでございますけれども、先ほどの町長の答弁で言いますと、ゴルフという法人券みたいに法人で持っていれば赤の他人が使っても大丈夫だよという形を比較して言われましたけれども、本人とその家族というものは法人とは違いますから、何らかの識別はできるだろうと私は思っております。この4,000円という券が家族で買えたらいいなという声は確かに上がっていることも、ひとつ耳の中にお含みおきいただきたいと思います。

それから、健康をつくるという意味では考えることだとかやっていく教室だとかが非常に幅広くなるわけでございますけれども、やはり1人でも多くの方たちが健康寿命を全うしまして医療費の削減につながるような大往生をしていただきたいというのが私たちの願いでもありますし、ある程度の年寄りに聞きますと、それが本人の希望だよという言葉も出てくるような時代でございます。

ですから、法律に縛られるという形はございます。しかしながら、1人1人の健康を考えたならば、ある程度の法律のことについては目をつぶっても、町独自のものが行えるものでしたらぜひそれを行っていただきまして、多くの町民が健康になっていける対策を立てていただきたいと思ひまして、3回目の再質問を終わります。

議長(太田長八君) 町長。

町長(片野 武君) 3回目の質問にお答えします。

まず、健康教室というのは1回募集すればそれでおしまいというわけではありませんから、やはり今の1期生が一つのクールが終われば、そこである程度開放されます。そうすると新たな募集もまたします。それが1回で終わるとということではないということは何れひとつ御理解をしていただきたい。つい最近も教室を集約しましたけれども、1教室30名ずつの定員でインストラクターがいてそれを指導するにはやはり30名というのが一つの限界だというふうに言われておりますから、それが終わりましたらまた次の30名もあるわけですから、そういった中で1回だけで募集が終わりではないということをご理解をさせていただいて、次の機会にまた申し込んでいただければというように思っております。

それから、行政報告の中でも、このプール・アリーナというのは効果がないと私は言っておりません。さっきも行政報告の中で言っておりますね。大変効果があったというのは22.7%、効果があったというのは54.6%、両方合わせて効果があるというのが77.3%、4分の3以上の人が効果があるという聞き取り調査の結果も出ているわけですから、決して効果がないなどということを一言も言っておりません。そういったことで大いに効果がありますし、今言うように、教室の生徒というのは1回の募集だけではなく何回も募集しますから、そのときにぜひひとつ応募していただければと思っております。

それから回数券の件ですが、法人券というのは今はゴルフ場でも記名法人なんですね。無記名の法人券というのはほとんどなくなっている。私はその4,000円が高いか安いという議論をする必要はあると思うんですが、やはりそれを使い回しをするというのはいかがかなと。先ほども答弁いたしましたとおりでございますから、4,000円そのものが安い高いかということの議論は今後やはりするべき話であるけれども、それを一家で買えば全員が使えるような形のものというのは今のところ想定していないということで、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 次に、第2問 稲取地区への図書館についてを許します。

6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 以前、同僚議員よりなされました稲取地内の町立図書館の質問に対しまして、片野町長が検討中といたしまして、稲取小学校の空き教室を図書館の分館に、旧幼稚園の取り壊しか耐震補強かという答弁がなされております。

2問目といたしまして、稲取地区への図書館について、旧稲取幼稚園の調査状況と稲取小学校空き教室の有効活用についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 第2問 稲取地区への図書館についてということでお答えいたします。

旧稲取幼稚園の調査状況と稲取小学校空き教室の有効活用ということでございます。

旧稲取幼稚園につきましては、本年7月26日に入札を行いまして、現在、1級建築士に耐震診断を含めた調査業務を委託しております。しかしながら、先日の中間報告によりますと、旧稲取幼稚園は昭和44年の建築で35年が既に経過しており、耐震構造指標値が0.22で、静岡県耐震判定指標値1.38を大きく下回っております。この数値を静岡県における耐震判定に照らしますと、耐震性が非常に悪く、現在の建物を利用するには大規模な補強が必要となり、改修するよりは建て直した方が安いというような中間報告が出ておるところでございます。

また、稲取小学校の空き教室の有効活用ということでございますが、現在、普通教室以外の教室は少人数教室、図工室、児童会館等に活用されております。現在そういったことで空き教室はございませんが、今後、学校側と協議して検討していきたいと考えておるところであります。

議長（太田長八君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 今お聞きしました町長の考え方は理解できるわけでございます。しかし、このときが来るまで少し時間がたって稲取地区の図書館の分館は見合わせても、私は早急にこの稲取の分館というものはなくても、何とか継ぎ回していくことはできるのではないかと考えております。

しかし、前回の答弁書を読まさせていただきましたら町長も心配しております。学力の差というものがなきにしもあらずだ。現実を考えたときは早く分室程度のものはやっていきたいというような答弁がなされております。それを使わせていただきまして、何らかの手段を講じな

ければならない、どういう手段を提案していったらいいかと思って、私も、一つの図書館という建物が本当に稲取地区には必要なかどうか、そういう議論もまた必要だと思います。

今現在の現実を見た中で、やはり稲取地区にも何らかのものがなければいけないと、そういうものを踏まえまして、熱川にございます町立図書館が持っている機能・役割を見たときに、建物でなくしてこの機能と役割が稲取地区で果たせたならばどうなのかなと。図書館の持っている機能にはいろいろなものがあると思います。私の言葉だけですけれども、豊富な資料を持っている、いろいろな本がある、いろいろなことを調べることができる、そういう一つのものがあると思います。それから役割ですね。図書館が持っている役割は何なのか。やはりそこです。すばらしい環境の中で読書ができたり、いろいろなものを調べて学習ができる。もっともっとあろうかと思いますがけれども、私はこの2点だけを話として出させていたいただきたいと思います。

この稲取地区には、図書館にかわって児童だとか生徒が静かに勉強ができます環境、この環境が整った学習館 この名前は私が勝手につけましたから学習館でも自習館でも何でもよろしいんですけども、そういう図書館が持っている役割を果たせるような建物を私は今わかりやすく学習館という名前呼びますけれども、これを稲取地区に備えたらどうか。

そして、その学習館からももちろんそうですけれども、町内の一般の家庭からパソコンや携帯で町立の図書館にアクセスいたしまして、自分が借りたい本を一般の家庭から図書館に申し込む、それをこの町に配付していただきまして、生徒児童が学習館で静かな環境の中で、夏は涼しく冬は温かく学習をさせてもらおうと、そういうシステムの整った学習館はどうなのか。このインターネット、携帯からアクセスができるようなシステムを導入していったらどうかと思うわけでございます。

現実におきまして、県立の図書館におきましては現在ももう一般の家庭よりインターネットでアクセスできまして、希望する本がございましたらこの町の図書館を通じて貸し出し申し込みをすれば本が借りられるそうでございます。

ちなみに、一つの試案でございますこの図書館の分館建設には、稲取地区の空き教室や幼稚園を使うにしましても、建物をつくるには3,000万円ぐらいかかるのではないかと考えております。また、そこに本とかいろいろなものを備えて職員の配置もすれば、2,000万円ぐらいの年間運営費がかかるのではないかと考えます。

それを考えますと、私が今申しましたみたいに一般の家庭のパソコンから、持っている携帯からアクセスできて図書を借り出す、そういうシステムを導入するには、果たして私も金額的にはどれぐらいの金がかかるかわかりませんが、今私が言いました3,000万円、2,000万円という数字よりはもっと小さな数字でできるのではないかと考えております。

この学習館の設置と、それからパソコンと携帯からアクセスできる機能を町立図書館に導入するということについていかがかと思って、再質問させていただきます。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 今、稲取地区の旧幼稚園の問題も言いました、やはりこれは解体せざるを得ないかなと。今御提案があります学習館といっても中身は図書館である、携帯あるいはパソコンからアクセスしても、ではその本の配送はどうするんだと。アクセスするだけで本がこっちへ届くわけではありませんから、そういったことの経費はどういうふうになるのか。やはりまだまだ検討しなければならないし、県下を結ぶ図書館ネットワークもございます。

今年の当初予算のヒアリングの中で要求が出てきましたけれども、県下の全図書館とネットワークするにはどれだけメリットがあるかということと、その設置コストを考えたときに、費用対効果を考えたときに今のところ費用の方が高くなると、こういうふうな一つの方向が見えたもので、今導入はしておりませんが、やがてそういう時代が来るといように私自身も考えておりますが、今現在そうではないと。

今、学習館という名前を使いましたが、それで稲取地区であるいはそういったことのアクセスがあったとしても、ではその本をだれがどういう形で配送するのかという新たな問題もある。ここに蔵書があってその中から検索して選び出すなら何にも問題はないんですが、やはり町立図書館というのは稲取地区ではなくて熱川にあるわけですから、その間の図書の配送というものをどういう形で持っていくのか。いろいろまだまだ検討しなければならない問題があります。

御提案は御提案として、私は分館というものはいつも頭の中にあります。それがどういう形になるのか、空き教室がいいのか、あるいは独立した分館がいいのか、これは今後の検討課題としていかなければならないというように思っています。

今ここで学習館云々ということは、イコール図書館というように私は理解をしますし、そういった中で、当然図書館の分館になればおっしゃるように静かな環境で学習ができたり、あるいは資料としての蔵書がそこにあったりと、こういう機能と役割は全部そろえるわけですから、その中で検討していきたいと思っておりますし、今現在あの旧稲取幼稚園の建物はもう既にだめだという中間報告を設計士の方からいただいておりますもので、これはこれで解体する、あるいはその後をどうするというものを次の段階で検討してまいりたいと思っておりますから、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 今、町長が言われたみたいに、私は旧幼稚園を耐震補強して使ってくださいということも通告のときには考えておりましたけれども、るる町長の答弁を聞きますと、いやそういう危険なものの利用は避けてもらいたいという気持ちがございます。

ですから私は、今の幼稚園を建て直して図書館にするのか、空き教室を使って図書館の分館としての機能・役割をすべて持たせた大きなものにするのかは検討していただければいいと思っておりますけれども、私が提案した学習館というのは、私のつけた名前ですからそれにこだわらなくていいんですが、これはあくまでも自分のうちに帰ってもなかなか学習する環境の整わない生徒や児童に、今できる限りの空き教室だとかそういうものを活用していただいて、静かに学習できる、放課後に学習できる場所が提供できたならば、稲取地区にも図書館というものが欲しいというのが少し先送りできるのではないかと思います、提案しているわけでございます。

それから、アクセス機能の場合、それを導入しても費用対効果がどうなのか。しかし、一つの分館をつくるという総体的な大きな構想からいえば、アクセスのシステムはそんなに費用対効果を云々するよりも、この町、稲取地区にいる児童生徒のためには最低限の努力を町もして、こういう環境を整えてありますからというのが必要ではないかと思っております。

それから、そこで発生する本の配送はどうするのか。これについても、私がここでこうなさいと、町長もこうしますと言うのは無理だろうと思っております。そこで、町長がいつも言う、うちの職員にはレポートを提出させているよと。こういうことについて、それぞれの担当課にな

るのが、すべての職員でも結構です。もしこういうアクセスを導入したときの本の配送はどうするのか、有能な職員の方たちにレポートを提出させてその結果を見たらどうかと。多くの人たちに多くの知恵を出していただく。そのために町長はいつも、「うちの職員にはレポートを提出させていろいろ何を考えているかを把握しているんだよ」と大きな声で言っているわけですから、こういうときにこそ稲取地区における学校の 先ほども申しましたとおり、町長もさきの同僚議員の質問のときには、稲取地区は熱川地区と比べて学力の差があるのではないかという懸念もしているわけでございます。

そのようなものを是正するためにも、やはり今ある状況では稲取地区の児童生徒が熱川の図書館を使う率が非常に悪いんだと、この事実もわきまえて、やはり稲取地区にもそれ相応の役割と機能を持たせたシステムのあるものはどうかと質問しまして、3回目の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 決して私は学習館なり図書館をつくらないと言っているのではなくて、もう少し時間をくれと言っているわけです。だから、職員にレポートということは今時点では考えておりません。やるという前提のもとで、どういう形のものであれば実現ができるのか、これをまず決定して、その中に今度は蔵書をどれだけにするのか、その蔵書の足りない分は本館からどういうふうにして持ってくるのか、あるいは他市町村からどのようなアクセスでそれを借り受けるのか、こういうトータルで物を考えなければいけないと思っております。いましばらく時間をいただきたいというのは、そのすべてを、本館を含めた分館の建設をするという前提のもとには私は考えておりますから、ぜひそういったことで御理解をお願いしたいと思います。

レポートの問題は、さっきも言いましたようにその時期になりましたら、あるいはそういった形でまた議会の皆様とも相談をしなければならない。学力の差というのは、この前の栗田議員の一般質問でも私はちゃんと答弁してあるわけです。現実にそれだけではないんですが、やはり学力の差があらわれてきているということも事実ですから、そういったことを何とか解消したいという気持ちは今も持っておりますから、いましばらく時間をいただいて、図書館の分館にするのかあるいは空き教室を利用するのか、こういう結論はもう少し先という形で、いずれにしてもやる方向で検討したいと思いますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 以上で、6番、鈴木 勉さんの一般質問を終結いたします。

ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

山 田 直 志 君

議長（太田長八君） 次に、13番、山田直志さんの第1問 町長の政治姿勢についてを許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 第1問 町長の政治姿勢について質問いたします。

まず行政報告について、2つの課題について質問したいと思います。

先ほど行政報告で、乳幼児の医療費の無料制度について、今後も引き続き東伊豆町は県下でも先進地として頑張っていくということが表明されたということは、大変うれしい報告だったなど。残念ながら東伊豆町に小児科のお医者さんがいないことで、お母さん方は絶えず他の市町村の病院へ通院したりというふうな、いろいろなやはり負担というものがそこに出ておまして、そういう意味では一定のこの無料化というのが、所得制限がないということを含めて軽減につながっていくといいなという感想を持っております。

行政報告の内容ですので、この辺は3問と言わずに2回ぐらいの質問にしたいと思うんですが、聞いていて、報告の中で今後分岐点として重視する必要があるというふうに感じた点が2つあります。

一つは熱川の花火大会の問題、もう一つはアスト会館を中心として行われております介護予防事業の問題です。

熱川の花火大会の問題は、町長も当日一緒でしたから見ていたと思うんですけども、私は3つ問題があったというふうに総括しています。参加人数は、町長は盛会だったというふうな評価をしていますけれども、私はずっと議員になって参加していますが、ホテルの方がちょっとお客さんとしては、いつもだったら満員電車ぐらいでなかなか通行できなかったのに、今年度はそういう点が全然なかった。道路半分ぐらいがあいていたんではないかという点では、宿泊の問題はわかりませんが、全体としてお客さんの出は悪かったんではないかというふうに見ております。

そこで、今後考えなければならぬ点が私は3つあると思っていますんですけども、一つは、今まで熱川の大文字焼きと言ったときから花火大会になりましたが、今までは夏休みのしょっぱなイベントだったんですね。しかし残念ながら、当町をとってみてもあの日は夏休みではなかったんです。これは全国的な週休2日制等々の問題もあると思うんですけども、やはり夏休みのしょっぱなというイベントとしてスタートしたあの企画ですから、20日が休みになっていた。当然海の日があったりしましたから19日で小中学校が休みだったと。20日がその後海の日になったりしましたけれども、結局21日、22日というのは一番早い、伊豆半島の夏の中でもしょっぱなイベントだった。しかし、残念ながら東伊豆町内をとってみても、まだ23日に中学校ですか、明けて25日ぐらいまで小学校があるとか、これは全国的にもそういう傾向があったわけですね。これがこの時期の開催としてはやはり不適切で、見直しが必要かなと。

もう一つの問題は、あそこの海岸整備をしました。そういうイメージで見ると、私はあの町並みとイベント全体がちょっとミスマッチしていないかなと。太鼓であれ、みこしであれ、よさこいであれあったんですけども、あの町並みと熱川を本当に売り出していくというのを見ていると、そんなにやはり人だかりはできていなかったんではないか。お客さんが一番盛り上がったのは花火だけだったんではないかという感じもするぐらい、ちょっと企画とまちづくりがミスマッチしていないかという問題を感じたんです。

3つ目に、非常に僕は残念だったのが、いつもは焼きそばとか夜店の出品したものを買うんですが、値段の割に大変貧弱だった。私はそう思ったんですが、あれが子供のお客さんがああいう対応を受けたときどうなのか。夏休みのしょっぱなに熱川温泉へ行った。花火を含めていい思い出をつくろうと思って行ったけれども、夜店は高くて中身が貧弱だったと。いい思い出になるどころか悪宣伝、悪い思い出を生んでしまわないのか。こういう点で私は一つの分岐点としてイベントを、大文字焼きが外れたということも含めてよく見直してみる必要があるんじゃないかと思っております。

2つ目に、アスト会館の問題ですけれども、行政報告で言われているとおりに大変大きな成果、4人のうち3人ぐらいが通うことによってよくなった。いわゆる幸せ度がアップしたわけですから、お金以上に喜ばしい問題がそこにあると思っておりますけれども、問題はやはり今後だと。大洋村がやはり10年かけて、約1割の村民が健康づくり事業に常時かかわるということで大変評価されたわけですけれども、東伊豆町というのは去年の10月からですからまだ今2期で、3期ぐらいを募集しているという状況で、規模的に言えば数百人ぐらいの参加になっていると思うんですね。

これを5年かけて10年かけて1割とか1割5分というところへどう広げていくのかという問題と、先ほど来の話でも出てきたように、そこに参加してきた人が、久野先生もよく言うようにどういう形で継続して事業に参加していただくのか、事業でなくても個人の健康づくりに取り組むように仕掛けていくのか。

いわゆるビギナズラックみたいに、初年度は何とかめくらめっぽう打ったらホームランが出たけれども、後で三振ということじゃ意味がないわけですね。そうするとその点でも、結果が出ているだけに今後どうしていくのかということが非常に問われる内容を持っているんじゃないかというふうに思いますので、それらについてのお考えを伺っておきたいと思います。

次に、伊豆スカイラインの問題で質問したいと思います。

報道によりますと、賀茂郡の市町村及び観光協会・観光施設等々で構成する南国伊豆観光推進協議会では伊豆スカイラインの無料化に取り組むということが報道されていまして。私は元来、従前からあったように天城山にトンネルをあけるというふうなことではなく、今ある道路、伊豆スカイラインをすぐ観光的に利用するというの方が効果は高いんじゃないかというふうに考えておりますが、町長はこの問題についてどのように取り組む考えであるのか伺っておきたいと思います。

次に、稲取温泉のイメージに対する考え方を質問したいと思います。

町長は参加されませんでしたけれども、資料は恐らく観光商工課長等々からいただいているかと思うんですが、稲取の観光協会の総会のときに開かれた講演会で、JTBの調査部の方が稲取温泉のイメージというものについて、ある面で非常に解説をしていただきました。私は非常にすばらしい中身だなというふうにとったんですが、6月に私はそういう質問をしましたので、こういう資料をJTBは持っているんだと。その点では町長もこの辺の内容が今お手元にあるようだけれども、どういうふうにとらえて今後の観光政策へ、または地域づくりに生かしていこうというふうな考えをお持ちか伺いたいと思います。

最後に、奈良本太田地区の道路問題について伺いたいと思います。

私は奈良本太田地区というのは、これまでも中山間地域総合整備事業というようなことでの農道の拡幅整備ということが問題になってきたところですから、そういう計画があるというふ

うには思っていましたけれども、この間伺ってみますと、かなり広い範囲で測量等を行っている。新しい事業が展開されているのではないかとこのように考えておりますけれども、今、町としてはこの地域での道路問題についてどのような計画をお考えなのか。

以上、お伺いしたいと思います。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 山田議員の第1問政治姿勢についての1点目の行政報告ということで、新たに2点、花火大会、それからアスト会館の介護予防の今後ということで、花火大会が3点にわたる、あるいはアスト会館は今後の課題ということで、今用意した原稿と大分違いますもので、即興的にお答えをさせていただきます。

まず花火大会は、昔は海上大文字焼きとあって、これがなくなったのは私も地域の住民として非常に寂しいと思っております。あの第1回目から携わった一人としまして相当悪戦苦闘したという中で、感慨もひとしおのものがあるわけでございます。

そういった中で、近年やはり経費がかかりすぎるといって、日本で海の上で大文字焼きをやるのはここだけだったんですが、そういったことであれがなくなったのは非常に残念に思いますし、今、山田議員から御提案がありましたやはり夏休みの初めのイベント、東伊豆町の夏のシーズンの口あけという位置づけというものは私は必要であると思っております、今おっしゃるとおりのことを今後も検討していかなければならないと思っております。

それから、イベント内容のミスマッチだと、実は私もそういうふうに考えております。自前のものがほとんどないということですね。これはやはり考えなければならない。こういったことも観光商工課を通しまして、地元の観光協会と今後、今回の反省の上にこういう内容を盛り込んだものも検討する材料であろうと。

夜店の内容についても同様でありまして、価値と内容が一致しているのか、要するに金額と内容が一致しているのかという難しい問題もありますけれども、やはりこれも、それ一つが悪かったらほか全部よくてもそのイベントは悪いということになるのではないかと思いますので、これも内容検討を地元観光協会等に、観光商工課を中心にして投げかけてみたいと思っております。

それから、アスト会館の介護予防の拠点施設の今後ということで、先ほどから鈴木議員ともいろいろ議論をさせていただいたわけですが、やはり全体の77.3%が効果があったということですから、今後はやはりこういったことでもっともっとPRをしながら、2次、3次、4次、5次というような生徒の募集もしていきたいと思っておりますし、先ほど議員がおっしゃいました大洋村の件でも、やはり2,000人からの村民が参画しているということ。

私は久野先生と前に打ち合わせたときに、東伊豆方式というものをやってみたいと。どういふことをやるんですかと久野先生が聞かれましたもので、やはり第1期の皆さんにはそれぞれがその地区に帰ってインストラクター的な役目をやっていただきたいと。それでネズミ算式に、各地区の公民館あるいは集会所等で小規模の筋力アップ、あるいは今のようなアリーナを使っただけのものはほかのところでもできるわけですから、そういうものも地道に増やしていき、最終的にはやはり1割5分、2,000人ぐらいの皆さんの参画をいただきたいというように考え

ておるところでございます。

方法はいずれ山田議員のお知恵もかりたり、また議会の皆さんのお知恵もかりたりしながら、今後どうしたらいいかというようなこともやっていきたいと思っておるところでございます。

それから、2点目の伊豆スカイライン無料化についての対応等の御質問ですが、現在、賀茂地区7カ市町村の行政及び観光関係者で構成しております、議員がおっしゃいました南国伊豆観光推進協議会が、今年度事業として伊豆スカイライン無料化に向けての調査・研究に取り組んだところでございます。

この調査・研究の目的は、マンネリ化しております伊豆の交通渋滞、特に135号線の渋滞解消策として、伊豆スカイラインが無料化になることによって相当数の車を伊豆スカイラインに誘導いたしまして、国道135号線のスムーズな流れを図っていくことを目的というふうに向っておるところであります。

しかしながら、東伊豆町といたしましては、石原町長あるいは田村町長、両町長時代から今日まで、毎年県に対しまして伊豆スカイラインの南進実現に向けて粘り強く、この運動を積極的に重ねているところでございます。既に県土木部、農林水産部、道路公社におきまして周辺調査が実施されており、現時点で非公式ではありますが実現可能なうれしい情報もキャッチしておるところであります。

このようによい展開で進んでおります伊豆スカイライン南進に対しまして、南推協の事業とはいえ伊豆スカイラインの無料化の調査・研究が進められていることに、東伊豆町としてはどこに整合性を求めるのか、大変苦慮しているのが実情でございます。

3点目の稲取温泉のイメージに対する考えは、先ほどの議員のJTBの調査結果を私も拝見させていただきました。稲取温泉は熱川温泉とともに、今日の我が町の二大温泉地として、観光産業発展の中心として大きな功績を挙げていることは御案内のとおりでございます。

今日の社会経済の変化とともに、客層も従来の団体客中心から、2人のお客さんや小グループ客等の少人数の客層に変化をしており、稲取温泉もその傾向が強くなってきているものと理解しておるところであります。ちなみに、中高年の客層が多く見られる傾向にあるとのデータもいただいております。

我が町の特色は、温泉・海・山・川の自然と豊富な食材に恵まれており、とりわけ稲取温泉の地元料理は、長年観光客から高い評価をいただいていることも事実であります。

また、JTBのアンケート調査においても、稲取温泉におけるイベントや地域の催しや、特産品等のショッピング、自然資源等に大きな評価がなされており、今後の稲取温泉としての魅力ある温泉地づくりを期待しているところでございます。

今後の稲取温泉のイメージアップといたしましては、伊豆急駅周辺や温泉場周辺等、町内に何本かのやぐらを建てまして、湯煙の立つ温泉地づくりに取り組んでいくことも必要な一つではないかと思っておるところでございます。

4点目の奈良本太田地区の道路計画についてお答えいたします。

御承知のとおり、この地区は小中学校、幼稚園や図書館を有する文教地区となっております。通学路として以前より利用されておりますが、幅員が狭く、車両の通行はもとより、歩行者と車両のすれ違いさえ非常に危険な状況が続いております。また近年、静岡県が施行しております町道湯ヶ岡赤川線の一部供用開始に伴いまして、この路線から奈良本の市街地へ入ってくる車両も随分と多くなってきております。

こうした中、増加していく通行車両のスムーズなすれ違いが可能な幅員の確保や、登下校の子供たちが安全に通行できる歩道の設置について、地元はもとより、その他の地区の幅広い層からのニーズが絶えない現状でございます。このため、この地区に新たに歩道を設置し、歩行者の安全を確保するとともに、道路の線形改善を行うことで緊急的に事故防止を図ることを計画いたしましたところでございます。

計画概要についてであります。町立熱川幼稚園の前から太田地区の新しく2車線道路として改良されました町道湯ヶ岡赤川支線までを起終点とする総延長約780メートルの道路改良事業であります。この路線に片側2.5メートルの歩道を新設いたしまして、同時に現道を拡幅する事業を計画しており、地方道路交付金事業の中の交通安全施設整備事業として、国庫補助事業による事業採択を目指しておるところでございます。この補助事業の採択を受けるためには、道路構造令を満たしていることが前提となるため、幅員10メートルの2車線道路が必要となります。

次年度からの新規採択を受けますと、平成15年10月に閣議決定されました国の社会資本整備重点計画に基づく平成15年度以降の道路整備5カ年計画によりまして、地方道路整備臨時交付金制度として、総事業費の55%の交付率で交付金を受けられることとなります。

今年度は、現在概略設計を委託中でありまして、ルートについて奈良本の区長さんを初め区役員さん方と検討しているところでございます。今後ルートを決定し、順次地権者の方々に説明していく方向で進めております。

なお、当局といたしましては年内に地元地権者の同意をお願いし、次年度より地方道路交付金事業の採択を受け、道路5カ年計画の最終年度、平成19年度の完成を目標としておるところでございます。

いずれにいたしましても、地権者及び地元区民の協力がございませんと事業実施ができませんので、関係者の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 議長、あらかじめ町長のもとに若干の資料をお渡ししてございますので、あと議員の方でもし必要だったら、見たいのがあればどうぞ。

それで町長、再質問ですが、花火の方はおおむね検討されるということですし、町だけでできる問題ではないので、そういうことだと思っております。

2つ目の介護予防事業の関係ですが、私はこの内容というのはすごいことだろうと思うんですね。結果として、通常ちょっと介護認定者がデイサービスに行くと明るくなったというふうなことで違ふ中身だろうと思うんです。もしお手元にデータとして金額ベースなりのものがあるならば、ちょっとお示しをしていただきたいと思いますし、今後の問題として、こういう結果だけではなくて、数値データでもよかったということを大いにやはり宣伝していただきたいと思うんです。これがないとやはり今後難しいのかなという感じがしますので、大変すばらしい結果を出しているわけなんで、それが単発の問題にならないように、この間委員会のときにも血液サラサラの問題でやはり対象者を掘り起こすことだとか、そういう話が出たわけですし、本当に今が大事だと、今年から来年の事業展開をどうしていくのか、これが本当に大事になってきていると思うので、評価すべきは評価するんですが、非常にそういう点では心を引き締め

て次年度以降の事業展開に望んでほしいと思っております。

次に伊豆スカイラインの問題で、町長は南進の方が可能性があるんだという見解を言われました。私は町長と違ひまして、伊豆スカイラインの方が現状から早いのではないかと。

また、町長が言われているように、東伊豆町にとって伊豆スカイラインというのは天城高原からも熱海に行くわけですから、いずれにしても伊東の八幡野の信号での渋滞というものは解決できないわけですから、そういう意味では、やはり天城道路が今普通車でも960円かかるとかそういうデータを考えたときに、そこから次の問題として地域全体の問題 先ほどの議長の諸般の報告の中で言われました河津から松崎へ行くという道路と同等ぐらいの位置づけで、伊東からやはり東伊豆に来る、また東伊豆の今の農免農道から河津へ行くという問題、こういう問題はトータルにもう考えていかなければならない問題だと思えます。

その問題と伊豆スカイラインの問題というのはダブらない問題だろうと。逆に安くなることによって通行量がまた増える。当然渋滞解消という問題があるんだけれども、もう一つ考えてみると、何だかんだいっても箱根というのは日本でやはりまだ3本の指に入るぐらいお客さんが来ているわけで、この箱根と、もし通行料が安くなれば1時間ぐらいで天城高原というのは時間的には到達できるわけで、そういう箱根との連携が強化できる問題というのが一つやはりあるのではないかと。

それで、町長のところにお渡しした資料にもあるんですけども、今例えば伊豆湘南道路計画というのが進められている。これは沼津から熱海を経て小田原に行く道路計画ですから、当然この伊豆スカイラインとのリンクがどういうふうな形になるのかという問題があるんですけども、今の段階からするともう135号線が、石橋バイパスなどをつくったけれども、現状で道路状況を改善できない状況の中では、やはりこちらの計画の方が十分可能性があるし有効ではないかというふうに私は見ております。

もう一つの問題は、前に田村町長ともそういう議論をしたんですが、高いというのは結局降雨だとか除雪作業だとか、伊豆スカイラインはどうしても80日ぐらいそういう霧がかかったりというのがあるので、伊豆中央道みたいに機械化できていないというのがあるんですけども、例えば料金を均一にすることぐらいを行って、現状で35人の委託等々で職員を採用していますけれども、その辺はやはり要員を3分の1ぐらいに圧縮することにすれば、例えば200円にただけで、今年間に130万台通っていますから単純に2億6,000万円ぐらいの収益が出て、10人程度に職員を圧縮すれば人件費というのが相当の部分減って、収益は現状みたいに道路公社としては上げられる道路になっていくと思えます。

観光の問題は道路によることも大きいんですけども、新しい道路ができるまでに 今、稲取温泉だけではなくて東伊豆町の温泉場も10年先にどうなっているかわからないということを見ると、今年の夏の状況でも西伊豆の方が、西伊豆スカイライン等々が無料化になったこともあるのではないかとされているけれども、それだけではないと思えますが、やはりお客さんの増加というのが生まれているというふうなことを見ましても、今ある道路が有効に活用されるということの方がメリットが私は大きいというふうに思いますので、これは矛盾する問題として考えないで、逆に無料になることによってやはり増加してくるんだというふうに前向きに考えると、余計に逆に伊東から東伊豆の道路等が必要になるというふうに考えられるのではないかと思っております。

次に、稲取温泉の問題ですけれども、これも町長も資料をお持ちですし、私が大変驚きまし

たのは、お客さんのアンケートというのは正直だと。旅館の方々が料理で稲取温泉を売ってきた。そのとおり、交通公社のお客さんのアンケートでも稲取温泉の評価として地元の味を楽しむという評価が、全体757カ所の中で4番目に評価されている。これはやはりそのとおりだったんだろうなと思うんです。

しかし、そのほかにいろいろある中で、例えば自然環境がいいのかということこれは187番目になるわけだし、風情や情緒を楽しむとか一人でのんびりするという評価になると148番とか180番という評価になる。これはやはりそのとおりで、旅館個々が努力できることは努力してきた。しかし、個々の旅館でできない情緒とか風情とか地域の環境という問題が、今お客さんから問題があるんじゃないかという指摘を受けているんじゃないか。

別の調査で見ましても、お客さんもやはり稲取温泉のカルテという評価で見ても、期待に対して満足度というのが総じて落ちているわけですから、期待は持って行ったけれども評価としてはやはり下がると。これではやはりお客さんが増えてくるということにはならないわけで、湯布院温泉や黒川温泉の場合は期待値よりも行った結果の満足度の方が高いわけですから、この辺をやはり深刻に考えていく必要があって、今、稲取温泉のいろいろな評価されている問題を伸ばしながらも、大きく足を引っ張って評価されていない問題にどういうふうに取り組んでいくのかということが一つの大きな問題点としてあるだろうと。

町長が言われたように単発に温泉やぐらがいいかどうかわかりませんが、しかし黒川温泉や湯布院温泉みたいに、町だけではなく旅館の経営者も地域の人々も本当にどういうふうにしてこの問題に取り組むのかということが避けられない問題になってきたんじゃないか、こういうふうの問題点が浮かび上がってきている。

もう一つ町長に言いたいのは、この評価されている地元の味を楽しむという点が大丈夫だろうか。ここがやはり私は一つあるんです。今回、温泉でもいろいろな表示が大変厳しくなって、お客さん、また消費者の目というのが厳しくなってきました。そういう面で、地元の味という問題に偽りはないのか。今、商店や品物を売るコンビニであれどこであれ、何々産でどういうものを使っていますというのが食品表示で問われる時代になってきました。また、本当に味を楽しむというお客さん方が、そこにもしそうでない問題があるとすると大きな問題になるかなと。この辺はやはり十分配慮しながらやっていかないといけない問題ではないか。

私は、JTBの方が分析されました内容から見まして、今後の稲取温泉の課題として2つ浮かび上がっているんじゃないかというふうに解釈をしておりますけれども、その辺についてのお考えを聞きたいと思います。

最後に、奈良本地区の問題ですけれども、町長、私はずっとあそこは新農構で5メートルで、あと50センチ50センチのり面があるということで、6メートルの道路が十分にできるというふうに聞いていましたけれども、それからすると、今の話でいくと国庫補助がもらえらるというも要は12.5メートルの道になるということですね。それは私は財政的にも町としたら大きなやはり負担でないかと。

確かにあそこは町長が言われるように子供たちの通学路、小学校・中学校の子供たちの通学路でもあるし、予期しない車が通ってくることもあれば工事用車両が通ることもありますけれども、そこまであその道に金をかけてやる必要があるのか。私の印象で、もしのり面を使って6メートルの道で足りなければ、プラス1メートルでも1メートル50センチでも歩道を整備すればいいのかなと。国・県補助があるといいましても、今の道路からすれば倍以上の道路を

つくるのはちょっと財政的にもあれだし、町長がよく言われるようにあれかこれかというふうな問題になったときに、奈良本地内でもしすぐにやる必要がある問題がほかにあるのかといったら、例えば道路の問題で言えば、あの道はやはり熱川幼稚園のところちょっと閉塞状況ではないですか、道路の問題から小橋を渡って旧道へ出るという問題を含めて。

そういう問題を考えると、6メートルに幅員を広げていくということはあるけれども、それ以上に広げる必要性は余りなくて、逆に公民館から出ている棒田線から、水神社からあの川の右側を通るのか左側を通るのか。その路線の中で、今やっています農村公園の方へどうアクセスしていくのか、またそこから今後出てくる湯ヶ岡赤川線とどういうふうに道路が完結していくのか、この辺の問題の方が私は重要ではないかと思うんです。そんな大きな道路が必要か、私は今の段階では理解できないんです。奈良本地区で最重要の道路というのは、農村公園とそれからあのラインで湯ヶ岡赤川線にどうつながっていくのかという道の方にあると思っているもので、あれかこれかだったらぜひそっちを私はとってほしいというふうに思っているんですが、いかがですか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず1点目の行政報告の中の問題と2点目の介護予防の数値データのごとは、事務的な問題がありますもので健康づくり課長の方から答弁させます。

それから、2点目の伊豆スカイラインの問題ですが、私が先ほど大変苦慮していると言ったのは、私は東伊豆道路期成同盟会の会長を仰せつかってやっております。それから、お隣の河津町長は伊豆スカイラインの完結同盟の会長をやっておると。こういう中で、東伊豆道路期成同盟会でもこの南進問題、さらには中大見八幡野線から伊豆横断道路の問題、こういうものも幅広く取り入れながら活動しているところは、御案内のとおりであります。

そういった中で、近年、大川へおろす道路をぜひひとつ町として考えてもらえないかという県からの打診がありました。と申しますのは、あそこの道路を一旦町道として引き取って、それで県が県道としてさらに整備をして、伊豆スカイラインの今の鹿路庭で終わっているところを大川までおろしてくると。しかし、それだけでは私は不満ですという中で、当然湯ヶ岡赤川線の工事のピッチが上がりますよと。そうなりますと稲取方面のアクセスがきちっと確保できる、さらに135号も延長する、こういうような内々の計画を県から打診を受けております。

ただ問題はあそこに1カ所、議員も御案内だと思いますけれども、名古屋の地主がいますね。その問題、あの宗教団体との問題をどういうふうに解決していくか、これさえクリアできればあとはそんなに問題はないわけですから、そういった中で南進の可能性が出てきたということになりますと、あれもこれもというわけには県としてもまいりません。当然無料化というのは、最終的には私も議員と全く同じ考え方を思っていますが、やはりその前に南進の一つの道筋をつけて我が町にこれをおろしてくる、これが経済的にもすごく有効なものであると。

今月の3日に第二東名の促進大会がありまして県へ出県したときに、伊東市長が私と並んで一番前の席に座っておりまして、その中でその問題も提起しました。そうしたら市長の方から、ぜひそれは隣同士だから一緒にやろうよという前向きな御返事をいただきました。

それと同時に、これはちょっと余談になりますけれども、伊豆横断自動車道の中大見八幡野線の第3期工事が今とんざしています。というのは、御案内のようにちょっと用地買収の問題で。しかし、これにかわるものとして、十足から荻まであの中伊豆バイパスの交差点へトンネルで抜きたいと。そして中伊豆バイパスへとそれを持っていけば、あとはまた伊豆市の問題と

して同盟会の中で検討できると。その先はまた路線が決まっております、筏場と。そういったこともトータルで伊豆半島の道路を考えようよというような提言も、逆にいただいたところでございます。

そういったことで、これから無料化がいいのか、あるいは我々のところへおろしてきて経済的な恩恵を受けた方がいいのか。最終的には、議員がおっしゃるように無料化というものが私も視野の中に入っていますけれども、やはり今やることはこの南進の問題の具体化だろうというように考えておりますから、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

それから、3点目の稲取温泉のイメージに対する考え方、これは議員がおっしゃいましたように、地元の味を楽しむ温泉地としては第4番目に稲取温泉がランクされている。これは資料を持っていますけれども、今後、地域の環境をどういうふうにしていくかというのは今御提言のとおりだと思いますし、地元の味は大丈夫かと、それも大変心配するところであります。

しかし、せっかく第4位にランクされているものはやはり伸ばしていかなければならない、これは私も議員も同じ考え方だと思います。さらに地域の環境、稲取温泉が西側と東側の2つの温泉場にわかれているということを考えますと、やはりその間のアクセスをどうするか、あるいは一体としての地域の整備をどうするか、まちづくりの景観をどうするかというようないろいろな問題が出ますが、地域づくりの委員会あるいはまちづくり委員会、こういう皆さんの御意見等もちょうだいをいたしながらイメージアップのための方策というものを、何が緊急の課題であるかということで、今議員からも提言がありましたように、これはやはり緊急の課題だという認識を持った方がいいと思うんですね。そういったことで今後検討してまいりたいと考えております。

それから、奈良本太田地区の道路がなぜ12.5メートルかといいますと、先ほども申しましたように有利な補助事業であるということ、全体の事業費の55%が国の交付金の配分を受けられる、残りの45%の90%が起債対象になる、そのうちの30%は交付税に算入されます。一財は全体事業費の10%でいいという形になりまして、先ほども壇上で申しましたように、やはり地元の地権者あるいは地元の皆さんの御理解をいただかなければ絵にかいたもちでございますから、そういった中で一生懸命、今、地元の区長さんを初め区の皆さんともそういう観点から鋭意検討しているところでございます。

まず概算でいきますと5億4,000万円から6億円はかかるという試算も今出ております。しかし、6億円かかった場合には6,000万円が町の負担で、あとは起債が2億4,300万円、交付金が3億3,000万円という形で、単年度の単費ですと2,700万円の負担という形で、そういった12.5メートルの歩道付きの道路ができるわけでございます。

そうなりますと、やはり通学の安全あるいはあの地区の将来的な発展として、メイン道路というものはやはりこういう有利なものがあるときに計画していった方がいいのではないかというような観点から今計画しているわけでございまして、ある程度の骨格ができましたらまた議会の皆さんにも御相談を申し上げたいと、かように考えているところでございます。

数値のデータにつきましては、健康づくり課長の方から答弁いたさせます。

議長（太田長八君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） それでは、介護費用の削減の効果ということでお答えいたします。

これは15年度から実施という事業でございます。15年度で実際に実施した人は14名で、その

うち11名が教室へ参加いたしまして介護費用の削減をいたしました。おおむね1割の削減があったという効果が出ております。そのうち1名の方が、介護度1の方でございましたが介護保険の申請をしなかった。ですから、福祉用具貸与でその人の月額平均が2万1,500円の介護費用がかかっていたんですが、それを1年間に換算しますと25万8,000円の減となった数字が出ております。

この数字をもとに16年度の事業の効果といいますが、それを算定いたしますと、要支援の方は60名ぐらい、要介護1と2の方は約40名ぐらいに事業に参加していただきます。この100名の方に参加していただければいいんですが、おおむね90%と想定をいたしまして、要支援の方が50名、要介護1という方が36名、計86名の費用効果を算定いたしましたら、まずそのうち要支援の方が8名ぐらい、介護費用の福祉用具の貸与月2万1,500円が軽減されると想定いたしまして、8名で17万2,000円ですからその4カ月分、68万8,000円ぐらいの減額が想定されます。要介護1・2の方が約36名で、福祉用具の貸与2万1,500円を36名で算定いたしますと77万4,000円で、約4カ月で309万6,000円と数字が出てまいります。この数字を合計いたしますと介護費用の軽減の効果といいますが、これはあくまでも見込みですが、421万4,000円ぐらい想定されるという数値が出ております。

以上です。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） まずその介護予防の問題は、いずれにしても今のデータはわかりやすいようでわかりにくいんで、まして町民の方に説明するとなるともう少し工夫したデータが必要だと思います。そういう成果をやはりちゃんと町民に知らせながら、さっき言ったように今後の事業展開を、幅も広げるしまた継続していただくという方向で努力していただきたいというふうに思います。

次の伊豆スカイラインの問題ですけれども、私も今すぐ無料がいいとは思っていません。というのは、さっき言ったように伊豆スカイラインというのはどうしても雪が降る、また霧も出るという問題があるので、あそこは完璧に無料にするとかということがどこかなじまないんではないかというふうに思っています。

ただ、さっきちょっと言いましたけれども、この道路について言えば、23億3,000万円ぐらいの事業費でつくったものが既に平成14年度までで246億6,500万円返している。約10倍以上も事業費の問題でいえば収益を出しているわけで、その人件費などを引いても100数十億円ぐらいは道路公社のドル箱みたいになっているんじゃないかと思うんです。

そこでやはり問題は、今の管理のあり方というものを、前に田村町長のときにも言ったけれども、多分200円でもいいんです、ツーコインぐらいで自由でいいですよ。天城高原から960円もかかったらほとんど使わないわけです。バスなどは3,000幾ら要ったらあんなものは使わないわけです。そういうところが例えば200円、300円に下がる。そのためにはやはり道路公社の方でも、すべてのインターチェンジを人对対応していますから、それを中央道みたいに機械化をする、そういう努力をしてもらって、当然県としても今言ったような南進のための収益も欲しいでしょうから、そういうものを確保しながらも、全体として利用する人にとってみればこの料金が安いというのはやはり大きなネックなわけですから、それを改善すると。

私は町長が言われている南進の問題等はあれしないし、私も町長とよく話しますけれども、

中大見八幡野線も大事だと思うし、またあそこの大川から今の湯ヶ岡赤川線に来る道路が東伊豆町にとってはやはり災害を含めて必要だと、そういう論調はもう町長と議員時代からお話をしてくれていますから必要だと思います。

伊豆スカイラインのお客さんが増えた場合でも、今の八幡野交差点の渋滞というものは解消できないわけですから、大川ぐらいまで来るわけですから、そういう問題を含めて考えてみれば、全体のお客さんに対するそれこそ構造改革だと思うんです。人間ですべてやらなければならないとか、料金体系を複雑にすることによってお客さんが遠のいているものを、一括することによって合理化をして料金も下げるんだと、そういう考え方でいけば、当然県として投資すべきお金も留保しながら運営ができて、お客さんはもっといいわけですから、これは私も一緒に無料化するという必要はないと思います。

ただ、そういう形で考えれば道路公社・県の方でも努力をしていただいて、地域の皆さんにせっかくある道路が利用できやすいような形にさせていただくということは大事なことはないか。西伊豆スカイラインみたいに短い距離だから単純に無料化というふうにもできない問題がいっぱいあるということはわかりますので、ぜひ整合させていただきたいと思います。

稲取温泉のイメージの問題は、町長と大体認識は同じだと思うんです。あと稲取温泉でも昔、観推協などというのがありましたので、そういう人たちを含めて、黒川温泉や湯布院温泉みたいに経営者の皆さんが空き地に木を植えるぐらいの気持ちを持たないと、やはりもうだめな時期なんだろうなというふうに私は思っておりますので、ぜひそういうところとも連携させていただきたいと思います。

町長、最後に太田地区の道路の問題ですけれども、私はちょっと別な考え方を今の町長のお話を聞いてしたんですが、歴代町長の財政運営というのを見てみますと、石原町長の時代というのは、全体としてバブルの時期が中心でしたから起債をたくさんして、また交付税算入というふうな事業を行って後で公債費としてお返しする分があっても、多少これを多く借りても税収が上がっていましたから何とかやっていけると、そういう時期だったと思うんです。前任の田村町長の時代というのは、4年間の財政運営の特徴というのは、基本的には借りたお金分ぐらいしか返さないという、割と起債と公債費の支出とを均衡させていたと思うんです。

私はそういうふうに見ているんですけども、ただ今の町長になりまして財政が、景気が悪いからという問題ではなくて、今年の予算でもう既にあらわれているように、ああいう国の交付税の削減がある、カットがあるという時代になると、幾ら交付税算入とかいろいろ言われても、やはり借金の部分というのを公債費で返すものより少な目にさじかげんしていかないと、将来の財政状況が重たくなるのではないかと。ここの点を考えて事業の取捨選択が必要なんで、この辺は町の方でそれぞれの財政計画等をつくっていると思うので、そういう交付税が削減されるという、歴史的に言えば本当に厳しい事態の中での起債はどの程度がいいのか、将来に大きな負担にならないような状況というものをやはりもう一回よく検討してからでないといけないかと。

少なくとも私は今の時代は、町長がそれは時期が悪いと言えばそうなんだけれども、返すお金よりも借金というのは基本的に少な目にいかないと、将来の財政運営がもたないんじゃないかというふうに考えますので、そういう意味からも、この辺の事業はいい事業であっても、過大な設備投資というものはやはり将来の負担になりますので、よく吟味して対応していただきたいというふうにお願いします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 1点目は先ほどの答弁で了解をいただいたということで、それから伊豆スカイラインの問題は、議員もすぐということではなくて、料金をまず下げさせるような運動をしたらどうかと、こういう趣旨のことでございます。南進の問題も絡みますもので、ぜひひとつこれは南推協あるいは町村会等で、うちの町はやはり一気に無料というよりも段階的なものということで、料金の引き下げを運動の一つに加えてもらいたいと、さらにその後で無料化と、その前にはある程度のインフラの整備ができていのかなど、こんなことも考えますので、そういったことを伝えていきたいと思っております。

それから、稲取温泉の問題は先ほど答弁したところでございまして、太田地区の道路の問題ですが、確かに起債をという安易なことは私も考えておりません。ただ現在、起債制限比率が10.6%、まだまだ余力があるという中で、やはりトータルで見たときに、主力事業で将来のあの地区をいつまでも農業というわけにはいかないというようなこと。議員も御案内のように、15年前にあそこを新農構で75%の補助事業としてやったわけですね。それで配水をやって線引きがようやく外れたという中で、今後のまちづくりをしていかなければならないということだと、当然そこにメーンの幹線道路、それで先ほど申しましたように、交付金の残り45%の90%が起債充当になる、そのうちの30%が交付税算入になる。それでこの事業は工事費はもちろん、測量費も入っています。それから用地補償費も全部この補助事業の中に入ります。

ですから、先ほども6億円という最高の金額を言いましたけれども、5億円から6億円という非常に幅が広い問題があるわけです。ですから、なるべく安い金額でできるような努力というものは当然しなければならぬ。これは将来的な起債の問題にもかかってくるわけですから、そういうことをぜひ十分留意しながら地元の区長さんを初め役員あるいは地権者の皆さんとお話し合いをして、可能なものであればぜひとも推進をしていきたいと思っております。

先ほどの6億円というのは最大6億円でございますから、もっと安くできる方法があれば、あるいは今御提言にあったもっと道幅が狭くてこの事業に当てはまるといようなことがもしあれば、それは当然、安いものにシフトしていくというのはやぶさかではありませんので、もうしばらく検討させていただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 次に、第2問 医療の充実についてを許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 第2問 医療の充実について質問したいと思います。

とりわけ今年度、静岡県地域保健医療計画の見直しが行われております。来年の3月にたしが決定されるというふうに聞いております。これは本来県の計画なんですが、病院を設置するというふうな問題からベッドの増減と、そういう意味では、地域の医療の基本方向というのがほとんどここで決められてしまうというふうな計画です。その計画の策定に対しましては、町を代表して町長や担当課長がいろいろな形で参画しているというふうに聞いておりますので、この問題について以下の点を質問したいと思います。

まず1点目は、今回の地域保健医療計画の見直しでは、何よりも人口などの減少から1割のベッド数の削減が提案されているというふうに聞いております。賀茂郡のベッドというのは非常にいびつな状況にあるわけですが、それは資料にも添付してございますが、そういう中でベッド数がやはり削減されるということに対してどういう影響が出るのか、町として現瞬

間まで、町長や課長の方はどういう対応をしてきたのか、これをやはりお伺いしたいと思います。

その内容に特に関連するんですが、とりわけこの医療計画を通じて、今後町として町民の皆さんに提供できる医療の充実というのはどういう方向に向かっていくのか。二次救急もないというふうな救急医療の問題も含めまして、非常にいろいろな問題が絡んでいる状況ではないかというふうに思いますので、それぞれについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、第2問 医療の充実について、1点目の賀茂郡でのベッド数削減への対応と影響についてお答えいたします。

静岡県地域保健医療計画の改定が、平成17年度から21年度の5カ年を計画期間といたしまして、現在改定作業中でございます。

現行の静岡県地域保健医療計画において、当伊豆圏域の必要基準病床数は1,187床で、既存病床数は平成16年4月30日現在1,169床となっております。伊豆圏域の病床状況は、「一般病床」対「療養病床」の割合は4対6、県全体では7対3でありますから逆転しているという現象でございます。

今回の計画改定によりまして、県内の各圏域とも基準病床数が約1割、先ほど申しましたように減少するということが予想されます。計画が執行された場合、オーバー圏域となりますが、既存の病院には既得権がありますので現状のまま保護されますが、今後計画される病院の新設または改修や、増床などが影響を受けることとなるはずでございます。

今後、どこの病院も経営を考えると、医者も患者数も少なくても済む療養型病床に変更したがる傾向がございます。しかしながら、地域医療を考えると、急性期の患者の一般病床を見てもらわないと、正直この圏域の医療は持ちこたえられないと思っておりますので、保健医療計画の改定に対し、郡町村会を中心として県への働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

2点目の今後の医療充実についてどう考えるのかということについてお答えいたします。

町内及び伊豆圏域内に総合病院及び高度医療のできる専門医が少ないため、かかりつけ医となる診療所との連携、さらにその診療所と病院とのいわゆる病診連携、または圏域外の医療機関との連携がとれる体制づくりが必要であると感じているところでございます。

しかし、当町及び伊豆圏域では人口が少ないため、高度医療を提供する病院を確保することは難しいのでありますが、伊豆圏域内において核となる医療機関の設置の必要性を十分感じておりますので、賀茂郡下及び隣接市とも連携を図りながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

3点目の救急医療充実への対応についてお答えいたします。

入院治療を必要とする重症救急患者の二次医療は、西伊豆病院、共立湊病院及び下田病院の3病院が参加する病院輪番制により対応しております。また、圏域内でも二次救急医療機関が少ないことと地域が広域であるため、当町では救急搬送人員の約40%を圏域外に搬送しております。

本年3月に順天堂伊豆長岡病院を拠点にドクターヘリの運航が開始され、重篤救急患者の救

命率の向上や後遺症軽減が期待されているところでもございます。

休日及び夜間の入院治療を必要とする小児科救急の医療機関が不足しており、共立湊病院が月3回実施している状況であります。

今後は、一次医療、二次医療の連携が課題であり、高度医療の整った総合病院への迅速な搬送が必要になるため、当面はドクターヘリの利用などを活用しながら、町民等の救命率の向上を目指していきたいと考えておるところでございます。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 町長、現状の県の地域保健医療計画というもののコピーがお手もとに行っているかと思えますけれども、この中でも伊豆圏域の課題と対策ということでは、「圏外の患者を受けている老人病院が多いが、高度な医療提供施設や産婦人科・小児科が不足しているため整備を進める。観光地として保健医療対策、特に食中毒やごみ対策が重要である」。この程度しか県の問題意識はないんです。だけれども、町長が言われたように、この伊豆圏域の中では一般病院のベッド数は324床、療養型のベッド数が785床というふうな状況ですね。

これはさっき町長が言われましたけれども、一般病棟は患者対お医者さんの比率が1対16です。療養型は48対1だと。こういうところで、私どもから言えば、県がもう療養型でどんどん許可してしまっておいて、この段階で削れ削れと言われてもどうしようもないというのがもうはっきり言って一つの問題点だと思っています。

今町長が言われた点でいうと、この中にも書いてありますけれども、医療の状況が整っているところの共通している点は何かという、例えば西遠で浜松市あたりの場合は特定機能病院ということで浜松医大附属病院がしっかりしているとか、下蒲原地域の場合では4公立病院が圏域の72%を占めているということで、基本的にやはり公立病院が相当の役割を果たすことによって、町長がさっき言われた病診の連携がとれたり救急の対応がとれるということになってくるのではないかと思うんです。

そういうことを考えますと、もし県が本気でここに書いてあるような高度医療の提供や産婦人科・小児科というものの問題に取り組むとしたら、例えば共立湊病院が今150床しかない施設を300床だとか、これは病院の方の新病院構想などでも300床計画というのが出ているわけですが、しかし300床とか400床とかという計画が実現できなければ、そこにベッド数が集約されるとかそういうことがなかったらやはり実現不可能なわけです。結局、150床の病院で産婦人科や小児科は持てないということになるわけですから。

これは伊東市民病院が国立病院から払い下げの段階で伊東市が算出した状況でも、前に議会でも取り上げましたけれども、採算ラインというのはやはり250床から300床と言われていまして、超高度な救急医療等については今ドクターヘリもあるでしょうけれども、基本的に小児科・産婦人科がドクターヘリを使わなければならないというのではもうこの世も末ですから、やはり県の保健医療計画で言っているように、地域の人がどこでも安心して必要な保健医療サービスが受けられるということであれば、この伊豆圏域の中で考えたら、共立湊病院あたりのベッド数を増やすなりそこへ集約するという政策を県がとってくれない限り、不可能ではないかと私は思うんです。

それとの関係で、湊病院の移設の問題も今問題があるようではありますが、やはり300床とか400床あれば分院を南伊豆町に残して本院をどこかにつくればいいわけです。

私はだから、救急の問題だってドクターヘリ等の問題が絡むんですけども、東伊豆・河津の中に例えば分院があったり、または伊豆圏域の中では5万人を超えていますから、そこで救急救命センターをつかってそこに分院があったり、そこがドクターヘリの発着場所になるとか、やはりそんな展開も広域で考えないと、市町村の単位ではもう考えられないんじゃないかという認識をしているんです。

この見直しの中で問題は、やはりちゃんと病院を集約して、県は何もやらないわけですから、お金を出してくれたり県立病院はやってくれないわけですから、せめて総合的な医療を進めるにふさわしいものを、基盤をつくるという意味で病院の集約をしていただかないと、そういう方向で臨んでいただかないと、今後の伊豆圏域の医療というものは今の水準さえ守れないという状況が起きるんじゃないか。

私はできれば集約の中で、例えば東伊豆・河津の中に分院があったり、それが救命救急センターであったりドクターヘリの発着場所になるとか、現状でも雨天の問題とか夜の問題とかありますから、総合的に2町の間でそういうものができるとか、そういうことも考えていきますと、やはりこの地域保健医療計画の見直しは非常に大事だというふうに考えていますけれども、どうでしょうか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） おっしゃるとおり、先ほども言いましたように一般病床が非常に少ない、みんな療養型に移行していくと。私は経営会議の中で、こういうものに対してはペナルティーをくると、こういう発言もしているわけです。ということは、どんどん一般の療養がなおざりになっていくという危惧があるわけです。

それと、今議員がおっしゃいましたように共立湊病院の移転の問題、これは今検討委員会を立ち上げてやっていますから、現在地にやるということはまずないと、私自身はそういうふうに思っていますけれども、南伊豆町がそのときにどういうことになるのか。今議員の御提案のような増床が認められれば分院的なものを残すというようなことも一つの方法としてはあると思うんですが、いずれにいたしましても、その前に私どもの町で今懸案になっております絶対的な職員数の多さ、これは何かというと消防本部を単独で持っているという、36名の職員がいるわけですね。この経費が3億4,200万円、16年度でもかかっていると。お金だけではなくて、それが人件費比率を県下で一番高くしている要因にもなっております。

こういうことも考えた中で、賀茂地区の消防組合の再編をしたらどうだという投げかけを今私は町村会の中でしております。なぜかといいますと、西伊豆の西豆消防組合が今度は伊豆市の誕生によって土肥町が抜けたわけですね。そうすると今度は西伊豆町と松崎町で支えなければならないということ、それから私どもの町も今こういう状況にあるという中で、下田地区の消防組合を発展的な解消をして、賀茂地域全体の消防組合と、こういうふうなことのひとつの問題提起を今しているわけです。

これがどうなるかまだわかりませんが、そういうものが背景にあって、当然そこに中核病院という問題があるわけですから、それはやはり共立湊病院が担う以外はないというふうに思っています。しかし、今の場所でいいのかというと、これはやはり私どもとかあるいは賀茂村とか松崎町とかということになりますと、非常に時間的なものがかかる。

現在の共立湊病院の利用患者を市町村別で見ますと、まず下田市と南伊豆町が八十二、三%を占めているわけですね。残り十七、八%はあとの5町村が患者として行っていると。こうい

う現状というのは地域的に偏っている、これはいかがかということがありますものですから、そういったことも含めた中でトータルで考えなければならないし、その場合に当然、この圏域6万人の中核病院になるにはやはりベッド数は今のままでは足りませんから、そこは議員がおっしゃるように県に対しても強力な運動をしなければならない。

既得権益がどうであろうとなかろうと、ほかのところの病床を削っても中核病院の病床を増やして、そして診療科目も充実させるということは一つの方法として考えなければならないことだ、私自身はそういうふうを考えておりますもので、またぜひひとつそういった面でも共立湊病院の議員の皆さんにも応援していただきたい。この地域全体の医療ということを考えてときに、人の命にかかわることですから、ぜひひとつそういったことで進めていきたいと考えておりますから、御理解をお願いします。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） いずれにしても地域が広範にわたっているわけですから、もともと一般病院と療養型病院の非常に不均衡な状況がある中の今の状況ですから、やはり高度医療と言わないまでも普通の医療が受けられて、産婦人科や小児科みたいな通常の診療科目を持つ医療機関も、ある面で静岡県民として当たり前の 東海道沿線では当たり前だけれども、伊豆まで来るとそれが当たり前ではないわけですから、やはり県に当たり前に、本当にうたい文句どおりにいくためには絶対集約化が必要だと、それが一つの問題だと思います。

救急の問題は、今町長が言われたように賀茂郡全体での広域化ということが図られるということになれば、私が今言いましたように総合的に、消防署の問題と同時に病院も 南伊豆町と下田市の合併などもやはり共立湊病院の問題が一つ大きなネックになっているわけですが、同時に東伊豆・河津も、今のままでは何も湊病院に参画していてもメリットがないわけですから、ではその中で分院なり救命救急センターというような形がいいのか、何らかの形で東部地域へ、東伊豆・河津地域に医療保健体制の充実につながるようなことをさせるといっても、湊病院というのは非常に必要な状況だと思うので、やはりその辺を生かせる形というものをごぜひ今回の見直しの中で残していただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 全く私も同じ考え方を持っておりますもので、新たな提言がありました東河地区 東伊豆・河津にそういったことの分院、あるいはせめて一次救急だけでもそこで診られるような、そういう体制というものは問題提起をして発言していきたいと考えておるところでございます。

あとは、先ほどの答弁で御理解をお願いします。

議長（太田長八君） 次に、第3問 入札についてを許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 第3問 入札について質問いたします。

再三、入札について質問しておりまして、行政報告でもその点が一部触れられているというふうには思いますけれども、今の入札のあり方について、またその改革見直しというのがどういう形で進んでいるのか、御説明をいただきたいと思います。

2つ目に、具体的な問題として、先日出札されました熱川桜山整備事業について質問したいと思えます。

この事業は、私は規模からすればAランク業者による入札ではなかったかというふうに思うんですが、しかし落札された報告を見ますと、JVで業者が参入しているという状況になっております。なぜJVで業者の参入が必要だったのか、この点についての御説明をいただきたいと思えます。

議長（太田長八君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは第3問 入札について、1点目、入札の改革・見直しは進んでいるかということについてお答えいたします。

先ほどの午前中の行政報告でも報告いたしました、本年4月より建設課を初め庁内の技術職員を対象にプロジェクトをつくりまして、町内市場価格を反映した独自の基準を作成いたしました、工事費等の縮減も図れるような調査・検討会を8回実施いたしました。7月下旬に工法基準、歩掛かり基準、使用材料基準等の見直しが完了いたしました。

見直し内容に基づき管理職会議を経まして、8月6日に町内の工事委託指名業者、合わせて45社の出席をいただき、設計積算についての説明会を開催いたしまして理解をいただきましたので、町単独工事及び委託事業への運用を8月30日の入札会から実施いたしました。

今後も、町内の市場価格を注視し、投資効果等を考慮した事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、入札執行改革につきましては、県と市町村が相互に協力し、ランニングコストを含め安価で共同利用でき、円滑かつ健全な運営の促進を図ることを目的といたしました静岡県電子入札共同利用者協議会の設立総会が去る8月5日に開催されまして、61市町村と4団体、合わせて65団体が加盟いたしました。当町も準会員として加盟いたしましたところでございます。

本年度は導入デモ等細部の調整を行い、正会員5市は平成17年度より電子入札の導入を実施いたしました、準会員の市町村は平成18年度以降の導入予定であり、当町も効率化・公正性・競争性の確保等を図るべく、今後も加盟団体の動向等を注視しながら改革を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の熱川桜山整備事業はなぜJVの参入が必要なのかということについてお答えいたします。

熱川桜山整備工事の工事内容等を照査した結果、町の発注工事としては大規模で技術力も必要であり、過去にも同様な工事を共同企業体に発注しております。

また、町内経済の長引く不況により、官民の施設整備改修工事等の大幅な落ち込みによる町内業者の受注高及び受注機会の大幅な減となっている現状等も考慮いたしまして、多くの町内業者が入札に参入できる建設工事共同企業体といたしました。

共同企業体は、東伊豆町建設工事共同企業体取扱要綱により、町指名業者の土木Aランク及びBランク各1社を構成員とした業者説明会を開催し、5共同企業体（JV）より入札参加資格審査申請書等が提出されましたので、構成員の要件及び出資比率等を審査した結果、協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認め、指名業者として選定し発注いたしましたので、御理解をお願いいたします。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 入札の問題ですけれども、町長のお手元にはお渡ししましたけれども、国土交通省あたりでは入札契約の適正化の徹底のための当面の施策というようなことで、これは15年ですか、去年の4月に出していますね。こういう内容で見ますと、例えばもう既に県本庁もそうだし土木事務所や市段階では、入札内容の事後の公表と 私はここに下田土木事務所のものを持っていますけれども、これを見ますと予定価格や最低制限価格等を含めて全部書いてくるわけですね。結果を全部出すわけです。県はもう土木事務所レベルでやっている。

いろいろ聞いて見ると、伊東市や下田市の市段階でもこういう形でもう全部、どこの業者の1回目の入札価格が幾らでしたと、1回で決まらなかったら2回目は幾らでしたということも全部オープンにしているわけです。だから、もしプロジェクトでやるとすれば、ほかのところはやはりこういう国土交通省の出したものを中心にしながら情報公開のためのマニュアル作成だとかいろいろ形をやっているんだけれども、うちの入札の見直しの中にはこういうことは入らないんですか。

前にも私は質問したと思うんですけれども、入札が適正かどうかというのは、後でやはり検証できる制度でなければいけないと思うんです。だからそういう意味では、土木事務所や伊東市などでもやっているような、こういうものにちゃんと切りかえるということも含めて入札の問題もやらないといけないんじゃないか。

確かに単価の問題を考えると、価格の見直し等々が重要な問題なのかもしれませんが、しかし同時に公平かどうかというような問題を考えるときには、今少なくとも世間というか一般はこういう方向に動いているわけですから、この流れに何で乗りおくれるのか。プロジェクトをつくってやっているところが何でこういう流れが察知できてそれに対応できないのか、これが私は一つの疑問点なんです。

2つ目の熱川の桜山整備事業なんですけど、私は今の町長の説明ではよくわかりかねるんです。というのは契約金額が、今の桜山整備事業というのはJVでやりましたけれども4,819万5,000円ですね。同じ日に熱川海岸の観光施設整備事業をやっているんだけれども、これは4,460万円という金額だったわけです。

桜山の事業は駐車場とかトイレとか、いわゆるあずま屋とか広場とか、あとは木道にしる遊歩道ではないですか。だからそういう面でいくと、そんなに技術力や何かが必要だったのかなという問題と、同じような考えだったら、この4,400万円で落としている片瀬の海岸の観光施設整備などでも同じようなことができたんじゃないか。同じ4,000万円なのに、一方はJVで片一方はJVではないという、同じ日にやられているわけです。これはやはり私は説明がつきにくいという問題があると思います。

そこで私、ちょっと町長に聞きにくいことをお伺いしたいんですが、昔担当者から、今回JVを組んでいる一つの会社から聞いたことがあるんですけれども、町長はその会社の保証人をやっていたようなことが過去にあったのではなからうかと思うんです。過去の話ですよ。現在どうだかというのはわかりませんから、過去の話です。ただ、過去にそういうことがあったという話を私は直接、一方の社長から聞いていますから、そういうことがあったんだろうなというふうに思っているんです。

そういうことを私も再三町長に言うんですけれども、やはり紛らわしいような形になってし

まうというのがよくないわけですね。そうなるとう当然入札の情報公開も必要だし、ことうJ
Vの問題についても、同じよな金額なのに一方はJVで片一方はJVではないことうな
ことなどは、やはり私は誤解を受けると思ふんです。

ことう問題はやはりしっかりと交通整理をしていただきたいと思ふんですよ。今後町長
は、やはり入札の改革をやることう面では、ことう特定の指名業者との間に特別な係があ
るとことうはないと思ふんです。現状はないと思ひますが、ことう係を断ち切って、
やはり県やほかでもやっているよな情報公開を含めた内容を私はちゃんとやってもらひたい。
どうしても特定の業者が出てきますと、私の方がそれは色眼鏡で見ているのかもしれませんけ
れども、やはり誤解を生んでしまう部分ことうがあるんではないかことうふうと思ひます。
議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 入札の結果については、落札者のみ今はやっっていますけれども、情報公
開条例の中でことう形で入札されたかことうのは全部公開していますものですから、ぜひひ
とつそれはそれで、もしどうしても今後はことういったことを、1回目はことうだ、2回目はことう
だことうなら、私は公表することは全然やぶさかではありませんから、ことうものがよけれ
ばことうことうでやっていきたいと思ひます。

それはやはり指名委員会の中でも助役を初めとして検討させていただいて、ことう形のもの
の方がいいことう形になれば、当然今でも情報公開はしていますから、内容の開示は今でも
してありますから。ただ、今度は初めから1回目は幾ら、2回目はことうだ、3回目、4回目
のときもあります。ことうことうの経過をどうしても入札結果の中に入れてことうふうにな
れば、当然それは入れておきます。それはやぶさかではございません。ですから、それはぜひ
ひとつ御理解をお願いしたいと思ひます。

それからJVの問題ですが、やはり片瀬海岸も一番初めはJVだったんですね、1回目のとき
は。それで、事業規模をちょっと縮小したものですから2回目以降は単独になりましたけれ
ども、今この桜山の事業は3力年の計画でやっっているわけです。今、初年度は中の伐採だとか
遊歩道とかことう一番金のかからないものをやっっていますもので、これで2年度、3年度にな
りますと、今度は中の配水だとかそれに伴う車道だとかいろいろなものが出てきます。その中
で今考えている第3期では、駅のわきから昔の浜山の下をことう、プリンスの下をことう車道
をことうことうも考えてありますもので、そこらの問題で当該年度、初めの年度だけは5,000万
円を切りますが、今後は議決が要る5,000万円以上の工事になることうことう、トータルで指
名委員会の方でJVがいいことうことうJVになったと、ことうことう御理解をしていただ
きたいと思ひますし、特定の業者と云々などことうことうはありませんものですから、ぜひひ
とつそれは御理解をお願いしたいと思ひます。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 町長、まず入札の問題は今係がないことうことうですから、当然ことう
特別な係があってはいけなことうことうふうと思ひますし、ましてや入札を制度として見直
しているわけですから、ことう点に間違いなく取り組んでいただきたいと思ひます。

やはり基本は、ことう開示は最低今これから必要になってくる問題だと思ひます。予定価
格、最低価格を含めて当然出てくるわけですから、ぜひこれは研究してやっていただきたい
と思ひますし、助役さんがいろいろ検討しているんだけれども、ことう国のものが出ていても

こういうものは外に置いて研究するというのは、やはり余りよくないのではないのでしょうか。ほかの方も含めてよく御検討いただきたいと思います。

町長、2つ目の桜山の問題は、今の説明を聞いているとますますわからない。というのは、Aランクというのは3,000万円以上の工事になるわけではないですか。こんな工事は、今東伊豆町には何件も出ないです。だから、今言った理屈でいけば、確かに経済的な問題からJVに分けたいというのも一理あるかもしれないけれども、それでは3,000万円以上の工事しか受けられないAランク業者が4,500万円、結果としてこれは4,800万円ぐらいの契約ですけれども、予定価格になればもうちょっと大きかったかもしれませんが、このレベルでもうすぐJVを組めと町が指導した日には、Aランクというのはそういうものなのかという、Aランクの価値というものはその程度ですかというふうな部分もあるではないですか。

だから、前もたしか総務課長が何かあのとき言ったんですけれども、JVの問題については、一体幾らぐらいになったらJVにするのが適切なのか。ランクがあって仕事をやっているという中で、3,000万円以下のときにはもうAランク業者は出られないわけだから、そうしたらそれが6,000万円なりもうちょっと……

(発言する声あり)

13番(山田直志君) その意味でもう少しわかりやすい指導が必要だし、一方の4,800万円はJVで、4,400万円は実際にJVではないわけで、さっき言ったように今回は草を刈ったりする簡単な仕事だと言うんだったら、ますます4,800万円で作るところがJVの必要性が本当にあったのかなと。だったらこの下の4,400万円の片瀬の工事だって、JVでやる一貫性がどこかにないと、要綱はありますから基本的にその形は伴っているんですが、線を引くところが私は1億円、2億円で引くなら間違いのないと思うんだけど、今回みたいに4,800万円と4,400万円と線を引かれて、こっちは必要でこっちは必要ではないというふうなのは理解できないんです。これはやはりもう少し透明性のあるやり方をしていただきたいというふうに思います。

議長(太田長八君) 町長。

町長(片野 武君) 結果的に4,800万円ぐらいになったんだけど、5,000万円を超えて、私は今回のものは議決がいる事業だと思っていました。結果的にそうなったということであって、さっき申しましたように3カ年でやはり1億7,000万円かそこの工事になるわけです。単年度ではとてもできませんから3カ年という形のもので県とも話がついたと、こういう中でJVを組んでいるということでぜひひとつ御理解をお願いしたい。

今回は一番金額の低い1回目ということになります。これから1億7,000万円ぐらいの中でどんどん金額が上っていくという形でございますので、ぜひひとつそちらで御理解をお願いしたいと思います。

議長(太田長八君) 以上で、13番、山田直志さんの一般質問を終結いたします。

散会の宣告

議長(太田長八君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時46分

平成16年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成16年9月14日(火)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
1. 11番 居山信子君
- 1) 子供への暴力防止について
- 2) 災害弱者の緊急対応策について
2. 1番 飯田龍一君
- 1) 商工業について
- 2) 観光政策について
- 3) 建設業について
- 4) 町道赤坂2号線上林の沢地区について
- 日程第 2 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
「平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)」について
- 日程第 3 同意案第2号 東伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第42号 東伊豆町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 5 議案第43号 財産の取得について
- 日程第 6 議案第44号 平成16年度東伊豆町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 7 議案第45号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)につ
いて
- 日程第 8 議案第46号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)
について
- 日程第 9 議案第47号 平成16年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)について

出席議員(11名)

1番	飯田龍一君	2番	森田礼治君
3番	西村弘佐君	6番	鈴木勉君
7番	山本鉄太郎君	8番	八代善行君
10番	太田長八君	11番	居山信子君
12番	定居利子君	13番	山田直志君
14番	内山恒昭君		

欠席議員(1名)

5番 関野博君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	片野武君	収入役	渡辺富夫君
教育長	石井建三郎君	総務課長	村木脩君
企画調整課長 兼防災監	太田英明君	税務課長	西川真人君
収納課長	楠山節雄君	農林水産課長 兼中山間 事業推進係長	上島智幸君
建設課長	村木重男君	観光商工課長	山本幸雄君
消防長	金田弘道君	教育委員会 事務局長	稲葉忠明君
住民課長兼 熱川支所長	山田嘉之君	福祉介護課長	鈴木清司君
健康づくり 課長	鈴木希美雄君	水道課長	田中輝知君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤悟君	書記	石井尚徳君
書記	山田よし子君		

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（太田長八君） 昨日に引き続き、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名で、議員定足の半数に達しております。

よって、平成16年東伊豆町議会第3回定例会第2日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（太田長八君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

居山信子君

議長（太田長八君） 11番、居山信子さんの第1問 子供への暴力防止についてを許します。

11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 皆様、おはようございます。

平成16年9月定例会に当たりまして、私は2問の質問を通告させていただきました。ただいま議長の許可をいただきましたので、36回目の質問をさせていただきます。

まず第1問 子供への暴力防止についてお尋ねいたします。

私は過去3回、これに関連する質問をさせていただいております。1回目は平成13年9月定例会、前町長に、平成12年10月に児童虐待防止法が成立したことから町の対策を伺いました。そして、片野町長には本年3月、虐待・いじめ・不登校など町の対応について、さらに6月には、子供の安全対策の推進をお伺いし、今回で3回目の質問となりました。

子供への暴力は、家庭内では虐待、学校では子供同士だけではなく、場合によったら教師からの暴力なども考えられます。しつけ、教育の名のもとに弱い立場の子供たちの生存が脅かされたり、人権侵害が行われることを私たちは社会全体で防止していかなければなりません。虐待につきましては、当町でも平成13年は5件、平成14年7件、平成15年は12件と増加の傾向を示しております。

そこでお伺いする第1点として、平成16年の虐待の現状と学校内の暴力の実態についてその

対策、児童虐待防止ネットワークの活動についてその後の進展をお尋ねいたします。

2点目は、6月定例会でお伺いしました、防犯対策として町の公用車に防犯ステッカーを着用することについて、その後どう検討なされたのかお伺いします。

3点目は、そのときにも申し上げました点ですが、子供への暴力防止（CAP）教育プログラムの実施についてお尋ねいたします。ちなみにこのCAPといいますのは、子供たちが自分でいじめ・誘惑・虐待・性暴力などから自分を守るように、持っている力を引き出すことの大切さを教える教育プログラムで、CAP（キャップ）、子供への暴力防止の略称です。

最近、このプログラムのワークショップを学校の授業に取り入れ、児童生徒や教職員、保護者を対象に実施する自治体があります。CAPは今から26年ほど前、アメリカのレイプ支援センターでつくられた教育プログラムで、現在、世界の15カ国で実施されているようでございます。日本でもこのCAPプログラムを実施する人を養成しようと、10年ほど前から養成講座が行われ、講座を終了した人たちがグループを立ち上げております。国内では既に約100グループの活動があると伺っております。

今までの暴力防止策は、知らない人にはついていけない、何々してはいけないという禁止形でした。しかし、それでは被害に遭った場合、被害者に落ち度があったと責められがちです。これはアメリカの調査ですけれども、性暴力の場合などは加害者の60%から80%が知っている人で、知らない人についていってはいけないでは防げません。それよりも、危険な目に遭ったときに何ができるかをきちんと教える方に意味があるのではないかとということで、子供たちの内なる力を引き出すことを理念として、このCAP、子供への暴力防止の教育プログラムがつくられております。

どんな暴力も人の大切な権利を取り上げる人権侵害であるにとらえ、暴力によって自分の持つ内なる力を信じられなくなっている子供たちに、自分が大切なかけがいのない存在であるということを教え、1人1人が大切な権利を持っているという意識と、あなたには力があるのと教えていく教育プログラムであります。

危険に遭遇したときに自分の身を守るために何ができるかを子供たちと一緒に考えながら、具体的に行動の選択肢として、1、嫌だと言う、2、その場から逃げる、3、だれかに話す。つまりノー、ゴー、テルというこの3つの方法があるということを教え、実際に子供にやってもらいます。大人にもワークショップが必要ということで、大人の場合は子供の話を共感して聞くということが大切であることを学びます。子供たちは暴力や差別などによって混乱し、内なる力が出せなくなっております。この子供の気持ちを聞き、自分で問題を解決する力を引き出していくのです。

CAPは、蔓延する虐待に対してワクチンの役目をするとの精神科医の言葉があります。子供たちに、虐待を初めとするあらゆる危険から守るためにCAP教育プログラムは有効であるとされております。

交通安全教育というのは行われますけれども、同じように、暴力に遭わないためにこの虐待防止教育をするということが必要だと考えます。いえ、暴力防止教育ということです。CAP、子供への暴力防止教育プログラムに取り組むお考えについてお伺いしたいと思います。

御答弁は1問1答でお願いいたします。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) おはようございます。

居山議員の第1問 子供への暴力防止について3点から成る質問ですが、1点目、3点目は教育関係が多いという内容ですから教育長の方から、私の方からは2点目の防犯ステッカーの問題をお答えします。

結論から申しますと、前回にもこういう質問をいただきまして検討いたしました。関係各課と経費・効果等、それぞれの角度から検討いたしましたが、現時点において、東伊豆町独自のステッカーですと経費面の負担や啓蒙効果について大変疑問がありますもので、導入はしないという決定をいたしました。そのかわりに、町の広報紙やあるいはCATVのテロップによる啓蒙効果の方がより大きいという結論に達しました。そういう形で今後も検討していきたいというように考えております。

1点目、3点目に対しましては教育長の方から御答弁させていただきます。

議長(太田長八君) 教育長。

(教育長 石井建三郎君登壇)

教育長(石井建三郎君) 居山信子議員の子供への暴力防止について、第1点目、虐待、校内暴力の現状、対策と町の防止ネットワークの活動はにお答えいたします。

平成15年度に福祉介護課が把握している児童虐待件数につきましては、新規で7件、継続で5件、計12件であります。

校内暴力の現状につきましては、現在のところ小学校、中学校とも各学校からは報告を受けておりませんが、今後も、児童生徒問題行動対策委員会等と連絡をとりながら現状を把握していきたいと思っております。

対策と町の防止ネットワークの活動につきましては、教育委員会を中心とした児童生徒問題行動対策委員会が既に組織されておりますし、福祉関係では本年6月に児童虐待防止ネットワーク地区別会議が開催されております。この組織の主な活動状況は毎年6月、10月の2回、関係担当者が各学校を訪問して、新規のケースや継続のケースの状況把握を行い、そこでの情報内容をもとに、児童虐待防止ネットワーク地区別会議で協議されております。

現在は児童相談所を中心に相談・助言が行われておりますが、来年度以降、児童福祉法が改正されることによりまして、相談体制も町に移行される方向になりますので、現在、教育委員会等で所管しています児童生徒問題行動対策委員会及び青少年問題協議会などや、福祉関係の組織と連携を密にしながら、今後のネットワーク化に向けて対応を図っていきたいと考えております。

3点目の子供への暴力防止(CAP)教育プログラム実施はにお答えいたします。

CAP教育プログラムは、子供を不安にさせることなく、子供が暴力から自分を守るためにはどうすればいいかを子供と一緒に考える暴力防止の教育プログラムとのことですが、現在町といたしましては、子供への暴力防止につきましては、児童生徒問題行動対策委員会や青少年問題協議会等の中で、児童相談所や学校等と連絡をとりながら暴力についての情報の把握や対策を検討しております。

ワークショップの実施につきましては、各学校では既に文部科学省より決められた年間授業計画に基づいて授業を行っておりますので、年度途中での授業組みかえは難しいと思われまます。新年度授業の一環として可能かどうかについては、園長、校長会で協議検討させていただきた

いと思いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 御答弁ありがとうございます。

これは6月に質問させていただいた内容で、わずか3カ月しかたっておりませんので、現場も協議をするというふうなこと、また協議をしてくださったことかと思えますけれども、今後また少し時間をかけてあらゆる角度から検討していただかなければいけない課題ではないかというふうに考えます。

なぜならば、これは2002年の例ですけれども全国で2万3,738件という、この虐待問題が児童相談所に寄せられております。全国の児童相談所の数というのも、非常にその対応に追われている中で、現場の皆さんの御苦労はさぞかしのものがございます。

私もつい数年前に直接、虐待を受けている子供のお母さんから相談を受けたことがございました。これは大変だというふうなことで、本当にその家族のさまざまな問題が虐待の背景にはありまして、問題解決というのは、1件であっても非常に複雑なことが絡みっております。また、現場の児童相談所の方に伺いまして、いかに子供をまず守るか、そしてまたしっかり守って家庭もそれを受け入れる状況にしていくかという、親のケアも必要になってくるということで、その状況を回復するにはやはり時間もエネルギーも非常にかかる。また大勢の方の理解がないと進まない。

しかし、これはプライバシーに関する問題ですので、この問題にだけ携わる方々の市町村のしっかりとしたネットワークというものが必要だということで、国では既に児童虐待防止法の中で、町でもこのネットワーク防止会議というものを立ち上げることが定められております。

このたび、この法の改正が10月にまたあるわけですがけれども、そこの中では、虐待を感じた、また虐待と疑わしい状況というふうなことであっても、それを知り得た方々は何らかの関係機関に通報をしなくてはいけないというふうに法も改正されておりますように、未然に防ぐ。そしてまた今日あたりの新聞の報道を見てみましても、親だけではなく他人からの問題もあったりとか、本当にニュースを見ていると暗たんたる思いがするわけですがけれども、何とか私たちは、この東伊豆町の子供たちはみんなのネットワークで安心して暮らせる、また安心して勉強ができる、そしてまた豊かな心を持つ子供たちを何としても育てていきたいというふうに考えるわけです。

今、教育長から最後に前向きな御答弁をいただきました。今後、このネットワークの立ち上げについてまた協議していくというふうなお話でございました。人口もそんなに多くない町ですので、隣の町と一緒にというふうな事例もあるようでございますので、賀茂郡下全部ということではなく、場合によったら1市2町くらいの感じでもいいかと思えますが、具体的な対応ができる組織づくりを、そしてまた現場で皆さんが力を発揮できるシステムづくりをぜひ構築していただきたいというふうに思います。

それから校内暴力につきましては、全国的にも今その動きはなく、かえって引きこもっている子やあるいは不登校の子供が多いということで、これは場合によったら家庭内暴力で親に何らかの暴力を振るっているような子供たちもあるかもしれませんし、またそこは非常に見えてこない部分なものですから、それが表面化してきたときにはあらゆる問題がそこで引き起こ

てくるということでございます。

校内暴力につきましては、さまざまな関係の皆さんの御努力もあることかと思っておりますので、今後もこの問題については何も無いことを祈っております。

今、子供たちの問題については、関係する機関は児童問題対策協議会というふうなことで、いろいろな問題を年4回、これは前回も御答弁をいただいておりますので、ここに児童相談所から職員の方もいらっしゃる、さまざまな方が見えて対応をなさると。しかもそれはケース別に、場合によったらその場で実際に起きている事例を検討するというふうなお話も伺っておりますので、当面はこれで対応していくということになるかと思っております。

話が前後して申しわけありません。

あとは、防犯ステッカーの問題ですけれども、自治体によっては非常に繁華街が多いところ、それと既にもう犯罪が表面化していて物騒なところに非常に効果があるというふうに思います。ある意味でそういう時代を背景にしている私たちにとりましても、しっかり防犯問題に取り組んでいる町だということアピールをしていくのに、マグネットか何かでつくったものを車を運転するときに装備して、そしてまた用事のないときは取るというふうなことで、費用の点でもそんなにたくさんは必要ないんじゃないかというふうに思います。

効果のほどはということですが、これは目に見えないもので、どこまで効果が出るかということはちょっと推測しかねる点もあるかと思っております。できましたら少ない予算で済むことですので、未然に防ぐ対応を、手を打っていただくというふうなことをお願いしたいと思います。

また、町長の言われました公式行事のときやCATVのテロップで対応していくということも効果的かと思っておりますので、その点も前向きに取り組んでいただけるということで、大変ありがたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

今伺いました何点かは、私はこの質問をずっと議事録をもう一回読み直して、あの時点でどういう御答弁をいただいたか、そして今の時点でどうかというふうなことで、継続させていただいている内容でございます。次の問題もそうですけれども、この場で短い時間で対応するだけではなく、今後も一つ一つその問題については取り組んでいくつもりでありますので、ますます前向きな取り組みを期待させていただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 私の方から、2点目のステッカーの問題を再度提起されましたので、先ほど壇上から申し上げましたように、費用対効果を考えますと、公用車のような数限りのあるものに張っていかがかと、こういうことを先ほど申したわけでございます。それにかわるものとして、町広報であるとかあるいはCATVのテロップであるとか、こういうものの検討をしていきたいという御答弁をさせていただきました。その気持ちに変わりはありませんし、ステッカーはやりませんということをはっきりとここで申し上げたいと思っております。

議長（太田長八君） 教育長。

教育長（石井建三郎君） 虐待防止ネットワークのことですが、これを協議するというのですが、先ほども申しましたように、今度児童福祉法も改正されますので、その際にまた福祉関係と協議してやっていきたいと思っております。それから、隣の町とかそういうところにつきましても、これは隣の町の教育長とかいろいろなところで、福祉関係等で協議して、できるものかどうか検討していきたいと、そういうふうに思っておりますのでよろしく願います。

議長（太田長八君） 次に、第2問 災害弱者の緊急対応策についてを許します。

11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） それでは第2問目に移らせていただきます。

この地震対策、防災対策の問題等につきましては、平成7年に議員に就任させていただいた当初から取り組んでいる内容で、8回目になりました。つたない質問ではございますけれども、皆さんの気がつかないところで小さなこと、笑われてしまうこともあったかと思いますが質問させていただきました。その8回の質問をある意味でベースにして、このたび私が感じますのは、災害弱者の緊急対応策ということが東伊豆町の防災計画の中にどう位置づけられているのか、そしてまたそれが具体的なマニュアルにあってどうなっているのかというのが一番お聞きしたい点でございますので、お伺いをさせていただくところでございます。

また、これにつきましては、片野町長に平成15年3月と6月の2回伺っております。東海地震、南海地震、東南海地震、ちょうど150年目の本年でございますし、せんだっても地震がある中で、いよいよ来たかというふうに腹をくくったわけですが、一応今のところは静かになっておりますが、決して楽観を許せない状況にあると思います。

平成15年3月の質問におきましては、当年度の特別防災対策というふうなことで町の対応を伺いましたところ、防災地図を全戸に配布するというふうな御答弁で、それにつきましてはもう既に各戸に配布されていることかと思えます。

また、平成15年6月の質問では、予想される東海大地震の積極的な防災対策の中で、女性消防団ということでお伺いをいたしました。今回も、この女性消防団の問題というのは非常に期待したいところでございますし、町長の行政報告にも女性消防団を7名で発足して下さるといふうなお話もございました。入団される皆様はさまざまな不安もあったり、私にできるかなといういろいろな心配もあったりかと思えますけれども、後から必ず大勢の方が続いてくださるといふことで、先駆者の道は厳しいかもしれませんが、ぜひ我が地域は私たちの手で守るといふうなことで、この女性消防団についても、今後の役割について後ほどお伺いするようになります。

それでは第1点目として、災害弱者並びに家族の皆様の防犯に対する啓発活動、さらに地域の訓練やマニュアルについてお尋ねをさせていただきます。

2点目は、地域での防災ワークショップの開催や家庭・地域での防災会議実施の可能性についてお尋ねいたします。

さらに3点目として、緊急対応策の中で民生委員の役割、民生委員と自主防との連携、この点はいかかなされているのかお尋ねをしたいところでございます。

4点目は、このたび発足する女性消防団の役割の中に災害弱者への取り組みはどう位置づけられているのか、お尋ねをするところでございます。

ちなみに、ここで伺いをします災害弱者につきましては、防災白書、これはかなり古くて昭和60年版のようだったんですけども、その後若干手が入っているのかもしれませんが、次のように定義されております。

災害弱者のその1は、「自分の身に危険が差し迫ったときにそれを察知する能力がないか、または困難な人」、2つ目には「自分の身に危険が差し迫ったときにそれを察知しても適切な行動をとることができないか、または困難な人」、3番目に「危険を知らせる情報を受けるこ

とができないか、または困難な人」、4番目には「危険を知らせる情報を受け取ってもそれに対して適切な行動をとることができないか、または困難な人」となっております。この災害弱者を具体的に言えば、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者の方、また身体的・知的障害のある方、精神に障害のある方というふうになるかと思えます。

さて、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災では6,425人のとうとい生命が犠牲となりましたが、その半数が何と災害弱者であったと言われております。この方々に災害発生直後の安否確認や救出活動が迅速に行われなかったことや、被災後の生活などにおける不十分なケアから犠牲者となったことから、災害弱者対策のあり方に大きな教訓を残していると考えられております。

こうした阪神・淡路大震災の教訓、また迫っております東海大地震等の発生予測を踏まえ、避難行動や避難所における生活に支障がある災害弱者を地震などの大規模災害から守り、被害を最小限に食い止めるといことは大変重要な課題かと思えます。

以上の点から、先ほどの4点にわたる質問に1問1答で御答弁をよろしくお願いいたします。議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、第2問 災害弱者の緊急対応策についてということで、4点からの質問に1点ずつお答えをさせていただきます。

今、議員が壇上で申しましたように、災害弱者の定義というものを本来ならば通告をしていただければもっとわかりやすく 今ある資料の中で、それがどれくらいの数があるのかということは後ほど答えます。

まず通告されております4点につきまして、第1点目は当事者、家族の防災に対する啓発活動、地域の訓練についてのマニュアルはどうか、こういう意味の御質問です。

当町の地形的な条件等を考えますと、発災時における自主防災組織の果たす役割は極めて重要であると考えているところであります。被災者の救出・救助活動や避難所の運営など、地域における防災活動を展開する上で不可欠の組織でございます。

複雑多様化する現在の災害発生に対処するためには、各防災関係団体とのコラボレーションを図っていかねばなりません。しかし、コミュニティ意識の希薄化等によりまして、自主防災活動の取り組みには格差が生じつつありますので、各自主防リーダーへマニュアル等を配付いたしまして、自主防活動の活性化を図っているところでございます。

このマニュアルには、災害弱者に対して関係団体との協働、いわゆるコラボレーションによる対応の重要性が示されておりますが、そのためにも双方からのコミュニケーションづくりが必要であり、支援する方はもちろん、支援を要する方々も積極的に地域の行事等に参加するなど、日ごろからお互いの信頼関係を築いていくことが大切であると考えているところであります。

2点目は、地域での防災ワークショップ、家庭・近隣での防災会議の実施というお尋ねでございます。

東海地震の被害想定などを見ますと、予想される規模で地震が発生した場合は、地域住民全員が被災者となり得ることが考えられますので、発災時にはまず自分の身の安全を確保していただくことをすべての皆様をお願いしたいと考えております。地域の皆様による協働の対応は

大変重要であります。まず1人1人の身の安全確保ができなければどんな活動もできませんので、日ごろから防災に対して関心を持っていただくことが必要でございます。

来る10月20日には、県が主催するこれはアスト会館で行う予定ですが防災に関するタウンミーティングが当町の自主防災組織メンバー等を対象に開催される予定でございます。また、自主的に各地域において防災に関する説明会やワークショップ的な会議を希望するようであれば、県の方でも出席・説明等に協力すると申しておりますので、御相談をいただきたいと思っております。

3点目は民生委員の役割、自主防との連携ということについてお尋ねですから、お答えいたします。

大規模災害時には行政による救援活動だけでは対応が不可能ですので、住民みずからあるいは隣近所の人たちが力を合わせ、的確な防災活動を展開しなければなりません。しかし、想定される東海地震のような規模の災害に対処するためには、個人や家族、隣近所の力だけでもこれまた限界があるところでございます。とりわけ要介護者などの災害弱者の支援には、相当の困難や、場合によっては危険を伴うことも考えられます。このため地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの福祉関係者・関係団体等との連携が必要ということが不可欠となります。

こうした中、災害弱者への対応につきましては各自主防の責任者であります各区長と民生委員会長による話し合いが8月定例区長会で行われたと聞いているところでございます。

各自主防において地区の民生委員の立場を明確にすること、また災害弱者の把握につきましては、個人のプライバシーに関する問題もあり、台帳等の整備は大変難しい内容となりますが、各地域に支援を必要とする方が何名いるのか、その程度は自主防で把握ができるようにしたらとの提案が示されたところでございます。

プライバシーにかかわる内容につきましては、立場が明確となった地区民生委員が自主防の協力を得て対応に当たることなどが話し合われたと聞いているところでございます。先ほど来申しておりますように、協働による対応が大切と考えられますので、よりよい連携を図っていただけることをお願いするところでございます。

4点目は、発足する女性消防団の役割ということでございますが、女性消防団員につきましては、昨日の行政報告でも述べましたように14名の希望者がいまして、そのうち7名が入団をされまして、9月16日に辞令を交付し、正式に消防団員として活動していただくことになっているところであります。

災害弱者に対する女性消防団員の役割といたしましては、平常時にはひとり暮らしの老人宅、高齢者在宅家庭等への防火訪問指導などを行うことが採用計画に示されておりまして、災害時には、必要に応じて災害弱者の救助や避難誘導等の消防活動の支援を行うとともに、自主防災活動に参加することも検討されているところであります。

女性団員においては、女性の持つ能力、特性を効果的に発揮できる分野を構築して、消防活動に的確に対応できることが重要であります。これらのことから、今後消防団員として火災予防等の知識を身につけた上で活動することになりますので、しばらく時間がかかると思いますが、ぜひ御理解をお願いいたします。

それから、先ほど申しました災害弱者ということでございますが、東伊豆町の地域防災計画においての災害弱者とは、障害者、高齢者、乳幼児、外国人等が挙げられております。このう

ち障害者は、身体障害者が615名、うち重度障害者が306名、精神障害者が33名、知的障害者が87名、これは障害者手帳を8月31日付で、それまでに交付されている人数でございます。

高齢者、いわゆる65歳以上の高齢者が3,844名、これも8月31日現在でございます。そのうちの老老世帯、老夫婦が暮らしている世帯が466世帯、これに2を掛けますと932名。それからひとり暮らしの世帯が854世帯。介護認定者は、今までの高齢者あるいは障害者を含めた中で512名という形が介護の認定者になっているところでございます。

それから幼児ということで、乳幼児、零歳から就学前が674名、これは5月1日現在でございます。さらに妊婦などもこれに当てはまるのかなど。そうなりますと、いわゆる妊婦ですと、昨日妊娠した方まで入れるわけにはいきませんが、母子手帳を交付している方が現在48名おられまして、合計で5,813名というのが災害弱者に該当するかと考えられます。

以上です。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） そうしますと、第1点目でお伺いしたマニュアルの問題ですけれども、具体的なマニュアルというのはそれがそうなわけですか。それはどこに行ったらいただけるのでしょうか。

それと、どこまで各自主防に徹底されているのか、町民も承知しているのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

啓発活動は、当事者・家族の防災に対するものというのがとても大事になるかと思えますけれども、インターネットで見ますといっぱい資料が出てきます。あちこちの取り組みがたくさんあります。東伊豆町に一番どの辺が合いそうかなとか、町はどこまでいっているのかというふうに思いながらインターネットを眺めております。人口が少ないとはいえ、やはり町民の生命と財産を守ることこそが私たちのまず第一の役割ではないかというふうに思います。

平成7年のときにも自分の命は自分で守ると聞いたんですけれども、何かそのときにすごく冷たいなという感じがしたんです。それで、いつもそういう話なんですけれども、何で冷たいと感じるのかと思ったんですが、逃げられる人はいいわけです。それでようやくわかったんです。そうです、この災害弱者の皆さんにそんなことは言えないわけです。今、町長が数字を挙げてくださった5,813名というのは、1万5,000人の人口からしますと、約6,000人ですので大半が災害弱者というふうなことになるのでしょうか。

それと、65歳以上の高齢化率は、私は古いデータしか見ていなかったもので、いつまでも22.5%と思っていたんですけれども、行政報告などでももう25%と、4人に1人が65歳以上というふうなことになるわけです。

東伊豆町の災害弱者のとらえ方、外国人も含めてというふうなことであります。大変結構だと思いますし、乳幼児ももちろんそうだと思います。それに「困難な人」というのが防災白書の中にはありました。そうすると、「困難な人」というのはかなりの数に上るのかなというふうにも思います。今の数字にそれも含まれているのかもしれませんが、さて、この人たちが大きな災害に直面したときにどうしたらいいだろうか、だれか助けてくれるか。家族でも、一生懸命寝たきりの人を何とか避難をさせるといっても大変困難をきわめるわけです。

昨日、「クローズアップ現代」を見ておりましたら、ちょうどこの災害の問題をタイムリーに取り上げておりました。これは担当者がいろいろな角度からお話しておりましたけれども、

高松市の例、これは非常に被害を大きくした例のようでございますけれども、立ちおくらせてしまった高潮対策ということで、災害といいますのはたくさん種類がありますので、地震もある、高潮もある、また火災もある、それから火山もある、雪害もある、いろいろな問題があるわけです。

この高松市の例は、1万5,000棟が水につかって2人が死亡したということなんですけれども、気象庁が4時にその警報を出した。ところが、担当者が大したことはないだろうというふうに思っていて、住民への避難勧告というものが遅くなってしまったということでございます。全体の40%のところに避難勧告を出したんですけれども、このときには既に300棟が浸水して、そして対象者のわずか1%の方しか避難しなかったそうなんです。避難をしないではなくて、もう水が回ってきて避難ができなかったということだったようです。それも、ようやく2階まで上がるとかあるいは屋根とかというふうなことでしょうけれども、大変心細い思いをされたことかと思えます。この高松市の例をごらんになった方もいらっしゃると思います。

一方、山口県山陽町ですが、これは5年前の高潮の災害で60棟が全壊したという苦い経験があって、またこのときの教訓を生かして避難地図というものをつくられたということで、赤とオレンジと黄色でハザードマップを既に各戸に配布して、それが周知徹底をなされていたようでございます。ですので、住民も自分の住むここはどれだけの危険度なのかというふうなことを認識をしていたということかと思えます。そういう点で、非常に避難が早かったということもありますし、また特筆すべきことは、行政の方で避難場所というものを早目に開設して受け入れ態勢をしっかりとって、避難する町民を受け入れたということでございます。

そのまたいい例ですけれども、民生委員が、勧告が出ると即それぞれのひとり暮らしの老人宅を訪問しながら、自分がなかなかそのときには行けないと思うのでということで、御近所の方に、何かがあったら一緒に避難してあげてくださいというふうにお願ひして回ったということでございます。

いずれにしても、100世帯が水につかったけれども被害は出なかったということで、この山陽町の例が報道されておりました。

私たちは、平時のときはどうやったらお金がもうかるかという話になるわけですけれども、やはり今こういう地球的規模で不安が蔓延する中、まずしっかり足元を固めて万が一のときの対応を万全にしていく、また被害を少なくしていく、そのために知恵を絞る。そのために、お金がそんなにかからないことはどんどんやる、皆さんに動いていただく。そしてまた住民からも知恵をいただき、あるいは福祉関係の皆さん方のネットワークも使いながら、この災害弱者の対策というものをもう少し具体的にすべきではないかというふうに思います。

私がインターネットで入手したものは、恐らくもう町長もごらんになっていらっしゃるかと思えますけれども、東京都を中心にして関係するところが、かなり時間と費用もかけていい内容をつくり上げています。それをそのまま我が町にということは難しいことはよくわかりますので、その中の一部でも結構です。できることから具体的にやる。

災害弱者の皆さん方に、だれかが助けてくれると思ったら大間違いで、みんなまず自分を守っちゃうよ、その次にあなたよというふうに認識していただかなければならないというのはちょっと酷なんですけれども、私が我が家の高齢者にちょっとそのことを申しましたら、年寄りというのは大したものだと思うんですけれども、即棚の上の高いものを全部整理して、地震があったらすぐ窓をあけて逃げる態勢をつくっている、わあ立派と。怖い思いをして幾つもの戦

争を、また震災をくぐり抜けてきた、そういう体験があるからこそ怖さというものを知っているんだと思います。

私も昭和33年9月26日の狩野川台風の時、伊東市で水害の恐ろしさをこの目で見てまいりました。災害があったときにどうしたら自分を、家族を、地域を守るかというふうなことで、防災担当の皆さんは大変御苦労かと思えます。

先ほど見せていただきましたマニュアルについて町長からまた御説明をいただくわけですが、その点と、そしてまた家族と当事者への啓発活動をもう少し具体的にやっていただきたいというふうに思います。こういう場合にはどうしたらいいのかということ視覚障害者の方、聴覚障害者の方、また身体障害者の方 福祉ネットワークということを昨日テレビでやっていましたが、盲聾の方の御苦労をテレビで見まして、ああ、こういう方々は本当に大変不安だろうな、心細いだろうな。その場合に、町として皆さん方のためにこういう対策をとっています、どうぞ安心してください。こういう救助の、また救援のネットワークもあります、安心してくださいというものをたくさん発言をしていただけたらというふうに思います。

あと台帳の問題について、プライバシーに関する事で大変難しいというふうに町長はおっしゃっておられました。それはどこを調べても大変苦慮しているようでございます。ただその場合に、やはり何もなければいいんです。ですけれども、何かがあったときに家族だけではどうにもならない。家族が留守だったらどうにもならないことを御本人に理解していただいて、よかったらお手伝いをさせていただきますというふうなことで町の方へ窓口をつくって もう既にあることかと思えますけれども申告していただく。できたら私に手をかしていただきたいという申告をみずからしていただくということで、積極的な台帳の整理というものに取り組んでいただくお考えはありませんでしょうか。お尋ねしたいところでございます。

あと何点が何うようになりますけれども、まだ2問目でもう一回ありますので、後でまた忘れたところは伺います。お願いします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まずマニュアルは、先ほども私が答弁したように、自主防のリーダーに対して代々引き継ぎをという形で2冊あるんですが、1つはコラボレーション、1つは基礎的なものです。このマニュアルというのは静岡県が出しております。これは各自主防のリーダーに、それぞれ役員が交代した場合は次の方へ引き継ぎましょうということが必ず書いてあります。引き継ぎ用というようになっておりますから、限定されているということで御理解をお願いしたいと思います。

それから災害弱者の問題で、先ほど私も答弁いたしましたけれども、冷たいと言われても、やはりまず自分の身を守ることから始めていかないと、救援の手を差し伸べることはできないではないのでしょうか。例えば自分が下敷きになって、人様云々ということではできないでしょう。やはりまずみずから守って、そしてその中で隣近所と協力し合いながら災害弱者を救援する、これが一つのルールであろうというように私は思っているところでございます。

そして、居山議員はいろいろなことを言いますが、東伊豆町の自主防というのは各地区に必ずありますし、それから熱川と稲取の旅館組合にも単独の自主防があるわけです。昭和53年の災害を経験して、その経験の中から自主防が発足して今日に至っている。ですから、そういったことでは災害を受けているということの中で、その反省に立っての自主防というように私は理解しておりますし、各区の役員を初め、先日の9月1日の自主防の訓練風景も、私は

たまたま稲取地区が担当でしたから、居山議員にもお会いしましたし、東を初めとしてずっと全地区を回ってきました。そういう中で、訓練のための訓練ではなくて、やはりそういったことを真剣に皆さんがやっていらっしゃるし、炊き出しの訓練であるとか消火リレーであるとか、いろいろ実際に即したものをやっている。

そういう中でそういうものが一段落、一つの目安がついたときに、やはり今言うような災害弱者の問題も当然考えていかなければならない。それには常日ごろから隣近所が声かけをしたり、先ほども申しましたように、そういったことの積み重ねが大事であろうと。

それから、家の外に飛び出すのが果たしていいのかという問題もあるわけです。今、県もT O U K A I - 0ということで、木造家屋の地震による倒壊を防ぐための耐震補強、これに対する助成もしております。補助制度もあります。町にもそれに上乘せしての補助制度があります。そういったことで、ある意味では安全なところにいていただく方が、後はかえってやりいいということもまた言えるということです。ですから、地震が起きた、では避難だということで火事は別ですが 果たしてすぐ飛び出していいのかということもまた問題がある。ケース・バイ・ケースであろうというように思っているところでございます。

それから、災害弱者の台帳の整備ということはプライバシーの問題と密接な関係がありまして、やはり台帳の整備というのは非常にプライバシーを侵害するおそれがありますものですから、これはやはり行政としては気をつけていかなければならない。しかし、民生委員会で地区の自主防の皆さんと民生委員の皆さんが話し合いをした結果、この地区には何名ぐらいいるかということ把握する程度はしたらというような提案がありましたし、それから、民生委員が自主防の協力を得て対応に当たるといようなことも申し合わせたというように聞いております。やはりこういったことで民生委員の皆さんに大変お世話になるわけですが、そういったことで期待をしていきたいというように考えております。

抜けましたらまた後で答えます。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

（ 1 1 番 居山信子君登壇 ）

1 1 番（居山信子君） 今いただきました町長からの答弁ですが、自分の身は自分で守れる人はいいけれども、守れない人にどうしようという話をしておりますので、災害弱者の具体的な避難やまた救助の仕方、そしてまた事前にそれをPRしておくこととか、一体だれがだれのところに駆けつけてあげられるのかとか、そういう具体的なものも含めて、先ほど御答弁の県のマニュアルの中に入っているのかどうか。

私は今、防災の町の担当ではありませんけれども、できましたらそれが余分にあればいただきたいし、もしなければ後ほど結構ですので、ぜひ拝見させていただきたいというふうに思います。

町の防災計画はこういう大変分厚いもので、私は過去にも質問のときに持ってまいりました。非常に重たいです。いつも本棚の隅っこの方に置いてあるんですけども、いっばしの場所は陣取っております、自己主張はすごくしているんです。では、この防災計画の中にどういふふうに災害弱者のことが書いてあるのかというふうに調べました。そうしましたら2カ所ほど記述がありまして、一般災害の場合と地震の場合の災害。かつて町長は、平成15年度には防災計画の見直しをするというふうにおっしゃってございましたので、もしかしたらこの点がもう見直されているのかもしれないので、その点をもう一回お伺いしたいというふうに思います。

もしその記述がそのままであるならば、私を知る限りにおきましては、この防災計画の中で災害弱者対策というものはもう自主防でやりなさいというふうなことを言われておりますし、もう自主防が助けなさいということしか書いてありませんでしたので、それでは自主防の皆さんは人数だけの把握でいいのかということです。うちの地区には何人いますということを知っているといっても、実際の場合には何の対応もできないわけです。

台帳の整備はプライバシーの問題があるというふうに申されましたけれども、町長、先ほど私が伺いましたのは、個人の申請でもし本人からぜひお願いしたいというような要請があった場合に、町として自主防と連携をとるにしても、町でそういう避難の依頼の受け付けをしてくださるような窓口について先ほど答弁が漏れていたと思いますので、その点をお伺いしたいというふうに思います。

いずれにしても、よくわかりました。町の災害対策が具体的にはないのではないかという印象でした。ちょっとした短いやりとりですのでわからない点がたくさんあるかと思えますけれども、私が一番聞きたかった点は、実態の把握をされているのか、台帳が整備されているのか、そしてだれがどういうふうに対応するのかというマニュアルがあるのかどうか知りたかったので、そのマニュアルが県のマニュアルということでは、恐らく町の場合はその対応がないということがわかるわけです。その点が一点あるかと思えます。

あとは、この災害弱者は、もちろん今数字的には五千八百何名というふうなことで挙げられているわけですが、身体障害者、精神障害者だけではなくさまざまな方がいるわけですが、町として具体的に、民生委員以外の福祉ネットワークの中で何か手がかりになってこの方々へ対応する方法というものをお考えになっているのか、重ねて同じような質問になるかと思えますけれども、教えていただきたいというふうに思います。

いろいろたくさんになりまして、きっと聞きたいことを聞き漏らしたかと思えます。聞き漏らしたらまた次回にお願いするようになるかと思えますので、よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） ここにちゃんと書いてあるんです、災害弱者の皆さんにはどのような訓練が必要なのか。私は冒頭にコラボレーションという言葉を使ったでしょう。居山議員は質問の中で民生・児童委員の役割ということに限定して言っていますから、私はそれだけではない、コラボレーションと。この中に今の民生委員の方も入りますけれども、さまざまな福祉ボランティア団体や、そういう方たちにサポートしていただく、これが災害弱者の第一点の避難の仕方とここにも出ているんです。

ですけれども、あなたは質問の中で民生委員に限って言いましたから、私はそういった形の事例を言ったんです。トータルで私が言わんとする根底に流れているのはコラボレーションだということは、一番初めに言っているわけです。ですから、まず自分の身の安全を確保して、それからという形をお互いにしなければ、自分の身が家屋の倒壊の下敷きになっているのでは、逆に助けてもらう方になるではないですか、健常者であっても。

私どもが先ほどこれを言ったように、全部把握しているからこういうデータが出せるんです。だれのだれべえということは言いません。この問題はもう全部把握していますし、それぞれの関係で台帳というのがないことはないんです。しかし、それはプライバシーがありますから、自主防とかあるいはそういったところに果たして公開していいのかどうかという懸念がありま

すから、そういったことで御理解をお願いするというを私は再三言っているわけです。

あなたは狭い範囲のことしか聞いていないわけです。私はもっと広い範囲のことの答弁をしています。そういう中で、多少かみ合わない点はあると思いますが、根底はそういう形だということをぜひ御理解していただいて、冷たいとかなんとか言われましたけれども、やはりまず我が身の安全を確保して、それから皆さんのためにみんなやるんです。これは我々も職務としてやらなければならない。自主防の皆さんにもそういったことをお願いしなければならない。そういったことを積み重ねながら、今までの災害の経験等も生かしながらやっていくということで、決して居山議員の質問が的を外れているということではなくて、ある狭い範囲のことを言われますと、私はそういう形で答弁せざるを得ない。

もっと広い範囲のことをぜひひとつお願いしたいし、これがもし必要でしたら、数がちょっとないですからお貸ししますのでぜひ読んでいただいて、何か次の質問の種を私がやるみたいですが、それはそれとしてぜひそういった知識を得ていただいて、また自分のために議員という立場で活用していただければ結構だと、こういうように思っております。

(「災害弱者から救助の依頼を受けた場合は」の声あり)

町長(片野 武君) 災害弱者からもし救助の依頼を受けてということになりましたら、その地区の自主防と協議しながら、あるいはその地区の民生委員と協議しながら、もし起こった場合どういう形がいいかという 個々の事例というものを検討していかなければならないということはわかっておりますけれども、今ここでだれがだれべえと言うわけにはいきません。そういったことがあれば、窓口というのは福祉課がやりますからそこを窓口として、あとは庁内の対策会議がありますし防災対策会議もありますし、そういったときには本部もできます。そういう中でのコラボレーションというものもまたやっていかなければならないというふうに思っていますから、それでぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長(太田長八君) 以上で、11番、居山信子さんの一般質問を終結いたします。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

議長(太田長八君) 休憩を閉じ再開いたします。

飯 田 龍 一 君

議長(太田長八君) 次に、1番、飯田龍一さんの第1問 商工業についてを許します。

1番、飯田龍一さん。

(1番 飯田龍一君登壇)

1番(飯田龍一君) 1番、飯田でございます。

今回、私は9月定例会で4点にわたって質問をさせていただくことになりました。

昨今、近隣市町村におきましては合併等の問題で非常に混乱している様子でございます。こ

れは人ごとと言えば人ごとなんですが、我が町にとっても将来的には苦慮することかと思っております。

今日は、第1問目に商工業対策という形で町長に御質問いたします。

かつては時代の流れで商いをしていた者が、個々の企業努力でしか生き残れない状況になってきました。企業努力は当然のことですが、経済が企業努力を追い越しているのも事実です。現在、後継者の問題も深刻です。町並みの保全の点からも町税確保の視点からも見て、特に町長の残任期間の中で政策がございましたらお伺いいたします。

これから後の質問もそうですが、私は町長の残任期間という形で質問をしてしまった後、こういう質問の仕方はどうかなという気がしますので、町長を縛るという形ではございませんので、特にこの残任期間というものにこだわらずにひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

よろしくお伺いいたします。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、飯田議員の第1問 商工業についてということで、私の任期中の景気浮揚対策について伺いたい、こういうことでございますからお答えいたします。

町経済の活性化は私の公約の大きな柱でもあります。就任以来、各種施策の実施に対し、積極的に取り組んでまいったところでございます。特に、町内の商工業の浮揚対策に大きな役割を果たしている商工会との情報交換を密に取り組んできているところでもございます。

私自身、国あるいは県に対し、新たな資金融資制度の創設等に向け、中央への出張時はもとより、上級官庁にも再三再四足を運び、商工業者の保護育成に必要な事業実施の要請を重ねるとともに、町独自の補助制度の新設等に積極的に取り組んでまいったところでございます。

一例を申し上げるならば、国民生活金融公庫に要望いたしました、緊急経済支援対策資金として融資限度額を3,000万円とした融資制度の創設と、これに伴いまして町独自の年1%の利子補給制度を新設いたしまして、多くの商工業の皆さんに活用していただいているところでございます。この金利が固定金利の年1.5%、ですからネットでは0.5%の負担という形になるかと思っております。

また、ユニバーサルデザインの理念に基づく住環境整備と地域経済の活性化対策の一環として本年度新設いたしました住宅リフォーム振興事業助成制度や、要介護認定者に対する住宅改修費の支給制度及び木造耐震補強助成制度等も新設したところ、この制度を多くの皆さんに御利用いただいているところでございます。さらに本年度は、サービス店会から要望がございました地域活性化推進事業といたしまして、年末に予定されております地域商品券特別フェアに対し、商工会に300万円の補助も決定しておりますので、ぜひ町内活性化の一助にさせていただきたいと思っております。

今後も、可能な限り町内商工業の振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議長（太田長八君） 1番、飯田龍一さん。

（1番 飯田龍一君登壇）

1番（飯田龍一君） ありがとうございます。

質問に先立ちまして、簡単なものでございますが幾つかのグラフを私は用意してまいりまし

た。当然これは、特に町長を含めまして行政の方々にはほとんど頭に入っている数字ではございますが、これをあえて町民に説明しながら話をした方がわかりやすいかなという形で、幼稚なグラフですがつくってまいりました。一通り観光や建築等のものも入っておりますが、この商業のところの説明だけさせていただきたいと思います。

東伊豆町のこの十数年の大体の流れが少しわかるかなということなのですが、まず一番目に、自主財源と義務的経費の推移という形でグラフがございます。これは最初が平成7年、いろいろな形で経済がピークのころかなという時期でございます。それから平成10年、平成14年、昨年という形で数字が書いてございます。ちなみに義務的経費といいますと、これは役場の人件費が主な数字でございます。自主財源といいますと、町税がかなりを占める数字になっております。

ちなみに、平成7年の町税におきましては29億1,200万円、平成10年におきましては27億1,800万円、平成14年におきましては23億5,200万円、昨年平成15年度につきましては23億800万円、こういう形で緩やかというか、確実に町税はダウンしてまいりました。

次に移りますと、これは商業の部分になるわけですが、これも平成3年　これがピークではございませんけれども　平成3年、平成12年、平成15年という形でちょっとおおざっぱに数字が出ております。平成3年のときの店舗数が、商業者が約363軒で、売り上げが264億円という形になってまいります。この後、平成5年、平成6年あたりが本当はピークを迎えるわけですが、一応数字的には平成3年になっております。平成12年におきましては、店舗数が大幅に減りまして270店舗、売り上げでいきますと169億円と、もうここで100億円ダウンしてまいりました。昨年度平成15年度におきましては、若干の減ですが250店舗、売り上げも158億円、こちら辺が現在の数字であるかと思えます。

3番目に移りますとこれは観光でございます。ここも平成3年の数字、観光におきましてもこれから平成5年、平成6年あたりにかけてピークを迎えるわけですが、ちょっとここに数字がなかったものですから平成3年のものを引用させていただきました。この当時、宿泊者数が162万人、観光の売り上げ、これは東伊豆全町ですが339億円。それから平成12年に移りますと、ここも宿泊者数が激変してまいりまして117万人、観光の売り上げが205億円。これももう130数億、140億円ぐらいがこの期間でダウンしてまいりました。それで昨年度につきましては、横ばいということが当たっているかどうかわかりませんが若干の減という形で、宿泊者数が113万人、観光の売り上げが199億円という形になっております。

その次に建築の方へ移りたいと思います。建築の方も平成13年、平成14年、平成15年という形で、ちょっと粗っぱいですがこの数字です。246件というのはこの年に新築された件数でございます。年商が198億円。それから平成14年にいきますと、新築件数が62件、商いが、建築業と書いてありますけれども建設業全体で80億円。それから平成15年になりますと、新築件数が52件、商いの方が74億円という形で推移してまいりました。

最後に、これは業種別で見て大体観光に右へ倣え、観光が落ちてくる中で商業も同じように落ちてきたというグラフになっております。その中で特筆するのは、やはり建設業が平成12年あたりから格段と下がってきたという形になろうかと思えます。

一応グラフの方はその点で説明を終わりたいと思います。

それから、町長にはせんだつての国民公庫の緊急支援融資につきましては大変御苦勞をいただきまして、私も借りている一人ですが、金利負担の補助を受けています。これは大変皆さん

喜んで、また次の何かそういう新しいものがあつたら探してほしいとっております。それから、サービス店会のこの暮れに行おうとする地域活性化事業の300万円の補助についても、今、鋭意細かい点を詰めているようでございます。何とかこの暮れにかけて町全体の活性化につながればと思っております。ありがとうございました。

それから、ユニバーサルデザインのことですが、ユニバーサルデザインを含めたりフォーム、耐震、こういった形で町長もここら辺は大変力を入れているとは思いますが、私はちょっとその部分で質問したいと思うんです。特に若者に対する新規事業の観点からも、ユニバーサルと絡めた空き店舗対策事業、1店舗に対する補助金額は少額でも結構ですが、年間5件から10件ぐらいの創設を行政の政策に入れてほしい。これは町並みの保全対策、それから景観の点からも大変重要なことと思っております。特に若者と入れたのは後継者の問題、それからこの土地にいてなかなか仕事がないという中で、新しい事業を知恵を絞って創設してもらおう。そういう中で若者も新しい事業をやるのではないかというふうにふだん思っております。

もう一点お聞きします。

東伊豆町の高齢者率も25%を超えました。これはせんだって町長も行政報告の中でおっしゃっていましたが、賀茂地区の中ではこの25%というのはどちらかというと低い。低いということは要するに高齢者が少ない、賀茂郡下の中では少ない方だということだと思っております、それでも県平均の18%と比べると、やはり高齢化がかなり進んできたということになると思います。

私は、この高齢者対策の一環として、町の事業所と行政の共同作業という形の中で、高齢者向けの宅配事業を創設できないかというふうに考えております。全国的には幾つかの成功例もあるようでございますので、プランとして取り組んでみる価値があるのではないかと。これは今日やれ、明日やれということではないのですが、町長の政策の中でも、こういった高齢者向けのものが商業対策として有効ではないかというふうに思っております。

以上、再質問を終わりたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 再質問ですが、大きく分けて空き店舗対策への補助の問題と、高齢者向けの宅配事業への取り組み、こういう形になるかと思うんですが、その前に緊急経済支援対策ということで、先ほど数字を挙げませんでした2,370万円ほどの融資を行っておりまして、件数としましては104件を行ったところでございます。さらに、今年から始まりました住宅リフォームが13件で、工事金額が申請を含めまして2,179万2,372円。これで町内の工務店、大工というものに限定していますので、こういう関係では町内にお金が落ちたというように思っておりますし、まだまだこれは増える傾向にありますもので、また今回も補正予算をお願いしているというようなことで、大変いい傾向だろうと思っております。要介護認定者に対する住宅改修費は13件で250万円弱、こういうことが出ています。いずれにしても、こういう形で町内の経済というもの、殊に建設業に対しては少しは貢献できたかな、あるいは商工業全体に対して融資制度を創設した中で、少しはお役に立てたかなというような自負をしているわけでございます。まだまだ完全とは思っておりません。

それから、空き店舗の対策への補助ということですが、やはりこれは慎重に考えなければいけない。空き店舗ができる原因は何かということから突き詰めなければいけない。若者がその空き店舗を使って新しい商売をやるということは大いに結構なことですが、やはりその前にも

っと、空き店舗がなぜできたかということの原因というものもしっかりとした議論をした中で、そういう形の上に立った新しい展開というものを考えるべきだろうというように思っております。

それから、高齢者向けの宅配事業の取り組みということ、今日すぐというわけではないというようにお断りをして質問がありましたけれども、やはりこれは町そのものが取り組むものかなど。あるいは民業を圧迫するような形になってしまってはいけない。そういう中で、やはり商工会とかそういう関係機関がある程度の骨格というか、そういうものを煮詰めた中で町と相談してもらいたいと思っておりますし、私どもが率先して宅配事業というものをやるというのは、デイサービスとはまたちょっと違いますものですから、そういったことの認識をしていただきたいと思います。

今、高齢化率が県平均の18%に対して25%でまだまだ低いと言っておりますけれども、決して低い数字ではなくて、やはり高齢化、65歳以上が4人に1人ということになりますと、税金を納付していただく人口が減るわけです。そういった中で、逆にその年代は福祉にかかる金額が大変多くなっていくということで反比例をするわけです。

ですから、そういった面での今後の人口対策も考えていかなければならないし、新たな展開というようなこともさっき御質問がありましたので、後ほど議員が質問されます住宅地の整備の問題とか、あるいはインフラ、基盤整備の問題、そういったことをしながら、やはり主力産業である観光・商業というものをどういうふうにして伸ばしていくか、これがやはり重要な課題だということで、また皆さんの御意見あるいはお知恵を拝借する場面があるかと思いますが、ぜひひとつそういったことの提言をお願いしたいと思います。

先ほどの2点、空き店舗と高齢者向けの宅配事業ということは、先ほど申しましたような形で、まずそちらの方から入っていただきたいと思います。

議長（太田長八君） 1番、飯田龍一さん。

（1番 飯田龍一君登壇）

1番（飯田龍一君） ありがとうございます。

先ほどの空き店舗のことにしましては、なぜ店舗があくのかと言われて、これが即答できる人は全国でもほとんどいないんじゃないか。これは確かに全国的な傾向であります。ただ、東伊豆町も空き店舗になる過半数以上が後継者がいないという、これはもう続けていく材料としては最たるもので、後継者がいなければある程度の年齢、60代、70代になってやむなくやめていくというものがかなりを占めていくということで、この部分もいたしかたがないという部分ではございます。

もう一点、先ほどの宅配事業のことでちょっと町長は勘違いをされているんですが、こういう宅配事業のマニュアルづくりに力のかしてほしいと。町がするということではなくて、民間がする事業でございますから、そのための 民間が勝手にやると言いましても、やはり高齢者、それから福祉の問題、そういった問題がたくさんあって、勝手に手を挙げてやるよと言っても、これは行政との打ち合わせ、また先ほど町長も言いました商工会との打ち合わせも詰めていかないと、勝手にできない事業であると思います。

そういった中で、これに行政も知恵をかしてほしいという形で先ほど質問の中に入れたわけですから、町が直接民間を圧迫してするということではないということをお断りして、商工業についての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 今、高齢者向け宅配事業のマニュアル事業ということで知恵をかしてもらいたい。その前に町に計画を示してもらわなければ、力のかしようも何もないではないですか。その前の段階がまだ全然できていない。その前の段階をぜひひとつ関係機関で話し合いながら、許認可がこうとかあるいはここは行政の力をかりなければだめだとか、そういったことを洗い出しながら問題提起をされるという方が私は早いというふうに思っています。

今初めて聞いた漠然としたことで、全然私の方にもそういう話がないものですから、ぜひひとつそこらは順序を踏んでやっていただきたいと思っております。

それから、空き店舗が本当に全国的に多いということは、やはり後継者の問題もさることながら、小売業に対する構造的な変化というものがあって、それについていけなかったということもあるのではないかと思っております。そういうものこそやはり協業化であるとかいろんな形を、それは商工会とか我々も入った中で真剣に考えなければならぬ。空き店舗対策は、ただ若者のバックアップをすればいいという問題ではないというふうに思っています。根本的な部分でのディスカッションというのは大いに結構だと思いますし、私どもも入るのはやぶさかではありませんから、ぜひそういった形で今後空き店舗対策というものを考えていただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 次に、第2問 観光政策についてを許します。

1番、飯田龍一さん。

（1番 飯田龍一君登壇）

1番（飯田龍一君） 次に、第2問目は行政における観光政策について。

今年の夏は、浜名湖花博の影響かと思いますが、またお盆過ぎの悪天候とも思いますが、7月、8月と約5%ダウンしたそうでございます。昨年の冷夏のひどかったときと比べてもというクエスチョンマークがつかますけれども、大変意外でございました。平成16年度、平成17年度の町長の残任期間、先ほどと同じようにここは縛りを余り入れませんが、観光政策についての御所見をお伺いしたいと思います。

先ほど全体の説明をしたものですから、観光についての数字的なものはここでは省かせてもらいます。よろしく申し上げます。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは第2問 観光政策について。平成16年度及び平成17年度の経済対策の中で観光政策についての考え方という御質問でございますからお答えいたします。

観光は、先ほど申しましたように、当町経済を支える基幹産業であるということは言うまでもなく、観光産業の経済活性化を推進する上で、観光政策は重要政策の一つであると強く認識しているところでございます。観光客が一人でも多く来町し、宿泊していただけることを目的に毎年、町内各温泉地で各種イベントや誘客キャンペーンを実施いたしました。さらには、遊歩道や公園等の観光施設の整備を図っているところでございます。

本年も、1月の稲取温泉の雛のつるし飾り祭りに始まり、12月の熱川温泉クリスマス花火大会まで、年間で大小約40からのイベントが計画あるいは実施されているところでございます。

観光施設整備事業に関しましては、県の2分の1の補助対象事業といたしまして、平成14年

度から平成17年度の4カ年の継続事業として片瀬海岸観光施設整備工事を、同じく平成16年度から平成18年度の3カ年の継続事業として熱川桜山整備工事を計画いたしまして、本年度分は既に発注済みでございます。このほかに昨年度は、熱川海岸駐車場整備工事とグリーンロードネットワーク整備工事を完成することができまして、本年度は、稲取竜宮岬公園整備工事が11月10日完成に向けまして工事中でございます。

いずれも、県の観光施設整備事業補助対象事業でございます。

さらに、町単独による観光産業の振興事業といたしましても、先月、稲取東区活性化推進協議会を初め東区、町商工会、町観光協会、稲取温泉旅館組合、同観光協会の各代表者の連名によりまして、稲取東区の活性化を目的に、雛のつるし飾りを中心に地場産品等の販売施設といたしまして旧東海汽船事務所借用に関する要望書をいただき、町といたしましても、この建物を東区の活性化に有効活用できるよう、今定例会に1階トイレの改修及び屋上の防水工事費を補正予算に計上させていただいたところでございます。

私といたしましても、平成17年度以降も、町にとって有利な県あるいは国等の補助対象事業を有効に活用した幅広い観光産業の振興を図ってまいりたいと考えているものでございます。議長（太田長八君） 1番、飯田龍一さん。

（1番 飯田龍一君登壇）

1番（飯田龍一君） いろいろと約40を超えるイベントを精力的に支援していただきまして、観光関係者にかわりまして、ここで町長に御礼申し上げたいと思います。特に稲取地区につきましては雛祭り、長期の中で相当町に負担も、お金ではございませんけれどもいろいろな面で負担をかけているかと思えます。

それから、昨今の竜宮岬また東区の東海汽船跡地の利用という形で、稲取地区につきましては、特に東地区につきましては防波堤の改修も含めまして、数年先には多少そういった形の中で活性化の足元が築けるかなというふうな感じはしております。

そこで、先ほども数字で申しましたように、ともかくこの数字の中でも平成3年から平成15年で、観光で200億円のお金がもうこの町から消えてしまっているということです。その全部ではないんですが、かなりの部分が町内に落ちていたものがなくなってしまったという形で、これは大変なことです。

今までの町長の政策の中身はお聞きいたしました。一つ一つにいいとか悪いとかということの注釈をつけると時間がございません。全体的には私も評価をしています。引き続きお願いしたいと思います。

そこで私的な意見なんですけど、昨日も山田議員が質問しましたJTBの関係ですが、私もそのときに総会だったものですから行ってまいりまして、講習を拝見させていただきました。私も三十数年、観光協会の役員をしまして、ああこのような新しい視点があるのかと思って、実際のところは感心をしました。今までですといろいろなリサーチをして、稲取温泉、熱川温泉、北川温泉等、各自のここがよかった悪かったという数字はアンケートですぐ出てくるんです。ほかの町との比較というのは余りなくて、昨年度のアンケートはこうでしたというふうな形で、要するによいところ悪いところが単純に出てくるのが、私たちがいつも会合で目にするアンケートでございます。このように、金額が下がった上がった、入り込み人数が下がった上がったというような、そういうふうな統計がほとんどでございました。

町長には昨日も山田議員が説明して、この件は十二分に町長も了解しているということなん

ですが、あえて私も質問の中に書いてしまったものですから、ひとつ披露したいと思います。

JTBの要点は、東伊豆町の温泉郷が、ここは自然温泉体験型ですよというふうに、もう断定しているわけなんです。この形の中のものでしか東伊豆町の温泉は 特にこの場合は熱川温泉と稲取温泉を指摘しているわけですが、ある程度決めつけをしているわけでございます。

それともう一つは、総合満足度が高い福地温泉、黒川温泉、湯布院温泉、草津温泉と比べても、ここでもチャートに載っているのは稲取温泉と熱川温泉の2つだけでしたが、総得点の中ではほとんど遜色がない。すべての項目を足したものの得点は先ほどの温泉地と比べても遜色がない。要するに、全国の中でも食事を筆頭に総合点が上位の方なんです。それでも宿泊数が減少している。この数年、大体3年、4年の数値だと思うんですが、それでも減少している数少ない例で、減少しているところはほとんど平均点の50点を下回るどころばかりなんです。要するに、最高点の80数点まではいきませんけれども、それに近いところに熱川温泉も稲取温泉も位置をして、当然お客さんの満足度もある程度高いわけですが、ダウンをしている。

この結論が、地元の味、産物・施設等では高評価なのに、湯煙を含む露天風呂、自然環境、風情や情緒を楽しむ町並み、大きく言えばこの3つの部分が極端に悪いということです。基本的にこのJTBの結論は、稲取温泉、熱川温泉は料理は非常によいけれども、ダウンをする原因はここにあって、大きく分けるとこれらの3つがこれからのお客さんの嗜好ですよ。望む、期待しているところですよ。これがなければこの先も もちろんかつての数字、平成3年とか平成5年、平成6年の数字は、これはバブルですから、団体などのお客さんが来ていたこの時代には当然戻りません。でも、最低でも今のレベルを維持していく、現状を維持していくという観点ではJTBの指摘が、これがすべてではないんですけども、なかなか的を射ているのかと。

我々もその講習を聞いて、何となく今まで頭の中にぼやっとしていたものが、やはり町並みとか風情とか景観とか、そういったものを官民一体となってもう少し研究していかないとだめかなと。もちろん、観光業者が頑張らなくてはいけないのは当然のことでございます。

それと一つつけ加えると、また私見なんですけど、温泉地の視察といいますと普通、1泊2日の研修で写真を撮ってきて、どういうシステムでやっているとかということで研修には行くわけですけども、ここは思い切ってどうでしょう、町長の音頭取りで官民ということは。できたら役場の職員もプロジェクトの中に入って観光業者の方と一緒に先ほどの温泉地に限りませんけれども、高評価を得ているところに何カ月かけてでも視察・研修、ともかく原因を見つけてくるというぐらいのむちゃくちゃなことがあってもいいんじゃないか。我が町の主要財源の最重要の業種ですから、それが浮上しない、それから個々の内容がよくなることには、税収の面についても絶対に東伊豆町は浮上しないわけでございます。そういった形で、特に観光の若手経営者を中心に集めて、何とかそういったむちゃなことをできないかと思っております。

またもう一点は、私は議員になって2年目で、町長にも岡谷市へ行ってこい、祭りに行ってこいというふうに誘いを受けたんですが、まだ行ったことがないんです。それで岡谷市の市役所も、今度合併しますから新しい市役所になるのかどういう形になるのかわかりませんが、岡谷市の市役所の窓口で東伊豆町との姉妹都市の方の案内は、例えば宿泊等の案内はどうなっているのかということで、ちょっと教えてもらえる人がいなかったものですからここで質問に入れたわけです。

私は、ある都内の市役所の幾つかで偶然同じようなものを見たわけですけども、多分姉妹

都市になっていると思うんですが、その寮、それから寮だけではなくてほかの旅館を紹介した案内が市役所の玄関の正面にどんと大きく飾ってある。それで、行きたい区民は内線のどこどこへ連絡しろとかという形で書いてあったんです。だから寮を持っているところ以外の、要するに町の旅館との契約のものが書いてあったんです。これはおもしろいなということで思ったんです。

全国といっても、この東伊豆町の温泉に来られる範囲でございますけれども、できたらこれをもう一度見直しをして、また役所が先頭になってやらないとまずいと思うんですが、そういった寮や保養所を持っているところと持たないところの選別をいたしまして、各役所にうちの町と契約しませんかと。要するに寮契約というんですか、もちろん町内の観光業者の中から希望者が出なければこれはだめなんですけれども、そういったものを町の観光商工課が中心になって、全国のそういう市町村、役所の方へパンフレットを送付する。めちゃくちゃな話なんですけれども、これもおもしろいんじゃないか。

これもあくまでも私見でございますけれども、町長、そこら辺のところをひとつお答えの方をよろしく願いいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 大分長くお説を拝聴いたしました。

要するに、私は常に言っているように、観光というのは町の主力産業でありますけれども、基盤整備は我々が、しかしソフトは民間でやっていただきたい。このすみ分け、要するにコラボレーションしないと、あれもこれもという時代ではないということを私は再三言っているわけです。観光業であろうとも決して聖域ではありません。しかし、主力産業は伸ばしていかなければならない。ですから、先ほども申しましたように、各種の基盤整備は町がやっているわけでございます。

今御提言がありましたJTBのアンケートの結果というものは、昨日も山田議員からる説明いただきまして、かなり鋭い質問もいただきました。私もやはり改善するべきところはすべきだと思いますが、やはりその中で地元産品を使った料理は大変いい、全国で4位だというようなデータも出ていますが、ほかは平均的なんです。多少上位ですけれども、770のところから180から150ぐらいの間ですから、上位には入りませんが突出してということではありません。

しかし、そういう中でいろいろ見てみますと修景、町並みの問題、やはり黒川温泉とかあるいは湯布院温泉というものをこの細長い地形の町で求めても非常に無理だと。しかし、独自の形のものではあるんじゃないかという感想を持っているわけです。

今後どういうふうにしていくかということは、それぞれの機関あるいは観光政策審議会、いろいろな3団連がありますので、そういった中で御意見等もいただければと思っているところでございます。

今、全国の市町村へパンフレットをというのは大変いい考え方です。去年2月2日の合併をしないという住民投票の結果を受けて、全国各地からかなりの視察を受けました。しかしその中で私ははっきり、議会を通して来る視察もかなり多いのですが、事務局長にも、うちの町に泊まっていたかなければ視察は受けかねます、これははっきりしておくと、こういうようなことでお願いをしているところでございまして、町当局へ直接の場合にも、必ず東伊豆町にお泊まりをいただくというのを前提として受けているわけでございます。

そういう中で、今後、全国の市町村にそういったパンフレットを配るあるいは発送するという事は、名前を知っていただくだけでも有効な手段であるということを考えておりますから、ぜひ実現したいと思っております。

先月、九州の嬉野という町から、九州地方へ視察においでの際はぜひ嬉野町に泊まっていたきたいという案内がありました。と申しますのは、その前の7月に佐賀県の町村会の会長以下14名で東伊豆町に視察があったんです。そのときには嬉野町長も参りました。私も名刺交換をしまして、さっそく私どもの町へそういったDMを送ってきた。なるほど、やはりこれも一つの方法だなということで感心もしました。

ですから、今御提言があったようなことを、私はもう既に考えているということもありますので、ぜひそれは前向きに検討していきたいと思っておりますのでございます。

議長（太田長八君） 1番、飯田龍一さん。

（1番 飯田龍一君登壇）

1番（飯田龍一君） 町長も力強くパンフレットと言いましたが、私もう一点ここでおさらいをしていく。もちろんこれは町の観光協会等が中心になってやらなくてはいけないと思うんですが、何せ町が窓口ということですからどこの市町村でも相手が信用するわけですし、これも町長にしかられますけれども、まず観光業者の中でそういった枠組みをつくった中で上げるよと。要するに、それだったら町も力をかすよ、町の名前を使ってもいいよということにはなるうかと思うんです。どどこ市、どどこ町の、特に海のないような市町村の中で寮を東伊豆町に持ってくれと。それにはここの旅館ないしは民宿の寮の候補はお世話をするよというふうなことで、ひとつ東伊豆町が窓口になって信用を持ってもらうというふうなことで、これは勝手な私見でございますので町長はお答えはしなくても結構です。

一応その点だけを申して2問目を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（太田長八君） この際、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時59分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、第3問 建設業についてを許します。

1番、飯田龍一さん。

（1番 飯田龍一君登壇）

1番（飯田龍一君） 午前中に引き続きまして、第3問 建設業についてお伺いしたいと思います。

先ほど御紹介したように、グラフでもあるとおり、現在建設業は我が町の産業の中でも一番苦戦をしているかと思われまます。昭和40年代、50年代を含めまして、東伊豆町の人口の割には非常にこの業種の方が多い。下職の職人等を含めますとかなりの比率で構成しているわけですが、そこら辺を踏まえて、町長にひとつ建設業に関しての政策をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（太田長八君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 余にも簡単な質問ですから、どういうふうに答えていいかちょっと……。建設業の景気浮揚策ということでお尋ねですから、全般にわたっての問題と解釈いたしまして御答弁を差し上げます。

昨今の景気低迷によりまして町の財政は大変厳しくなっており、これに伴いまして町発注の建設関連の工事件数、総額とも減少しております。質問者においてもこの点は御理解をしていただけるものと思います。

町としては、静岡県が当町で実施する工事につきましては、積極的に協力するとともに、地元が要望する事業につきましては県の関連機関へ積極的なアプローチをかけるよう各課に指示をしているところであります。県が当町において事業執行しやすい環境づくりを推進しております。また、町単独で行う工事につきましては、できる限り補助事業であるか否かを調査いたしまして、補助金及び交付金の交付による建設事業費の確保に努めているところでございます。

ただいま申し上げましたように、各方面にアンテナを張りまして積極的に有利な方法での事業施行を勘案いたしまして、地元経済が活性化するようこれからも努力してまいりたいと考えておるところであります。

議長（太田長八君） 1番、飯田龍一さん。

（1番 飯田龍一君登壇）

1番（飯田龍一君） 先ほどのグラフの中には入っておりませんが、ちなみに町の予算から見ますと、ここにあります平成7年のころは町の投資的経費の中で建設事業費に係わるものが14億6,600万円、次に平成10年に移りますとこれが11億8,000万円、それと平成14年にいきますともうそれが6億2,000万円。もちろん、税收等に比例をしましてこの建設関連の費用も激変している、予算的に厳しいから投資的な経費がなかなか難しい、幾ら補助金をいただくが原資がないとなかなかできないということは私も了解しております。

その中で、この業界におきましては、この数値の差額について実際に商業者の方が住んでいるわけですからどうしているのかということ、お聞きしますと、大手・小規模を含めましてかなりの方が町外、特に京浜地区を含めまして厳しい条件の中、もちろん金額的にも厳しいでしょうし体力的にも厳しいところへ働きに出ているというのが現状だと思います。

私、町長の見解をメモしてそれに合わせてやろうかと思っていたんですが、ちょっと町長の方も簡単で余り個別がなかったもので、町長の答えに対してそれで質問していこうというのはちょっと当てが外れました。もうちょっと説明を長くやればよかったかなと思うんですが……。

では一つ島田市の例を紹介します。これも商工会等の会議の中でよく出てくることですから、これもどうしてもやってくれ、どうしてもやらなければいかぬという問題ではないんですが、一応一つの例として聞いていただきたいんです。

県内の島田市の例を紹介します。活性化への地元優遇策です。町長も当然御存じですが、島田市では、平成14年当時でございますが年間400戸の住宅が建築されている。しかし、地元業者が手がけるのは全体の4分の1にとどまって、あと残りの4分の3は何らかの形で市外業者ということなんです。今はやりの新建築にかかわる工法でやっているものが多いと思うんですが、助成制度は一戸建て新築住宅が対象で、上限は200平米、市の予算でいきますと144平米が平均

の一戸建てだそうです。上限を200平米にしまして、これに掛ける5,000円という形で最高額100万円、新築で100万円の補助を出しております。これは一般会計予算の地域経済活性化推進事業費として事業を行っております。

たしか平成16年度で3年目になるかと思いますが、100万円の内訳は、これはすべて町内のどこでも使える商品券です。東伊豆町では例えばサービス店会だけで使えるということではなくて、今度の暮れのプレミアつきの新しい、どこでも使えるという商品券で、1,000円券だけでございます。これは当然下職も極力町内業者を使うというのが原則になっているそうです。担当者いわく、他町村からの転居者も増え、建築業者のすそ野が増え、商業者の売り上げ増にもつながると胸を張っております。当然、この100万円の中の商品券は市の税金、それから水道料とかそういったものにも使えるという形になっております。しかし、これは当然安い土地の提供があわせて必要かと思えます。

もう一点、住宅リフォームの件でいろいろと御苦労なさって補助金を出しているわけですが、これも大変業界にとってはありがたい制度だと。これに介護とか耐震診断等のものをうまく組み合わせれば若干のものにはなりますが、現在まで、私の数字より町長の先ほどの数字は1件増えましたけれども、これは御勘弁願いたいと思うんですが、12件で1,990万円、補助金は町の予算としましては約106万円を消化しているという状況になっております。

しかし、これも私見が入りますし業界の方々の話をいろいろ聞いてのことなんですが、この金額で果たして疲弊している建設業界のカンフル剤になり得るのか。もちろん補助金の支給106万円というのは血税の中のお金ですから、この金額が安いとか小さいとかということは言えませんけれども、建設業界に対してこれがカンフル剤になるかということをおもひかねがね思っています。

さきの定例会でもちょっと触れたんですが、業界的に活性化を進めていくには、改修リフォームの最高額　もちろん150万円以上でも結構ですけれども、限度額を150万円の20%、それで金額の最高は30万円あたりで予算を組めないものか。確かにほかの補助金との組み合わせも当然出てきますが、これは町内業者の税金の完納者という縛りもつけてあります。これが施工できる業者は町内の優良な　優良という言葉は失礼ですが、ともかく税金を完納してある業者ということで縛りを入れてあるわけですから、税金を完納しようという奨励にもなりますし、何とかこういったことを来年度からでも町長の頭の中にひとつ入れて、再考できないかというふうに思っております。

最後に、建設業の中でもう一点は、下小田原の現状は雨水のための下水というふうな位置づけになっておりますけれども、まだ本来の仕事をなしていないということで、その後は町としてはどのようにあの下小田原の完成をさせていくのか。そこら辺のところも、これはさらりと結構ですがひとつお答え願いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（太田長八君）　町長。

町長（片野　武君）　一年生ですから大目にみますけれども、ただ町長の任期期間中の景気浮揚策という形で書いてあるわけです。内容的に助成制度の拡充とかあるいは下小田原ということになりますと、やはりある程度通告をしていただきたいと思います。思っております。

まず、島田市の例を挙げましたが、私もそれは十分承知しております。しかし、島田市の人口規模、予算規模と東伊豆町の規模を比較したときにどうなんでしょうか。そこまで調べてぜひひとつ質問していただきたい。全然規模が違う市でございますから、それなりの人口対策あ

るいは住宅政策というものをやっていく。私どももこれから住宅政策というものをやっていくたい。

しかし、今年度、先ほども言いましたようにリフォーム事業で2,200万円弱、今年から始めたばかりで既に13件で116万3,000円の補助を出しております。これも今回の補正予算でお願いしているわけございまして、私は別にこの100万円というものが 当初予算で計上されまして、6月でも補正、それで今回もということでこれは増えていくわけです。初年度ですから、今現在の推移を見ますとまだまだこれから増えるというそういう傾向にあるわけです。

要するに、100万円限度の10万円というのがいいか悪いかというのもまた議論があるでしょうけれども、やはり厳しい財政の中で地元の工務店等、今議員がおっしゃいましたように、下職を含めて相当の建築関連があるというようなことは私も十分承知しております。それはもう前々から答弁していることございまして、そういう中で今回の振興事業の助成制度を発足させたわけございまして、いましばらくこの推移を見てまいりたいと考えております。

まだまだこれは増えていくというふうに思っておりますし、さらに先ほども申しましたように県のTOUKAI-0の政策の木造家屋の耐震補強、これは県の助成が30万円あります。高齢者宅だとまた20万円上乗せになります。我々も、10万円の上乗せに、さらに高齢者の住宅ですともう10万円上乗せするということも決めてありますので、そういったものの活用とか総合的にやりますと、介護保険の方の事業の助成金を使うと、全部が当てはまれば最高で130万円ぐらいの助成になるわけです。なかなかそういう人はいませんけれどもね。そういう形のものも我々は考えているということございまして。

先ほど150万円でその20%、30万円を上限にしたらどうかという提言がありましたけれども、いましばらく今のリフォーム事業の推移というものを見ていきたい。今後はやはり住宅政策というものの 住宅地の問題は今後の議員の質問にもありますので、そこでお答えもしますけれども、そういったこともからめた中での振興策というものを図っていきたい。

やはりからに合った政策をしないと絵にかいたもちになって、それが破綻したらかえっておかしなものになるし、町民に迷惑をかけるということですから、私はやはり合併をしないでしばらく単独でいく、小さくてもきらりと光るまちづくりをしようと言った以上は、身の丈に合った予算というものも、そういう話もしているわけございまして、ぜひ議員にそういったことも御理解をお願いしたい。やはり無理に背伸びをしたものは必ず破綻します。そうしたことのないように、しっかりと地に足をつけて政策を遂行していきたい、かように考えておるところでございます。

下小田原の件は、道路の整備というものはある程度の形ができました。しかし、まだ残されているものは、公衆用道路で地目変更はしてありますけれども、まだ取得して登記をしていない問題もありますし、係争中のところもあって、その任意売買で実は昨日も広井先生に来ていただいてそういったことの打ち合わせをしたんですが、そういう事後処理といいますが、まだまだ処理しなければならない問題があります。

そういったことを全部、一応の目鼻をつけてから、あそこには3億円をかけまして大きなトンネルを掘ってありまして、湯ノ沢まで抜けております。そのやはり排水の処理、集落下水道みたいな形のものを今後は考えていかなければならないかなと、こんなことを考えておるところございまして、処理施設の用地も確保はしてあります。

そういったことで、今後まだまだやらなければならないことがあります、やはり順々にや

っていかないとあれもこれもというわけにはいきませんので、ぜひひとつこれは御理解をお願いしたいと思っております。

議長（太田長八君） 1番、飯田龍一さん。

（1番 飯田龍一君登壇）

1番（飯田龍一君） 町長、すみません。新人なものですからいろいろなことを言いまして、数を打てばそのうち何か1つ当たるかなというような気持ちもありまして、いろいろ思いつくことを今後も言っていこうということで、その中でもやれるものだけはひとつお願いしたいと思います。

また、下小田原の件も一応了解です。今後の推移を注意深く見守っていきたいと思います。

以上で第3問は終わりたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 建設業のことで、売り上げの推移とかあるいは新築件数という形のものでそのグラフに出ています。しかし、私が先ほども壇上で答弁いたしましたように、これ以上に県の事業でこの町の中でやる事業、例えば負担金でやる事業があるわけです。負担金で計上されているということは、例えば20%だとすると80%は県費あるいは国費でやるわけですから、そういったことの中で大きなボリュームになっていく。今度、来年は砂防ダムをやっていただくことになっております。そして治山事業も、この前も委員会の方に説明がありましたように大川地区の治山砂防、こういうものも13カ所もやる。こういったことは、この町の中にやりますから当然町の業者がある程度請負ができる。こういう数字にあらわれないものがまだまだ大きくあるということをごひひとつ御理解をしていただきたいと思います。

先ほどリフォームの補正と言いましたけれども、今回ではなくて、7月の臨時会で150万円ということになっておりまして、その中で泳いでいますもので、また足りなくなったら私はいつでも補正をするよということでやっております。先ほどの答弁の訂正と、そういったことで新たな御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 次に、第4問 町道赤坂2号線上林の沢地区についてを許します。

1番、飯田龍一さん。

（1番 飯田龍一君登壇）

1番（飯田龍一君） 第4問に移りたいと思います。上林の沢地区について。

1点目、平成15年度に新しい市街地の整備計画が可能かどうかを検討するために、上林の沢地区を仮の区域と想定し基本調査がなされたと思いますが、今後どのように進められるのかお伺いいたします。

2点目に、現在調査中とのことですが、稲取共同墓地上の町有地、上野地区の経過と今後の展望をお伺いしたいと思います。

また、これらは共通の地域だと思いますので、お答えの方は2点にまたがって答えていただいても結構だと思います。

再度お話をすると、上林の沢地区については現在、調査結果が出たとはいっても、地域の地権者等への説明は今からということのようです。可能な限りで結構だと思いますが、お教え願いたいと思います。よろしくお伺いいたします。

議長（太田長八君） 第4問の答弁を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは第4問 町道赤坂2号線上林の沢地区についてということで、上野地区も入っていますか。共通するものはございませんので、別々に2点についてお答えいたします。

まず1点目は、平成15年の基本調査結果を踏まえた今後の展望ということでございます。

昨年度実施いたしましたまちづくりの基本調査であります。全調査項目の約3割程度を実施いたしました。その結果、図面上ではございますが、この地区には区画整理事業の可能性があることがわかりました。補助採択基準に該当する幅員12メートルの都市計画道路の設定が可能であることや、計画面積10ヘクタール以上の区域設定が可能である旨の結論を出しました。

この結果を受けまして、地元区長を初め区の役員の方々と、本年度以降も区画整理事業としての事業実施に向けた調査を続けるのか、あるいは都市計画道路だけの新設事業として調査を続けるのかを協議している最中でございますから、答弁はこの程度にとどめたいというように思っております。

2点目に、稲取上野地区の宅地造成計画の経過と今後についてということでございます。

これは町有地ですから、地権者が町ですから自由にできるわけですが、この調査業務は、本年10月29日を契約の工期といたしまして、現在委託を実施中であります。その途中経過であります。調査区域といたしまして稲取字上野3019番地の1、3019番地の42、3019番地の41及び3019番地の1の一部について実施しているところでございます。

その調査内容ですが、土地利用の規制として農地法、森林法、文化財保護法、水道法、消防法、宅地造成等規制法についての調査を現在行っております。また、東伊豆町の都市基本計画として、1点目の上林の沢地区も視野に入れた中で、のまちづくり計画と位置づけております。

6月の議会でも明らかにしたとおり、町内に定住者を誘導していくために、町が事業主となり住宅地を分譲販売することが可能かどうか、同時に関係法令を調査しているところでございます。

今後はこの業務委託の中で、ただいま述べましたように各法的な事項をクリアしたのち、道路計画を含めどのぐらいの数の分譲が可能か、その場合のインフラの整備はどうか、事業費をどうするのか、また該当するような補助事業のメニューがあるのかどうか等の結論をまとめまして、実施に向けて進みたいと思っております。

議長(太田長八君) 1番、飯田龍一さん。

(1番 飯田龍一君登壇)

1番(飯田龍一君) 私は当初、現在の東部総合病院と稲取共同墓地の上の道路にまたがる赤坂2号線の件で、前々から田町区が毎年のように拡幅について陳情を出しているということで、今回の質問に入れようというところで、この上林の沢地区とどうしても関係があるということの中でその調査結果の様子を聞いたものですから、今回の上林の沢地区の今後の展開という形でお聞きしたわけです。

ここは実際に田町区では長年の懸案事項でございまして、当然墓地の周辺ということになりますと、これは一田町区だけではなく、4区で長年この地区への希望が強いわけですがけれども、町長の御説明ですと、日大の周辺からずっと山に向かって左手の上林の沢地区全体が、12メートル道路が入って将来的には区画整理の段階になるのかと。また上野地区につきましては、まだまだいろいろ要素がございましてけれども、宅地の新設につながるかと期待しているところ

でございます。

我が町の特に稲取地区につきましては、この十数年だけを見ましても住居を町外に求め転居していった方々は数多くいるわけですが、この大半は良好で安い住宅地の手をなした、いわゆる環境のいいところを探して移ったという経過がございます。今の時代ですから幾ら安いとはいっても畑の中の一軒屋、周りに給排水施設地も余りないというようなことでは、幾ら土地が安くても特に今の人たちが家を建てるという環境にはないと思います。ですから、こういうふうに環境のいい安い土地を求めていった人を責めるわけにはいきません。

そこで、今回の特に稲取地区につきましては、多分、東伊豆町になって以来の大きい構想の住宅地になり得るのかと思って、私も一区民として期待しているわけでございます。財政措置の問題、用地買収の問題、組合方式なのか土地区画整理なのかそういったことはまだ本当に初手の段階で、今ここで私が質問するのもまだまだはばかるような状況でございますが、今後町長の手腕でひとつこれを組員と協力をして強硬にというか、強烈に推進していただきたいとお願いしておきます。

一応、質問は以上でございます。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 議員もこれを持っていると思うんです。これは上林の沢の本当の概要図です。

今申しましたように、12メートル道路をこういうふうに入れまして、ここのエリアとこのエリア、要するに合計10ヘクタール以上ないと都市計画法の区画整理事業に該当しないという形で、これを田町の区長さんを初め区の役員の方々に御提示をさせていただきまして、可能かどうかということは今検討しています。

これはあくまでも概要図ですから、これで決まりということではなくて、蓮行寺の下のところから、今の135号に直角に12メートルの道路が入りまして、それで朝日新聞のちょっと上のところへ直角に出てくる。それ以外には連結道路というのがこういうふうには全部あります。それで、最終的には中川の方まで……要するに大川の方の寄りの方まで抜ける、一望閣の方へ抜ける、こういうようなエリアを1つの開発エリアとして想定しているわけですが、これはまだあくまでも絵にかいただけでございますから、その程度ということで今ぜひ御理解をさせていただきたいと思えます。

それから上野の地でございます。先ほどもありましたようにいろいろな規制があります。そういった法的なものをクリアして、今現在調査中でございます。来月の終わりには結果が出てきます。そのときには改めて議会の皆さんとも御相談をさせていただきますが、これは全部町有地です。前々からいろいろな質問がありました。議員からもありましたように、話は飛びますが、例えば稲取港線の先行用地取得をする場合、県事業ですがやはり地元がしなければならない場合もあります。そういうときに活用できるのは土地開発基金であります。しかし、今、土地開発基金が熊谷から買った上野地区だけで2億5,000万円も貸しているという現状です。そういったものを早く資金化して、まちづくりの やがて県からそういった賠償は、全部用地代は入りますけれども、先行取得をしたりする場合に、そういった財源というものを調達していかなければならない。

こういう必要性にも迫られているということはぜひひとつ御理解をさせていただいて、稲取港線のみならず今後はいろいろな形で、道路とかあるいはほかの先行取得をする場合に、やはり

土地開発基金というものが無いとこういう対応もできない。相手のあることです。話がまとまるときにすぐにという形のものやはり必要なものでございますから、ぜひひとつそういったことで一日も早くあそこを資金化して、なおかつ非常に斜面であります。南東向きの景色のいいところでございますから、安い金額で町民の皆さんに買っていただいて家を建てていただく。

そういうようなことを考えておりますから、また具体的になりましたら改めて議会の皆さんとも御相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（太田長八君） 1番、飯田龍一さん。

（1番 飯田龍一君登壇）

1番（飯田龍一君） 町長、いろいろ御説明をありがとうございました。聞いている町民も地域の方以外も、何となくおぼろげながら、あの地区が将来的にはそういう形になるのかなというのにはわかっていただけだと思います。町民が移住するのみならず町外から、今度は逆にあそこに日当たりのいい、ロケーションのいい、町長が言うようになるべく安い。これは希望ですが、安い土地の中へ町外からの人たちを呼び込むという、これこそ一つのカンフルになるのではないかと。多分、最終的には5年、10年の計画になるかと思っておりますけれども、ひとつ町長、手を抜かないで、何とか全力を傾けてこの事業の推進をお願いして、今日の質問を終わりたいと思っております。

いろいろありがとうございました。

議長（太田長八君） 以上で、1番、飯田龍一さんの一般質問を終結いたします。

ここで1時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時45分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

日程第2 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 「平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）」について

議長（太田長八君） 日程第2 専決承認第3号 専決処분을求めることについて、平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、専決承認第3号 専決処분을求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第

3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

提案理由を申し上げます。

去る7月6日の落雷によりまして風車及び電気設備が被災し、その修繕に緊急を要するため専決処分をさせていただいたものでありまして、詳細につきましては企画調整課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） それでは、ただいま提案されました専決承認第3号平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、内容を説明させていただきます。

平成16年度東伊豆町の風力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ956万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,106万3,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

なお、説明につきましては款項の区分で説明させていただきたいと思っております。

それでは3ページをござんください。

まず、歳入について申し上げます。3款諸収入につきましては956万2,000円の増額措置をいたしました。内容につきましては、第1項雑入として風力発電施設損害保険金を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。1款電気事業費、2項風力発電事業費といたしまして956万2,000円の増額措置をいたしました。去る7月6日早朝の落雷により、風車2号機及び系統連携キュービクルが被災いたしましたので、その修繕料を計上いたしました。

2ページにお戻りください。

この歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括しております。補正額の財源内訳につきましては、全額が損害保険金の対象となる予定でございます。

以上、まことに簡単ですが概要説明とさせていただきます。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 1点お伺いしたいんですが、これは日付的には7月9日の日付でやられております。7月8日に臨時会をやったわけです。それとの関係で、7月8日の臨時会の段階で提出できなかった具体的な理由を御説明いただきたい。いろいろな確認等があったのかと思いますけれども、その辺、明確な御回答をいただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） おっしゃるとおり、確認という形で時間がかかったということが一つと、それから、7月8日の臨時会用の議案というものはもう既に皆さんの方にお渡ししていたという中で、また差しかえてという形になりますと大変な作業になりますので、そういったことで専決処分をさせていただいたということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第3 同意案第2号 東伊豆町教育委員会委員の任命について

議長（太田長八君） 日程第3 同意案第2号 東伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 同意案第2号 東伊豆町教育委員会委員の任命について。

東伊豆町教員委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めますのでございます。記。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取906番地の2。

氏名、中村治子。

生年月日、昭和16年1月26日。

提案理由を申し上げます。中村治子氏が任期満了のため、再任をお願いするものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、同意案第2号 東伊豆町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第42号 東伊豆町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田長八君） 日程第4 議案第42号 東伊豆町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 議案第42号 東伊豆町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

県の乳幼児医療費の助成制度の改正により、当町においても制度内容の見直しをいたしまして、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育て支援に対する施策の向上を図るものでありまして、詳細につきましては福祉介護課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） ただいま提案されました議案第42号 東伊豆町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。東伊豆町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成10年東伊豆町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、これは「共済組合」の「組合」を削除とする内容であります。第4号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、第6号を削り、第7号を第6号とする。これにつきましては、国家公務員等の「等」を削除し、第6号にあった農林漁業団体職員共済組合法の名称を削除するという内容であります。

第4条を次のように改める。

（助成の要件）

第4条 医療費の助成は、乳幼児の入院及び通院に係る医療（以下「対象医療」という。）を受けた場合に行う。

第5条第2項を次のように改める。

第2項 前項の規定による助成額（他の法令及び他の施策に基づいて、国又は地方公共団体が療養に要する費用及び入院時食事療養費標準負担額を負担する場合の助成額を除く。）の算定にあたっては、4歳以上の入院医療費の場合入院1日につき500円、4歳以上の通院医療費の場合通院1回につき500円（医療費から保険給付の額を控除した額が500円に満たない場合はその額。）の自己負担金を当該助成額から控除する。ただし、1月につき最初の4回までの通院に係る自己負担金の合計額を限度とする。

附則。

1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。

2 平成16年11月30日までの診療分については、なお従前の例による。

恐れ入りますが、3枚目に比較表を参考資料として添付してありますのでごらん願います。

改正点の内容を説明いたしますと、入院時の日数制限の場合は、現行では4歳以上の場合では8日以上であったものを、日数制限なしとしております。自己負担の点では、4歳未満は現行のとおり自己負担なしで、4歳以上で8日以上入院の場合は日額500円負担の、日数制限をなくした点であります。

通院時の場合では、対象児の制限年齢を4歳未満から6歳以下の未就学児とした改正を行っております。自己負担では、4歳未満は現行どおり自己負担なしとしてありますが、4歳以上につきましては、月4回までの通院は1回につき500円の自己負担がありますが、5回目からは自己負担なしとしてあります。

所得制限の点では、県においては所得制限を設けておりますが、当町において所得制限はなしとしてあります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） この乳幼児医療費助成に関しては、子育て世代に大変ありがたい施策になるというふうに思います。今日の静岡新聞あたりを見ましても、38町村で県を上回る形で助成をするという取り組みがなされるようでございます。

また、町長がかねて子育て支援で頑張ると言ってくださった一つの結果として、このたびの条例改正かなというふうに思いますけれども、恐らくこの条例が通りました形で具体的に12月1日から施行ということになりますと、数字的なものは、全体でどれくらい予算がかかるかという点についてお伺いしたいところでございます。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 今日の静岡新聞にも、助成対象拡大の所得制限は38町村が導入しないという形で大きく出ております。我が町も、先ほども説明がありましたように制限しないということで、これに伴う予算的な措置といたしますと、今のところ700万円ぐらいかかると、こんなシミュレーションをしておりますが、まだまだ詳細に精査をしなければなりません。12月議会で補正予算をお願いする予定でございますので、ぜひその節は御理解をお願いしたいと思っております。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号 東伊豆町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号 財産の取得について

議長（太田長八君） 日程第5 議案第43号 財産の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 議案第43号 財産の取得について。

下記のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

記。

1、購入する財産及び数量、CD-1型消防ポンプ自動車1台。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、取得金額、金1,627万5,000円。

4、契約の相手方、東京都八王子市中野上町2丁目31-1、日本機械工業株式会社、東京営業所長、小松隆幸。

提案理由を申し上げます。

昭和60年に購入いたしました第7分団、いわゆる西町の消防ポンプ自動車の老朽化に伴いまして、これを更新し消防業務の万全を図るものでございまして、詳細につきましては消防長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 消防長。

消防長（金田弘道君） それでは、ただいま提案されました議案第43号につきまして内容の概要説明をさせていただきます。

この消防ポンプ自動車につきましては、現在の消防団第7分団の消防ポンプ車が昭和60年10月に購入され、19年が経過し老朽化いたしております。このため新しい消防ポンプ車に更新するため、国庫補助対象事業として国に補助要望をいたしました。が、国の補助金削減施策により

不採択となったため、採択漏れの分を県の補助対象事業として採用するよう県に要望し、補助申請をいたしましたところ、平成16年5月14日付で、県補助基準額1,085万1,000円の3分の1の361万7,000円が大規模地震対策等総合支援事業費として交付内示がありましたので、更新することといたしました。

購入する消防ポンプ自動車ですが、消防庁認定のCD-1型という消防ポンプ自動車で、事業費は1,800万円でございます。これを購入するに当たり、消防ポンプ製造業者6社による指名競争入札を行い、8月3日、日本機械工業株式会社と取得金額1,627万5,000円で仮契約を締結いたしました。

内訳につきましては、本体価格が1,550万円、消費税が77万5,000円、合計額1,627万5,000円になります。シャーシーといたしましては、いすゞ自動車製、3トン消防車専用車体、130馬力以上、放水能力国家検定A2級以上の性能で、ボタン操作1つで自動的に水を吸い上げる自動揚水装置、オイルを補給しなくてもよい完全無給油真空ポンプ、リモートコントロールつき照明装置などを装備しており、迅速な消火活動ができるようになっております。

本日議決をいただければ、平成17年3月10日に納車ということになります。

以上、簡単でございますが説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 2つの角度からお伺いしたいと思うんですが、問題は一つは今やはり補助金が少なくなったということで、昔は13年とか14年ぐらいの間隔で半分ぐらいの補助金が出た時代がありましたけれども、今回こういう情勢になると補助金も3分の1、実質的に買う金額からすれば4分の1以下の補助金になるわけで、これはやはり本当に大事に使っていかねばならないだろうと思うんです。ほかのところは視察に行きましても、20年どころか25年、30年使っているところ、そういう町村をお見受けいたします。

そういう点では、今まで東伊豆町もこういう購入というのは恵まれていたんだけれども、今後の問題としては、やはり維持管理を含めて購入したものを長く使うということが必要になるというのが一つ。

もう一つの問題として、性能との関係でお伺いしたいんですが、消防団員の数もやはり現状に合わせた形も含めて削減してきているわけです。今、消防長が説明されましたような能力というのは、本当にどこまで必要なのかというのが、ちょっと私は疑問になりました。

というのは、現状で小さな住宅火災の場合は、ほとんど筒先というのは消防署が担当する状況がありますね。どうしても消防団の仕事というのは、その補足的な中継等の仕事に回っているという現状が実際ではないか。大きな火災という場合には当然そのスタンスも変わってくるというふうには思うんですけれども、通常の火災パターンとの関係で見たときに、先ほどの装備というのは本当に必要なのか。当然、使われないことがいいというものもつけてあることはあるんですが、今後やはり消防署の消防自動車を整備していく上での関係で実際的に何の役割を果たしていくのか。

本署がある。本署もやはり1号車、2号車があって、消防団の車が事実上は中継をするというふうな形が中心の場合において、全分団が同じような消火能力等々が本当に必要なかどうか

かというのは、消防力の問題としてはやはり見直す部分もあるのではないかと私は思ったりするんです。こういう問題については、今回の購入について内容の検討というのはしていないですか。

議長（太田長八君） 消防長。

消防長（金田弘道君） ただいまの質問で最初の1点目ですけれども、更新年数がほかのところは20年、25年ということで、その件につきましては、東伊豆町も過去には13年で大体更新していた。それが15年に延びて、今後これから19年、今年で19年目ですけれども、今後は一応20年を目標にするということでやっております。

しかし、財政的な面がありますので、その辺は団と相談をしまして。ですから、来年は本来ならば8分団がやはり19年目で更新時期に入るわけですけれども、その辺につきましては団と相談して20年以上にしようかということで検討はしております。

それから、2点目の消火能力の関係ですけれども、すべて消防車の場合には国家検定というものが設けられておまして、この車については放水能力がどれくらいあるとかかそういう基準を設けてございます。このCD-1につきましては、1分間の放水能力が2,000リットルで、それがA2級ということになります。それから、その上の大きいのがCD-2ということで、4トン車クラスですけれども、その放水能力につきましては1分間で2,800リットル以上出せと、そういうような基準がありますので、その放水能力につきまして、今議員が言いましたように、こちらの方で2,000リットルというものを少なくしろと言うのはちょっと無理かと思えます。

先ほど言いましたように、消火する作業のときに、小さい火災であれば消防署が筒先を持って消火するから、消防団の方は多少装備的に低くてもいいではないかということですが、その辺につきましてはその火災の状況によりますので、一概に消防署が行って必ずしも消防署で間に合うという、幾ら小さい火災でも間に合うという場合ばかりではございません。今、消防署の基本といたしましては建物火災の場合には、屋内侵入、火が燃えている中に入っていくのは消防職員がする、それから火を消すのは消防団というふうなことで、第一線の申し合せ事項等で決めてございます。

ですから、今後、そういうふうなことで消防ポンプ車の能力的なものを少なくしたりする考えはないかということですが、それにつきましては今後十分検討させていただきたいと思えます。少し時間をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） ポンプ車の購入については財政上の問題もあるので、団としてはやはりのどから手が出るくらい新しいものが欲しいだろうという気持ちもわかるんですが、補助金の問題もあるということで、財政的には伸びるのも仕方がない問題になっていくと思えます。

消防能力の問題は本当に難しいと思うんですが、当然基準があって、やはりその基準を最低クリアしないと補助金につかないというのとかある基準だというふうに思いますし、団の人数全体がやはり縮小してきているわけですから、今後それに見合った形のものというのはまた考えられなければならないし、場合によっては昨日町長が言ったような問題があって、多少の火災でも例えば東京都の場合には、北区で火事があっても板橋区の方からも消防車が来るし豊島区の方からも来るわけです。多少の火災であれば十何台来ますから。

だから火事の問題一つをとってみても、本当に大きな火事であれば今までみたいに消防署ブ

ラス消防団、東伊豆町全部で完結しようということではなくて、足りなければ河津町から来ていただく場合、また伊東市からの場合だって当然あるわけです。

だから、今減少している消防団員とかの問題を含めたときに、どの辺がやはり適切なのか。今まで消防署及び消防団で持っていた部分が減るということになれば、当然その内容的なものは減る状況があるだろうし、ではその部分は広域的な形でお互い補い合うのかというふうには、全体的にやはり消防力のあり方を見直していく必要がある。

今申したように、今回のは西町ですから、7分団ということになればそのエリアの特性からすれば当然、ある程度こういうものが必要かというふうには思うんですけども、全分団が同じ能力ではないですけども、今回購入するようなものが全部に必要なにはならないのではないか。もう少し装備等々を変えていくというか、そういうものが今後課題としては出てくるような気が私はしております。

ぜひ今後の問題として御検討いただき、消防団自身の活性化やいろいろな形のものも課題としてあるわけなので、意識改革を含めてぜひ検討していただきたいということを思いました。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号 財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第44号 平成16年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）について

議長（太田長八君） 日程第6 議案第44号 平成16年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第44号 平成16年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に4,381万6,000円を追加いたしました。歳入歳出の総額を52億6,348万円とするものであります。

歳入の主な内容を申し上げますと、国庫支出金と県支出金につきましては、交付内示等による精算分でございます。また、前年度繰越金、介護保険特別会計からの繰入金、諸収入につきましては、一部事務組合からの過年度返還金等を計上させていただきました。

次に、歳出の主な内容を申し上げますと、介護保険特別会計過年度分事務費繰出金、旧東海汽船事務所トイレ改修及び屋上等防水工事、軽自動車ナンバー3けた化システム修正委託料、歌碑除幕式費用、熱川幼稚園屋上改修工事、町道移管に伴う熱川ビューホテル前から元熱川温泉ホテル前までの道路測量登記委託料、さらに本年4月の職員人事異動の内容により、一般的に人件費及び共済組合納付金の掛金改定による調整を行い、計上させていただきました。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。
議長（太田長八君） 総務課長。

総務課長（村木 脩君） それでは、ただいま提案されました議案第44号 平成16年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）について概要を説明させていただきます。

平成16年度東伊豆町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,381万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,348万円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。

まず、2の歳入ですが、1款町税、2項固定資産税、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金で41万4,000円を補正いたしまして、補正後の額を1,015万7,000円といたします。1節現年課税分41万4,000円。内容につきましては、日本郵政公社納付金が確定したため増額をさせていただきます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、2目災害復旧費負担金で31万9,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を173万2,000円といたします。1節農業用施設災害復旧費負担金31万9,000円の減。内容につきましては、工事完了に伴い農地災害復旧費受益者負担金が確定したためでございます。

3目土木費負担金で15万円を補正いたしまして、補正後の額を100万円といたします。1節急傾斜地対策事業費負担金15万円。内容につきましては、白田山岸の急傾斜地対策事業の受益者負担金でございます。

8ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金で136万円を減額補正いたしまして、補正後の額を918万8,000円といたします。1節社会福祉費補助金136万円の減。内容につきましては、事業限度額が減となり介護費用適正化特別対策給付金を減額するものであります。

4目土木費国庫補助金で26万円を減額補正いたしまして、補正後の額を22万円といたします。1節住宅費補助金26万円の減。内容につきましては、町営住宅が30年を経過し補助打ち切りとなったため、公営住宅家賃収入補助金を減額するものであります。

7目災害復旧費国庫補助金で190万9,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を2,235万3,000円といたします。1節農業用施設災害復旧費補助金190万9,000円の減。内容につきましては、工事完了に伴い農業用施設災害復旧費補助金が確定したためでございます。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金で1,100万円を減額補正いたしまして、補正後の額を560万円といたします。1節総務費補助金1,100万円の減。内容につきましては、I K C が昨年も行いました新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金が県で事業採択されず、減額をされるものでございます。

2目民生費県補助金で78万5,000円を補正いたしまして、補正後の額を7,864万6,000円といたします。1節社会福祉費補助金78万5,000円。内容につきましては、8月より1名増になったため、精神障害者居宅介護等事業費補助金を増額するものであります。

6目土木費県補助金で1万円を減額補正いたしまして、補正後の額を13万4,000円といたします。2節都市計画費補助金1万円の減。土地利用規制対策費補助金の交付決定により減額するものでございます。

9ページをごらんください。

3項委託金、1目総務費委託金で5万9,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を1,735万5,000円といたします。2節統計調査費委託金5万9,000円の減。内容につきましては、各種統計委託金の交付決定によります。

2目農林水産業費委託金で83万6,000円を補正いたしまして、補正後の額を99万7,000円といたします。1節農業費委託金83万6,000円。主な内容につきましては、細節4の中山間地域総合整備事業による換地業務委託金でございます。

5目権限移譲事務交付金で5万2,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を139万8,000円といたします。1節権限移譲事務交付金5万2,000円の減。内容につきましては、委託事業の交付金の決定により調整をさせていただいたものでございます。

11ページをお開きください。

19款繰入金、3項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金で464万3,000円を補正いたしまして、補正後の額を464万3,000円といたします。1節介護保険特別会計繰入金464万3,000円。内容につきましては、平成15年度の精算の介護保険特別会計繰入金でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で4,021万3,000円を補正いたしまして、補正後の額を6,021万3,000円といたします。1節繰越金4,021万3,000円。内容につきましては、平成15年度の繰越金でございます。

21款諸収入、4項雑入、1目過年度収入で1,067万4,000円を補正いたしまして、補正後の額を1,067万8,000円といたします。1節民生費過年度収入87万8,000円。内容につきましては、一般会計からの立てかえ分の老人保護措置費国庫負担金過年度分でございます。

12ページをお開きください。

2節総務費過年度収入5万1,000円。内容につきましては、南伊豆計算センター負担金過年度分でございます。5節戸籍住民基本台帳費過年度収入39万4,000円。内容につきましては、伊豆斎場組合負担金過年度返還金でございます。6節清掃費過年度収入935万1,000円。内容につきましては、東河環境センター分担金過年度返還金でございます。

2目雑入で106万円を補正いたしまして、補正後の額を7,291万8,000円といたします。8節雑入106万円。内容につきましては、社会教育専門委員に対する社会教育事業費交付金と、南伊豆地区広域市町村圏協議会返還金でございます。

13ページをごらんください。

次に3の歳出ですが、4月の人事異動による給料、職員手当と掛金の率が改定された共済費

を各款にわたり補正計上させていただいておりますが、説明については省略させていただきます。また、権限移譲に伴う委託金の決定により財源調整を行っておりますが、同じく説明を省略させていただきます。

14ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費で110万円を補正いたしまして、補正後の額を5,101万1,000円といたします。11節需用費100万円。内容につきましては、熱川第2号源泉の修繕料でございます。

6目アスド会館費で19万8,000円を補正いたしまして、補正後の額を3,440万4,000円といたします。11節需用費87万5,000円。主な内容につきましては、温泉中継ポンプ修繕料で、これは流量計の修繕でございます。13節委託料69万円の減。内容につきましては、職員の作業により芝生維持管理委託料を減額するものでございます。

12目電算費で584万6,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を6,146万4,000円といたします。13節委託料415万円。内容につきましては、軽自動車のナンバー3けた化によるシステム改良の業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料26万3,000円。内容につきましては、アスド会館からの光ケーブルの機器使用料でございます。15節工事請負費74万1,000円。内容につきましては、アスド会館からの光ケーブルの回線新設工事でございます。19節負担金補助及び交付金1,100万円の減。先ほど歳入の方で申し上げたように、昨年同様にIKCの工事予定をしておりましたが、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業が不採択のため減額するものでございます。

17ページをお開きください。

5項統計調査費、2目各種統計調査費で3万9,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を278万8,000円といたします。内容につきましては、交付金内示による調整をさせていただきました。

18ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費で104万6,000円を補正いたしまして、補正後の額を1億3,384万4,000円といたします。19節負担金補助及び交付金104万6,000円。先ほど歳入でも申し上げましたが、8月より1名の増による精神障害者居宅介護等事業補助金の増額でございます。

3目老人福祉費で9万1,000円を補正いたしまして、補正後の額を1億773万3,000円といたします。11節需用費7万円。内容につきましては、老人用の緊急電話用の電池でございます。23節償還金利子及び割引料2万1,000円。内容につきましては、老人保護措置費の過年度分の県への返還金でございます。

9目介護保険費で3,007万8,000円を補正いたしまして、補正後の額を1億4,963万1,000円といたします。28節繰出金3,007万8,000円。内容につきましては、介護保険特別会計過年度分の事務費の繰出金でございます。なお、残りが2,900万円ということですが、今年度中にまた財政措置をさせていただく予定でございます。

11目介護予防事業費で73万円を減額補正いたしまして、補正後の額を2,802万8,000円といたします。13節委託料108万6,000円を減額いたします。内容につきましては、介護予防で1事業が500万円を限度額とされたため、測定評価業務、実態調査業務を運動指導事業に取り込むこととしたためでございます。

19ページをごらんください。

18節備品購入費36万6,000円。内容につきましては、エアロバイクの台数が少ないということで、待ち時間を少なくするため5台購入予定でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で10万2,000円を補正いたしまして、補正後の額を9,195万6,000円といたします。11節需用費3万8,000円、12節役務費6万4,000円。内容につきましては、12月1日より改正される乳幼児医療の受給者証の印刷及び通知書の郵便料でございます。

3目母子福祉費で3万1,000円を補正いたしまして、補正後の額を315万円といたします。11節需用費3万1,000円。内容につきましては、同じく12月1日より母子福祉医療が改正されるための受給者証の印刷代でございます。

20ページをお開きください。

4款衛生費、1項衛生費。21ページをごらんください。10目保健・福祉センター費で26万2,000円を補正いたしまして、補正後の額を3,835万8,000円といたします。11節需用費10万5,000円。内容につきましては、エレベーター非常用バッテリーの交換ということでございます。

2項清掃費、2目塵芥処理費で30万円を補正いたしまして、補正後の額を2億4,102万円といたします。12節役務費30万円。内容につきましては、稲取灯台・志津摩海岸等の放置車両等のごみ登記処理手数料でございます。

22ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で13万9,000円を補正いたしまして、補正後の額を2,687万5,000円といたします。7節賃金15万4,000円の減。内容につきましては、検査確認事務配置のため雇人料を減額するものであります。

23ページをごらんください。

19節負担金補助及び交付金30万円。内容につきましては、電気さく等の鳥獣害対策事業補助金の増額をするものでございます。

5目農地費で92万4,000円を補正いたしまして、補正後の額を2,746万2,000円といたします。13節委託料92万4,000円。内容につきましては、中山間地総合整備事業に伴う換地業務委託料でございます。

24ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、3目観光費で681万6,000円を補正いたしまして、補正後の額を2億7,641万7,000円といたします。8節報償費255万円、9節旅費40万7,000円、11節需用費30万円、14節使用料及び賃借料7万3,000円。この内容につきましては、歌碑除幕式における協力者謝礼、除幕式招待者の費用弁償、そして除幕式における立食パーティーの食糧費。修繕料につきましては一般的な内容でございます。そして、除幕式の用品借上料及び著作権料でございます。15節工事請負費348万6,000円。内容につきましては、旧東海汽船事務所トイレ改修及び屋上等防水工事でございます。

25ページをごらんください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費で849万7,000円を補正いたしまして、補正後の額を5,143万2,000円といたします。13節委託料323万円。内容につきましては、熱川農園名義の道路を町道移管するための測量登記委託料でございます。

2目急傾斜地対策費で30万円を補正いたしまして、補正後の額を203万円といたします。19節負担金補助及び交付金30万円。内容につきましては、白田山岸の急傾斜地対策事業地元負担金でございます。

26ページをお開きください。

1目道路橋りょう総務費で743万1,000円を補正いたしまして、補正後の額を3,708万1,000円といたします。19節負担金補助及び交付金2万円。内容につきましては、河津松崎間の南国伊豆横断道路整備促進期成同盟会が結成されるための負担金でございます。

2目道路維持費で332万3,000円を補正いたしまして、補正後の額を1,416万5,000円といたします。11節需用費100万円。内容につきましては、祭り等の塗装舗装に使う道路全般にわたる修繕料でございます。15節工事請負費232万3,000円。内容につきましては、町道全般維持補修工事費の内容となっております。

28ページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費で35万7,000円を補正いたしまして、補正後の額を4,981万7,000円といたします。19節負担金補助及び交付金35万7,000円。内容につきましては、改定により消防団員退職報償金掛金が増額となったためでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費で22万6,000円を補正いたしまして、補正後の額を1億450万4,000円といたします。29ページをごらんください。19節負担金補助及び交付金43万7,000円。内容につきましては、受給者が今後増える見込みのため教育資金利子補給補助金を増額するものでございます。

30ページをお開きください。

4項幼稚園費、1目幼稚園費で171万3,000円を補正いたしまして、補正後の額を1億4,216万8,000円といたします。15節工事請負費126万円。内容につきましては、モルタルの剥離による危険防止のためと雨漏りの防止工事でございます。熱川幼稚園屋上パラペット改修工事費でございます。

5ページへお戻りください。

この歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してございます。まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額52億1,966万4,000円に4,381万6,000円を補正いたしまして、補正後の額を52億6,348万円といたします。

6ページをお開きください。

次に歳出ですが、歳入と同様に合計で申し上げます。補正前の額52億1,966万4,000円に4,381万6,000円を補正いたしまして、補正後の額を52億6,348万円といたします。

次に補正額の財源内訳ですが、特定財源、国県支出金1,302万9,000円の減、地方債ゼロ、その他77万2,000円、一般財源5,607万3,000円といたします。

以上、まことに簡単ですが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 私の勘違いか何かわかりませんが、7ページの歳入で町税、固定資産税41万4,000円について、第1委員会で総務課からもらった資料で41万4,000円は入っています

が、担当課長からの説明がなかったもので、この議会上で申しわけないですけれども詳しく説明していただき、そしてなぜ今交納付金がこうやって補正に載ってくるのかという理由もお聞かせください。

それから23ページ、鳥獣害対策事業補助金30万円。当初これは100万円の予算がついております。前年は137万7,000円の決算資料がございます。この30万円で足りるのかどうか。今後ないかあるかという形のものをお聞かせ願います。

それから24ページ、観光費の工事請負費。総務課長の概略の説明で附せん紙が大分取れましたけれども、この辺の詳しい内訳内容をお聞かせください。

以上、3点お願いします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず、国有資産等所在市町村交付金ということで今回41万4,000円を補正したわけですが、これは郵便局が日本郵政公社になって、当初予算では一応50万円を計上してあります。結局、確定が91万4,000円ということで、その差額の41万4,000円を今回補正したということで御理解をお願いしたいと思います。

あとにつきましては、それぞれ担当から答弁いたさせます。

議長（太田長八君） 農林水産課長補佐。

農林水産課長補佐兼中山間事業推進係長（上島智幸君） 鳥獣害対策事業補助金の30万円でございますけれども、当初予算で100万円を計上いたしました。昨年と比べて若干は減るのかなと、こういうことの中で100万円、約14件くらいになるのではないかとこの予測を立てていたんですけれども、8月末現在で15件の申請がございました。既に12件に対して補助金を交付しており、一部が不足している状況でございます。昨年の実績を見ますと、19件で137万7,000円ということで、現状から判断しますと、本事業が予想以上の効果を上げているということの中で、昨年くらいまではいかないにしても、それに近い数字になるのではないかとこのことで、今回不足している30万円という金額をお願いするところでございます。

議長（太田長八君） 観光商工課長。

観光商工課長（山本幸雄君） それでは、旧東海汽船事務所のトイレ並びに屋上等の防水工事の内容ということですが、まず1階に男女のトイレがございます。ここの段差解消をいたしまして、UD化を取り入れます。それで特に洋式のトイレ、要するに身障者の方、車いすの方も利用できるような洋式トイレをそれぞれ男女に設けます。それからあと、階段といいましょうかトイレ内の段差の解消、そういう形でもってUD化を中心に改修し、扉の方も木造の形で大分老朽化しておりますので、当然これらの取りかえも入っています。

さらに、防水の関係につきましては、主に屋上に上りますと相当はがれてきて、既に2階の和室が相当雨漏りをしている状況ですので、ここで大体182平米を中心に防水をかけていきたい、このように考えております。

以上です。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 今の観光費の関係と農林水産課の鳥獣害対策の関係については了解しました。それであと、交納付金の郵政公社の納付金というのは、現年がありました、それで確定が来ましたから41万4,000円の増ですという形。この交納付金の対象はどこにあるんでしょうか。その辺をちょっと。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） それは熱川郵便局と稲取郵便局の建物・敷地、そういうものに対するものです。今まで郵政省の方の国有財産であったわけです。今度は民間になりましたもので、結局その査定の差額が当初予算で捕捉できなかった。50万円をとりあえず上げたということで、確定が91万4,000円になって、その差額41万4,000円を計上した、こういうことでございます。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） そうすると、平成17年度は交・納付金については当初からこれが恐らく計上されるというふうに認識してよろしいでしょうか。その一点だけ。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 特別の固定資産の見直し等がなければこの形でいくということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 何点が伺います。

まず、8ページで総務費県補助金の関係ですが、採択されなかったというふうな御説明をいただきましたけれども、その意味でいくとこの予算に対する計上については見きわめがちょっと甘かったのではないかという点も感じるんですが、この点についてはどういうふうにお考えか一点伺いたい。

2点目に、11ページの諸収入に関係するんですが、この過年度返還金の中に伊豆つくし学園の返還金がないというのはどういう理由によるものでしょうか。私は組合議員ですから、8月27日に組合議会で決算をやって、全体で500万円の返還金を確定したと思います。ですから、東伊豆町にたしか80万円ぐらいの返還金が8月27日時点ではあったのではないか。これは何らかの理由があってまだ保留しているのか、どういうことによるんでしょうか。御説明をいただきたいというふうに思います。

3点目ですが、これは私は第2常任委員会なので委員会のときにも説明は多少受けておりますが、ちょっと視点を変えて別の観点から2つばかり質問したいんです。

一つは、歌碑の除幕式等々をやるんだということの経費で大体350万円ぐらいが計上されておりますが、その内容の是非はいろいろ私は考え方がありますが少し置きまして、では実際にこの歌碑をつくる 町長はこの間も情報発信をしていくんだという考え方を示されました。この情報発信をしていくについて、地元の観光協会は一体幾らぐらい負担しているのか。全額町が負担をしてこれをやるのか。町長は今日の議論の中でも、基盤整備は町の基本的な仕事だろうという言い方もしています。しかし、これを生かしていくことを含めて、例えば地元の観光協会なりが、この350万円ぐらいかかるものに対して、もっと400万円も500万円も負担をしているのか。負担は何もしなくて、町だけが情報発信をしようという形で、今そのまま計上しているのかということです。

先ほど来の御説明を伺うと、11月ぐらいに完成すると。例えば稲取の町中を含めて、旅館の中にこんな歌碑ができますというものが既に準備されているかということ、今何もされていないんです。やはりそういう意味も含めて、例えば稲取の観光協会が稲取地区につくったんだけど、では観光的に本当に生かされるのか、観光の人たちは何を考えているのか。町におんぶにだっこで全部つくってもらって、はいいただきましたという格好だけなのかという問題をち

よっと感じるものですから、この経費は一応町としてこういう計上をしてありますけれども、今回、地元の観光協会は幾らぐらいの負担を伴ってこの基盤整備に対して取り組みをしているのか、この点を伺いたい。

2つ目に、この観光費の中で工事請負費の問題になりますが、この間の委員会のときにそういうことを聞き忘れましたが、今7番議員が質問していてちょっとやはりおかしいと思ったのは、観光商工課長がこういう問題に答えるのがいいのか。いわゆる普通財産として管理をしていて、例えばそれを1つのグループに貸し出すとかなんとかという問題、また、それは補助金の名目として観光商工課を通じて多少出すにしても、財産管理ということで考えると、例えば企画調整課長なりが取り扱いの窓口でいいんじゃないかというふうにちょっと思ったりもするんです。

この辺は今後、観光課がこういう問題にずっとつき合っていくのかという問題でもありますので、この点についてのお考えを伺いたい。

最後に、26ページになりますが南国伊豆横断道路の問題で、昨日も町長とこの辺は若干議論したところですが、議長も諸般の報告で昨日触れられたとおりで、松崎と河津間だという考え方があります。伊豆縦貫道に対して松崎と河津間だという考え方が一つあるんですが、東伊豆町の現状とすれば縦貫道の恩恵というのは直接的には受けないんですが、では例えば河津と東伊豆間については、ここの協議会等で共通の問題として対応されないのか。南国伊豆という形の中で対応されるならば、縦貫道に対してアクセスを持たないという点であれば、松崎やそういう方面と東伊豆は同じような立場ではないのかという感じもしますけれども、どういうお考えでしょうか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 何点かにわたりますからちょっと飛び飛びになって、あるいは漏らしたらまたもう一回やります。

まず伊豆つくし学園、27日に議会で、もう既にそのときには補正の締め切りが終わった後ということで、確定がまだされていなかった。ですから、12月にはそれをやります。全部確定した分に対してはその前に今回やっていますけれども、議会の議決の承認をいただかないと確定しないわけですから、その中でぜひ御理解をお願いしたいと思います。

それから、2点目の歌碑の問題はいろいろ考え方はあると思いますが、稲取の観光協会がどのくらい出すのか。私は、これは稲取だけのものではないと思っているんです。たまたま稲取の竜宮岬にあるんですが、稲取だけではなくて全体のことだという形のとらえをしております。そういう中で、今回ハードの一環としての歌碑の除幕までを我々がやって、その後、全体であれをどうしていくかということをやったりと考えると、いかなければいけないと思っているところがございます。

それから、商工費に工事請負費があるのはいいかどうかというのは、いろいろ議論はあると思うんですが、もともとが商工費として、あの建物からそっくり観光関係で使っていたという形の中で、今回も雛のつるし飾りに使うという形で、観光的なものの要素が非常に強いということで商工費の観光費の中に計上した、ということで御理解をお願いしたいと思います。

それから、横断道の整備と東伊豆町はどういうかわりがあるかと。これは私も町村会の中でかなり議論をしました。そして結論的には、大鍋と小杉原を結ぶ今の県有林道を拡幅していく、その中での横断をまずつくっていかうと。その先を小杉原から今の松崎に行く、婆娑羅か

らの道路へおろしていく、これが向こう側のところで、その先は松崎新港の整備。さらには、海路によって御前崎あるいは清水というカーフェリーの問題、その先には静岡空港、こういう大きな問題があって、問題は、先ほど議員がおっしゃいましたように河津町と東伊豆町をどういうようにするのか。これは現在、農免道路の整備をしております。あくまで農道という形ですが、かなり高規格農道で広域農道ですし、一面では歩道もついている農道、この工事を地域全体が反映全力を挙げて促進する。

それで、県知事からも、伊豆の繁栄は東西の道路が脆弱であるから、縦もそうだけれども横もできるところからみんなで合意してやっていただきたいと、そういった発言をいただいておりますので、そういう中で今回、横断道路の期成同盟会を設立する。これは来月、10月の町村会のときにやる、こういうような予定になっております。その前に当局者がきちんと協議する、こういう予定となっているところをごさいますて、東伊豆町までのアクセスというのは、今現在全力を挙げて田中からの農免道路をしっかりとやっていく、こういうことで我々のところにもアクセスが来る。

ただ、今のこの横断道路も単年度でできるとは思っておりませんし、県も非常に金のないときで、我々もそうなんですけれども、そういったことで段階的にいろいろな形のを計画している、こういうことでぜひ御理解をお願いしたいと思います。

それからIKCの問題、これは先ほどの消防自動車の件でもあるように、この間の新聞でも御案内のように、今回地方交付税がまた削られているんです。それはなぜかということ、ヒアリングのときに県が5億3,000万円大丈夫ですということで計上したものが、決定がさらに4億1,300万円ですか、そういうような形になった。中には、その内容として、徴収率が非常に上がって財政力指数が上がったところもありますが、国も県もやはり金がないものですからできるだけ絞り込みをしますもので、その中で申請の段階においては大丈夫ですと、去年も1,500万円を当初予算で計上して、最終的には精算して1,100万円から1,200円の間だったと思うんですが、そういったことで、今年も昨年の12月ぐらいには県とのヒアリングを全部済ませて当初予算を計上したんですが、最終決定ではゼロという回答をいただいて今回のゼロ査定になった、こういうことでぜひ御理解をお願いします。

いずれにしても、県も国も金がないということは間違いないことをごさいますから、ぜひひとつ御理解をお願いします。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 歳入の方は2点わかりました。

歳出の方ですけれども、やはりこの除幕式の問題は、幾ら町全体に影響があるとしても、稲取温泉というのは一番直接的な影響があるわけだし、通常の竣工式と比べればとてつもない費用をかけるわけですから、もう少しやはり地域の方々がお金の面を含めていろいろな面で協力していく。先ほどの町長の言葉でいけば、やはり本当にこういうことこそコラボレーションで、町だけでやるべき問題ではないと私は思っています。少ない金額ではないですから。

2つ目の工事請負費の問題ですが、町長、使い方が観光かどうかという問題よりも今後の問題として、こういう財産管理的な要素まで観光商工課にやらせるのはやはりちょっとおかしいと思うんです。使い方は別に観光で使おうが何に使おうが、今も文化公園などは、観光的に使っても町の窓口は企画調整課なりが管理ではないか。そうしないと、やはり財産管理まで観光商工課がやるということ、観光商工課のやるべき範囲というのが非常に広がるのではないかと

いうふうに思うんで、こういう管理については私は企画調整課でやればいいんじゃないかと。関連するから関連するからと言ってやはり財産管理のことまでやるというのは、範囲をかなり超えてくるんじゃないかというふうに思いますし、本来の業務と違う中身ではないかと思えます。

2つ目の南国伊豆横断道路の問題ですけれども、今の農免農道も旧料金所のところにつながるということ、これは確定的な形で聞いていますね、オレンジセンターの先へ下ってくると。ここはもう確定していると。ただ、見高エリアから田中に抜けるという問題については、現状でも農道みたいな道がありますけれども、この間が農免農道としての補助金等々を受けて整備できるかどうかというのは、もしかするとこれは本当にクエスチョンではないかと思うんです。

ただ、いずれにしても農免農道という言葉ではなくて、河津地内ですから道路名は十分知りませんけれども、やはりあそこの拡幅整備という問題が、少なくとも第一義的に松崎河津間ということがあるんでしょうけれども、2つ目ぐらいにはやはりここが拡幅整備されていくということがこの組織の目的になっていかないと。東伊豆町は2万円の期成同盟会の負担金だけ

今日は負担金ですけれども、一緒になって運動していくには、お互いのメリットがやはり共有できなければ力になりませんので、この点はぜひ、どういう形であれ組み込んでいただくことが必要かというふうに思いますので、御尽力いただきたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 歌碑の問題を稲取だけという形ですが、ここに愛恋岬歌碑建立実行委員会というのがありまして、私が実行委員長になっておりまして、その中に委員として町の観光協会長、それから稲取温泉観光協会長の定居さん、それから稲取温泉旅館組合長、熱川温泉旅館組合長、それから音楽評論家の小西良太郎先生、あるいは伊藤 博クラウンレコードの取締役、こういう方たちに実行委員としてなっていていただいております。その中で今回の行事が進められているということで、全然地元におるしていないとかということはありませんので、ぜひそこらは認識を改めていただきたいと思います。

それから工事請負費、先ほど言いましたように、これは普通財産ではなくてまだ行政財産なんです。だからこういう形でとらざるを得ない。これを行政財産から普通財産に変えれば

まだ変えていないんです。ですから、もしこれでこういうことを前例でやりますと、では例えば公園をつくりました、観光商工課の補助事業でやりました、それもまたでき上がったらそれでは企画調整課が管理するかという問題にも発展するわけです。まだまだ行政財産と普通財産の切りかえができていないという中では、当然ここで商工費の中に上げていかざるを得ないということで、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

それから横断道の関係は、今議員がおっしゃいましたように、私ちょっと勘違いしていたんです。農免道路ではなくて農道、これをみんなで強力で押し進めて、やはり東から西までを1つのラインとしてやろうということを知事も非常に望んでいますので、これはそういう形で県の特別予算枠を 結局、来年は伊豆新世紀創造祭から5年を経過しまして、前回はソフト事業ばかりだったという反省のもとに、あの花博に700億円をかけたんだから、ぜひひとつ伊豆の中南部の観光でしか生きていけないところを頼むということで知事にも直談判をしてあります。

そういう中で、みんなの合意の中で東西の道路をしっかりとやっていただきたいと思いますし知事からもありまして、その先にはさっき申しました、逆から言いますけれども静岡空港があるという

こともございますものですから、これはいいか悪いかは別として、やはり今後のターゲットというのは国際的な目を持たなければいけないと言われておりますし、東アジアのマーケットを視野に入れながら、その受け皿というものは、静岡県は観光でしたら絶対に伊豆半島だと思っています。そういうことの受け皿のための一つの方策として伊豆南部の横断道路、オレンジロードといいますかオレンジラインといいますか、そういうものをつくっていかうということでございますから、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 観光の建物については、私はてっきり普通財産だというふうに認識しておりましたので、すみません、私の認識がちょっと違っていたというふうに思います。

それで、今町長が言われた点で一番大事なのは、本当にそうなんです、花博との物すごいアンバランスというもの。やはり伊豆半島は非常に静岡県の中ではぞんざいな扱いを受けた。新世紀創造祭あのかきは60億円ですから、500億円とも600億円とも言われる 700億円ですか、そういう道路やいろいろな設備投資をした西部の観光振興とのアンバランスというものについては、これは伊豆半島の市町村としたらちゃんとアピールをして、せめて同等の扱いをして道路や観光振興に役割を果たしてもらおう。これは非常に大事な視点だというふうに私も思っておりますので、南国伊豆横断道の問題も大体考え方は同じだというふうに思いますが、ぜひそういう視点を大事にしてやっていただきたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 山田議員と全く同じ考え方を持っておりまして、やはり700億円を西部にかけて、また来年は愛知万博もあるわけです。西へ西へとお客さんが流れる。今年もこれだけ暑かったにもかかわらず、昨年より3.1%の減になった。こういうことを真摯に受けとめたということで昨日も行政報告をさせていただきましたけれども、そういった一環として県にも基盤整備をお願いする、こういうことでまた皆さんのお力をかりる場面があると思いますが、ぜひそのときはひとつよろしくをお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 2点お伺いします。

18ページの3款1項2目の関係で、委員会で若干伺った内容が理解できない点もございまして、この104万6,000円は、ヘルパーが1名派遣というふうに私は聞いたんですけれども、その辺の内容を、実際にサービスを受ける方が1名増えたというふうなものなのか。それとまた、ここでは居宅介護等とありますので、事業が1つだけではない内容かというふうに思いまして、もう少し詳しい御説明をいただきたいというふうに思います。

もう一点、30ページでございまして、9款4項1目の熱川幼稚園の屋上パラペットの改修工事でございます。126万円の計上ですが、これにつきましては、視点としては別の視点ですけれども私ども委員会の方で視察をしたときに、たまたまかなりひどい雨漏りと、それとまた園長の方からも、数日前に屋上の側面もコンクリがちょっとはがれたというふうなお話もあったわけですが、雨漏りとかすべて含めた形で、この金額で熱川幼稚園の問題が解消されるのかどうか御説明をいただきたいというふうに思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず1点目の精神障害者居宅介護等事業補助金、これはサービスを受け

る方が1人増えたということで御認識をしていただきたいと思います。

それから、2点目のパラペットの問題、これはやはり議会の皆さんにも再編の問題、幼保一元化の問題を今検討していただいております。そういう中で、本格的な修理というものを回避したいというのが、あそこの場所を移転するのか建てかえるのか、いずれにしてもそういった形が近い将来ありますもので、それまではやはり最低限度の修理で済ませたいということで、御心配のパラペットの下側のモルタルの剥離あるいはそれに伴う雨漏り、こういうものは今回の工事でしっかりと防止する、こういうことでございます。

本格的にやりますと物すごくかかりますけれども、先ほど申しましたように、今後の建てかえあるいは移転という問題をにらみながら、最低限必要なものをしていく、こういうことでございます。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） 精神障害者居宅介護等事業補助金ですけれども、これにつきましては、先ほど町長が言ったように、8月から精神障害者が1名増えたというふうなことで、当然それにかかるヘルパーの数も1名増になっているというふうな内容であります。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） そうしますと、今の18ページの方の精神障害者の方の事業の関係なんですけれども、今実際のところ何名のヘルパーでこの精神障害の事業に携わっているのか重ねて伺いたいのと、1名サービスを受給する方が増えたということの中で1名のヘルパーの増、それにしてはちょっと金額的に、この金額でとりあえずということなのかもしれませんけれども、重ねて御説明をいただきたいと思います。

あと、30ページの熱川幼稚園の関係でございますけれども、私も先ほど来質問させていただく中で、やはり先へ先へというのがとても心配になります。また大きな地震や何かがありましたときに子供たちへの安全対策の面、そういうことも含めて大切な議論がこれからなされていくわけですけれども、急がなければならない点もあるというふうに思うのです。難しい点があるかと思いますが、この126万円の予算で安全な改修をしていただくというのはちょっと大変なのかもしれませんけれども、とりあえずのところという町長の御説明だったんですが、危惧する点でございますので、御答弁を再度いただきたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 私の方からパラペットの問題について。とりあえずと言ったのは、そういう改築・移転が目の前に迫っていますから、それまでの間という意味です。ただちょこちょこやるということではなくて、それには先ほども申しましたように剥離防止と防水はきっちりやる、この中でできると。

それで、今子供に云々と言いますけれども、これは幼稚園に向かって奈良本の栄松の方から行って左側、曲がって左側の壁のところでございます、校庭側は全然関係がございません。そういう中で御心配なくということをお願いしたいと思います。通行している人にも剥離したら、桜の木もありますけれども、それでも風が吹いたりして危ないということで、あそこの剥離をとめてそれから防水をしっかりやる、こういう内容でございます。

今、通行人に対して非常に危ないということがありましたものですから、結局この移転問題も絡んでおりますけれども、そういったことの中でやらなければならないことだけはしっかりとやっていきたい、かように思っております。

あとは福祉課長の方から答弁させます。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） 精神障害者居宅介護等事業補助金というふうなことで、当初これは1名の精神障害者の方をホームヘルパー1名が要するに居宅ですから、そのお宅に訪問してヘルパー活動、介護活動を進めていたんですけれども、8月からそういう精神障害者が1名増えたということの中で、またさらに介護する時間帯を延長してほしいというふうな要望によりまして、そういう要因がありまして現在2名のヘルパーがこの介護に当たっているというふうな状況でございます。

以上です。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） これ担当課長に聞くのは3回目なんですけれども、ちょっと理解が十分にできなくて申しわけないんですけれども、サービスを受ける方が1人増えたというのは理解いたしました。ほかにも精神障害でヘルパーの居宅介護を受けている方はいらっしゃると思いますので、そういう方が何名かいる中でプラス1名ということでしょうか。

なおかつ、ヘルパーが2名ということは、先ほど1名増えたというように伺ったと思うんですけれども、そうすると1名で対応していたものが2名になったということなのか。もう一度よろしくお願ひしたいと思います。

それと、町長から伺いました熱川幼稚園のパラペットの関係ですけれども、あれは草取りか何かをしていましたときに、その翌日とかに落ちたみたいなお話だったものですから、草取りをしているときでなくてよかったと。保護者の方もボランティアで来ていらしたりしたというふうなことで、いずれにしても幼稚園の敷地内のことでありますので、そこに人が行かないという保証は何もないわけです。

あわせて、非常にかびが大変で、雨漏りのこの非常に劣悪な環境の中で教育を受けているのかというふうに思いましたらとても寂しくなっただんですけれども、その雨漏りも大丈夫ということですか。すみませんが、再度御答弁をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 何回同じことを言わせるんですか。私は恒久的なものをやりたいんですが、あの園そのものが、今議会にお願いして移転するのか新築するのか、あるいは幼保一元化で、統合するのかということを広範囲に今検討していただいているでしょう。議会の皆さんにやっていただいているんですよ。そういう中で一つの方向性が出れば、移転なら移転、現在地に新築なら新築という方向が出れば、当然そこはやらなければならない。二重投資になるようなことはなるべく避けたい。応急的にきちんとした修理ができれば、それで今のところは済ませていきたいというのは、財政を預かる者として当然ではありませんか。あなたみたいにあれもこれも全部直せということになれば、金が幾らあったって足りないわけです。新築するときの財源はどういうふうにするのかということだって考えた中でやっていかなければいけない。

ですから、先ほども言ったように、危険があるからこそその剥離したものを全部取り除いて新しくやって、そして防水もしてとさっきから何度も言っているではないですか。それで安全を保つ、こういうことが126万円できるといふ業者の見積もりがあったので今回の補正予算措置をした、こういうことで御理解をお願いします。

それから、居宅の精神障害者の問題で、今まで1名あったとさっきから言っているわけだし

よう。8月から2名に増えたんだと。それに対して、今までは1名だから1名のヘルパーが対応していたんだけど、今度は2人になったから1名では対応できないから、その分の問題が出てきたから今回の補正措置になったということでございます。これが負担金補助及び交付金の19節で上がっているということは、外部に委託してそこに補助を出してそれでお願いするということでございますから、その意味をよく考えていただきたいと思います。

詳細は福祉介護課長から答弁させます。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） ただいま町長が言ったとおりなんです。私が説明することをすべて今おっしゃいましたので、何回もくどいようですけども、当初1名のこの事業に該当する人がいて、8月にまたそういう方が1名増えたというふうな中で、現在2名の介護にホームヘルパーが当たっている、こういうことです。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号 平成16年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時23分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

日程第7 議案第45号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（太田長八君） 日程第7 議案第45号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは、議案第45号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、概要を申し上げ提案理由といたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に3,904万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を8億4,069万5,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では国の介護給費付負担金の過年度精算分の受け入れと、前年度繰越金等を増額補正いたしました。また、一般会計から過年度分事務費繰入金3,007万8,000円を受け入れ、介護給付費準備基金に積み立て、歳出では過年度分県支出金等の精算返還金を増額補正するものでありまして、詳細につきましては福祉介護課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 福祉介護課長。

福祉介護課長(鈴木清司君) それでは、ただいま提案されました議案第45号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)を予算書の朗読をもって説明といたします。

平成16年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,904万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,069万5,000円といたします。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

平成16年9月13日提出。

恐れ入りますが、4ページをお開き願います。

まず歳入ですが、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料に57万4,000円を補正し、補正後の額を1億3,802万9,000円といたします。1節現年度分保険料で57万4,000円の内訳で、特別徴収保険料で127万2,000円。普通徴収保険料でマイナス69万8,000円となります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金に192万4,000円を補正し、補正後の額を1億5,591万9,000円といたします。2節過年度分負担金192万4,000円は介護給付費過年度精算分負担金であります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金に242万9,000円を補正し、補正後の額を2億4,882万1,000円といたします。2節過年度分交付金242万9,000円は介護給付費過年度分精算分交付金であります。

次のページで8款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金に3,007万8,000円を補正し、補正後の額を5,338万4,000円といたします。1節事務費繰入金3,007万8,000円は過年度分事務費繰入金であります。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に404万円を補正し、補正後の額を557万6,000円といたします。1節繰越金404万円は前年度繰越金であります。

次に6ページをお願いします。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金に3,007万8,000円を

補正し、補正後の額を4,007万8,000円といたします。補正額の財源内訳は一般財源であります。25節積立金3,007万8,000円は介護保険給付費準備基金積立金であります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に896万7,000円を補正し、補正後の額を同額の896万7,000円といたします。補正額の財源内訳は一般財源であります。23節償還金利子及び割引料896万7,000円の内訳といたしましては、県支出金過年度分返還金で431万5,000円、国庫支出金事務費過年度分返還金で7,000円、一般会計繰入金過年度分返還金で431万5,000円、一般会計事務費繰入金過年度分返還金で33万円の内訳となります。

3ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括しております。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額8億165万円に3,904万5,000円を補正し、補正後の額を8億4,069万5,000円となります。

次に歳出ですが、合計で申し上げます。補正前の額8億165万円に3,904万5,000円を補正し、補正後の額を8億4,069万5,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、一般財源で3,904万5,000円となります。

以上、簡単ですが説明といたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第46号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算
（第2号）について

議長（太田長八君） 日程第8 議案第46号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第46号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に1,795万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算をそれぞれ7,902万2,000円とするものであります。

歳入の内容を申し上げますと、前年度からの繰越金が345万9,000円となりましたので、295万9,000円を補正措置させていただきました。また、9月4日の落雷により生じた被害について、1,500万円の損害保険金を計上いたしたところでございます。

次に歳出の主な内容について申し上げますと、9月4日の落雷により損傷した風車設備の修繕費を1,500万円計上いたしました。また、平成15年度許可債の借り入れ条件が確定したことに伴いまして、公債費利子を208万1,000円の減額措置をさせていただきました。

なお、歳入歳出の差し引きによる447万5,000円を風力発電事業基金へ積み立てることとし、措置をいたしました。

詳細につきましては企画調整課長より説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） それでは、ただいま提案されました議案第46号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について、概要を説明させていただきます。

平成16年度東伊豆町の風力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,795万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,902万2,000円とします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

なお、説明につきましては款項の区分で説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは3ページをごらんください。まず歳入について申し上げます。

2款繰越金、1項繰越金につきましては295万9,000円の措置をいたしました。内容につきましては前年度からの繰越金でございます。

3款諸収入、1項雑入につきましては、去る9月4日の落雷により損傷いたしました風力発電施設の損害保険金として1,500万円を計上いたしました。

4ページをごらんください。次に歳出について申し上げます。

1款電気事業費、2項風力発電事業費として2,004万円を補正措置いたしました。主な内容といたしましては、落雷により損傷を受けた風車及び電力設備等の修理費を1,500万円計上いたしましたが、現在修理を進めている最中として、確定した金額ではございませんので御承知いただきたいと思います。また、歳入歳出の差し引きにより風力発電基金の積立金を477万5,000円増額いたしました。

次に2款1項公債費につきましては、平成15年度許可債の借り入れが終了し、借入率が公営企業金融公庫1.4%、財政融資資金が1.5%と確定いたしましたので、当初見込み率2.0%との

差額208万1,000円の公債利子を減額措置いたしました。

2ページにお戻りください。

この歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括しております。特定財源の1,500万円につきましては、風車修繕料の全額を保険金で賄う予定となっております。

以上、まことに簡単ですが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、飯田龍一さん。

1番（飯田龍一君） 町長あるいは企画課長でもいいんですが、1,500万円の修理のための保険、これは工事に入る前に大ざっぱというかアバウトの見積もりが出てこの金額が決まるのでしょうか。また修理についてはもちろんこれから長いスパンがあるわけですが、いかなる故障でもこういう保険等のものが適用になるのかどうか、中には自前の修理が必要なのかどうか。こちら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 今回の1,500万円は、前回は952万円で、これは先ほど専決処分させていただいて承認をいただいた7月の故障の落雷による修繕の度合いからいって、今回の方がやはり大きい、3基とも全部やられています。そういった中で1,500万円です。先ほども企画調整課長が確定ではないと。しかし、前回のことからいってこれくらいのことは最低必要だろうという形で、今1,500万円を計上したということでございます。

こういった外的な要因によるものに対しては保険の適用になりますが、消耗品であるとかそういったものは、どこの機械も同じですが、これはやはり保険対象にならないということで御理解をさせていただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） 落雷につきましては一応100%の保険の対象になるということになっておりますが、例えば風水害等は2分の1あるいは地震・噴火等については見舞金程度というような一応決まりがあります。

これは財団法人の全国自治協会、全国町村会が運営主体としてやっております共済事業でございますので、その対象の被害についての内訳が書いてございますので、今言ったような形で、落雷は一応100%ということでございます。

議長（太田長八君） 1番、飯田龍一さん。

1番（飯田龍一君） 地震は対象外となると、今びっくりしたんですが、例えば万が一、あの3基のうちの1基なり2基なりが地震で傾いたり倒壊したりといった場合は、これは対象地震は対象外というような認識なんですけれども、ちょっとそれは初耳でびっくりしました。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず、あそこの工事現場を見ていればわかると思うんですが、すごい深層工法で基礎をやってあるんです。ですから傾くということはちょっと考えにくい。それだったら上が吹っ飛んでしまうというようなこと。ほかのところでは台風によってあのタワーが倒

れたという事例もありますけれども、傾くということはちょっと考えにくい。

それで対象を見ますと、地震とか噴火、津波は大体損害額の1割、そういうものが見舞金として出るということで、落雷に対してはもう本当に全額です。

私は、全国の風力発電の所在市町村の協議会の会員でもありまして、会議にもよく出ますけれども、そういう中で、全国各地で一番困っているのはやはり雷の問題なんです。この落雷対策をどういうふうにするか、防雷をどうするかというのが永遠のテーマみたいになっている。日本の場合は、また今年は殊に風水害も多いし、そういった気圧配置ですから雷の発生も多いということで、異常ではありますけれども続けて2回もうちの町もやられているわけです。9月のときに地域の落雷分布を見ますと、この東伊豆町は真っ赤だったんです。7月のときには、この小さな町に20発以上落ちたというようなことで、9月はそれ以上というようなことも言われております。

そういった中で、今後の防雷をどうするかということが一つの課題として、私どもだけではなく全国的なまたは全世界的な課題ですが、殊にこういう気候変動の激しい日本においてはこういった雷対策をどうするかということが、今後のこの事業の一番の課題になるんじゃないかということでございます。

地震は、そういうことで見舞金程度ということで御理解をお願いします。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第47号 平成16年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（太田長八君） 日程第9 議案第47号 平成16年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 議案第47号 平成16年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収入で42万4,000円の増額補正を行い、総額を4億7,789万5,000円に、支出で430万9,000円の減額補正を行い、総額を4億6,724万3,000円に、また予算第4条に定める資本的収入及び支出のうち支出において21万7,000円を増額補正いたしました。支出総額を1億3,045万とするとともに、補てん財源の組み替えを行うものであります。

今回の補正は、この4月の異動により職員1名の減等による職員給与費の減額が主なものであります。

詳細につきましては水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 水道課長。

水道課長（田中輝知君） それでは、ただいま提案されました議案第47号 平成16年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

（総則）

第1条 平成16年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

初めに収入についてです。科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款水道事業収益4億7,747万1,000円に42万4,000円を追加補正し、4億7,789万5,000円に、第2項営業外収益370万3,000円に42万4,000円を追加補正し、412万7,000円とします。

支出についてです。支出も科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款水道事業費用4億7,155万2,000円から430万9,000円を減額補正し、4億6,724万3,000円に、第1項営業費用4億336万6,000円から429万2,000円を減額補正し、3億9,907万4,000円に、第2項営業外費用6,695万9,000円から1万7,000円を減額補正し、6,694万2,000円とします。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「1億3,023万1,000円」を「1億3,044万8,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「7,323万1,000円」を「6,919万1,000円」に改め、「減債積立金5,700万円」の次に「、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額425万7,000円」を加え、資本的支出の予定額を次のとおり補正します。

2ページをお開きください。

支出についてです。支出も科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款資本的支出1億3,023万3,000円に21万7,000円を追加補正し、1億3,045万円に、第1項建設改良費7,230万9,000円に21万7,000円を追加補正し、7,252万6,000円とします。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第5条に定めた経費の金額を次のとおり改めます。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1号職員給与費9,572万円から410万6,000円を減額補正し、9,161万4,000円とします。

補正内容につきましては参考資料により説明させていただきますので、8ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出についてであります。

収入は、営業外収益の雑収益で42万4,000円の増額補正を行うものであります。これは、平成15年度の決算において大川災害復旧に伴う補助金の消費税分の返還を予定しておりましたが、厚生労働省より災害復旧に伴う消費税分については返還しなくてよいという連絡がありましたもので、34万9,000円を雑入処理するものでございます。排水管工事に伴う補償金7万5,000円を合わせて、42万4,000円を収入補正したものでございます。

次に支出であります。支出合計で430万9,000円の減額補正となります。

初めに、営業費用で429万2,000円の減額補正であります。内訳は、原水及び浄水費で22万2,000円の増額補正であります。給料で28万6,000円の減額補正を行い、次に手当で50万8,000円の増額補正を行い、差し引き22万2,000円の増額補正となります。これは4月1日付の人事異動に伴う補正でございます。

次に、配水及び給水費で472万7,000円の減額補正であります。給料で342万円の減額及び手当で130万7,000円の減額、合計で472万7,000円の減額であります。これは配水及び給水費関係で4月1日付で1名減となった関係の減額補正でございます。

次に、総係費で69万3,000円の増額補正であります。最初に、4月1日付の人事異動に伴い給料で40万6,000円、手当で56万6,000円の増額補正と、法定福利費で57万3,000円の減額補正を行います。次に、補助金交付で29万4,000円の増額補正をしてあります。これは福祉厚生会への補助金であります。

次に、減価償却費で48万円の減額補正を行います。これは、平成15年度の決算によりまして16年度の決算の予定減価償却費が算定されました。それに基づきまして減額補正するものでございます。

以上が営業費用関係で、補正総額で429万2,000円の減額となります。

次に営業外費用は、消費税で1万7,000円の減額補正であります。これは、今回の補正で仮受・仮払消費税の変更に伴う減額でございます。

9ページをごらんください。次に、資本的収入及び支出についてであります。

支出は、資本的支出で21万7,000円の増額補正であります。これは、建設改良費の4目固定資産購入費の3節器具工具備品購入費で21万7,000円を増額するものでございます。デスクトップパソコンを購入する予定でございます。

さらに、5目調査費において節の補正を行います。委託料の入札差金の16万8,000円を減額し、新しく旅費に増額補正をするものでございます。これは、8月18日の議会全員協議会において浄水場用地の取得の方針が示された関係での調査関係の旅費を計上するものでございます。この調査費の補正では、予算の総額に変更はございません。

補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,044万8,000円は、先ほどもお伝えしましたが、過年度分損益勘定留保資金6,919万1,000円、減債積立金5,700万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額425万7,000円で補てんするものとします。

7ページをお開きください。

ここにこの補正予算を執行した後の平成16年度末、平成17年3月末の予定貸借対照表をつけてございますので、ごらんいただきたいと思います。わずかではありますが、利益を予定しております。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号 平成16年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（太田長八君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後3時44分

平成16年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成16年9月15日(水)午前10時開議

- 日程第 1 議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7 議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

出席議員(12名)

1番	飯田 龍一君	2番	森田 礼治君
3番	西村 弘佐君	5番	関野 博君
6番	鈴木 勉君	7番	山本 鉄太郎君
8番	八代 善行君	10番	太田 長八君
11番	居山 信子君	12番	定居 利子君
13番	山田 直志君	14番	内山 恒昭君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片野 武君	助 役	太田 俊彦君
収 入 役	渡辺 富夫君	教 育 長	石井 建三郎君
総 務 課 長	村木 脩君	企 画 調 整 課 長 兼 防 災 監	太田 英明君
税 務 課 長	西川 真人君	収 納 課 長	楠山 節雄君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	鈴木 新一君	建 設 課 長	村木 重男君
観 光 商 工 課 長	山本 幸雄君	消 防 長	金田 弘道君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	稲葉 忠明君	住 民 課 長 兼 熱 川 支 所 長	山田 嘉之君

福祉介護課長 鈴木清司君

健康づくり
課長

鈴木希美雄君

水道課長 田中輝知君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤 悟君

書記

石井尚徳君

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（太田長八君） 連日の審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成16年東伊豆町議会第3回定例会第3日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

日程第1 議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

議長（太田長八君） 日程第1 議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2 議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3 議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4 議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

町長から順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第48号から議案第54号までの各会計の決算概要を申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

まず、議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計の決算概要について申し上げます。

予算現額55億3,771万8,000円に対しまして、歳入は調定額72億883万3,152円に対し、収入済額55億6,284万5,522円で、不納欠損額5億1,065万377円、収入未済額は11億3,533万7,253円となりました。調定額に対する収納率は77.2%、予算現額に対しましては100.5%でございます。

なお、繰越明許事業に係る未収入特定財源としての国庫支出金、町債が収入未済額に計上されております。

歳出につきましては、支出済額54億2,403万5,267円で、予算現額に対する執行率は97.9%となっております。歳入歳出差引残額は1億3,881万255円となり、このうち繰越明許費繰越額859万7,000円を翌年度へ繰り越した後の実質収支額は1億3,021万3,255円となり、地方自治法233条の2の規定による財政調整基金への積み立てに7,000万円を措置いたしましたので、翌年度への繰越金は6,021万3,255円となりました。

収入の根幹となる町税においては、競売等が完了して他に滞納処分財産を持たない滞納者を中心に、滞納繰越分のうちから固定資産税、特別土地保有税を主に不納欠損処分をいたしました。現年度課税分の新たな未収額を加えた滞納額は11億1,702万2,219円となり、税負担の公平性という観点からも収納確保を図り、財政運営の効率化に今後も一層努力してまいりたいと考えております。

なお、決算審査意見書にあります指摘事項につきましては、今後十分留意をしまいたいと考えております。

議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計の決算概要について申し上げます。

予算現額17億3,402万6,000円に対しまして、歳入は調定額21億6,305万6,900円に対し、収入済額17億6,002万6,441円となり、調定額に対する収納率は81.4%、予算現額に対しましては101.5%でございます。歳出につきましては支出済額17億2,506万975円で、その執行率は99.5%であります。歳入歳出差引残額は3,496万5,466円で、このうち1,000万円を保険給付等支払準備基金に積立を措置をいたしましたところでございます。

国民健康保険特別会計は、疾病構造の多様化や医療技術の高度化により毎年医療費が増加し、さらに被保険者の所得の減少、低所得者の増加に加え、本来老人保健に移行すべき対象者が段階的に75歳になるまで医療費は国保険会計からの支出となりますので、負担増が余儀なくされ、厳しい状況でございます。

また、保険税の収納状況は、厳しい町内経済などにより収納確保はなお一層厳しい状況であります。国保会計のかなめであります保険税の収納に、全職員及び担当課による夜間徴収を実施いたしまして、平成15年度現年課税分、前年度比2.3ポイントアップの90.22%を徴収し、健全運営の一助として取り組んだところでございます。

今後増加する医療費を抑制するためにも保健事業を強化し、さらに健康づくりの一層の推進を図り、寝たきり予防対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計の決算概要について申

上げます。

予算現額14億4,495万3,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額ともに14億1,947万6,406円であります。歳出につきましては、支出済額14億1,469万7,681円であります。歳入歳出差引残額は477万8,725円となりました。その内容を申し上げますと、支払基金、国及び県負担金が475万7,288円の不足を生じ、町負担金等が953万6,013円の超過をいたしましたので、残額が発生したものでございます。

この超過額及び不足額につきましては、平成16年度に精算をするものでございます。

続きまして、議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計の決算概要について申し上げます。

予算現額7億8,006万円に対しまして、歳入は調定額7億5,648万987円に対し、収入済額7億4,922万1,687円で、不納欠損額は83万5,000円、収入未済額は642万3,800円となりました。調定額に対する収納率は99%、予算現額に対しましては96%でございます。歳出につきましては支出済額7億4,364万5,301円で、予算現額に対する執行率は95.3%となっております。歳入歳出差引残額は557万6,386円となりました。

制度開始後4年目に入り、介護認定者数は前年比58人増の480人になりました。各サービスも順調に提供され、保険給付費は前年対比12.3%の伸びを示しております。

続きまして、議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計の決算概要について申し上げます。

予算現額194万7,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額とも194万8,383円となり、調定額に対する収納率は100%でございます。歳出につきましては支出済額187万7,000円で、執行率は96.4%であります。歳入歳出差引残額は7万1,383円となりました。

次に、議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計の決算概要について申し上げます。

予算現額4億6,921万9,240円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額とも4億7,195万781円でございます。歳出につきましては支出済額4億6,849万905円で、予算現額に対する執行率は99.8%となっております。歳入歳出差引残額は345万9,876円となりました。

本年度は施設の建設が終了し、平成15年12月13日から東京電力株式会社に売電を開始いたし、順調に売電ができ、予算現額に対しまして273万457円増の収益がありました。

以上、議案第48号から議案第53号について6会計の決算概要を申し上げますが、詳細につきましては収入役より後ほど説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

引き続きまして、議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算につきまして概要を説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の状況について申し上げます。

水道事業収益は税込みで4億7,949万2,654円となり、前年度対比2,773万4,245円、5.5%の減となっております。収益のかなめであります給水収益では、上水道で給水量が387万5,214立方メートル、収益額が4億5,335万6,491円となりました。前年度対比で給水量で22万7,310立方メートル、収益額で2,838万8,756円、収益額で率にして5.9%の減となりました。

簡易水道収益におきましては、給水量が17万772立方メートル、収益額が2,043万7,188円となり、前年度対比で給水量で1,298立方メートル、収益額で102万304円、収益額で率にして5.3%の伸びとなっております。

上水道の減収を、簡易水道の増益で補てんすることは困難な状況でございます。報道等では景気が回復基調を示していると言われておりますが、水道事業におきましては、その兆しが一向にあらわれてこないのが実情でございます。収納率につきましては上水道、簡易水道を合わせて現年度分が93.1%となっており、前年度対比0.8%の上昇となり、過年度分は68.7%で、前年度対比2%の上昇となっております。そして、水道料金関係の年度末未収額は4,478万6,044円となっております。

次に、水道事業費用では4億6,391万9,695円で、前年度対比1,389万6,177円の増額で、率にして3.1%の増となっております。これは動力費、減価償却費が大幅な増加を示しましたが、その他の経費の節減に努めた結果、大幅な増加を抑えることができたものでございます。その結果、わずかではあります利益を確保することができました。

次に、資本的収入及び支出の状況であります。収入につきましては、寄付金20万円及び簡易水道施設の災害復旧整備に係る国庫補助金715万1,477円の収入がございました。支出につきましては建設改良費が1億577万2,566円、企業債償還金が4,247万5,941円で、合計1億4,824万8,507円となりました。建設改良費では、第5次拡張事業の熱川系の計画見直しを行うとともに、大川浄水場の災害復旧事業等を実施いたしましたところであります。さらに、企業債の元金償還金が大幅な伸びを示しております。これは新稲取系の整備に係る企業債の元金償還の増加によるものでございます。

なお、収入に対して不足する額1億4,089万7,030円は、減債積立金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんをさせていただいたところでございます。

平成15年度決算におきまして411万470円の純利益を計上することができ、繰越利益剰余金と合わせまして総額1,794万9,101円の未処分利益剰余金となりました。今後の企業債償還金の増加に対応するため、これらの未処分利益剰余金の一部を減債積立金へ積み立てる剰余金処分案をあわせて提案してございますので、御理解をお願いしたいと思います。

水道事業を取り巻く環境はいまだ回復基調を示しておりません。そのため、厳しい状況がこれからも続くことが予想されます。しかし、老朽化した白田浄水場の改良や新熱川系送水管整備、さらには老朽管対策等課題が山積しているのが現状でございます。これらの課題に的確に対応するとともに、効率的な事業推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

詳細につきましては水道課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。議長（太田長八君） 収入役に決算概要の説明を求めます。

収入役。

（収入役 渡辺富夫君登壇）

収入役（渡辺富夫君） おはようございます。

ただいま提案されました議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算から議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算まで、順次御説明させていただきます。

なお、説明につきましては、お手元にお届けしてございます主要施策の成果説明書に詳細が記されておりますので、ここにおきましては決算書のいわゆる款項のみの朗読をもちまして御説明とさせていただきますが、各会計とも歳入につきましては、款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較、歳出につきましては、款、

項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に朗読させていただきますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

初めに、議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

それでは、一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開きください。

1 款、町税22億6,619万8,000円、39億3,616万6,261円、23億849万6,665円、5億1,065万377円、11億1,702万2,219円、4,229万5,665円。

1 項町民税 5億3,989万8,000円、6億9,712万4,274円、5億5,681万5,357円、1,920万2,535円、1億2,110万6,382円、1,691万7,357円。

2 項固定資産税13億9,820万3,000円、27億4,075万7,070円、14億1,462万1,391円、3億8,793万2,742円、9億3,820万2,937円、1,641万8,391円。

3 項軽自動車税2,129万3,000円、2,562万1,400円、2,166万5,900円、60万2,600円、335万2,900円、37万2,900円。

4 項町たばこ税 1億3,430万円、1億3,798万8,417円、1億3,798万8,417円、ゼロ、ゼロ、368万8,417円。

5 項特別土地保有税3,000円、1億5,633万5,900円、ゼロ、1億291万2,500円、5,342万3,400円、3,000円。

6 項入湯税 1億7,250万1,000円、1億7,833万9,200円、1億7,740万2,600円、ゼロ、93万6,600円、490万1,600円。

2 款地方譲与税7,400万円、7,762万1,000円、7,762万1,000円、ゼロ、ゼロ、362万1,000円。

1 項自動車重量譲与税5,400万円、5,778万7,000円、5,778万7,000円、ゼロ、ゼロ、378万7,000円。

2 項地方道路譲与税2,000万円、1,983万4,000円、1,983万4,000円、ゼロ、ゼロ、16万6,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金1,200万円、1,196万7,000円、1,196万7,000円、ゼロ、ゼロ、3万3,000円。

4 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金 1億5,500万円、1億5,451万5,000円、1億5,451万5,000円、ゼロ、ゼロ、48万5,000円。

5 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金3,287万円、3,131万1,525円、3,131万1,525円、ゼロ、ゼロ、155万8,475円。

6 款特別地方消費税交付金、1 項特別地方消費税交付金1,000円、40万7,000円、40万7,000円、ゼロ、ゼロ、40万6,000円。

7 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金5,200万円、5,247万7,000円、5,247万7,000円、ゼロ、ゼロ、47万7,000円。

8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金4,101万円、4,101万円、4,101万円、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

9 款地方交付税、1 項地方交付税 7億189万6,000円、7億1,720万7,000円、7億1,720万7,000円、ゼロ、ゼロ、1,531万1,000円。

10 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金230万円、220万6,000円、220万6,000円、ゼロ、ゼロ、9万4,000円。

11款分担金及び負担金2,497万5,000円、2,471万2,795円、2,471万2,795円、ゼロ、ゼロ、26万2,205円。

1項分担金1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円。

2項負担金2,497万4,000円、2,471万2,795円、2,471万2,795円、ゼロ、ゼロ、26万1,205円。

12款使用料及び手数料、6,498万2,000円、6,601万4,974円、6,601万374円、ゼロ、4,600円、102万8,374円。

1項使用料5,381万円、5,432万6,005円、5,432万1,405円、ゼロ、4,600円、51万1,405円。

2項手数料1,117万2,000円、1,168万8,969円、1,168万8,969円、ゼロ、ゼロ、51万6,969円。

13款国庫支出金4億3,819万2,000円、4億3,234万1,483円、4億2,099万1,483円、ゼロ、1,135万円、1,720万517円。

1項国庫負担金2億583万円、2億387万6,127円、1億9,252万6,127円、ゼロ、1,135万円、1,330万3,873円。

2項国庫補助金2億1,699万4,000円、2億1,284万5,020円、2億1,284万5,020円、ゼロ、ゼロ、414万8,980円。

3項委託金1,536万8,000円、1,562万336円、1,562万336円、ゼロ、ゼロ、25万2,336円。

14款県支出金2億9,589万円、2億8,850万6,105円、2億8,850万6,105円、ゼロ、ゼロ、738万3,895円。

1項県負担金5,644万4,000円、5,545万3,661円、5,545万3,661円、ゼロ、ゼロ、99万339円。

2項県補助金2億1,854万1,000円、2億1,124万692円、2億1,124万692円、ゼロ、ゼロ、730万308円。

3項委託金2,090万5,000円、2,181万1,752円、2,181万1,752円、ゼロ、ゼロ、90万6,752円。

15款財産収入8,977万4,000円、9,018万3,761円、8,972万3,327円、ゼロ、46万434円、5万673円。

1項財産運用収入8,355万6,000円、8,395万7,621円、8,349万7,187円、ゼロ、46万434円、5万8,813円。

2項財産売払収入621万8,000円、622万6,140円、622万6,140円、ゼロ、ゼロ、8,140円。

16款寄付金、1項寄付金115万9,000円、115万4,503円、115万4,503円、ゼロ、ゼロ、4,497円。

17款繰入金4億9,203万8,000円、4億9,203万6,173円、4億9,203万6,173円、ゼロ、ゼロ、1,827円。

1項財産区繰入金55万8,000円、55万8,000円、55万8,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

2項基金繰入金4億8,436万6,000円、4億8,436万5,264円、4億8,436万5,264円、ゼロ、ゼロ、736円。

3項特別会計繰入金711万4,000円、711万2,909円、711万2,909円、ゼロ、ゼロ、1,091円。

18款繰越金、1項繰越金7,249万3,000円、7,249万3,079円、7,249万3,079円、ゼロ、ゼロ、79円。

19款諸収入4,914万円、5,100万2,493円、5,100万2,493円、ゼロ、ゼロ、186万2,493円。

1項延滞金、加算金及び過料250万円、384万1,977円、384万1,977円、ゼロ、ゼロ、134万

1,977円。

2 項町預金利子 5 万円、8,158円、8,158円、ゼロ、ゼロ、 4 万1,842円。

3 項貸付金元利収入155万7,000円、155万7,000円、155万7,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

4 項雑入4,503万3,000円、4,559万5,358円、4,559万5,358円、ゼロ、ゼロ、56万2,358円。

20 款町債、1 項町債 6 億7,180万円、6 億6,550万円、6 億5,900万円、ゼロ、650万円、1,280万円。

歳入合計、予算現額55億3,771万8,000円、調定額72億883万3,152円、収入済額55億6,284万5,522円、不納欠損額 5 億1,065万377円、収入未済額11億3,533万7,253円、予算現額と収入済額との比較2,512万7,522円でございます。

次に、4 ページをお開きください。歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費6,837万4,000円、6,575万2,827円、ゼロ、262万1,173円、262万1,173円。

2 款総務費15億3,677万9,000円、15億1,761万3,396円、ゼロ、1,916万5,604円、1,916万5,604円。

1 項総務管理費13億164万8,000円、12億8,697万2,951円、ゼロ、1,467万5,049円、1,467万5,049円。

2 項徴税費 1 億6,872万7,000円、1 億6,521万5,926円、ゼロ、351万1,074円、351万1,074円。

3 項戸籍住民基本台帳費3,576万1,000円、3,559万7,442円、ゼロ、16万3,558円、16万3,558円。

4 項選挙費2,168万7,000円、2,160万8,222円、ゼロ、7 万8,778円、7 万8,778円。

5 項統計調査費746万9,000円、740万4,323円、ゼロ、6 万4,677円、6 万4,677円。

6 項監査委員費148万7,000円、81万4,532円、ゼロ、67万2,468円、67万2,468円。

3 款民生費 7 億4,579万3,000円、7 億3,562万3,826円、ゼロ、1,016万9,174円、1,016万9,174円。

1 項社会福祉費 5 億9,486万6,000円、5 億8,740万3,923円、ゼロ、746万2,077円、746万2,077円。

2 項児童福祉費 1 億4,346万3,000円、1 億4,097万468円、ゼロ、249万2,532円、249万2,532円。

3 項国民年金事務取扱費736万4,000円、719万9,435円、ゼロ、16万4,565円、16万4,565円。

4 項災害救助費10万円、5 万円、ゼロ、5 万円、5 万円。

4 款衛生費 5 億8,767万2,000円、5 億8,426万6,468円、ゼロ、340万5,532円、340万5,532円。

1 項保健衛生費 2 億9,027万2,000円、2 億8,799万799円、ゼロ、228万1,201円、228万1,201円。

2 項清掃費 2 億9,740万円、2 億9,627万5,669円、ゼロ、112万4,331円、112万4,331円。

5 款農林水産業費、1 億6,779万1,000円、1 億6,593万195円、ゼロ、186万805円、186万805円。

1 項農業費9,511万8,000円、9,392万6,692円、ゼロ、119万1,308円、119万1,308円。

2 項林業費2,030万3,000円、1,993万4,872円、ゼロ、36万8,128円、36万8,128円。

3 項水産業費5,237万円、5,206万8,631円、ゼロ、30万1,369円、30万1,369円。

6 款商工費、1 項商工費 2 億9,379万円、2 億9,312万7,093円、ゼロ、66万2,907円、66万

2,907円。

7 款土木費 2 億2,993万8,000円、2 億2,499万4,990円、ゼロ、494万3,010円、494万3,010円。

1 項土木管理費4,869万9,000円、4,849万3,501円、ゼロ、20万5,499円、20万5,499円。

2 項道路橋りょう費 1 億2,854万2,000円、1 億2,586万7,937円、ゼロ、267万4,063円、267万4,063円。

3 項河川費1,479万7,000円、1,425万2,580円、ゼロ、54万4,420円、54万4,420円。

4 項都市計画費2,780万7,000円、2,667万4,563円、ゼロ、113万2,437円、113万2,437円。

5 項住宅費1,009万3,000円、970万6,409円、ゼロ、38万6,591円、38万6,591円。

8 款消防費、1 項消防費 3 億4,253万4,000円、3 億3,793万7,343円、ゼロ、459万6,657円、459万6,657円。

9 款教育費 6 億8,146万円、6 億5,974万2,520円、ゼロ、2,171万7,480円、2,171万7,480円。

1 項教育総務費 1 億375万8,000円、1 億333万8,672円、ゼロ、41万9,328円、41万9,328円。

2 項小学校費 2 億2,801万1,000円、2 億1,193万8,844円、ゼロ、1,607万2,156円、1,607万2,156円。

3 項中学校費7,699万2,000円、7,561万2,456円、ゼロ、137万9,544円、137万9,544円。

4 項幼稚園費 1 億3,688万1,000円、1 億3,573万2,382円、ゼロ、114万8,618円、114万8,618円。

5 項社会教育費4,048万2,000円、3,931万8,855円、ゼロ、116万3,145円、116万3,145円。

6 項保健体育費8,175万1,000円、8,023万5,032円、ゼロ、151万5,968円、151万5,968円。

7 項奨学金1,358万5,000円、1,356万6,279円、ゼロ、1万8,721円、1万8,721円。

10 款災害復旧費 2 億395万7,000円、1 億7,247万8,933円、2,644万7,000円、503万1,067円、3,147万8,067円。

1 項農林水産業施設災害復旧費5,501万1,000円、4,645万4,270円、610万4,000円、245万2,730円、855万6,730円。

2 項公共土木施設災害復旧費 1 億4,894万6,000円、1 億2,602万4,663円、2,034万3,000円、257万8,337円、2,292万1,337円。

11 款公債費、1 項公債費 6 億7,040万円、6 億6,656万7,676円、ゼロ、383万2,324円、383万2,324円。

12 款諸支出金、1 項普通財産取得費1,000円、ゼロ、ゼロ、1,000円、1,000円。

13 款予備費、1 項予備費922万9,000円、ゼロ、ゼロ、922万9,000円、922万9,000円。

歳出合計、予算現額55億3,771万8,000円、支出済額54億2,403万5,267円、翌年度繰越額2,644万7,000円、不用額8,723万5,733円、予算現額と支出済額との比較 1 億1,368万2,733円となった内容でございます。

6 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額 1 億3,881万255円、翌年度繰越額859万7,000円、財政調整基金繰入額7,000万円でございます。この繰入額につきましては、地方自治法並びに東伊豆町財政調整基金条例第 2 条第 2 号の規定に基づきまして措置したものでございます。

続きまして、117ページをお開きください。

実質収支に関する調書についてでございますが、区分、金額の順に御説明申し上げます。

1、歳入総額55億6,284万6,000円。2、歳出総額54億2,403万5,000円。3、歳入歳出差引額

1億3,881万1,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費通次繰越額ゼロ円、(2)繰越明許費繰越額859万7,000円、(3)事故繰越し繰越額ゼロ円、計859万7,000円。5、実質収支額1億3,021万4,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額7,000万円でございます。

次に、国民健康保険特別会計の1ページをお開きください。

議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税6億8,407万7,000円、10億7,487万2,925円、6億7,184万2,466円、7,610万2,100円、3億2,692万8,359円、1,223万4,534円。

2款使用料及び手数料、1項手数料45万1,000円、59万4,750円、59万4,750円、ゼロ、ゼロ、14万3,750円。

3款国庫支出金6億6,789万9,000円、7億794万4,407円、7億794万4,407円、ゼロ、ゼロ、4,004万5,407円。

1項国庫負担金5億8,700万円、5億7,783万7,407円、5億7,783万7,407円、ゼロ、ゼロ、916万2,593円。

2項国庫補助金8,089万9,000円、1億3,010万7,000円、1億3,010万7,000円、ゼロ、ゼロ、4,920万8,000円。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金1億4,959万8,000円、1億4,756万3,851円、1億4,756万3,851円、ゼロ、ゼロ、203万4,149円。

5款県支出金961万4,000円、961万3,678円、961万3,678円、ゼロ、ゼロ、322円。

1項県補助金1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円。

2項県負担金961万3,000円、961万3,678円、961万3,678円、ゼロ、ゼロ、678円。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金6,303万5,000円、6,303万5,000円、6,303万5,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

7款財産収入、1項財産運用収入3,000円、260円、260円、ゼロ、ゼロ、2,740円。

8款連合会支出金、1項連合会補助金2,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、2,000円。

9款繰入金1億2,883万2,000円、1億2,883万893円、1億2,883万893円、ゼロ、ゼロ、1,107円。

1項一般会計繰入金1億1,983万1,000円、1億1,983万893円、1億1,983万893円、ゼロ、ゼロ、107円。

2項基金繰入金900万1,000円、900万円、900万円、ゼロ、ゼロ、1,000円。

10款繰越金、1項繰越金3,000万1,000円、3,000万円、3,000万円、ゼロ、ゼロ、1,000円。

11款諸収入51万4,000円、60万1,136円、60万1,136円、ゼロ、ゼロ、8万7,136円。

1項延滞金、加算金及び過料11万円、36万3,268円、36万3,268円、ゼロ、ゼロ、25万3,268円。

2項預金利子1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円。

3項雑入40万3,000円、23万7,868円、23万7,868円、ゼロ、ゼロ、16万5,132円。

歳入合計、予算現額17億3,402万6,000円、調定額21億6,305万6,900円、収入済額17億6,002万6,441円、不納欠損額7,610万2,100円、収入未済額3億2,692万8,359円、予算現額と収入済

額との比較2,600万441円となった内容でございます。

次に、3ページをお開きください。歳出でございます。

1 款総務費1,066万4,000円、1,017万2,459円、ゼロ、49万1,541円、49万1,541円。

1 項総務管理費745万6,000円、711万6,928円、ゼロ、33万9,072円、33万9,072円。

2 項徴税費257万3,000円、248万3,620円、ゼロ、8万9,380円、8万9,380円。

3 項運営協議会費20万5,000円、14万9,271円、ゼロ、5万5,729円、5万5,729円。

4 項趣旨普及費43万円、42万2,640円、ゼロ、7,360円、7,360円。

2 款保険給付費10億7,510万6,000円、10億7,002万8,435円、ゼロ、507万7,565円、507万7,565円。

1 項療養諸費9億5,580万9,000円、9億5,541万9,274円、ゼロ、38万9,726円、38万9,726円。

2 項高額療養費1億248万7,000円、1億30万9,161円、ゼロ、217万7,839円、217万7,839円。

3 項移送費11万円、ゼロ、ゼロ、11万円、11万円。

4 項出産育児諸費1,080万円、870万円、ゼロ、210万円、210万円。

5 項葬祭諸費590万円、560万円、ゼロ、30万円、30万円。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金4億8,911万5,000円、4億8,911万4,682円、ゼロ、318円、318円。

4 款介護納付金、1 項介護納付金1億1,216万1,000円、1億1,216万97円、ゼロ、903円、903円。

5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金3,845万7,000円、3,845万5,176円、ゼロ、1,824円、1,824円。

6 款保健事業費、1 項保健事業費369万円、314万1,952円、ゼロ、54万8,048円、54万8,048円。

7 款基金積立金、1 項基金積立金2,000円、74円、ゼロ、1,926円、1,926円。

8 款公債費、1 項公債費1,000円、ゼロ、ゼロ、1,000円、1,000円。

9 款諸支出金220万5,000円、198万8,100円、ゼロ、21万6,900円、21万6,900円。

1 項償還金及び還付加算金も220万5,000円、198万8,100円、ゼロ、21万6,900円、21万6,900円。

10 款予備費、1 項予備費262万5,000円、ゼロ、ゼロ、262万5,000円、262万5,000円。

歳出合計、予算現額17億3,402万6,000円、支出済額17億2,506万975円、翌年度繰越額ゼロ、不用額896万5,025円、予算現額と支出済額との比較896万5,025円でございます。

5ページをお開きください。

歳入歳出差引残額3,496万5,466円、翌年度繰越額ゼロ円、国民健康保険・保険給付等支払準備基金繰入額1,000万円となった内容でございます。この繰入額につきましては、地方自治法並びに東伊豆町国民健康保険・保険給付等支払準備基金条例第2条の規定に基づき措置をさせてもらった内容でございます。

続きまして、18ページをお開きください。

実質収支に関する調書についてでございますが、区分、金額の順に御説明申し上げます。

1、歳入総額17億6,002万6,000円。2、歳出総額17億2,506万1,000円。3、歳入歳出差引額3,496万5,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費逐次繰越額ゼロ円、(2)繰越明許費繰越額ゼロ円、(3)事故繰越し繰越額ゼロ円、計ゼロ円。5、実質収支額3,496万

5,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額1,000万円でございます。

次に、老人保健医療特別会計の1ページをお開き願います。

議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございます。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 9 億2,772万4,000円、9 億2,215万5,000円、9 億2,215万5,000円、ゼロ、ゼロ、556万9,000円。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金 3 億3,223万4,000円、3 億2,230万8,734円、3 億2,230万8,734円、ゼロ、ゼロ、992万5,266円。

3 款県支出金、1 項県負担金8,868万6,000円、7,870万6,000円、7,870万6,000円、ゼロ、ゼロ、998万円。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金8,869万3,000円、8,869万3,000円、8,869万3,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

5 款繰越金、1 項繰越金387万8,000円、387万8,807円、387万8,807円、ゼロ、ゼロ、807円。

6 款諸収入373万8,000円、373万4,865円、373万4,865円、ゼロ、ゼロ、3,135円。

1 項延滞金及び加算金2,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、2,000円。

2 項預金利子1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円。

3 項雑入373万5,000円、373万4,865円、373万4,865円、ゼロ、ゼロ、135円。

歳入合計、予算現額14億4,495万3,000円、調定額14億1,947万6,406円、収入済額14億1,947万6,406円、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較 2,547万6,594円となった内容でございます。

次に、2ページをお開きください。歳出でございます。

1 款医療諸費、1 項医療諸費14億3,358万5,000円、14億333万2,140円、ゼロ、3,025万2,860円、3,025万2,860円。

2 款諸支出金1,136万8,000円、1,136万5,541円、ゼロ、2,459円、2,459円。

1 項償還金及び還付加算金601万9,000円、601万7,484円、ゼロ、1,516円、1,516円。

2 項繰越金534万9,000円、534万8,057円、ゼロ、943円、943円。

歳出合計、予算現額14億4,495万3,000円、支出済額14億1,469万7,681円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額3,025万5,319円、予算現額と支出済額との比較3,025万5,319円でございます。

3ページをお開きください。

歳入歳出差引残額477万8,725円、翌年度繰越額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、7ページをお開きください。

実質収支に関する調書についてでございますが、区分、金額の順に御説明申し上げます。

1、歳入総額14億1,947万6,000円。2、歳出総額14億1,469万8,000円。3、歳入歳出差引額477万8,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費逐次繰越額ゼロ円、(2)繰越明許費繰越額ゼロ円、(3)事故繰越し繰越額ゼロ円、計ゼロ円。5、実質収支額477万8,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、介護保険特別会計の1ページをお開きください。

議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料 1 億3,255万6,000円、1 億3,827万600円、1 億3,101万1,300円、83万5,500円、642万3,800円、154万4,700円。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金644万5,000円、606万4,119円、606万4,119円、ゼロ、ゼロ、38万881円。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料11万1,000円、14万8,400円、14万8,400円、ゼロ、ゼロ、3万7,400円。

4 款国庫支出金 1 億9,186万7,000円、1 億7,639万1,133円、1 億7,639万1,133円、ゼロ、ゼロ、1,547万5,867円。

1 項国庫負担金 1 億5,002万3,000円、1 億3,414万637円、1 億3,414万637円、ゼロ、ゼロ、1,588万2,363円。

2 項国庫補助金 4,184万4,000円、4,225万496円、4,225万496円、ゼロ、ゼロ、40万6,496円。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 2 億3,327万円、2 億1,979万4,000円、2 億1,979万4,000円、ゼロ、ゼロ、1,347万6,000円。

6 款県支出金 9,112万3,000円、9,112万1,000円、9,112万1,000円、ゼロ、ゼロ、2,000円。

1 項県負担金 9,112万1,000円、9,112万1,000円、9,112万1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

2 項財政安定化基金支出金 2,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、2,000円。

7 款財産収入、1 項財産運用収入 1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円。

8 款繰入金 1 億606万1,000円、1 億606万円、1 億606万円、ゼロ、ゼロ、1,000円。

1 項一般会計繰入金 1 億606万円、1 億606万円、1 億606万円、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

2 項基金繰入金 1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円。

9 款繰越金、1 項繰越金 1,854万2,000円、1,854万1,735円、1,854万1,735円、ゼロ、ゼロ、265円。

10 款諸収入 8 万4,000円、9 万円、9 万円、ゼロ、ゼロ、6,000円。

1 項延滞金加算金及び過料 1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円。

2 項預金利子 1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円。

3 項雑入 8 万2,000円、9 万円、9 万円、ゼロ、ゼロ、8,000円。

歳入合計、予算現額 7 億8,006万円、調定額 7 億5,648万987円、収入済額 7 億4,922万1,687円、不納欠損額 83万5,500円、収入未済額 642万3,800円、予算現額と収入済額との比較 3,083万8,313円となった内容でございます。

次に、3 ページをお開きください。歳出でございます。

1 款総務費 2,585万1,000円、2,500万226円、ゼロ、85万774円、85万774円。

1 項総務管理費 1,075万4,000円、1,068万812円、ゼロ、7 万3,188円、7 万3,188円。

2 項徴収費 94万6,000円、89万5,538円、ゼロ、5 万462円、5 万462円。

3 項介護認定審査会費 1,415万1,000円、1,342万3,876円、ゼロ、72万7,124円、72万7,124円。

2 款保険給付費 7 億2,897万1,000円、6 億9,444万8,970円、ゼロ、3,452万2,030円、3,452万2,030円。

1 項介護サービス等諸費 7 億427万7,000円、6 億7,419万3,066円、ゼロ、3,008万3,934円、

3,008万3,934円。

2 項支援サービス等諸費1,769万4,000円、1,470万2,465円、ゼロ、299万1,535円、299万1,535円。

3 項その他諸費153万円、137万2,518円、ゼロ、15万7,482円、15万7,482円。

4 項高額介護サービス等費547万円、418万921円、ゼロ、128万9,079円、128万9,079円。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金81万7,000円、81万1,769円、ゼロ、5,231円、5,231円。

4 款基金積立金、1 項基金積立金1,825万2,000円、1,825万2,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金516万9,000円、513万2,336円、ゼロ、3万6,664円、3万6,664円。

6 款予備費、1 項予備費100万円、ゼロ、ゼロ、100万円、100万円。

歳出合計、予算現額7億8,006万円、支出済額7億4,364万5,301円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額3,641万4,699円、予算現額と支出済額との比較3,641万4,699円でございます。

4 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額557万6,386円、翌年度繰越額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、14ページをお開きください。

実質収支に関する調書についてでございますが、区分、金額の順に御説明申し上げます。

1、歳入総額7億4,922万2,000円。2、歳出総額7億4,364万5,000円。3、歳入歳出差引額557万7,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費繰越額ゼロ円、(2)繰越明許費繰越額ゼロ円、(3)事故繰越し繰越額ゼロ円、計ゼロ円。5、実質収支額557万7,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、稲取財産区特別会計の1ページをお開きください。

議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございます。

1 款財産収入、1 項財産運用収入186万9,000円、187万646円、187万646円、ゼロ、ゼロ、1,646円。

2 款繰越金、1 項繰越金7万7,000円、7万7,737円、7万7,737円、ゼロ、ゼロ、737円。

3 款諸収入、1 項預金利子1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円。

歳入合計、予算現額194万7,000円、調定額194万8,383円、収入済額194万8,383円、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較1,383円となった内容でございます。

次に、2ページをお開きください。歳出でございます。

1 款管理会費、1 項管理会委員会費138万4,000円、131万9,000円、ゼロ、6万5,000円、6万5,000円。

2 款諸支出金、1 項繰出金55万8,000円、55万8,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

3 款予備費、1 項予備費5,000円、ゼロ、ゼロ、5,000円、5,000円。

歳出合計、予算現額194万7,000円、支出済額187万7,000円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額7万円、予算現額と支出済額との比較7万円でございます。

3 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額7万1,383円、翌年度繰越額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、6ページをお開きください。

実質収支に関する調書についてでございますが、区分、金額の順に御説明申し上げます。

1、歳入総額194万8,000円。2、歳出総額187万7,000円。3、歳入歳出差引額7万1,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費逓次繰越額ゼロ円、(2)繰越明許費繰越額ゼロ円、(3)事故繰越し繰越額ゼロ円、計ゼロ円。5、実質収支額7万1,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、風力発電事業特別会計の1ページをお開きください。

議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございます。1款風力発電事業収益、1項売電収益900万円、1,173万457円、1,173万457円、ゼロ、ゼロ、273万457円。

2款繰入金、1項一般会計繰入金ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

3款繰越金、1項繰越金34万1,240円、34万1,555円、34万1,555円、ゼロ、ゼロ、315円。

4款諸収入、1項雑入2億1,707万8,000円、2億1,707万8,769円、2億1,707万8,769円、ゼロ、ゼロ、769円。

5款町債、1項町債2億4,280万円、2億4,280万円、2億4,280万円、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

歳入合計、予算現額4億6,921万9,240円、調定額4億7,195万781円、収入済額4億7,195万781円、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較273万1,541円となった内容でございます。

次に、2ページをお開きください。歳出でございます。

1款電気事業費4億6,871万5,240円、4億6,832万4,701円、ゼロ、39万539円、39万539円。

1項電気事業管理費2万円、2万円、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

2項風力発電事業費4億6,869万5,240円、4億6,830万4,701円、ゼロ、39万539円、39万539円。

2款公債費、1項公債費16万7,000円、16万6,204円、ゼロ、796円、796円。

3款予備費、1項予備費33万7,000円、ゼロ、ゼロ、33万7,000円、33万7,000円。

歳出合計、予算現額4億6,921万9,240円、支出済額4億6,849万905円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額72万8,335円、予算現額と支出済額との比較72万8,335円でございます。

3ページをお開きください。

歳入歳出差引残額345万9,876円、翌年度繰越額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、区分、金額の順に御説明申し上げます。

1、歳入総額4億7,195万1,000円。2、歳出総額4億6,849万1,000円。3、歳入歳出差引額346万円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費逓次繰越額ゼロ円、(2)繰越明許費繰越額ゼロ円、(3)事故繰越し繰越額ゼロ円、計ゼロ円。5、実質収支額346万円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円でございます。

以上で各会計の決算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、お手元に配付させていただきました財産に関する調書の1ページをお開きください。概要だけ説明いたします。

まず、土地の箇所でございますが、決算年度中増減高の欄をごらんください。

公共用財産の学校6.50平米の増でございますが、稲取小学校用地25.47平米と土屋光明所有地31.97平米の交換により生じた差であります。その他の施設マイナスの6.60平米の減につきましては、稲取、字、百尻の土地を稲取温泉観光株式会社に、額面1株9,080円で222株売却したものであります。

宅地マイナス47.94平米の減につきましては、奈良本886番地の1地先から889番地の1地先を奈良本の稲葉稔氏に売却した内容でございます。山林のマイナス141.0平米の減につきましては、風力発電施設用地に所管がえによる減少であります。原野1,223.0平米の増は、伊豆天城ハイランド地内の土地2筆を管理不能のため寄附をいただいた内容でございます。風力発電施設の141.0平米につきましては、山林より所管がえにより増となった内容でございます。

建物の決算年度中の増減でございますが、非木造の公共用財産の学校マイナス7.0平米の減は、大川小学校耐震補強工事の際、延べ面積修正によるものでございます。

風力発電施設141.0平米の増は、風車本体99.5平米、変圧器キュービクル27.0平米、系統連携盤のキュービクル14.6平米の内容でございます。

次に、3ページをお開きください。

有価証券の決算年度中増減高は、先ほど土地のところで説明いたしました稲取温泉観光株式会社に、土地売却で株券を購入した内容でございます。

次に、6ページをお開きください。

4の基金でございますが、一番上の財政調整基金から一番下の風力発電事業基金まで、決算年度中の増額が3億4,385万6,000円、減額が4億8,664万5,000円となり、決算年度末現在高は4億6,337万2,000円となります。

このうち財政調整基金に8,050万3,000円積み立て、6,930万円を取り崩し、決算年度末残高は1億5,685万3,000円となっております。文化会館等整備基金を廃止し、新規にアスド会館等整備基金とし、2億3,769万8,000円を積立措置いたしました。また、風力発電事業基金も、新規に610万円積立措置をした内容でございます。

次に、7ページをお開きください。

定額基金のうち土地開発基金の決算年度中増減高の山林・原野1,696.41平米につきましては、下小田原都市下水路整備工事に伴う用地取得の内容で1,035.41平米、また桜山整備工事に伴う用地取得ということで、伊豆急行より661平米を購入した内容でございます。

育英奨学基金につきましては、決算年度中681万7,000円の積み立てをし、672万円の貸し出しをしました。前年度末現在高の貸付人員につきましては30人、新規貸し付け6人、完納者2人で、決算年度末現在高の貸付人員は34人でございます。

以上、簡単ですが財産に関する調書の概説明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（太田長八君） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時16分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

水道課長に決算概要の説明を求めます。

水道課長。

（水道課長 田中輝知君登壇）

水道課長（田中輝知君） それでは、先ほど提案されました議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算の内容について説明させていただきます。

1ページをお開きください。

平成15年度東伊豆町水道事業会計決算報告です。

初めに、収益的収入及び支出の内容であります。税込みの金額となっております。

収入で、第1款水道事業収益は決算額4億7,949万2,654円で、予算対比で359万6,346円の減、前年度と比較しますと2,773万4,245円、5.5%の減となっております。

内訳は、第1項営業収益の決算額が4億7,517万4,469円で、予算対比324万531円の減、前年度対比で2,722万3,392円、5.4%の減となっております。主なものは上水道収益で4億5,335万6,491円で、前年度と比較しますと2,838万8,756円、5.9%の減となっております。また簡易水道収益では2,043万7,188円で、前年度対比102万304円、5.3%の増となっております。

上水道収益の減少を簡易水道収益で補てんすることは、先ほども申しましたが困難な状況でございます。これは水道事業を取り巻く環境が非常に厳しい状況にあることを示すものであり、上水道におきましては、船舶用を除く各業種で収益が減少しております。特に、営業用は観光産業が中心の産業形態であるため、水の需要は景気の動向に大きく左右されます。景気の回復がおくれている状況下では、おくれただけ収益の減少傾向が続くと考えられます。

第2項営業外収益の決算額で431万8,185円で、予算対比で35万5,815円の減、前年度対比51万853円の減額、率にして10.6%の減となっております。減の要因は、低金利が続き受取利息に期待ができなかったこと、また加入分担金の収入が大きく減少しており、これも景気の低迷を示すものの一つと考えております。

次に、支出の第1款水道事業費用の決算額で4億6,391万9,695円、執行率97.2%であります。前年度対比1,389万6,177円の増額となりました。率にして3.1%の増となっております。

内訳は、第1項営業費用におきまして決算額3億9,831万8,676円、執行率98.6%であります。また、前年度対比では1,604万5,744円の増額、率にして4.2%の増となっております。

内容的には動力費が前年度対比で29%、減価償却費が前年度対比で12%の増加を示し、増加要因の大きなウエートを占めております。これは新しい稲取系の動力費の増加及び稲取系の施設稼働に伴う償却費の増加が主なものであります。しかし、他の経費の節減が図られ、増加を5%以下に抑えることができました。

第2項の営業外費用では決算額が6,038万8,145円となり、執行率89.7%であります。また、前年度対比271万6,802円の減額、率にして4.3%の減となっております。主なものは、企業債利息で5,363万4,245円であります。

第3項の特別損失では決算額が521万2,874円となり、前年度対比56万7,235円の増額、率にして12.2%の増となっております。内容は上水道で92件、518万7,634円、簡易水道で6件、2万5,240円、合計98件の時効による平成10年度以前の不納欠損処分でございます。

第4項予備費につきましては、消費税及び地方消費税の不足分を補てんするため7万1,000円の流用措置をさせていただきました。

2ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてであります。

初めに、収入についてです。第1款資本的収入におきましては決算額が735万1,477円となりました。

内訳としては、第1項の分担金は収入はございませんでした。収入がありましたのは、第2項で光風居からの寄付金が20万円、第3項補助金で大川簡易水道施設災害復旧に伴う国庫補助金が715万1,477円となっております。

次に支出ですが、第1款資本的支出が1億4,824万8,507円の決算額となっております。前年度対比で1億149万9,836円の減、率にして40.6%の減となっております。

支出の内訳としましては、第1項建設改良費が1億577万2,566円、前年度対比で1億1,509万2,606円の減、率にして52.1%の減となっております。主な工事執行状況は事業報告書にお示ししておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、第2項企業債償還金が4,247万5,941円、前年度対比で1,359万2,770円の増額となっており、率にして47.1%の増となっております。これは、第5次拡張事業関係の起債の償還の増加によるものであります。なお、これらの償還予定につきましては附属書類として示しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

この決算において、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,089万7,030円は、減債積立金4,200万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,028万1,663円及び過年度分損益勘定留保資金4,861万5,367円で補てんしました。

以上が一般会計と同様の予算執行の実績計算表としての決算でございます。

3ページをごらんください。

ここからが企業会計方式による決算の区分に従って作成しました財務諸表で、税引き後の金額で作成してございます。

ここに昨年度1年間の平成15年度東伊豆町水道事業損益計算書を掲載してあります。

最初に、営業収益で合計4億5,256万427円となりました。次に、営業費用で合計3億9,398万9,207円でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業利益で5,857万1,220円を計上しました。

4ページをお開きください。

次に、営業外収益が438万6,369円、営業外費用が5,363万4,245円となり、営業外収益から営業外費用を差し引きますと、マイナス4,924万7,876円となりました。これに営業利益との合算で932万3,344円の経常利益を計上しました。

経常利益から過年度損益修正損521万2,874円を減額した結果、平成15年度の税引き後の純利益は411万470円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせ、当年度未処分利益剰余金として1,794万9,101円を計上してあります。

5ページをごらんください。ここでは、平成16年3月31日現在の平成15年度東伊豆町水道事業貸借対照表を掲載してあります。

5ページには固定資産を掲載してあります。固定資産総額で53億3,412万9,114円を計上してあります。

6ページをお開きください。前段に流動資産を掲載してあります。

現金5億3,860万2,528円、未収金5,193万7,521円及び貯蔵品156万9,816円、合計5億9,210万9,865円となり、固定資産と合わせた資産合計は59億2,623万8,979円となりました。

6 ページ後段には負債を記載してあります。

流動負債として、未払金752万3,964円及び預り金26万1,086円、合計778万5,050円を計上してあります。

7 ページをごらんください。ここに資本を掲載してあります。

最初に資本金であります。自己資本金20億4,257万5,002円及び借入資本金20億4,477万4,902円、合計で40億8,734万9,904円となりました。なお、借入資本金は毎年、資本的支出の企業債償還金として返済を行うものでございます。

次に剰余金であります。資本剰余金16億3,299万6,428円及び利益剰余金1億9,810万7,597円、合計18億3,110万4,025円であります。

資本金と剰余金を合わせた資本合計で59億1,845万3,929円、負債・資本合計で59億2,623万8,979円であります。資産合計と負債・資本合計が同額となります。

8 ページをお開きください。ここでは、平成15年度東伊豆町水道事業剰余金計算書を掲載してあります。

初めに、利益剰余金の計算内容を掲載してあります。減債積立金で年度末算高が6,900万円、次に建設改良積立金1億1,115万8,496円、そして未処分利益剰余金1,794万9,101円の計算状況を記載してあります。

9 ページから10ページにかけては資本剰余金の計算書を記載してあります。

ここでは、先ほど申しました資本的収入の国庫補助金及び寄付金が増額となっております。金額は、貸借対照表上の資本剰余金及び利益剰余金の各残額と同額となります。

11ページをごらんください。ここは平成15年度東伊豆町水道事業剰余金処分計算書(案)で、当年度未処分利益剰余金の処分案を提案させていただきました。

当年度未処分利益剰余金1,794万9,101円のうち、減債積立金に500万円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金として1,294万9,101円を処分案として提案してございますので、よろしく願いいたします。

12ページ以降は事業報告書及び附属書類となっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

また、監査委員からの意見書の内容につきましては今後の執行に十分配慮してまいりたいと考えております。

以上概要を申し上げまして、決算内容についての説明とさせていただきます、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) ここで議会運営委員長より発言の許可を求められておりますので、許可いたします。

7番、山本鉄太郎さん。

7番(山本鉄太郎君) 議会運営委員会より、予算決算特別委員会の運営方法について報告いたします。

前回まで、決算並びに予算審査の特別委員会の委員長報告書に時々意見書が添付されておりましたが、意見書としての取り扱いを調査・研究した結果、意見書という表現は好ましくないという判断をいたしました。したがって、本定例会より改めることにいたしましたので、御了承ください。

なお、詳細につきましては、特別委員会設置後に資料を提示し、それぞれの委員会で説明い

たさせますので、よろしく御理解をください。

以上です。

議長（太田長八君） 本日は、一括上程された各会計の決算概要説明のみとし、大綱質疑の締め切りについては9月16日午前9時まででいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 異議なしと認めます。よって、大綱質疑の締め切りを9月16日午前9時までにすることに決定いたしました。

通告書につきましては事務局に用意してございますので、質問をなさる方は受け取りに来てください。

なお、16日は午後1時から会議を開きますので、御承知ください。

散会の宣告

議長（太田長八君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時29分

平成16年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

平成16年9月16日(木)午後1時開議

- 日程第 1 議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7 議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 飯田龍一君 | 2番 | 森田礼治君 |
| 3番 | 西村弘佐君 | 5番 | 関野博君 |
| 6番 | 鈴木勉君 | 7番 | 山本鉄太郎君 |
| 8番 | 八代善行君 | 10番 | 太田長八君 |
| 11番 | 居山信子君 | 12番 | 定居利子君 |
| 13番 | 山田直志君 | 14番 | 内山恒昭君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------------------------|-------|----------------|--------|
| 町長 | 片野武君 | 助役 | 太田俊彦君 |
| 収入役 | 渡辺富夫君 | 教育長 | 石井建三郎君 |
| 総務課長 | 村木脩君 | 企画調整課長
兼防災監 | 太田英明君 |
| 税務課長 | 西川真人君 | 収納課長 | 楠山節雄君 |
| 農林水産課長
兼農業委員会
事務局長 | 鈴木新一君 | 建設課長 | 村木重男君 |
| 観光商工課長 | 山本幸雄君 | 消防長 | 金田弘道君 |
| 教育委員会
事務局長 | 稲葉忠明君 | 住民課長兼
熱川支所長 | 山田嘉之君 |

福祉介護課長 鈴木清司君 健康づくり課長 鈴木希美雄君

水道課長 田中輝知君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤 悟君 書記 石井尚徳君

開議 午後 1時00分

開議の宣告

議長（太田長八君） 皆様、こんにちは。連日の審議、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成16年東伊豆町議会第3回定例会第4日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

日程第1 議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

議長（太田長八君） 日程第1 議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2 議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3 議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4 議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

これより大綱質疑に入ります。

お諮りいたします。大綱質疑は1問2回の質疑といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、大綱質疑は1問2回までといたします。

7番、山本鉄太郎さんの大綱質疑を許します。

7番、山本鉄太郎さん。

7番(山本鉄太郎君) 私は、大綱質疑を歳入2点、歳出1点で質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

歳入については、小さくとも輝けるまちづくりを目指している我が町の町税で、平成15年度は総額で約23億800万円、前年度の平成14年度は23億5,100万円です。約5,000万円ぐらいの減の要因をお伺いいたします。

また、収入未済額は前年より少なくなっており、職員各位の鋭意なる努力が見られますが、不納欠損額が前年に対し約3億円ほど増えておりますが、その内容をお伺いいたします。

歳出については1点、東河野猿対策協議会の内容とその効果、今後の対応策をお聞かせください。

議長(太田長八君) 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) 皆さん、こんにちは。

一般会計の大綱質疑で歳入2点、歳出1点の質疑が今、山本議員からございました。

歳入の町税の収納状況の前年対比、それから不納欠損の問題を順次お答えをさせていただきます。

平成15年度の町税の収入総額は23億800万円、前年度の収入総額は23億5,000万円で、約5,000万円の収入減の主な要因ですが、現年滞納繰り越しを合わせたの数字になりますので一概に申し上げられませんが、大きな収入減といたしましては、平成15年度に3年ごとの、この年はちょうど固定資産の評価替えが行われまして、固定資産税の全体調定額が、平成14年度16億5,811万4,000円が15年度には15億5,545万5,000円で、約1億229万4,000円の減額となったところでございます。

内容といたしましては、家屋の経年減点の課税によるものが7,122万円の減で約70%、土地につきましては地価の下落により2,394万6,000円の減額で23%、償却資産は新規投資の減少によりまして712万8,000円の減で7%となっております。また平成15年度より、時限立法により特別土地保有税が廃止になったことや、町県民税や軽自動車税を除いた税収の落ち込みも少しはあります。そういう要因が挙げられるところでございます。

以上述べましたように、固定資産税の評価替えによる調定額の減額が主な要因ではありますが、1億円以上の減額調定額を、職員一丸となった収納体制により、落ち込みを極力抑えることができたところでございます。

もう一点の不納欠損額の約3億円増の内容でございますが、平成14年度の不納欠損額が町税全体で1億9,592万3,000円あります。平成15年度が5億1,065万円で、前年度不納欠損額よりお尋ねのように3億1,473万円の増と、こういう形になっておりますが、この不納欠損を行ったところでございます。

主な内容としたしましては、固定資産税の地方税法第15条の7第5項、いわゆる競売処分ということで、即時処分されたものによるものが全体の不納欠損額の70%と大勢を占めておりますほか、同条の4項及び第18条に伴う内容に基づいて法的根拠で処理していますが、今後も不納欠損につきましては慎重に処理していきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、歳出の東河野猿対策協議会の内容と効果、今後の対応策ということでございます。

東河野猿対策協議会は、東伊豆町及び河津町内における野猿被害に対しまして、その対策のために必要な方法等について調査・研究し、健全な農林業の振興を図ることを目的に平成12年度に組織されまして、現在まで私が会長を務めております。

これまでの活動内容としたしましては、まず野猿の専門家を招きましてその生息域の調査、行動域調査、目撃情報調査等を行いました。その結果、大川から白田までを行動範囲といたします東伊豆A群、稲取エリアから見高エリア方面を行動範囲といたします河津A群、そして河津町逆川地区周辺を行動範囲とする河津B群の3群が存在することが確認されたところでございます。

これらのデータをもとに、平成13年から各群それぞれ1頭を捕獲いたしまして、発信機をつけました猿を特殊なアンテナを使って探し出すテレメトリー調査を実施しており、さらに平成14年度、15年度の継続事業でありましたが、野猿接近自動通報システムを開発いたしまして、白田地区と見高エリア地区に導入いたしました。このシステムは、発信機を取りつけた猿がシステムの警戒範囲内に侵入いたしますと、設定されました通報先に自動的に電話連絡をするシステムで、地区や畑に侵入される前に追い払うことを目的としておるところであります。これらの効果につきましては絶対的なものではありませんが、農業者個人の追い払い意識の向上とあわせ、被害報告が減少していることは事実でございます。

今後の対応策としたしましては、これまでのシステムをさらに改良し、より有効なものにしていくことと、本年度事業として、イノシシやシカの被害対策に効果が出ている電気柵を野猿対策用として試験導入をいたしまして、その効果についてこれから調査をしていきたいというように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） ただいまの御回答で大体のことはわかりましたけれども、歳入減というのは、交付税も減額になっておりますし自主財源に対する職員の皆さんの鋭意なる努力というものにも敬意を表しますけれども、さらなる努力を今後行って、優良納税者に負担がかからないようお願いしたいという形のもので一点あります。

そしてあと歳出の方ですけれども、野猿対策というのは、恐らく山に食糧がなくなったから猿も民家におりてくるというような形のものでうかがえると思うんです。聞いた話によると、稲取地区では町営住宅の方まで来ているのではないかと。私が出くわしたのは、ちょうど災害道路の白田に抜ける道ですね。途中で群れに一度会ったことはありますけれども、1人で行くところ向こうはたくさんいますから、20頭ぐらいいますのでちょっと不安になります。それから、熱川の方では町長の自宅付近、ワニ園の辺まで群れが来たよという話も聞きました。ですから、野猿対策についてはいろいろやっていると思っておりますけれども、要するに一般の人々がそういうものと出くわしたときに、どのような対応をしていいのか。これは恐らく危害を加えれば反対

にやられてしまうと思うんです。だから今後、その辺の問いかけを町民の皆さんに行政側から、えさをやったりしないでくれとか威嚇をしないでくれとかという形のものを、この場をかりて訴えておいた方がいいのではないかなというような気持ちが私はしますもので、つたない質問ですけれども、その辺をよろしく願いいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず収納に対しましては、町税のみならずやはり国税等も減少している。これは国の三位一体の改革あるいは今行われている町村合併、そういうものとも関連がありますが、いずれにいたしましても、国からのそういった金が減っていくということは間違いのない事実でありまして、合併しようと思えば今後交付税は減っていく。あとは国庫負担金が削減になって、ある程度は税源移譲ができるというような見通しになっています。そういう中で、自主財源の確保というものは至上命題だと思っております。職員も一丸になって、12月と年度末には100人体制で、二人一組で50班で収納をお願いに上がっている。そういう効果も徐々に出ております。それと同時に、預貯金調査をしたり悪質滞納者に対しては差し押さえもどんどんしていますし18条の時効の中断、こういうものも全部しています。一番最近効果があると思うのはやはり預貯金調査ですね。こういう形で預貯金を差し押さえ、税へ譲渡していただくようなこともやっています。さらなる努力は続けてまいります。今、御提言がありましたように当然のことでありまして、それは今後また職員一丸となってやっていくつもりでございます。

2点目の野猿の出没というのはあちこちに広範囲にありまして、今、議員がおっしゃったようなところのあちこちに出ますし、迂回路のガードレールにも何匹かはずらと並ぶところを私も何度も見ております。大変脅威を感ずるところでもございます。

そういう中で、人家に近いところにおりてきた場合には、最近ではC Aテレビでハイキャットをお願いして、野猿出没予報というものをやっているわけです。テレメトリー、さっき言いました群れの調査の結果こういうところへ出没する可能性がありますよというのを事前にやっております、テロップでかなりの町民が見ていただいているのかなと思います。折に触れまして広報ひがしいず、あるいはもしできれば議会だよりの方にもそういったことを載せていただければというようなことでもってさらなる広報活動と、やはり人的な被害があっては遅いですから、人に危害を加えるということもありますし、日本各地で、例えば日光だとかあるいは軽井沢とかあちこちに猿の被害があるわけですね。日光の猿などは万引きをする猿だと言われていましてけれどもね、それはそれとしまして、えさは絶対与えないというようなことは基本でございますから、今御提言がありましたようなことをさらに徹底して、人家、人間に被害のないようにしていきたいと、かように考えているところでございます。

議長（太田長八君） 以上で7番、山本鉄太郎さんの大綱質疑を終結いたします。

次に、6番、鈴木 勉さんの大綱質疑を許します。

6番、鈴木 勉さん。

6番（鈴木 勉君） 私は、特別会計の国民健康保険に係ります15年度の決算において2点ほど質問したいと思います。

1点目は、15年度の決算書を見ますと調定額が10億7,487万2,925円で、この内訳は現年課税分と過年度分の課税分があると思いますけれども、収納額を見ますと6億7,184万2,466円で、調定額に対しましては収納率は62.5%でございます。この中の現年課税分の収納率は91%とい

う数字がございませけれども、9%が新たな滞納額になってきているわけがございませ。収入未済額が3億2,692万8,359円、ほんの一部に新たな現年課税分の滞納が組み込まれているのではないかと感じております。そのほかに、15年度に不納欠損した額が7,600万円あるわけがございませ。15年度の予算現額に対しましても非常に大きな滞納額があるわけがございませ。

納税通知書を見ますと、調定額を査定するのに所得割というものがございませ。前年の確定申告した額より所得割が計算されるのではないかと感じております。今、町でも収入がなかったり遺族年金や障害年金だけの方たちも必ず所得の申告をしてくださいとお願いしているわけがございませけれども、所得の申告をしていない人もいるだろうと私は思います。この決算書におきませ15年度においても現年分の滞納者と過年度分の滞納者、この滞納者の納税指導をどのようになされてきたかを1点目として伺いたいと思います。

2点目といたしまして、町は15年度におきまして、医療費を抑えるために各種の健康診断やセミナーなど、健康づくり事業を多種にわたって行ってきたと思います。しかし、15年度においても医療費を軽減することはなかなかできなかったと思いますので、この軽減対策をどのようになされてきたかを伺わせていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めませ。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 鈴木議員は特別会計の国保会計に対して2点の御質問です。1点ずつお答えをさせていただきます。

まず、滞納者に対する納税指導をどのようになされてきたかと、こういうことがございませ。

年間を通じまして収納課と合同による全職員、先ほど申しませように100人体制臨宅徴収を実施して、収納率の向上に努めたところだございませ。また、口座振替で残高不足で引き落としができなかった納税者には、電話催告にて再度口座振替をお願いいたしました。通常の臨宅徴収で不在者の対応につきませは、毎月、電話による催告及び文書催告を行い、納税をお願いしてきたところだございませ。なお年末、年度末には収納強化月間を定めませ、担当課全職員による夜間臨宅徴収を実施いたしました。

悪質な滞納者には短期保険証及び資格証明書を交付いたしまして、納税義務を認識させることにより滞納減少に努めたところでありませ。平成15年度中で短期保険証317件、資格証明書116件の対象者がおりませが、今後も一連の催告にも応じない悪質な滞納者には毅然たる態度を示しまして、この制度を活用してさらには国保制度の仕組み等の啓発あるいは啓蒙を行い、納税意識の高揚を図り、収納率全体の向上を図ってまいりたいと考えておるところだございませ。

次に、2点目の医療費の軽減対策をどのようになされたかとの御質問ですが、議員からは先日の一般質問で同様な質問がありましたので、一部重複するところがありませがお答えいたしまませ。

国民健康保険財政は、景気の動向に非常に左右されやすいという根本的な問題を抱えております。特に近年は、加入者の所得の落ち込みで保険税収入は低迷をいたしました。年々の医療費の増大とあわせて国保財政は危機的状況が続いておりませして、医療費適正化が大きな課題となっております。さらに平成14年10月に制度改正がございませして、病院にかかる割合が多い170

歳から75歳までの年代が、老人保健から国保会計の被保険者となりましたので、国保会計は危機的な状況が続いており、先日発表いたしましたように前年対比18%の大幅な増になったと、このようなことでございます。

こうしたことから、平成16年度を健康づくり元年として位置づけまして、町民がみずから健康に関心を持ち、健康づくりに積極的に取り組んでいただくことが大切でございます。町でも介護予防拠点施設、いわゆるアスト会館や白田保健福祉センターなどを拠点といたしまして、さまざまな健康づくり事業を展開をしているところでございます。まだ1年目ということで具体的な医療費軽減の成果は見てまいりませんが、3年ないし5年先には確実に医療費が軽減ができるものと確信しているところでございます。

さらに、保健福祉センターにおいて基本健診並びに各種検診を実施しておりまして、早期発見・早期治療の観点から自分の健康はみずから守るということが大事なことでありますので、町民の皆さんもぜひ受診するようお願いをするところでございます。

なお、町といたしましては健康づくり課が、町民の健康づくりにあらゆる方策を模索しながら全力でバックアップしてまいりたいと考えておりますので、健康に関する相談や各健康教室への誘導と、個々の健康状態に合ったお試し教室等を開催し、多くの町民が積極的に参加でき利用しやすいメニューを考えながら、多数の参加者が利用できる環境づくりを創設していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（太田長八君） 6番、鈴木 勉さん。

6番（鈴木 勉君） 今、町長のお考えを聞きまして、1点目の収納についても非常に苦慮している、これだけの努力をしている、そういう形についても私も認識していきたいと思えますし、よく頑張ってくれているなという気持ちにもなりたいわけでございます。しかしながら、一般の町民にしますと保険料のそういう自分たちに賦課される金額に対しての不満もございすものですから、なお一層の努力をしていただきまして、滞納者の整理、収納率を上げていただけるようにしていただきたいと思っております。

2点目につきましても、今町長が言われた内容もそうですし、自分の手元の資料を見ましても、15年度においても健康づくり事業に非常に多大な時間と、多種多様なことによって町民の健康を留意してくれているというのは非常にわかるわけでございますけれども、しかし結果としてやはり15年度においても医療費の抑制は思ったほどできなかった。それによりまして、次年度の保険税の値上げにもつながっていくのかなという気持ちにも陥るわけでございます。

やはり今町も一つの対策といたしましては、病院の重複や多重診の防止などの指導を一生懸命しているわけでございますけれども、やはり町民が病院に行かない、病気にならずに病院に行かないというのが一番大事なことだろうと、それが軽減対策の一つのポイントではないかと思えます。ですから、先ほど町長が言われたみたいに、15年度の事業につきましても非常に頑張ってきたということは私も認識をさせていただきたいと思えます。

しかし、この15年度の決算を踏まえまして、今までやってきたことを踏み台にいたしまして、今後の新たな健康づくり、そのようなものにも取り組んでいただきたいと思うわけでございます。先ほどの町長の説明の中には血液サラサラ、その検査を取り入れていきたいというお話が入ってこなかったわけですが、15年度を踏み台とした次年度のステップの中に、この血液サラサラの診断をどういう時期にやるのかを16年度においてはまた課長の方に模索してもら

わなければならないと思いますけれども、このような、踏み台として今までなかったようなものを取り組んでいく、そういうお考えがありますかどうかを町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 決算の大綱質疑ですので決算かなと思ったら今度は予算の方にも入りましたが、それはそれとして、16年度の事業の中では、先日も第2委員会の方にお示しをしましたように11月に健康づくり教室セミナーをやります。その時に血液サラサラのものもやるつもりでおりまして、それは鈴木委員長の委員会にも提示をしてありますから、今後はそういったことも考えて、16年度の事業としてはやはり血液サラサラのチェックなども、やっていきたいとは思っております。

それから、議員は先ほどいろいろ数字を挙げて述べましたが、引き上げの料金改定を3年間ぐらいやっていなかったんです、ずっと。これは議会の皆さんにもいろいろな問題がありますし、我々もやはり少しずつ毎年改定をしたいという気持ちがありますけれども、現実にはなかなかいかなかったということです。その上に一般会計から決算上でも1億1,983万円を繰り出しているわけですね、全部で。では社会保険の加入者は何のメリットがあるんだという形、そういうこともひとつ我々はトータルで考えなければいけない問題がある。

これはこれとしまして、そういったことで国保会計が非常に厳しいという中で、まして先ほど申しましたように70歳から75歳までの医療費を段階的に国保の方で支払うということで、15年、16年対比で見ますと18%もこれが伸びているわけですね、20%近く。そして大変危機感を持って、健康づくり教室その他の町民の皆さんの健康管理といえますか、そういったこともやっているということでございます。

ですから、そういった背景もあるということ、ぜひまた御理解をいただきまして、今後も収納に一層努力すると同時に、先ほども山本議員にお答えしましたように、国保の会計においても預金調査、差し押さえ、あるいは分割納付とかいろいろな方法で、高額な医療費がかかる人にも滞納があった場合はそれを差し引いて支払いをすとか、いろいろな方法でやっておるんですが、やはり問題は相互扶助だということ、保険会計というのは自分が病気にならないからおれは払わないよということではなくて、いつか自分がお世話になるときのために相互扶助という形でやっていく。会計の本質がそういう形ですから、やはりそういう意識も皆さんに持っていただきまして、今現在自分は一切病院にかかっていない、しかし保険料だけは取られるよというような町民の方が、中にはあるかもしれませんが、やはり保険制度というものは先ほど申したような制度の上に成り立っているということで、ぜひひとつ御理解をいただくようなことも、我々も広報しますが、やはり議会の皆さんにもそういったことをぜひひとつお願いしたいと、こういうふうに思っておるところであります。

議長（太田長八君） 以上で6番、鈴木 勉さんの大綱質疑を終結いたします。

次に、13番、山田直志さんの大綱質疑を許します。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 特別会計の2本について質問したいと思います。

まず国民健康保険特別会計についてですけれども、1点目として、税負担の問題について資料を提供していただきたいと思っております。この税負担の問題について、監査の報告書等には、例えば1世帯当たりの保険税というのが17万4,344円とか、1人当たり8万4,586円とかあ

りますが、これは数字上のまやかしだと思っんですね。単純に全体の税負担額を世帯数とか人数で割ったという金額だけであって、実際の税負担の状況を反映していない数だと思っんです。

そういう点で、年金生活者や例えば4人世帯ではどうなのか、また1人世帯においてはこういうふうな税負担の状況になるのか、なっているのかという税負担の状況を、14年度と15年度を対比してわかるような形で明らかにしていただきたいと思っます。実際に町民の皆さんに、例えば1世帯当たり17万4,000円が東伊豆町の国民健康保険税の平均ですなどと言ったって、だれもこんな数字は信用しないわけですから、モデルとしてこういうモデルを想定した場合に今の税負担はこういう状況にありますというものが、これからは必要だというふうに思っますし、それはお互いの認識にもしていかなければいけないというふうに思っますので、その点を一点お願いしたい。

2つ目に滞納対策についてですが、私は3つの角度からデータをいただきたいし、そのそれぞれのデータごとに担当課の方でどのような滞納対策がされたのか、わかるようにしていただきたいと思っっております。

1つは、滞納金額の分布状況をもとにどういう対応をしたのか。例えば滞納金額が50万円までの世帯が何世帯あり、トータル幾らがあっその世帯に対してはどういう対応がなされたのか。それが100万円、150万円という世帯も当然あるわけで、そういう世帯が具体的に何件あり、それに対してどういう対応がなされたのか。それが差し押さえだったのか、また分納で対応されているのか、そういう状況がわかるものをいただきたい。

2つ目には、滞納期間の分布状況と対応です。金額ベースではなく、滞納が1年未満の人もいますでしょう。1年から2年ぐらいの人もいますでしょう。また3年を超える人もいますかもしれません。そういう該当者が何件あり、そこには幾らの滞納金額があるのか、それに対して具体的にどういうふうに担当課が税の収納に取り組んだのか、そういう資料もご提示いただきたいと思っます。

さらに、滞納者の所得状況の分布とそれに伴う対応の問題です。当然滞納の金額も大事ですが、滞納している期間という角度からの問題、そしてその滞納者がどういう所得状況であるのか、それぞれの角度からどういう分布がなされていて、それぞれの方々にどういうふうに対応したのか、そういう3つの角度から滞納に対する対策がなされたのか。全般的には差し押さえを何件やりました、短期保険証がどうでした、資格証明書が何件ですとトータルは出ているんです。トータルの問題ではなくて、個別の問題がやはり大事になってきたんではないかということで、3つの角度から皆さんがどのように取り組んだのか、理解できるようなものをお示しいただきたいと思っます。

3つ目に、不納欠損が出されております。法第18条の対象ということで769件、7,210万円余が計上されているわけですが、ここに至る収納努力というものが具体的にどういう形でなされてきたのか。これは計上された金額だけで理解することはできませんので、この背景としてここに計上するに至った経過はそれぞれ1件1件あるんでしょうけれども、それが概略わかるような形で御説明いただきませんと、金額も金額ですし、あくまでも不納欠損というのは、今年度のこの金額はもう来年質問することはできない金額ですから、その辺を踏まえて御説明をいただきたいと思っます。

次に水道事業会計ですが、同様に不納欠損で98件、521万円余の計上があります。これについても、どういう経過でどういう対応をしてきて、今回この処置をすべき理由というのがどこ

にあるのか。これもいろいろ通常の収納努力をしてきた結果としてこういう形になっているというふうには理解しておりますけれども、これも来年は質問できない金額・内容でございますので、全体の概略としてどういう理由があり、こういうところの計上に至ったのか、それを御説明していただきたいと思えます。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 山田議員に、国保の特別会計で3点、水道特別会計で1点、順次お答えします。

1点目は町民の税負担が明らかとなるようなモデル、要するに年金生活者や4人世帯、1人世帯などを設定しての税負担状況と14年度、15年度の比較、こういうことの質問です。

まず、年金生活者のモデルといたしまして、2人世帯で年金収入が140万円、固定資産税はなしと、ゼロという計算をいたしますと、これは6割軽減がかかりまして平成16年度は2万8,000円、平成15年度は2万9,200円、この負担額の差が1,200円の増という形になります。また4人世帯のモデルといたしまして、両親が40歳代で介護保険分2名が課税をされ、子供2名、所得が200万円、固定資産税が10万円として計算いたしますと、平成14年度は28万8,000円、平成15年度は30万3,700円となり、1万5,700円の増という形になります。1人世帯のモデルといたしまして、所得が200万円、資産はなし、40歳代として介護分ありとして計算をいたしますと、平成14年度は16万7,200円、15年度は17万8,900円となり、その差が1万1,700円の増となる、こういう計算になります。

2点目は、滞納世帯について3つの角度から分析し、どのような対応をしたのか。A B CそれぞれありますのでA B C順々にお答えいたしますが、対応という形になりますとA B C共通項がありますから、後ほど一括して対応はお答えいたします。

まずAといたしまして、滞納金額の分布状況と対応はとのことでありますが、分布状況はまず50万円未満が996世帯、50万円以上100万円未満が121世帯、100万円以上150万円未満が35世帯、150万円以上200万円未満が13世帯、200万円以上300万円未満が10世帯、300万円以上が1世帯となっております。

次にBとして滞納期間の分布状況ということですが、まず平成10年度以前が338世帯で3,452万7,268円、平成11年度が391世帯で3,872万7,918円、平成12年度が470世帯で4,976万3,229円、平成13年度が549世帯で6,284万9,196円、平成14年度が648世帯で7,245万6,017円、平成15年度が716世帯で6,888万2,731円でございます。合計で3億2,720万6,359円となっております。

次にCとして、滞納者所得状況の分布ということですが、15年度分の滞納世帯で申し上げますと、所得のない者95世帯、50万円以下が58世帯、50万円以上100万円未満が72世帯、100万円以上200万円未満が170世帯、200万円以上300万円未満が86世帯、300万円以上500万円未満が53世帯、500万円以上が16世帯、不明、これは無申告ということではありますが166世帯となっております。今回は平成15年度の滞納者所得状況で申し上げましたが、15年以前の調べにつきましては、電算係と検討しましたが算出は非常に難しいということでございますので、ぜひこれは御理解をお願いいたします。

なお、先ほど申しましたようにこのA B Cのそれぞれの対応につきましては共通の関連事項

がありますので、一括してお答え申し上げます。

滞納額の減少がまず第一番と考えますので、そのためには職員が正義感を持って、不公平をなくすといった強い精神を持って対応していかなければいけないと思っておるところであります。

なお滞納者には14年度、15年度に、債務承認を204世帯と差し押さえ1世帯を実施しており、債権の保全をしているところでございます。先ほど申しましたように、今年度に入りまして滞納者100人の預金調査を実施をいたしたところであり、さらに給与差し押さえと債権の差し押さえ等を実施する準備をただいま行っているところでございます。今後は今までの仕事ではなく、税務署や県財務事務所とも相談しながら、滞納者を許さない確実な徴収方法を取り入れて対応していきたいと考えておりますので、ぜひ御理解をお願いいたします。

3点目の不納欠損、いわゆる法第18条の対象となっている769件、7,210万円余にはどのような努力をされたかと、こういうことについてお答えいたします。

この769件の年度区分は、昭和58年から平成9年度分までの内容となっております。今まで不納欠損をしてこなかったということで一挙にしなければならなかった、こういうことをまず御理解をしていただきたいと思えます。収納努力につきましては、先ほども申しましたように、歴代の担当者が臨宅徴収及び夜間徴収等を実施してまいりましたが、滞納者の事情により収納確保ができなく、法第18条に基づき15年度で不納欠損した内容でございます。大変長期間にわたってのものがここにきて一気に出たと、こういうことでぜひひとつ御理解をしていただきたいと思えます。

滞納というのはやはり税の不公平感を促すもととなりますので、今後は、収納確保にあらゆる方法を駆使しながら全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

最後に水道会計について、これまた不納欠損98件、521万円余の計上についてどういう対応をしたか、その内容ということでございますから御説明を申し上げます。

水道事業会計におきましては、平成15年度決算におきまして上水道及び簡易水道を合わせて98件、521万2,874円の不納欠損処理を行いました。これは平成10年度以前の時効が成立する18条だけのものの不納欠損処分であります。

内容といたしましては、企業等が倒産などで徴収不能となったものが21件、463万1,349円で、不納欠損を行ったところでございます。件数的には少ないですが、金額では全体の88.9%を占めておるところでございます。次に、アパート等の居住者が転出したしまして、督促状を送付して請求しても納入されないものが22件、20万4,031円で、金額で3.1%を占めております。そのほか、本人死亡や職権消除されたもの並びに住民登録外や住所を置いたまま転居先不明等で請求できなかったものが55件、37万7,494円、7.2%を占めております。

また、居住別にこういう人たちの分析をしてみますと、アパート・寮関係居住者が67件ございます。全体の約70%となっております。これは産業形態が当町独特の第3次産業、特に観光産業が中心となっているため、景気の動向により社会的増減が多くなるのが一つの要因と思われれます。今後、アパートの所有者等と連携を一層強化いたしまして、居住者の動向の把握に万全を期すとともに、徴収に一層の努力を傾注していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番(山田直志君) どうもお手数をかけましていろいろありがとうございます。

まず国民健康保険ですけれども、やはり数字をいただきますと、特に年金生活者でも、今まで町が出していたような1人当たりの保険額から見ましても非常に負担の重さというのが反映されているというふうに思いますし、4人世帯のもで見ましても、200万円の所得で30万円払うわけですからなかなかこれは大変だなと。自分ももっと払っていたような気がしますけれども、なかなか大変だなという感じが私も切実にしております。ここが一つの問題点です。

もう一つは、全体として水道にも共通して言えるんですけれども、職権消除もしておりますし、いろいろな対応もしているんですが、ここの分も、町長が最後に水道会計のところで行われましたけれども、ある面では観光地特有の問題点というのが、町税もそうですし一般会計もそうですが、国保も水道もやはりそういう不安定な雇用関係といいたいでしょうか、不安定な就労状況から滞納が生まれて、その部分をまた結局しりぬぐいをしている。別の言い方をすれば、観光のしりぬぐいを普通に働いている人たちがしなくてはならないという要素もあるのかなというふうに感じております。

課長の方がこれはいいのかもしれませんが、できれば具体的な問題をちょっとお伺いしたいんですけれども、税額の滞納で見ましたときに例えば200万円、300万円を超えるのが10件と1件ございますね。11件、200万円からずっと、以上というのがあるんですけれども、具体的な問題として、この11件に対しては差し押さえとかをどこまでやりましたか。これはやはりちょっとお伺いしたいと思うんですね。ここまで金額が増大しているところについてどうだったのか。例えば分納を上手にしてくれているのかという問題がある。結局、こういうところ1つずつ解決していかないとトータルでの解決に至らないわけですから。詳しく言えば全部聞きたいんですが、私は個々の分類をもっと聞きたいと思いましたが、そうすると時間の関係もありますし、今日は大綱なので、一番ここで目につきます200万円を超える、また300万円を超えるこの11件について言ったならば、具体的にどういう状況がされているのか、そのことをちょっと具体的例としてお示しをいただくとありがたいと思います。

不納欠損については、町長の御説明を伺いますと、平成9年より前のものはもうほとんどないですね、これで。その点は一つ確認しておきたい。

それから、国保の問題もそうですけれども水道の問題も、実を言えば本来これがこういう形で出てくること自体が、両方をとってみると収納事務が本当に適正だったのかなと思える部分もなきにしもあらずで、もっと早目に徴収の停止や猶予を設けたりというようなことを含めて対応がされていれば、もっと別な形があったらうし、水道事業などの場合で、企業の倒産があったということにしても、400万円からのものがあるということ自体が、やはり本来から言えば不正常ではなかったのかなという感じもします。対応の甘さというのがそこに、これは過去の問題として考えればあるのかなというふうには思いますけれども、その辺の中から町として酌み取るべき教訓というのは、何を酌み取っていらっしゃるのでしょうか。その点をお願いします。

議長(太田長八君) 町長。

町長(片野 武君) 200万円以上の世帯の問題は、課長の方からどういう対応をしたかということを答弁します。

私は不納欠損の方で、昭和58年から平成9年まで、先ほど申しましたように、今までやってこなかったツケが今こへ来て出ているわけです、はっきり言って。これはやはり皆さんにも

責任の一端があると、私ももちろんございますけれども、これを云々言ってもどうしようもありませんけれども、やはりいつかはしなければならぬ。法的にあって消滅したものを計上していてもしょうがないわけですから、だから私はもう思い切ってやれと。一般会計の方もそうですけれども、やはり競売をしてきちっとした整理がされたもの、課税客体が変わったものに対して、その前のものを数字で残してもいかがかと、こういう議論もあるわけですから、そういう中で今回思い切って昭和58年から、私などが議員になって間もなく1年生、2年生ぐらいのときからのものですが、私どもの責任もございますけれども、それが一挙にここに来て、やはりいろいろな中断措置とかをしたということがあって、それも結局的な根拠を失った、それで今回せざるを得ないと、これでひとつ御理解をしていただきたいと思っております。

水道は今、2カ月以上払われないと即停水をします。そういうことで対応していますから、今現在は少しよくなっておりますが、やはり先ほど申しましたようにアパート等の大家さん等ともよく連携をとらないと、こういう形がまた産業形態からいくとあるということを非常に危惧しております、そこらを今徹底させているところでございます。

400万円からとおっしゃいますけれども、水道料の場合、1軒の旅館が1カ月に200万円ぐらい使うのはざらにあるわけですから、そういったものが2件あったらもうすぐ400万円になってしまうということで、そういう大口のところは今回は含まれている場合もあると、こういうことでぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

世帯の所得に対してどういう措置をとったかということは担当課長の方から説明させます。
議長（太田長八君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 先ほど町長の方からお話がありましたように、まず滞納者には14年度、15年度におきまして債務承認、納付誓約書204件と差し押さえ1件を実施しております。その中に今言いました100万円の方、50万円ぐらいの方も入っております。悪質滞納者にはそういったことを実施しております。

それと同時に、現在116件の資格証明書の対象者につきましては、資格証明書といえますと病院にまず10割払っていただく。ですから滞納しているペナルティーとして、あなたはほかの人の税金で医者にかかることはできませんから、あなたは滞納していますから10割を払ってください、そういった制度を実施して、今言った50万円以上の方、または100万円、200万円の方そういった方にはそのような形で対応しておるところでございます。

議長（太田長八君） 以上で13番、山田直志さんの大綱質疑を終結いたします。

最後に、11番、居山信子さんの大綱質疑を許します。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） こんにちは。

私は4点にわたりまして平成15年度の国保特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計につきまして質疑をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど来、るる議員の皆様方からのあらゆる角度から大綱質疑がなされております。私はまた別の角度から、まず国保会計の点でございますけれども、健全運営の上から医療費の適正化、また効率化というものにどのように取り組まれたのか。このたびの値上げのことも御説明は今十分に承りましたけれども、現状、町民の皆さんの暮らしが大変厳しい中、この町の健全運営の取り組みというものが非常に大切な点ではないかというふうに思いますので、一点お伺いするところでございます。

さらに老人保健の場合でございますけれども、高齢者の皆さんはやはり健康に対する不安がつきまとう中、ぐあいが悪くなりますと病院にかかる、治らないと別のお医者さんがいいかもしれないということで、また同じような形での受診をなさるといようなことですね。そういうことも間々あるというふうに伺っております。そういう重複また多受診に対する町の保健師からの指導とか、個別にいろいろ相談に乗る件につきまして、どのような対応をなさっておられるのかお尋ねしたいところでございます。

最後に介護保険の特別会計でございますけれども、今国もこの制度の見直しにかなりの部分、サービスのあり方は皆さん方に周知徹底されているわけですが、問題点が幾つか浮かび上がってくる中で、今その改正に向けていろいろな準備がなされております。当初出発するときからさまざま心配していた点があるわけですが、当町としまして、町長御自身が政治姿勢に掲げられている人に優しいその施策がこの介護保険のどこに反映されているのか、お伺いをさせていただきたいと思っております。

もう一点は、介護保険の基盤整備の充実と、さらにサービスの総合調整というものをどのように推進されておられるのかお尋ねをさせていただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、国保の健全運営の上から医療費の適正化・効率化にどのように取り組まれたかということですから、お答え申し上げます。

国民健康保険の安定的な運営のためには、日ごろからたゆまぬ経営努力が不可欠であります。しかしながら町内経済の低迷によりまして、先ほど来申し上げましたとおり、保険税の収納につきましては厳しい状況が続いており、さらに年々の医療費の増大とあわせて、保険財政の悪化が深刻な状況となっております。

このような状況の中で昨年11月より健康づくり課を設置いたしまして、国保の医療費、保健事業、健康づくり事業が一体的な取り組みを行ってきたところでございます。昨年10月にオープンいたしました介護予防拠点施設、いわゆるアスト会館のスポーツ棟におきまして介護予防教室事業を実施いたしました。さらには、茨城県の大洋村で実績を上げています筋力アップトレーニング教室事業を、筑波大と提携のもとに実施してきたところでございます。

保健福祉センターにおきましては基本健診並びに各種検診を実施し、早期発見・早期治療の観点から、先ほど申しましたように自分の健康はみずから守るのもとに、多数の方が受診をされております。まだ1年目ということで、この健康づくり事業の具体的な成果は見えてまいりませんが、3年ないし5年先には確実に医療費の軽減があるものと確信し、現在そういう教室をやっているところでございます。

今後も、3係で連携を図りながら医療費軽減対策に取り組んでまいりたいと考えております。また、健康づくりに関連する課局とも連携をしながら事業の推進を図っていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目の老人保健会計の重複・多受診に対する取り組みということでございます。

国保連合会の重複・多受診者リストの中から、保健師により、薬や診療内容に問題があると思われる要指導対象者を抽出いたしまして各対象者の家庭訪問を行い、健康相談や服薬方法の指導を行うとともに、町の保健福祉センターで実施しております各種教室への参加を呼びかけ、

多重受診の弊害を理解してもらい、適正な医療の提供、いわゆるかかりつけ医を持つというようなことについても指導しているところでございます。平成15年度の実績といたしましては、この決算におきまして男性21名、女性12名の合計33名の訪問指導を実施いたしましたところでございます。

次に介護保険特別会計で、一つとして人に優しい政治姿勢は施策のどういう点にあらわれているのかと。ちょっと私が理解に苦しむのは、居山議員は特別会計の大綱質疑をして一般会計の審査をするわけですが、御質問の趣旨が介護保険特別会計の予算とは関連がございません。一般会計の方ですべてこれはやっておりますから、それをまず認識していただきたいと思っております。せっかくのお尋ねですから、一般会計の方に踏み込みますけれども、こういう施策をやってきたということだけは述べさせていただきます。

私の政治理念の原点は、人に優しい、環境に優しいまちづくりを提唱し、ユニバーサルデザインの施策を推し進めているところでございます。例えばアスト会館や保健福祉センターを活用した介護予防事業を初め、重度心身障害者タクシー使用料金助成事業、ひとり暮らし老人緊急通報システム、さらには、一昨日条例を改正させていただきました乳幼児医療費の負担緩和、私が就任してすぐ取り組みましたものとして、歩道にある側溝の継ぎ目の穴が視覚障害者、お年寄りにとって非常に歩きにくいという訴えを受けましたので、早速現地を調査して事業実施をいたしました。これらの事業につきましてはすべて一般会計の予算の関連事業でありまして、お尋ねの介護保険ではございませんから、ぜひひとつ御理解をいただき御認識も改めていただきたいと思っております。

さらに、職員から出されるアイデアの採用、窓口職員の来庁者への対応も十分気配りを行っております。私の政治理念も今後も変わらないということでございます。

2点目は介護保険基盤整備の充実とサービスの総合調整はどのように推進を図っていくのかということですから、お答えいたします。

介護保険の基盤整備に関しましては、平成15年度から平成17年度までの3カ年を計画した第2次高齢者保健福祉計画に基づきまして、健康な高齢者が将来においてもできる限り要介護状態に陥ることなく生き生きとした生活を送れるよう、健康づくりや生きがい支援などの目標を設定いたしまして取り組んでまいっているところでございます。

平成15年度末の要介護者数は480人で、高齢者に占める割合は12.6%となり、高齢者人口も約25%に達しようとしておりますが、これは介護保険事業計画の各種サービス量の推計に基づいた範囲内で推移していると考えております。

町内の在宅系のサービス事業所は、居宅介護支援事業所が6カ所、訪問介護事業所が7カ所、訪問看護事業所が1カ所、福祉養護対応事業所が3カ所と、必要量に対し十分な量が町内に確保されておると考えております。また施設サービスにつきましては、特別養護老人ホーム湯ケ岡の郷1カ所でございますが、伊豆圏域の皆さんの合意のもとに増床の計画が現在進んでおり、過日皆さんに用地取得の件で御相談申し上げたということで、現在待機者も相当この町内にありますもので、その待機者解消に向けて整備を進めていく所存でございます。

サービスの総合調整につきましては、役場の窓口にご相談に来られる方、また在宅介護支援センターに来られる方など数多くの方が見えられましたが、高齢者またはその家族に対し在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、介護保険を含む各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう、行政サービス及び居宅介護支援事業所等を調整しております。窓口に来られない方

につきましては、在宅介護支援センター職員が訪問により相談を受けております。また、困難事例につきましては行政、保健、福祉、医療等の現場職員で構成される地域ケア会議を開き、効果的な予防サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行っておるところでございます。

以上でございます。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 御答弁をいただきまして、国保の特別会計につきましても健全運営の取り組みのあり方ということは、私も皆さん方の一般質問や先ほど来の質疑の中で十分に認識はしておりますけれども、今御答弁がなされなかった観点で、過去の特別会計の審査報告書をちょっとひもといて、どういう審議がなされていたのかも見直してまいりました。

その中にやはり国保の健全運営のあり方というふうなことで、一番心配になりますこの医療の適正化という問題でございます。これは特別委員会の審査をやる中でたびたびいろいろな問題を私たちも議論してまいりましたけれども、法の縛りもある中で町民の皆さんが不公平なそういう対応に遭う中では、絶やされないという状況もありました。その中で、医療の適正化ということでは具体的にはリセット、再審査ということもかなりの部分で、数字的にははっきりしてくるかなと。過去の例では1,004件のうち550件ほど、177万円6,580円再審査にかかったものがあったということでございます。

平成15年からは通知によって、1万円以上の減点が生じた場合には受診者から病院に請求できるというような、そういう取り組みもなされているようでございますけれども、一番医療が適正に行われているというふうなことを私たちは信じたいわけですが、かつてのように医がなかなか仁術でなくなっている中で、やはり病院経営も厳しいということで、かなりの薬剤の問題とかもあるようでございます。これはこの後の皆さん方の質疑の中で具体的な数字をまた聞いていただくようになるかと思しますので、答弁の方は結構でございます。

老人保健の特別会計の御答弁をいただきました。これにつきましてはかかりつけ医を持つというふうなことの御説明もありましたし、また町の第4次総合計画の中の取り組みにもその点は書かれておりました。保健師さんの訪問等も男性、女性合計33名の方々への訪問がなされて、重複・多受診に対しても細やかなそういう取り組みがなされたというふうには伺いましたが、十分なものであったかどうかというふうにはそれぞれの判断になるかなというふうに思います。

介護保険の特別会計ですけれども、今要介護の人数は480名、12.6%、高齢者人口の25%というふうなことで、この要介護者の皆さん、比較的軽度の人たちに対するサービスが今増えている中で、国の改正もその辺に注目しているようでございます。どういうふうに改正されるのかちょっと心配な点もあります。今まで受けられていたサービスが受けられなくなってしまう状況が危惧される点でございますけれども、いずれにしても保険あってサービスなしという状況を何としても改革していかなくてはならない中で、町長から今基盤整備は十分だというふうな御見解のようでございますが、やや痴呆の高齢者が増えている中で御近所でも大変御苦労されております。かつてグループホーム等の質問をさせていただきましたが、今後はまた予算の問題にもなりますけれども、私としては介護基盤整備はまだ十分ではない、ましてマンパワーの問題、それからサービスの質の問題等、改善なされなければならない問題もあるように思います。

御答弁の方をよろしくお願いいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 今後は、施設介護から居宅介護の方にシフトをしていきます、これは御案内のとおりです。先ほども訪問介護事業所あるいは居宅支援事業所の数、そういったことでこの町の規模としては必要量を確保していると、私はそういうふうに言ったわけです。確かにグループホームとかそういった形のものは、まだまだこれからの問題もありますが、やはりそういったことでこれから取り組まなければならない問題ではあります、現在の介護認定者に対して居宅でやるものについては、ほぼ町の規模とすれば充足していると、こういうふうに思っているところでございます。

さらに、先ほども申しましたように特養の増床の問題、圏域、みんな一律に増床しても70床ということですが、私どもはあと30床増床して80床になるわけですね。今現在、町民が67名ほど待機しております。こういう皆さんのことを一刻も早く解消しなければいけないということも考えて、先日皆さんに用地取得の問題で御相談を申し上げたところでございます。

先ほどの要介護者数480はいいんですが、高齢者に占める割合が12.6%で、25%というのは全体の高齢者人口ですから、これが25%に達しようとしているという背景をただ説明しただけですから、介護の要介護度という形のものではございません。全体ということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 以上で大綱質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、5人の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号については5人の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。したがって、一般会計決算審査特別委員会の委員はお手元に配付してあります名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま一般会計決算審査特別委員会に付託いたしました議案第48号については、会議規則第45条第1項の規定により、来る9月24日までに審査を終え報告できるよう期限をつけたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、一般会計決算審査特別委員会において9月24日までに審査を終え報告できるよう期限をつけることに決しました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定については6人の委員で構成する特別会

計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号については、6人の委員で構成する特別会計決算審査特別委員会を設置し 暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時11分

議長(太田長八君) 休憩を閉じ再開いたします。

これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。したがって、特別会計決算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま特別会計決算審査特別委員会に付託いたしました議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号については、会議規則第45条第1項の規定により、来る9月24日までに審査を終え報告できるよう期限をつけたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、特別会計決算審査特別委員会において9月24日までに審査を終え報告できるよう期限をつけることに決しました。

なお委員会室として、一般会計決算審査特別委員会には大会議室を、特別会計決算審査特別委員会には第一委員会室をそれぞれ充ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため9月17日から9月23日までの7日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。したがって、9月17日から9月23日までの7日間休会とすることに決定しました。

ただいまから委員会を開き、付託案件の審査を願います。

来る9月24日は午後2時から本会議を開き、委員長の報告を求め、質疑・討論並びに採決を行います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。したがって、来る9月24日には午後2時から本会議を開き委員長の報告を求め、質疑・討論並びに採決を行うことに決定いたしました。

散会の宣告

議長（太田長八君） 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時13分

平成16年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第5号)

平成16年9月24日(金)午後2時開議

- 日程第 1 議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7 議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定について
日程第 8 議案第55号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について
日程第 9 議案第56号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約について
日程第10 各常任委員会の研修計画について
日程第11 南伊豆総合計算センター組合議会議員の選挙について
日程第12 議会運営委員会所管事務調査について
追加日程第 1 同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
追加日程第 2 発議第 3号 救急医療問題等調査特別委員会の設置について

出席議員(12名)

1番	飯田 龍一君	2番	森田 礼治君
3番	西村 弘佐君	5番	関野 博君
6番	鈴木 勉君	7番	山本 鉄太郎君
8番	八代 善行君	10番	太田 長八君
11番	居山 信子君	12番	定居 利子君
13番	山田 直志君	14番	内山 恒昭君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	片野 武君	助役	太田 俊彦君
収入役	渡辺 富夫君	教育長	石井 建三郎君

総務課長	村木 脩 君	企画調整課長 兼 防災監	太田 英明 君
税務課長	西川 真人 君	収納課長	楠山 節雄 君
農林水産課長 兼 農業委員会 事務局	鈴木 新一 君	建設課長	村木 重男 君
観光商工課長 補佐 兼 商工係長	鈴木 道好 君	消 防 長	金田 弘道 君
教育委員会 事務局	稲葉 忠明 君	住民課長 兼 熱川支所長	山田 嘉之 君
福祉介護課長	鈴木 清司 君	健康づくり 課長	鈴木 希美雄 君
水道課長	田中 輝知 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤 悟 君	書 記	石井 尚徳 君
--------	--------	-----	---------

開議 午後 2時00分

開議の宣告

議長（太田長八君） ただいまの出席議員数は12名で、議員定数の半分に達しております。

よって、平成16年東伊豆町議会第3回定例会第12日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

日程第1 議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（太田長八君） 日程第1 議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） それでは、朗読をもちまして審査報告書の方を提案させていただきます。

平成16年9月24日。東伊豆町議会議長、太田長八様。一般会計決算審査特別委員会委員長、山田直志。

一般会計決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第75条の規定により報告します。

なお、本委員会は全会一致で議案第48号平成15年度東伊豆町一般会計決算に対し、別紙のとおり付帯決議を付することに決しました。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計決算、原案認定。

途中の会議日数等は省略させていただきます。お手元に記載のとおりであります。

4ページをお開きください。

第2、質疑の要旨。

平成15年度東伊豆町一般会計決算。

1. 概要について。

平成15年度の一般会計決算は、予算現額55億3,771万8,000円に対し、収入済額55億6,284万5,522円、支出済額54億2,403万5,267円で、歳入歳出差引額は1億3,881万255円である。

このうち、公共土木施設災害復旧関連の国庫支出金及び地方債の未収入特定財源1,785万円を加え、災害復旧費等の繰越明許費繰越額2,644万7,000円を控除した実質収支額は1億3,021万3,255円となり、この実質収支額のうち7,000万円を東伊豆町財政調整基金条例第2条第2号の規定により積立措置する内容となっている。

歳入。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

固定資産税の滞納の対策については、100万円未満には臨宅・電話での徴収に取り組み、100万円以上には助役をトップに特別班で対応しています。

滞納の8割は97件(町内67件7億1,300万円、特に観光関連31件5億4,800万円、町外30件1億3,100万円)で占めており、これらの徴収には差し押さえ16件、分納33件、完納1件、競売11件と厳しく徴収を進めています。

また、今年度差し押さえにより得た徴収は76件1,025万円となっています。

しかし、大口滞納については雇用問題などあり、差し押さえは行わず分納を進めているが、滞納は増加の一途であり、今後整理を進め債権の差し押さえや公売の実施も視野に入れているとの答弁がありました。

固定資産税の不納欠損は、競売による処理が済んだことによるもので、特に大型の物件(2億4,000万円、6,800万円、600万円)が生じたことによるものです。

現年分の不納欠損は、競売や普通徴収への切りかえによるものです。

入湯税の未収は2件93万6,600円で、年度末に倒産などあり、収納できなかったことによるものです。

地方譲与税の内容について、自動車重量譲与税は納税額のうち人口、道路の面積、延長に応じた案分率により、道路譲与税はガソリン税の100分の42が道路の延長、面積に応じた案分率により交付されるものです。

ゴルフ場利用税の減収は、70歳以上及び身体障害者が非課税になったとことと薄暮プレーを行わなかったことなどによるものです。

地方交付税の減収は、財源となる国税5税の落ち込み、段階補正係数などの見直しによって生じたものです。今後の見通しについては、18年度まで減少すると見込まれ、さらに「三位一体」の改革による影響は現在では予想すらできません。

不要不急な事業の見直し、思い切った財政改革の実施など厳しい財政見直しに対応した財政運営を求める要望がありました。

国負担金及び県負担金に計上されている身体障害者施設訓練等支援費負担金・知的障害者施設訓練等支援費負担金は、障害者福祉制度が措置・補助から支援費制度に変わったことによるものです。負担率は、国が2分の1、県と町が4分の1です。

緊急地域雇用創出特別交付金は、不況の中、地方自治体が雇用創出の取り組みを進めるための県100%補助金で、町ではホームページ管理委託に充当しています。

延滞金は、1,039件から徴収したものです。

滞納額に対して少ないのではとの質疑があり、基本的には徴収する方向であるが、大口滞納

者は本税の圧縮に重点を置いているとの答弁がありました。差し押さえを猶予された上に、延滞金すら徴収しないのは不公平であるとの指摘がありました。

(2) その他質疑の対象となった事項。

国有資産所在市町村交付金について。

熱川スポーツビレッジ使用料について。

河川使用料について。

住宅使用料について。

東海岸及び稲取東海岸駐車場使用料について。

都市公園使用料について。

老人ホーム入所者徴収金について。

保育ママ事業保育料負担金について。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金について。

消防防災施設整備費補助金の内容について。

心の教室相談員活用調査研究委託金の内容について。

大規模地震対策総合整備費補助金の内容について。

保育所運営費負担金について。

外国人登録事務委託料について。

自主運行バス事業補助金について。

授産所運営費・施設機能強化推進費補助金について。

行路旅病人等措置費負担金について。

町有地貸付料について。

家賃収入補助金について。

町たばこ税について。

次のページをお開きください。

歳出。

1 款 議会費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

会議録作成について、原本を事務局に、控えを総務課と議員控室に置き、ホームページでも閲覧できるように対応しています。

情報公開の観点から、図書館でも閲覧できるようにしてほしいとの要望に対し、検討したいとの答弁がありました。

2 款 総務費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

例規集システム保守等委託料は、ペーパーレス時代に対応して例規集をCD-ROM化しているための保守・更新の費用です。

CATV広報委託料は、ハイキャット・IKCを通じて行政情報を広報しているものです。また、町の情報を全国ネットで町外に発信もしています。

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金は、IKCが熱川地区に光ファイバーを敷設することについての県の100%補助です。

(2) その他質疑の対象となった事項。

町長交際費について。

白田源泉管理について。

庁舎清掃管理等委託について。

3 款 民生費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

高齢者等はり灸マッサージ治療費助成金は今年度導入されたものであるが、39人に162枚が支給されたが、66枚の利用でした。

国民健康保険特別会計繰出金の内容は、法定繰入金として給与費、出産祝い金の3分の2、財政安定化支援事業分を、法定外として特定疾病負担（人工透析者医療費）をしています。

保育所入所委託料は、今年度設立された稲取保育園に64人が入所したことによる委託料です。

(2) その他質疑の対象となった事項。

老人保護措置費について。

保育園通園バス補助金について。

次世代育成支援対策地域行動計画策定委託料について。

児童手当の内容について。

福祉タクシー設置事業の内容について。

次をお開きください。

4 款 衛生費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

第2次救急医療運営費負担金は、第2次救急医療整備に対する負担金であるが、昨年9月より町内には第2次救急医療の指定医療機関はなく、搬送先を探すための時間がかかり出勤しても出発できないことや、救急搬送の40%が管外搬送となっている。

町民の命と健康を守る救急の使命から、救急医療体制の整備は重大かつ緊急な町の課題と位置づけて対応するよう強い要望がありました。

順天堂伊豆長岡病院直通バス運行負担金は、1日1往復される直行便の負担であるが、利用実績は落ち込んでおり朝早いなど利用しにくいとの声があるとの指摘に、改善策を検討したいと答弁されました。

保健事業費委託料は、各種検診の検査委託料です。現在の検診方法は精度が低いことや保健事業の中で活用されていないとの指摘に、検診は有効で早期発見の効果が期待できている一方で、結果の活用などには課題もあるとの答弁がありました。

例えば乳がんでは、大半の市町村はマンモグラフィー検査を実施するなど検査方法も進歩しており、保健事業により適した信頼性の高い検査方法を導入すべく調査検討が必要であるとの指摘があった。

(2) その他質疑の対象となった事項。

そ族昆虫消毒委託料について。

町営墓園清掃管理委託料について。

合併処理浄化槽補助金について。

次世代育成支援対策地域行動計画の内容について。

5 款 農林水産業費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

ふれあいの森は、管理委託料で草刈りや枝打ちなど管理をしているが完成から16年が過ぎ、各種植林が成長して密生している状況で大規模な整備が必要ではないかとの質疑に、県と間伐など再整備について協議を進めていることが報告されました。

また、利活用の改善について意見が出されたが、保安林の指定はあるが検討できることには対応したいと答弁がありました。

松くい虫防除の対策について質疑があり、従来からは被害が大きく減少していると思われませんが、八幡神社、竜宮台、黒根、クロカンコース、ぶとなんや、片瀬海防の松を重点として薬剤注入など対策を行っているとの答弁がありました。

(2) その他質疑の対象となった事項。

有害鳥獣対策補助金について。

農業振興費補助金について。

漁業振興費補助金について。

伊豆東銘柄豚補助金について。

次をお開きください。

6款 商工費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

緊急経済支援対策資金利子補助は、国の緊急経済支援対策の貸し付けに対する町単独の利子補給分である。15年度は53件が該当となり対応されています。

電波宣伝費は、IKCに「いい伊豆みつけた」の制作に対する負担と、山梨・長野のケーブルTVへの情報提供などに使用されています。

誘客対策には多大な費用が投じられているがイベントに頼り過ぎではとの質疑に、イベントがあることで落ち込みを食いとめている効果などもあるのではと答弁がされました。しかし、抜本的な見直しなどの方向性が明確ではないことや外国人対策でも旧態のままでとの指摘に、ホテル祭りのようにイベントの共有や連携化など見直しの機運も生まれていること、10軒のホテルで通訳を配置するなど東海岸地域で連携をとりながら外国人誘客を進めているとの答弁がありました。

また、宿泊やイベントの効果と外国人利用実績などデータを収集されて効果的な対応をされるよう強い要望がなされました。

海岸プールについては、毎年相当な維持経費がかかっているので費用対効果の観点で総合的な検討が必要ではとの質疑に、夏の時期には効果があると考えているが実績の把握は進めていきたいと答弁がありました。

(2) その他質疑の対象となった事項。

パームヤシ維持管理について。

修繕費について。

トイレ清掃管理について。

7款 土木費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

人に優しいまちづくり施策の展開についての質疑に対しては、ガードレールや転落防止さく設置などユニバーサルデザインに対応した町道補修を町内全域で行ったことが報告されまし

た。

下水道費は、唐沢地区の汚水処理施設関連経費であるが、歳入対比で110万円の黒字であり、将来にわたる維持改修を考え基金を設置すべきではないかとの質疑に、膨大な金額は予想されていないので基金は考えていないとの答弁がありました。

(2) その他質疑の対象となった事項。

生け垣づくり補助金について。

水門管理委託について。

都市公園管理費について。

次をお開きください。

8款 消防費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

救急業務についての質疑に、752件の出勤に対して管内426件、管外326件であることが答弁されました。町外の搬送先はとの質疑に、伊東市民病院、順天堂伊豆長岡病院などに頼らざる得ない状況ですが、小児科・産婦人科では沼津方面まで行くこともあることが答弁されました。

途中で亡くなる人もいるのではとの質疑に、死亡の確認は医師の仕事ですが急変する人はいるとの答弁がなされました。

自主防災活動について、現在の状況では災害弱者への対応は不十分で訓練や機材を見直しすべきとの質疑があり、防災計画の見直しを進めています。

被害予想や機材なども県の考えも生かされた新しい計画ができますのでこれをもとに対応していくとの答弁がされました。

(2) その他質疑の対象となった事項。

消防団・自主防などの身分保障について。

消防学校入校負担金について。

防災ヘリコプターについて。

土地借上料について。

防災対策費の不用額について。

9款 教育費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

稲取小学校屋内運動場耐震診断委託による結果はとの質疑に、耐震診断指数は1階1.26、2階0.296であり、2階については今後耐震補強が必要であるとの答弁がありました。

児童生徒問題行動対策委員会は、いじめや登校拒否など問題行動を起こす児童生徒への対応を協議する機関であるが、問題行動を所管の範囲にとどめている。しかし、子供の健やかな成長にとって、不登校以外にも児童虐待、エイズなど児童生徒にかかわる問題は広く憂慮すべき状況にある。

所管の枠にとらわれず子供の健やかな成長を推進するネットワークを充実させることを希望する意見がありました。

図書館土地借上料は高くないかとの質疑に、バブルの時代において借りたものであるが、経済の変動もあり一部は料金の見直しを行っているとの答弁がありました。

心の教室相談員活用調査研究委託は、中学校に各1名の心の相談員を配して、心の扉を開

くような環境づくりを行ったもので、実績では延べ人員で稲取中学416名、熱川中学106名が友達や恋愛、将来のこと、部活動や家族のことなどで活用されています。

実績からこの事業が継続・充実されるよう強い要望がなされました。

小中学校のパソコン使用料2,365万円余は、継続中の機器リース代（6カ月分）と10月に機器の切りかえが行われ、新たに小学校53台、中学校82台のパソコン、教育ソフト、机・いす、プリンター、デジタルカメラなどのリース代（6カ月分）となっています。

機器の仕様が上級過ぎないか、価格が高過ぎないかとの質疑に、仕様は学校からの要望であり、リースは交付税に算入されることと一時的に大きな支出を避けることになるとのことでした。

しかし、5年間では総額が大きな額であり、その機能が活かされるように取り組まれないとの意見が出されました。

（2）その他質疑の対象となった事項。

学校給食費の賃金について。

成人式記念品について。

図書館運営協議会、備品購入費について。

10款 災害復旧費。

特筆事項なし。

11款 公債費。

（1）主な質疑の対象となった事項。

公債費の今後の推移はとの質疑に対して、現状のままでは平成16年度（6億6,372万円）がピークとなりますが、東河環境センターの元利償還が16年度より始まり、実質的には18年度（7億7,600万円）がピークとなっていくとの答弁がされました。

12款 諸支出金。

特筆事項なし。

13款 予備費。

特筆事項なし。

次をお開きください。11ページになりますが、付帯決議でございます。

付帯決議。

1、今後の財政運営について。

平成15年度一般会計決算の審議を終えるにあたり、来年度以降の町財政運営に生かすべき問題がいくつか確認された。

そのひとつは、町税の徴収状況です。現年分の徴収率に改善は見られましたが、実質的な収納金額は低下し続けています。法的処理が進み滞納額も減少しましたが未だ10億円を超える町税の滞納を抱えています。

また、財政のもう一つの柱である地方交付税も、財源である国税5税の減収や段階補正係数の見直しなどによって大きな減収が生じています。そしてこの影響は、「三位一体の改革」などによってさらに大きな影響が出ることが予測されています。

その一方、歳出に目を転じれば、公債費は現状で15年度、16年度にピークを迎えますが、懸念されることは16年度から一部事務組合「東河環境センター」の施設建設による起債の元利の償還がはじまり、18年度以降9年間元利償還額が1億3,700万円に達し、分担金の増加が見込

まれていることです。これらは財政規模の縮小の中で、財政の硬直化を進め、破綻を招く大きな要因となりうるということが懸念されます。

このような状況から、町税の確実な収納、公平で法にそった滞納対策を一層強力に進めること、不要不急な事業の見直し、行財政の抜本的改革を行うなど予想される厳しい財政状況に則した財政運営の確立を強く求めます。

2、救急医療体制の確立について。

救急活動は、文字通り町民の命と健康を守る砦として期待されています。町では町単独消防署を設けてまで救急活動の充実に力を注いできました。

しかし、昨年9月より町内から第2次救急指定病院が無くなってしまいました。

こうしたことにより、消防署では救急出動しても搬送先が決まらず出発できない、重症者などは出動の4割は伊東市民病院や順天堂伊豆長岡病院など管外の医療機関に搬送せざるを得ず、小児科・産婦人科の患者では沼津方面への搬送さえあり、救急活動によっても守ることが出来ない状況も見受けられます。

昼間の重症患者については、県が導入したドクターヘリにより、対応が改善されつつありますが、夜間等においては現状では運行できないことから不安も解消できない状況にあります。

救急活動は、町の努力だけでは問題の解決は出来ません。町民の期待に応えるために、県や医師会、町内外の医療機関との連携協力を図り、安心のネットワーク確立を今日の町政における緊急で重要な課題として位置づけるべきです。

町も議会も一致協力して、1日も早い事態の改善が図られることを切に要望いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（太田長八君） これより一般会計決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番、森田礼治さん。

2番（森田礼治君） 今の歳入の 1番、10億円の滞納があるとのことですが、ここに384万円の延滞金ということで、10億円に対して何%になるか。それと、この高額滞納者に対する対応について説明をお願いします。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） まず、たしか10億円を超える滞納があるわけですが、延滞金の問題がございしますが、ここに書いてあるとおり、1,039件から平成15年度は延滞金の徴収を行いました。しかし、滞納件数全体で考えれば6,573件あるわけで、延滞金をいただいたところは非常に限られている。しかし、これは法的制度として猶予等々の申請ができるという内容もあるというふうになっておりますので、そういうふうに対応された方もいらっしゃるというのが一つございます。

もう一つは、委員会でも延滞金ぐらい払っていただいた方がいいんじゃないかというふうな意見も確かにありましたが、大変大きな滞納をしている方もいらっしゃるようでした。一番大きい滞納者はどのくらいなんだというやりとりの中で、1億2,000万円ぐらいの滞納があると。考えますと大変な金額で、こういう人に対して延滞金を徴収していくと、金額として収入できれば大変うれしいわけですがけれども、基本的には本税を圧縮していくという方向で対応しているようです。

しかし、報告書にもありましたように、基本的には延滞金についてはちゃんと徴収するとい

うことと、大口の人についてはこの延滞金とはいわず、その前のページの方で触れていますが、収納課におかれましては今後整理を進めるということで、債権の差し押さえ、公売の実施も視野に入れていると。例えば公売実施に向けてマニュアル等も作成して、あとはもう町長の決断によってそういうことがすぐ可能になると、そういう段階まで今収納対策の事務を進めているというふうな内容が報告されましたので、委員会としまして延滞金等々を考えてみますと、小口の滞納者とかいろいろな方々からいただいている延滞金が大口の方には十分払っていただけない状況について不満な点もあるわけですが、大口の方については、の滞納対策であるように今後非常に厳しい収納対策が行われるということも表明されましたので、委員会ではそういう内容でおおむね了承をいたしました。

そういうことで御理解をお願いします。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号 平成15年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決しました。

日程第2 議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

議長（太田長八君） 日程第2 議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3 議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4 議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入

歳出決算認定について、日程第5 議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

特別会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

8番、八代善行さん。

(8番 八代善行君登壇)

8番(八代善行君) 議案第49号から議案第54号まで一括して報告いたしたいと思います。

平成16年9月24日。東伊豆町議会議長、太田長八様。特別会計決算審査特別委員会委員長、八代善行。

特別会計決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第75条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定。

議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定。

議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定。

議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定。

議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定。

議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定について、原案認定。

特別会計決算審査特別委員会に付託された、(1)議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、歳入・歳出全部、(2)議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、歳入・歳出全部、(3)議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、歳入・歳出全部、(4)議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について、歳入・歳出全部、(5)議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入・歳出全部、(6)議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定について、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について、審査の対象となった主な事項を重点的に報告します。

会議回数、月日、場所、出欠席委員については割愛させていただきます。

二、審査の要旨。

(1)平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

1.主な審査の対象となった事項。

国民健康保険税の不納欠損額7,610万2,100円の内容は。

不納欠損処分は797件で、内訳は地方税法第15条7の第4項(執行停止後3年経過)によるものが10件で80万5,000円、地方税法第15条7の第5項によるものが18件(死亡16件、競売2

件)で233万5,267円、地方税法第18条(時効)によるものが769件で7,296万1,833円である。また、居住別では町内居住者218名、町外転出者が80名である。

滞納者の職種について調査したことがあるのか。

平成15年度滞納者の職種は、給与所得者が322世帯(45.0%)、営業による事業所得者が97世帯(13.5%)、農業所得者4世帯(0.6%)、その他32世帯(4.5%)、所得のない者が95世帯(13.3%)、未申告者が166世帯(23.1%)である。

滞納世帯の分布はどうなっているか。また、軽減世帯の滞納はあるのか。

収入未済額3億2,692万8,359円の滞納世帯は1,176世帯で、内訳は50万未満が996世帯、50万円以上100万円未満が121世帯、100万円以上150万円未満が35世帯、150万円以上200万円未満が13世帯、200万円以上300万円未満が10世帯、300万円以上が1世帯である。また、軽減世帯の滞納もある。

老人保健に移行する年齢が段階的に75歳に延びたが、70歳以上の人数と療養給付費はどのくらいかかっているか。

70歳以上で国民健康保険にとどまった人は、平成14年10月1日から平成15年9月30日まで183人、平成15年10月1日から平成16年9月30日まで184人である。70歳以上で4,814万8,414円療養給付費がかかった。

医療費の一番かかる70歳から75歳までの医療費の軽減対策は。

介護予防拠点施設(アスト会館スポーツ棟)や保健福祉センターを中心として、いろいろな健康づくり事業を展開している。さらに、保健福祉センターにおいて基本健診や各種検診を行っているので、一人でも多く健診(検診)に参加するようPRしていきたい。また、健康づくり課が健康に関する相談や高齢者に合った各健康教室への参加を呼びかけ、健康な高齢者を育成していきたい。

高額医療費の内容はどのようになっているか。

70万円以上の高額療養費104件の疾病の主な理由は、上位から循環器系疾患が32件で4,735万円、悪性新生物(ガン)が27件で3,131万9,650円、高血圧の脳疾患が11件で2,170万7,870円、筋骨格及び結合組織の疾患が14件で1,820万8,930円である。また、自己負担限度額を超えた分が高額医療費として被保険者に対し支給される。

レセプト点検の内容と効果は。

レセプト点検は臨時職員2名で毎月実施、年間11万6,000枚に及ぶ。疑問に感じるレセプトは国民健康保険連合会に送付し、審査の結果、458件で174万8,300円町の方に返還された効果があった。

趣旨普及費と医療費通知の内容は。

健康家庭表彰21万6,000円の内容は、納期までに税を完納し、1年間未受診世帯を表彰しているものであるが、1年以上4年までが66世帯で3,000円のプリペイドカードを贈呈、8年以上が1世帯で8,000円のプリペイドカードを贈呈、10年以上が1世帯で1万円のプリペイドカードを贈呈している。

また、医療費通知については年6回個人あてに通知している。この通知により、医療費がどのくらいかかっているか被保険者に認識してもらうために必要な制度である。

ガン検診、人間ドック受診をPRして高額医療費抑制に努めたらどうか。

検診については広報ひがしいずでPRをしているが、今後、各メディアを活用して多くの方

が利用できるようPRに努めていきたい。

2. その他質疑の対象となった事項。

少子化に対する対策について。

病院の診療科のPRについて。

県下の診療費等の順位について。

第三者行為について。

保健事業費の不用額について。

予備費の充用について。

以上のとおり、審査の対象となった事項と全会一致で原案を認定すべきものと決定したことを報告します。

(2) 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について。

1. 主な審査の対象となった事項。

老人保健への移行が段階的に70歳から75歳になったが、費用額等にどのような影響があったか。

被保険者が64名減少した。また、費用額が3,936万2,074円(2.5%)減少した。

以上のとおり、審査の対象となった事項と全会一致で原案を認定すべきものと決定したことを報告します。

(3) 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

1. 主な審査の対象となった事項。

不納欠損の内容は。

不納欠損処分は45件で83万5,500円である。死亡が6件で8万1,200円、所在不明が7件で15万6,000円、転出した者で時効(2年)が成立したものが18件で24万6,100円、支払う意思がなく時効が成立した者が14件で35万1,500円である。

滞納者の特徴は。

滞納者のほとんどが普通徴収の方で生活に困窮されている方が多い。また、他の税も同様に滞納しているケースが多い。

徴収に対してどのように努力しているか。

電話による催促、臨宅徴収の強化、未納者には分割納付の推進、65歳到達者への口座振替納付の推進等をしている。

高齢化を迎え、滞納が増加すると思うが対策は。

年金から保険料を引かれるのが一番よい方法であると思うが、現在、老齢基礎年金部分から保険料が引かれているだけである。制度の見直しの中で障害年金・遺族年金から徴収できるか、現在検討されている。

介護保険料が3,000円に値上げとなったが、町民の反応と将来的な値上げはどのように考えているか。

現在の保険料3,000円は、第2期事業計画により3カ年の給付見込みにより算出されたものである。第2期の値上げ幅は全国平均で約13%であったが、当町は約7%(200円)であったためか特別な苦情はない。

また、値上げについては、給付費が年々10~13%伸び保険料負担が増大する傾向にあるが、準備基金の活用を含め今後検討することになる。現段階では判断がつかない。

賀茂郡介護認定審査会の内容は。

賀茂郡介護認定審査会は6町村で構成されている。東伊豆町・河津町が第1合議体、南伊豆町が第2合議体、賀茂村・西伊豆町・松崎町が第3合議体である。各合議体は9名の委員で構成され全体で27名。委員は医療、福祉、保健部門から選任されている。

身体的理由等により介護保険の申請を本人ができない場合の申請方法は。

民生委員、保健師等を通してでも役場の方に相談いただければ、在宅介護支援センターの職員を派遣するので、代理で申請をしてもらうこともできる。

施設入所待機者の状況は。

現在、67名程度待機者がいる。そのほとんどの方が湯ヶ岡の郷に申し込みをしている。本年度、河津町のサンシニア河津に10名入所。また、来年1月には下田市に80床の特別養護老人ホームが完成予定であり、少しでも待機者が減少すると思う。

2. その他質疑の対象となった事項。

未済額の内容について。

保険給付費の不用額について。

湯ヶ岡の郷増床計画について。

雑入について。

以上のとおり、審査の対象となった事項と全会一致で原案を認定すべきものと決定したことを報告します。

(4) 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

1. 主な審査の対象となった事項。

財産貸付収入の中で稲取旅館組合に貸し付けている土地の面積、貸付期間はいつまでか。面積は3筆にまたがり1,261.55平方メートル、契約上の使用期間は平成15年11月1日から平成18年10月31日までである。更新については、異議がない場合には自動継続となる。

3件に土地を貸し付けているが、貸付期間と固定資産評価額が下がっている中、貸付単価は下がっているのか。

貸付期間は30年で3年ごとに見直す。貸付単価はここ数年据え置きである。

以上のとおり、審査の対象となった事項と全会一致で原案を認定すべきものと決定したことを報告します。

(5) 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について。

1. 主な審査の対象となった事項。

発生電力売電収益の中で、1キロワット当たりの売電単価は幾らか。

11円76銭である。

風力発電推進市町村全国協議会費を負担しているが、全国でどれくらいの市町村が加入しているのか。

全国で74市町村である。また、平成16年度は80市町村であり加盟数は増加している。

電力負担金の内容は。

売電と買い入れる電力に対する系統の整備の伴う工事負担金で、初年度だけのものである。

立木補償金の内容は。

伊豆森林管理署の分収林の補償になる。全体で42万6,300円であるが、そのうちの50%に当たる21万3,150円の補償。雑木で254本、桜が8本、ヒノキが52本、松が43本。道路開設のとき

の補償である。

2. その他質疑の対象となった事項。

予備費について。

以上のとおり、審査の対象となった事項と全会一致で原案を認定すべきものと決定したことを報告します。

(6) 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定について。

1. 主な審査の対象となった事項。

水道料金の未収者数と不納欠損処分した職権消除の内容は。

未収者は1,459名で、内訳は上水道で1,416名、簡易水道で43名である。また、未収金額は4,478万6,044円である。また、不納欠損処分した中で職権消除によるものが6名であるが、住民課で追跡調査したが本人の所在がつかめなかった理由による。

隔月検針となったが、メリットとデメリットは。

検針経費等の削減につながった反面、大口納付者の1期の納付額が大きくなり希望者には分割納付で対応しているが、メリット・デメリットが共存している。また、2カ月分まとめて請求されるので2期分滞納すると4カ月分滞納になってしまうデメリットもある。

料金改定については十分な調査・検討が必要であると思うが。

現在、経費削減など黒字確保に努め、料金改定をしないよう職員一丸となって努力している。それと同時に、料金改定についていろいろなシミュレーションを想定して調査・検討もしている。改定する場合、最新のデータで検討する必要がある。そして、将来の建設改良などの資金を確保することが大事である。

企業債のピークはこれから迎えると思うが、その対策は。

企業債の償還ピークは平成30年以降になる。原資は3条予算で発生する利益及び内部留保資金である。利益が余り発生せず、さらに内部留保資金も減少する場合は、建設改良を抑えて元金償還に対応しなければならない。また、さらに大規模な改良工事を行う場合、全額起債では水道会計は一層苦しくなると思う。できる限り自己資金を確保し、将来の起債償還額を減らす工夫が必要だと思う。

浄水場が耐用年数を過ぎ老朽化しているが、現状はどうか。

ポンプの能力が低下している。特に雨、濁りがあると100トンくらい減少する。また、能力とは別に昨年の災害により取水口の能力が低下している。

企業債の利率が違うが、低い利率に変更できないか。

県に相談したところ、借入先の資金運用部及び公営企業金融公庫では、水道課が借り入れしたときの利率で資金運用計画を立てており変更はできないとの回答であった。

2. その他質疑の対象となった事項。

アパート住人の滞納対策について。

給水量の見込みについて。

電気料金の季時別電気料金体系について。

以上のとおり、審査の対象となった事項と全会一致で原案を認定すべきものと決定したことを報告します。

議長(太田長八君) これより特別会計決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 私は、国保の特別会計の決算について、大綱質疑で伺いました医療費の適正化、そして効率化というふうな面でも取り組み、レセプト点検の内容と効果につきましては、先ほど委員長が朗読なさいましたことである承知はいたしましたけれども、審査の結果、458件のレセプトを再審査したという報告、その金額が174万8,300円であったと。このレセプト点検がもしなされていなければ、これは不正というか医療機関の方でそれを納入していた金額だったわけです。

その点検の結果がこういうことであったということでございますけれども、ここでお尋ねしたいのは、実際に住民負担分もございまして。その住民への返還というのは、1万円以上とかいろいろな法の関係もあることかと思いますが、その点の実情がどうであったか質疑の内容についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時55分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

8番、八代善行さん。

8番（八代善行君） 今の居山議員からの質問にお答えします。

今、居山議員が言われたことは、不正ではなく誤りであったと、それで修正してあります。そして被保険者につきましては、そういう質疑はありませんでした。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

1番、飯田龍一さん。

1番（飯田龍一君） まず1点、これは国民健康保険でございますけれども、滞納の分布の中で特に高額、200万円以上300万円未満が10世帯、300万円以上というのが1世帯あります。多分、国民健康保険ですから個人の事業所かなとは思いますが、特に高額滞納について回収の可能性はあるのかということが1点。

それから風力発電のところ、先ほどの報告の中で売電の価格が1キロワット11円76銭という数字でございますけれども、せんだっての町長の説明の中では、たしか11円30銭ということも発表の中に出てきたんですが、私の別の資料の中でも11円50銭とかということで、売電の金額はどちら辺が本当なのか。また、私ちょっと途中で聞き漏らしてはおりますが、この11円76銭の契約期間はいつまでかということもお聞きしたい。

それから最後に、の立木を伊豆森林管理署に売った中で補償が42万6,300円という形でございますけれども、そのうち雑木、桜、ヒノキ、松というふうにして伊豆森林管理署に補償を払ったと思うんですが、多分あその場所では桜は伊豆森林管理署が植えたものではないと思います。もし桜の補償をしてあるんなら、どこへ補償を支払ったのかも教えていただきたいと思っております。

以上です。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時00分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

8番、八代善行さん。

8番（八代善行君） 飯田議員の質問の風力発電の方からお答えしますと、11円76銭というのは消費税が入っています。

あと桜の8本につきましては、委員の方からそういう質疑はありませんでした。

そして大口滞納者のあれは、ちょっとプライベートな部分も含まれておりますけれども、収納課の方で大口につきましても大変努力しているのは伺いましたので、そういう詳細についてはこれに記載することはありませんでした。

以上です。

議長（太田長八君） 1番、飯田龍一さん。

1番（飯田龍一君） わかりました。

消費税の問題について私ちょっと勉強不足だったものですから、今後は消費税を含んだ形で表示がされるということで了解いたしました。

期間のことは委員長はまだお答えなっていませんけれども、以上でございます。

それから、桜のことはよく説明にはなっていませんけれども、どうしましょう。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時01分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

8番、八代善行さん。

8番（八代善行君） 今の飯田議員の桜の件と期間については委員会では質疑の対象にはなりませんので、これで報告を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定

について、議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを一括採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号 平成15年度.....

(「議長」の声あり)

議長(太田長八君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時04分

議長(太田長八君) 休憩を閉じ再開いたします。

議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定については認定することに決定いたしました。この際、3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時11分

議長(太田長八君) 休憩を閉じ再開いたします。

日程第8 議案第55号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について

日程第9 議案第56号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約について

議長(太田長八君) 日程第8 議案第55号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について、日程第9 議案第56号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約についてを一括議題といたします。

町長から順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長（片野 武君） それでは、一括上程されました議案第55号 静岡縣市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について及び議案第56号 静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を変更する規約について提案理由を申し上げます。

いずれも、市町村合併によりまして、構成団体である一部事務組合の解散及び組合名称の変更により別表を変更するものでありまして、詳細につきましては総務課長から説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 総務課長。

（総務課長 村木 脩君登壇）

総務課長（村木 脩君） それでは、ただいま提案されました議案第55号 静岡縣市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について、朗読をもって説明をさせていただきます。

静岡縣市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

静岡縣市町村職員退職手当組合規約（昭和37年静岡県指令地第1793号）の一部を次のように変更する。

別表の2 一部事務組合の項中「田方南部広域行政組合」を削り、「土肥町戸田村衛生施設組合」を「伊豆市戸田村衛生施設組合」に、「田方郡交通災害共済組合」を「田方地区交通災害共済組合」に、「御前崎町相良町学校組合」を「御前崎市・相良町学校組合」に、「相良町外3か町養老施設組合」を「相寿園管理組合」に、「相良町外2町広域施設組合」を「相良町・御前崎市広域施設組合」に改める。

附則。

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

それでは、続きまして議案第56号 静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を変更する規約について、朗読をもって説明させていただきます。

静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を変更する規約。

静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合規約（昭和44年静岡県指令地第2057号）の一部を次のように変更する。

別表の2 一部事務組合の項中「田方郡交通災害共済組合」を「田方地区交通災害共済組合」に改め、「田方南部広域行政組合」を削り、「土肥町戸田村衛生施設組合」を「伊豆市戸田村衛生施設組合」に、「御前崎町相良町学校組合」を「御前崎市・相良町学校組合」に、「相良町外3か町養老施設組合」を「相寿園管理組合」に、「相良町外2町広域施設組合」を「相良町・御前崎市広域施設組合」に改める。

附則。

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第55号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について、議案第56号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約についてを一括採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時16分

議長(太田長八君) 休憩を閉じ再開いたします。

日程第10 各常任委員会の研修計画について

議長(太田長八君) 日程第10 各常任委員会の研修計画についてを議題といたします。計画はお手元に配付したとおりであります。

各常任委員長に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております各常任委員会の研修計画については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は計画のとおり承認されました。

日程第11 南伊豆総合計算センター組合議会議員の選挙について

議長(太田長八君) 日程第11 南伊豆総合計算センター組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

先般、全員協議会で御報告させていただきましたが、関野議員から一身上の都合により南伊豆総合計算センター組合議会議員の辞任届が提出され、南伊豆総合計算センター組合議会議長において受理されました。

つきましては、後任者を選任するに当たり、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

南伊豆総合計算センター組合議会議員に、1番、飯田龍一さんを指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました飯田龍一さんを南伊豆総合計算センター組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名いたしました飯田龍一さんが南伊豆総合計算センター組合議会議員に当選されました。

当選されました飯田龍一さんが議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

なお参考までに、残任期間につきましては本日より平成17年5月19日までとなります。

日程第12 議会運営委員会所管事務調査について

議長(太田長八君) 日程第12 議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

内容としては、議会運営に関すること、会議規則・委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上の3点です。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会運営委員会所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し、平成16年第4回定例会までに調査することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。議会運営委員会所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し調査することに決定しました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時21分

議長(太田長八君) 休憩を閉じ再開いたします。

日程の追加について

議長（太田長八君） ただいま町長から、同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について、また山田議員から、発議第3号 救急医療問題等調査特別委員会の設置についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。したがって、追加日程第1 同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について、追加日程第2 発議第3号 救急医療問題等調査特別委員会の設置についてを追加日程として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任
について

議長（太田長八君） 追加日程第1 同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、ただいま提案されました同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを御説明申し上げます。

東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員に下記の者を選任することについて、東伊豆町稲取財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取1304番地。

氏名、濱田久義。

生年月日、昭和12年11月28日。

提案理由を申し上げます。

前任者が稲取漁業協同組合理事を退任されましたので、後任理事の濱田久義氏を選任させていただくものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

追加日程第2 発議第3号 救急医療問題等調査特別委員会の設置について

議長（太田長八君） 追加日程第2 発議第3号 救急医療問題等調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 発議第3号を提出をさせていただきますが、本議案につきましては、15年度決算の監査の意見書でも触れられておりましたし、先ほど行いました平成15年度の決算審査特別委員会でも付帯決議等がつけられた問題でございます。よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

発議第3号 救急医療問題等調査特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年9月24日提出。

東伊豆町議会議長、太田長八様。

提出者、東伊豆町議会議員、山田直志。

賛成者、東伊豆町議会議員、居山信子。

（提案理由）

救急医療等に関する諸問題について調査・研究をし、住民の不安解消を図るため。

次のページをお開きください。

救急医療問題等調査特別委員会の設置について。

下記のとおり、救急医療問題等調査特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1、名称、救急医療問題等調査特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第110条及び東伊豆町議会委員会条例第5条。
- 3、目的、住民の不安解消を図るため、救急医療等に関する調査・研究をする。
- 4、委員の定数、6名。
- 5、設置期間、救急医療等に関する諸問題に対し、指針が決定するまでの間。
- 6、運営経費、50万円以内。

よろしく御審議のほどお願いします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第3号 救急医療問題等調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長(太田長八君) これをもちまして本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

平成16年第3回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長い間御苦労さまでした。

閉会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____

平成十六年
第三回〔九月〕定例会

東伊豆町議会議録